

# 平成17年第1回定例会会議録

平成17年 第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期21日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6月17日	金	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
6月18日	土	休 会	（市の休日）（閉庁日）
6月19日	日		（市の休日）（日曜日）
6月20日	月	休 会	議案調査
6月21日	火		議案調査（質疑・一般質問（施政方針）通告締切）
6月22日	水	休 会	議案調査
6月23日	木	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
6月24日	金		一般質問
6月25日	土	休 会	（市の休日）（閉庁日）
6月26日	日		（市の休日）（日曜日）
6月27日	月	本 会 議	一般質問
6月28日	火		一般質問
6月29日	水	委 員 会	常任委員会 （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
6月30日	木		
7月 1日	金		
7月 2日	土	休 会	（市の休日）（閉庁日）
7月 3日	日		（市の休日）（日曜日）
7月 4日	月	委 員 会	常任委員会 （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
7月 5日	火	休 会	議事整理
7月 6日	水		議事整理
7月 7日	木	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

## 平成17年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

6月17日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号.....	81
2. 本日の会議に付した事件.....	84
3. 出席議員氏名.....	87
4. 欠席議員氏名.....	88
5. 事務局職員出席者.....	89
6. 説明のため出席した者の職氏名.....	89
7. 開 会.....	90
8. 諸般の報告.....	90
9. 開 議.....	93
10. 日程第1 会議録署名議員の指名.....	93
11. 日程第2 会期の決定.....	93
12. 日程第3 議案第23号から議案第40号まで上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	94
13. 日程第4 議案第41号から議案第62号まで上程・説明.....	103
14. 日程第5 議案第63号から議案第64号まで上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	116
15. 日程第6 議員提出議案第5号上程・説明・質疑・討論・採決.....	119
16. 日程第7 請願第1号、第2号及び陳情第1号上程.....	121
17. 日程第8 報告第1号から報告第13号まで報告.....	122
18. 日程第9 休会の議決.....	138
19. 日程通告 散会.....	139
6月18日（土曜日） 休 会	
6月19日（日曜日） 休 会	
6月20日（月曜日） 休 会	
6月21日（火曜日） 休 会	
6月22日（水曜日） 休 会	
6月23日（木曜日） 本会議	
1. 議事日程第2号.....	143

2 . 本日の会議に付した事件.....	143
3 . 出席議員氏名.....	143
4 . 欠席議員氏名.....	145
5 . 事務局職員出席者.....	145
6 . 説明のため出席した者の職氏名.....	145
7 . 開 議.....	147
8 . 日程第 1 議案第 5 0 号 平成 1 7 年度菊池市一般会計予算の訂正の件.....	147
9 . 日程第 2 質疑.....	149
( 1 ) 渡邊康雄君質疑.....	149
( 2 ) 甲斐健彦君質疑.....	157
( 3 ) 福川幸子さん質疑.....	160
10 . 日程第 3 委員会付託.....	164
11 . 日程第 4 一般質問.....	166
( 1 ) 松本登君質問.....	166
1 新総合計画策定について.....	166
企画部長 村山隆君答弁.....	169
総務部長 高本信男君答弁.....	170
( 2 ) 松本登君再質問.....	171
総務部長 高本信男君答弁.....	173
( 3 ) 松本登君再々質問.....	173
総務部長 高本信男君答弁.....	174
市長 福村三男君答弁.....	175
休 憩.....	175
開 議.....	175
( 1 ) 渡邊康雄君質問.....	175
1 新市建設計画と経済振興策について.....	176
企画部長 村山隆君答弁.....	177
総務部長 高本信男君答弁.....	179
( 2 ) 渡邊康雄君再質問.....	180
総務部長 高本信男君答弁.....	182
企画部長 村山隆君答弁.....	183
( 3 ) 渡邊康雄君再々質問.....	184
総務部長 高本信男君答弁.....	185
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	185

市長 福村三男君答弁.....	186
( 1 ) 怒留湯健蓉さん質問.....	187
1 教科書問題について.....	188
2 学校教育法75条学級について.....	189
教育長 木下昭二郎君答弁.....	190
( 2 ) 怒留湯健蓉さん再質問.....	192
教育長 木下昭二郎君答弁.....	195
( 3 ) 怒留湯健蓉さん再々質問.....	197
教育長 木下昭二郎君答弁.....	199
市長 福村三男君答弁.....	200
休 憩.....	201
開 議.....	201
( 1 ) 栃原茂樹君質問.....	201
1 市税について.....	201
2 農業振興について.....	204
総務部長 高本信男君答弁.....	204
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	205
( 2 ) 栃原茂樹君再質問.....	205
総務部長 高本信男君答弁.....	206
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	206
市長 福村三男君答弁.....	207
( 3 ) 栃原茂樹君再々質問.....	208
市長 福村三男君答弁.....	209
( 1 ) 野口和夫君質問.....	210
1 人権同和教育について.....	210
教育長 木下昭二郎君答弁.....	210
( 2 ) 野口和夫君再質問.....	211
( 1 ) 隈部忠宗君質問.....	211
1 農林業の活性化対策について.....	212
2 施政方針について.....	213
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	213
企画部長 村山隆君答弁.....	215
( 2 ) 隈部忠宗君再質問.....	216
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	217

企画部長 村山隆君答弁.....	218
( 3 ) 隈部忠宗君再々質問.....	219
市長 福村三男君答弁.....	219
休 憩.....	221
開 議.....	221
12 . 日程通告 散会.....	221
6月24日(金曜日) 本会議	
1 . 議事日程第3号.....	225
2 . 本日の会議に付した事件.....	225
3 . 出席議員氏名.....	225
4 . 欠席議員氏名.....	227
5 . 事務局職員出席者.....	227
6 . 説明のため出席した者の職氏名.....	227
7 . 開 議.....	229
8 . 日程第1 一般質問.....	229
( 1 ) 倉本義雄君質問.....	229
1 財政全般について.....	229
2 観光対策について.....	231
総務部長 高本信男君答弁.....	232
教育長 木下昭二郎君答弁.....	233
( 2 ) 倉本義雄君再質問.....	234
総務部長 高本信男君答弁.....	234
教育長 木下昭二郎君答弁.....	234
( 3 ) 倉本義雄君再々質問.....	235
教育長 木下昭二郎君答弁.....	235
市長 福村三男君答弁.....	235
( 1 ) 東政孝君質問.....	237
1 市長の選挙公約より.....	237
2 選挙結果から新市づくりは.....	237
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	240
市民部長 木下儀郎君答弁.....	242
建設部長 石原公久君答弁.....	244
総務部長 高本信男君答弁.....	244

( 2 ) 東政孝君再質問.....	245
市長 福村三男君答弁.....	247
( 1 ) 川口良郎君質問.....	248
1 事務機構及び組織のあり方について.....	248
2 施政方針について.....	249
総務部長 高本信男君答弁.....	250
( 2 ) 川口良郎君再質問.....	252
総務部長 高本信男君答弁.....	254
( 3 ) 川口良郎君再々質問.....	254
市長 福村三男君答弁.....	257
昼食休憩.....	260
開 議.....	260
( 1 ) 葛原勇次郎君質問.....	260
1 農業関係について.....	260
2 新市行政システム(組織)について.....	261
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	261
総務部長 高本信男君答弁.....	262
( 2 ) 葛原勇次郎君再質問.....	262
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	264
総務部長 高本信男君答弁.....	264
( 3 ) 葛原勇次郎君再々質問.....	265
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	266
市長 福村三男君答弁.....	267
( 1 ) 福川幸子さん質問.....	268
1 住民福祉について.....	268
2 職員の配置問題について.....	268
3 教科書問題について.....	269
市民部長 木下儀郎君答弁.....	271
総務部長 高本信男君答弁.....	272
市長 福村三男君答弁.....	272
教育長 木下昭二郎君答弁.....	272
( 2 ) 福川幸子さん再質問.....	274
市民部長 木下儀郎君答弁.....	276
総務部長 高本信男君答弁.....	276

教育長 木下昭二郎君答弁.....	276
( 3 ) 福川幸子さん再々質問.....	277
休 憩.....	277
開 議.....	277
( 1 ) 安武俊右君質問.....	277
1 生活安全防犯条例を制定する考えは.....	277
教育長 木下昭二郎君答弁.....	279
総務部長 高本信男君答弁.....	281
( 2 ) 安武俊右君再質問.....	281
総務部長 高本信男君答弁.....	281
( 1 ) 山田健二君質問.....	282
1 田島工業団地について.....	282
2 地方分権時代の行財政運営について.....	282
企画部長 村山隆君答弁.....	284
総務部長 高本信男君答弁.....	284
( 2 ) 山田健二君再質問.....	285
企画部長 村山隆君答弁.....	285
( 3 ) 山田健二君再々質問.....	286
( 1 ) 岩根孝明君質問.....	287
1 畜産振興対策について.....	287
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	288
( 2 ) 岩根孝明君再質問.....	288
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	288
( 3 ) 岩根孝明君再々質問.....	288
市長 福村三男君答弁.....	289
9 . 日程通告 散会.....	289
6月25日(土曜日) 休 会	
6月26日(日曜日) 休 会	
6月27日(月曜日) 本会議	
1 . 議事日程第4号.....	293
2 . 本日の会議に付した事件.....	293
3 . 出席議員氏名.....	293



4 . 欠席議員氏名.....	295
5 . 事務局職員出席者.....	295
6 . 説明のため出席した者の職氏名.....	295
7 . 開 議.....	297
8 . 日程第 1 一般質問.....	297
( 1 ) 外村國敏君質問.....	297
1 少子化対策について.....	297
2 小、中学校及び保育園の防犯対策について.....	299
3 身体障害者対策について.....	299
市民部長 木下儀郎君答弁.....	300
教育長 木下昭二郎君答弁.....	302
市民部長 木下儀郎君答弁.....	303
( 2 ) 外村國敏君再質問.....	303
市民部長 木下儀郎君答弁.....	306
総務部長 高本信男君答弁.....	306
休 憩.....	307
開 議.....	307
( 1 ) 甲斐健彦君質問.....	307
1 新生菊池市の町づくりをどの様に進めるのか.....	307
2 施政方針について.....	310
企画部長 村山隆君答弁.....	311
総務部長 高本信男君答弁.....	313
市民部長 木下儀郎君答弁.....	313
( 2 ) 甲斐健彦君再質問.....	314
総務部長 高本信男君答弁.....	315
市長 福村三男君答弁.....	315
( 3 ) 甲斐健彦君再々質問.....	317
市長 福村三男君答弁.....	317
昼食休憩.....	318
開 議.....	318
( 1 ) 坂井正次君質問.....	318
1 市の活性化について.....	318
総務部長 高本信男君答弁.....	321
建設部長 石原公久君答弁.....	322

企画部長 村山隆君答弁.....	323
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	324
( 2 ) 坂井正次君再質問.....	324
企画部長 村山隆君答弁.....	325
建設部長 石原公久君答弁.....	325
( 3 ) 坂井正次君再々質問.....	326
市長 福村三男君答弁.....	326
( 1 ) 坂本昭信君質問.....	327
1 工業団地誘致について.....	327
2 少子化問題について.....	327
3 役所の電話について.....	329
企画部長 村山隆君答弁.....	329
市民部長 木下儀郎君答弁.....	330
総務部長 高本信男君答弁.....	331
( 2 ) 坂本昭信君再質問.....	331
市民部長 木下儀郎君答弁.....	332
市長 福村三男君答弁.....	332
( 3 ) 坂本昭信君再々質問.....	334
市民部長 木下儀郎君答弁.....	335
休 憩.....	335
開 議.....	335
( 1 ) 樋口正博君質問.....	335
1 施政方針について.....	335
市民部長 木下儀郎君答弁.....	336
総務部長 高本信男君答弁.....	336
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	337
企画部長 村山隆君答弁.....	337
( 2 ) 樋口正博君再質問.....	338
総務部長 高本信男君答弁.....	340
企画部長 村山隆君答弁.....	341
市長 福村三男君答弁.....	341
( 3 ) 樋口正博君再々質問.....	343
総務部長 高本信男君答弁.....	343
市長 福村三男君答弁.....	343

( 1 ) 三池健治君質問.....	344
1 地域の活性化事業について.....	344
企画部長 村山隆君答弁.....	345
総務部長 高本信男君答弁.....	346
( 2 ) 三池健治君再質問.....	347
企画部長 村山隆君答弁.....	347
総務部長 高本信男君答弁.....	348
( 3 ) 三池健治君再々質問.....	348
( 1 ) 山瀬義也君質問.....	348
1 市長選挙と公職選挙法について.....	348
総務部長 高本信男君答弁.....	351
選挙管理委員会委員長 中野數馬君答弁.....	352
( 2 ) 山瀬義也君再質問.....	353
市長 福村三男君答弁.....	355
総務部長 高本信男君答弁.....	356
( 3 ) 山瀬義也君再々質問.....	357
総務部長 高本信男君答弁.....	358
市長 福村三男君答弁.....	358
9 . 日程通告 散会.....	358
6月28日(火曜日) 本会議	
1 . 議事日程第5号.....	363
2 . 本日の会議に付した事件.....	363
3 . 出席議員氏名.....	363
4 . 欠席議員氏名.....	365
5 . 事務局職員出席者.....	365
6 . 説明のため出席した者の職氏名.....	365
7 . 開 議.....	367
8 . 日程第1 一般質問.....	367
( 1 ) 二ノ文伸元君質問.....	367
1 新市における行財政改革.....	367
総務部長 高本信男君答弁.....	368
( 2 ) 二ノ文伸元君再質問.....	370
総務部長 高本信男君答弁.....	371

教育長 木下昭二郎君答弁.....	373
( 3 ) 二ノ文伸元君再々質問.....	373
総務部長 高本信男君答弁.....	375
市長 福村三男君答弁.....	376
教育長 木下昭二郎君答弁.....	378
休 憩.....	378
開 議.....	378
( 1 ) 奈田臣也君質問.....	379
1 財政の安定対策と新庁舎の建設について.....	379
2 市の産業廃棄物対策等の対応について.....	380
総務部長 高本信男君答弁.....	381
企画部長 村山隆君答弁.....	382
総務部長 高本信男君答弁.....	383
市民部長 木下儀郎君答弁.....	383
( 2 ) 奈田臣也君再質問.....	384
総務部長 高本信男君答弁.....	386
企画部長 村山隆君答弁.....	386
市民部長 木下儀郎君答弁.....	387
( 2 ) 奈田臣也君再々質問.....	387
総務部長 高本信男君答弁.....	388
市長 福村三男君答弁.....	389
昼食休憩.....	389
開 議.....	389
( 1 ) 木下雄二君質問.....	390
1 企業誘致の推進について.....	390
2 竜門ダムの今後の対策について.....	390
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	391
建設部長 石原公久君答弁.....	392
( 2 ) 木下雄二君再質問.....	393
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	394
建設部長 石原公久君答弁.....	395
総務部長 高本信男君答弁.....	395
( 3 ) 木下雄二君再々質問.....	396
市長 福村三男君答弁.....	397

( 1 ) 本田憲一君質問.....	398
1 新庁舎建設計画について.....	398
2 畜産環境対策について.....	398
市長 福村三男君答弁.....	399
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	399
( 2 ) 本田憲一君再質問.....	400
企画部長 村山隆君答弁.....	401
総務部長 高本信男君答弁.....	401
経済部長 岡崎俊裕君答弁.....	401
市長 福村三男君答弁.....	402
( 3 ) 本田憲一君再々質問.....	403
市長 福村三男君答弁.....	404
9 . 日程通告 散会.....	405
6月29日(水曜日)	
6月30日(木曜日)	
7月 1日(金曜日)	
7月 2日(土曜日)	
7月 3日(日曜日)	
7月 4日(月曜日)	
7月 5日(火曜日)	
7月 6日(水曜日)	
7月7日(木曜日)	
1 . 議事日程第6号.....	409
2 . 本日の会議に付した事件.....	410
3 . 出席議員氏名.....	411
4 . 欠席議員氏名.....	413
5 . 事務局職員出席者.....	413
6 . 説明のため出席した者の職氏名.....	413
7 . 開 議.....	415
8 . 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決.....	415
・総務常任委員長報告.....	415
・文教厚生常任委員長報告.....	417

・ 経済常任委員長報告.....	420
・ 建設常任委員長報告.....	424
質 疑.....	426
( 1 ) 中原繁君質疑.....	426
( 2 ) 甲斐健彦君質疑.....	429
休 憩.....	431
開 議.....	431
( 3 ) 坂本正弘君質疑.....	432
休 憩.....	435
開 議.....	435
討 論.....	435
採 決.....	441
休 憩.....	442
開 議.....	442
9 . 日程第 2 議事第 1 1 号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について...	443
10 . 日程第 3 議事第 1 2 号 新庁舎建設検討特別委員会の設置について.....	444
11 . 日程第 4 議事第 1 3 号 政治理論条例策定特別委員会の設置について.....	445
12 . 日程第 5 意見書案第 1 号 地方六団体改革の早期実現に関する意見書の 提出について上程・説明・質疑・討論・採決.....	446
13 . 日程第 6 意見書案第 2 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提 出について上程・説明・質疑・討論・採決.....	448
14 . 日程第 7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について.....	450
採 決.....	451
15 . 追加議事日程 ( 第 6 号の追加 1 ) .....	451
日程第 1 議案第 6 5 号上程・説明・質疑・討論・採決.....	451
日程第 2 議案第 6 6 号上程・説明・質疑・討論・採決.....	452
日程第 3 議案第 6 7 号及び議案第 6 8 号一括上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	454
日程第 4 議案第 6 9 号から議案第 7 3 号まで一括上程 説明 質疑 討論 採決.....	455
日程第 5 議案第 7 4 号から議案第 7 6 号まで一括上程 説明 質疑 討論 採決.....	457
日程第 6 議案第 7 7 号から議案第 8 1 号まで一括上程 説明 質疑 討論 採決.....	459

日程第 7	意見書案第 3 号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し B S E の万全な対策を求める」意見書の提出について上程・説明・質疑・ 討論・採決.....	461
日程第 8	意見書案第 4 号「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求める 意見書の提出について上程・説明・質疑・討論・採決.....	464
16 . 閉 会.....		466

第 1 号

6 月 1 7 日



# 平成17年第1回菊池市議会定例会

## 議事日程 第1号

平成17年6月17日(金曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第23号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度菊池市一般会計暫定補正予算)
- 議案第24号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度菊池市国民健康保険事業特別会計暫定補正予算)
- 議案第25号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度菊池市介護保険事業特別会計暫定補正予算)
- 議案第26号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度菊池市簡易水道事業等特別会計暫定補正予算)
- 議案第27号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算)
- 議案第28号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成16年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計暫定補正予算)
- 議案第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市一般会計暫定予算)
- 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計暫定予算)
- 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計暫定予算)
- 議案第32号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市介護保険事業特別会計暫定予算)
- 議案第33号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計暫定予算)
- 議案第34号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

- (平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計暫定予算)
- 議案第35号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算)
- 議案第36号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計暫定予算)
- 議案第37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計暫定予算)
- 議案第38号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計暫定予算)
- 議案第39号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市水道事業会計暫定予算)
- 議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計暫定補正予算)

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 第4 議案第41号 菊池市総合計画策定審議会条例の制定について
- 議案第42号 菊池市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 議案第43号 菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘財政調整基金条例の制定について
- 議案第44号 菊池市学校規模適正化審議会条例の制定について
- 議案第45号 菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 平成17年度菊池市一般会計予算
- 議案第51号 平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第52号 平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
- 議案第53号 平成17年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第54号 平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第55号 平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計予算

- 議案第 56 号 平成 17 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 57 号 平成 17 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 58 号 平成 17 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 59 号 平成 17 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第 60 号 平成 17 年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第 61 号 菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 62 号 市町の境界変更について

まで一括上程・説明

- 第 5 議案第 63 号 菊池広域連合規約の一部変更について
- 議案第 64 号 菊池南部清掃組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 6 議員提出議案第 5 号 専決処分事項の指定について

上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 7 請願第 1 号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSE の万全な対策を求める」請願書
- 請願第 2 号 「人権侵害救済に関する法律」の制定に関する請願
- 陳情第 1 号 「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しないことを求める陳情書

- 第 8 行政報告について

- 報告第 1 号 継続費繰越の報告について
- 報告第 2 号 繰越明許費繰越の報告について
- 報告第 3 号 菊池市土地開発公社経営状況報告について
- 報告第 4 号 七城町土地開発公社経営状況報告について
- 報告第 5 号 泗水町土地開発公社経営状況報告について
- 報告第 6 号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
- 報告第 7 号 有限会社ファーム菊池経営状況報告について
- 報告第 8 号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について
- 報告第 9 号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について
- 報告第 10 号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
- 報告第 11 号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
- 報告第 12 号 株式会社四季の里・旭志経営状況報告について
- 報告第 13 号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

- 第 9 休会の議決

-----  
本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第23号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成16年度菊池市一般会計暫定補正予算)

議案第24号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成16年度菊池市国民健康保険事業特別会計暫定補正予算)

議案第25号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成16年度菊池市介護保険事業特別会計暫定補正予算)

議案第26号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成16年度菊池市簡易水道事業等特別会計暫定補正予算)

議案第27号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成16年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算)

議案第28号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成16年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計暫定補正予算)

議案第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成17年度菊池市一般会計暫定予算)

議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計暫定予算)

議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計暫定予算)

議案第32号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成17年度菊池市介護保険事業特別会計暫定予算)

議案第33号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計暫定予算)

議案第34号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計暫定予算)

議案第35号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計

暫定予算)

- 議案第36号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計暫定予算)
- 議案第37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計暫定予算)
- 議案第38号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計暫定予算)
- 議案第39号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市水道事業会計暫定予算)
- 議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計暫定補正予算)

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第4 議案第41号 菊池市総合計画策定審議会条例の制定について
- 議案第42号 菊池市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 議案第43号 菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘財政調整基金条例の制定について
- 議案第44号 菊池市学校規模適正化審議会条例の制定について
- 議案第45号 菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 平成17年度菊池市一般会計予算
- 議案第51号 平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第52号 平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
- 議案第53号 平成17年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第54号 平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算

- 議案第 5 5 号 平成 1 7 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 6 号 平成 1 7 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 7 号 平成 1 7 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 5 8 号 平成 1 7 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 5 9 号 平成 1 7 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第 6 0 号 平成 1 7 年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第 6 1 号 菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 2 号 市町の境界変更について

まで一括上程・説明

日程第 5 議案第 6 3 号 菊池広域連合規約の一部変更について

議案第 6 4 号 菊池南部清掃組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 6 議員提出議案第 5 号 専決処分事項の指定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 7 請願第 1 号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求める」請願書

請願第 2 号 「人権侵害救済に関する法律」の制定に関する請願

陳情第 1 号 「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しないことを求める陳情書

日程第 8 行政報告について

報告第 1 号 継続費繰越の報告について

報告第 2 号 繰越明許費繰越の報告について

報告第 3 号 菊池市土地開発公社経営状況報告について

報告第 4 号 七城町土地開発公社経営状況報告について

報告第 5 号 泗水町土地開発公社経営状況報告について

報告第 6 号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

報告第 7 号 有限会社ファーム菊池経営状況報告について

報告第 8 号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について

報告第 9 号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について

報告第 1 0 号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第 1 1 号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第12号 株式会社四季の里・旭志経営状況報告について

報告第13号 有限会社有朋の里洒水経営状況報告について

日程第9 休会の議決

---

出席議員（59名）

1番	山田健二君
2番	倉本義雄君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
19番	河島秀逸君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん
22番	坂井正次君
23番	森隆博君
24番	山瀬義也君
25番	本田憲一君
26番	栗原康敏君
27番	渡邊康雄君
28番	栃原茂樹君
29番	青木積君

30番	坂田公弘君
31番	野口和夫君
32番	牧野洋一君
33番	松本登君
34番	森俊二君
35番	中原泉君
36番	松本隆幸君
37番	坂本正弘君
38番	石本利治君
39番	上田巖君
40番	水元征雄君
41番	東政孝君
42番	中山和幸君
43番	工藤恭一君
44番	木村末弘君
45番	岩下満州子さん
46番	笠愛一郎君
47番	中原繁君
48番	出口サチコさん
49番	荒木建令君
50番	境和則君
51番	森田精一君
52番	福島利徳君
53番	工藤道昭君
54番	甲斐健彦君
55番	北田彰君
56番	外村國敏君
57番	久川知一君
58番	徳永隆義君
59番	横田輝雄君

-----

欠席議員（なし）

-----



事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事課 長	春木 義臣 君
議事係 長	城 主一 君
議事係 参事	吉野 幸子 さん

-----

説明のため出席した者

市 長	福村 三男 君
収入役職務代理者	川口 齋子 さん
総務部 長	高本 信男 君
企画部 長	村山 隆 君
市民部 長	木下 儀郎 君
経済部 長	岡崎 俊裕 君
建設部 長	石原 公久 君
菊池総合支所 長	城 直輝 君
七城総合支所 長	平野 國臣 君
旭志総合支所 長	稲葉 公博 君
泗水総合支所 長	井手 政寛 君
建設部総括審議員	松岡 隆 君
企画部主席審議員	友田 豊和 君
財政課 長	川上 憲誠 君
職員課 長	松永 完一 君
教 育 長	木下 昭二郎 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局 長	中村 鉄男 君
農業委員会事務局 長	五島 千秋 君
水道局 長	後藤 定 君
監査委員会事務局 長	山口 正司 君

午前10時00分 開会

-----  
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は59名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成17年第1回菊池市議会定例会を開会します。

-----  
議長（北田 彰君） ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

4月6日に熊本県市議会議長会が八代市で開催されました。4月21日に第80回九州市議会議長会定期総会が鹿児島市において開催されました。5月24日に第34回全国温泉所在都市市議会議長協議会総会並びに熊本県市議会議長会、25日に第81回全国市議会議長会定期総会が東京都において開催されましたので報告します。その概要については、お手元に配布しております議長報告書により、ご了承願いたいと思います。

ここで、第81回全国市議会議長会定期総会において、甲斐健彦君、森田精一君、荒木建令君が市議会議員として20年、市政の発展に努められ、その功績に対し、全国市議会議長会会長名で表彰の栄に浴されましたにので、ご報告申し上げますとともに、心からお喜び申し上げます。

ただいまから、永年勤続の表彰状の伝達並びに菊池市からの感謝状の贈呈を行います。受賞者の方々は、前へお進みください。

表彰状

菊池市

甲斐 健彦殿

あなたは市議会議員として二十年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第八十一回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

平成十七年五月二十五日

全国市議会議長会

会長 国松 誠

藤沢市議会議長

表彰状

菊池市

森田 精一殿

あなたは市議会議員として二十年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第八十一回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

平成十七年五月二十五日

全国市議会議長会

会長 国松 誠

藤沢市議会議長

表彰状

菊池市

荒木 建令殿

あなたは市議会議員として二十年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第八十一回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

平成十七年五月二十五日

全国市議会議長会

会長 国松 誠

藤沢市議会議長

感謝状

市議会議員

甲斐 健彦様

あなたは菊池市議会議員として二十年の間地方行政の経験をもって市政の発展に努められその功績はきわめて顕著であります  
よってここに長年の功績を讃え感謝の意を表します

平成十七年六月十七日

菊池市長

福村 三男

感謝状

市議会議員

森田 精一様

あなたは菊池市議会議員として二十年の間地方行政の経験をもって市政の発展に努められその功績はきわめて顕著であります  
よってここに長年の功績を讃え感謝の意を表します

平成十七年六月十七日

菊池市長

福村 三男

感謝状

市議会議員

荒木 建令様

あなたは菊池市議会議員として二十年の間地方行政の経験をもって市政の発展に努められその功績はきわめて顕著であります  
よってここに長年の功績を讃え感謝の意を表します

平成十七年六月十七日

菊池市長

福村 三男

議長（北田 彰君） 次に、第80回九州市議会議長会定期総会におきまして、横田輝雄君が九州市議会議長会理事として会務運営に尽くされた功績に対し九州市議会議長会会長名で感謝状が送られましたので、ご報告しますとともに心からお喜び申し上げます。

ここで、感謝状の贈呈を行いたいと思いますので、前へお進みください。

<p>感謝状</p> <p>菊池市 横田 輝雄 殿</p> <p>あなたは九州市議会議長会理事として会務運営の重責にあたられその使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがあります</p> <p>よって第八十回定期総会にあたり深甚なる感謝の意を表します</p> <p>平成十七年四月二十一日</p> <p>九州市議会議長会 会長 上門 秀彦</p>
---

-----  
午前10時08分 開議

議長（北田 彰君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、樋口正博君、及び二ノ文伸元君を指名します。

-----  
日程第2 会期の決定

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、去る6月10日の議会運営委員会におきまして、本日から7月7日までの21日間とすることに結論をみておりますが、これに

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から7月7日までの21日間と決定しました。

-----  
日程第3 議案第23号から議案第40号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決  
議長（北田 彰君） 次に、日程第3 議案第23号から議案第40号までの18議案について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） おはようございます。議案第23号から議案第40号につきまして、議案の説明をいたします。この議案は、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

まず、議案その1をお願いいたします。議案その1、議案第23号から議案第28号までの6議案は、平成16年度各会計の暫定予算の補正でございます。3月29日に行われました平成17年第1回臨時会で報告し、承認をいただきました各会計の暫定予算に補正の必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容を説明いたします。

1ページをお願いいたします。議案第23号は、専決第20号、平成16年度菊池市一般会計暫定補正予算でございます。今回の補正は、暫定予算を執行する中で、さらに精査した結果、各項目に増額の補正が必要となり、行うものでございます。

4ページ、一般会計暫定補正予算第1号でございます。歳入歳出暫定予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,201万4,000円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ79億2,895万8,000円とするものでございます。

事項別明細書で、主なものを説明いたします。

9ページ、歳入です。款18、繰入金、目1、財政調整基金繰入金5億4,111万4,000円の補正は、補正の財源として充てるものでございます。款21、市債、目2、総務費90万円の補正は、減税補てん債の追加でございます。

10ページが歳出でございます。款2、総務費、目1、一般管理費507万7,000円の補正は、勸奨退職者による一般職退職手当組合負担金でございます。款

4、衛生費、目4、環境衛生総務費699万4,000円の補正は、地域生活排水事業特別会計の一時借入金の返済に伴う、当事業特別会計の繰出金でございます。款7、土木費、目3、道路橋りょう新設改良費3,332万1,000円の補正は、各節について精査の上、補正をお願いするものでございます。目2、特別会計繰出金費4,662万2,000円の補正は、特定環境保全公共下水道事業特別会計の一時借入金の返済に伴う、当事業特別会計への繰出金でございます。款12、諸支出金、目1、旧団体借入金返済金4億5,000万円の補正は、一時借入金の返済に伴う補てん金でございます。

6ページに戻っていただきまして、第2表、繰越明許費補正、追加でございます。泗水総合支所駐車場整備事業887万円を追加するものでございます。第2表、繰越明許費補正、変更は、道路新設改良事業の限度額を2億957万3,000円に変更するものでございます。

7ページ、第3表、地方債補正変更は、減税補てん債の限度額に90万円を補正し、限度額を3億1,570万円とするものでございます。

以上、議案第23号の説明でした。

13ページをお願いします。

議案第24号は、専決第21号、平成16年度菊池市国民健康保険事業特別会計暫定補正予算でございます。今回の補正は、一時借入金の返済に伴う予算の組み替えでございます。

16ページが国民健康保険事業特別会計暫定補正予算でございます。

19ページが歳出です。款9、諸支出金、目1、旧団体借入金返済金に5億円を補正し、款10、予備費、目1、予備費5億円を減額補正するものでございます。

以上が、議案第24号の説明でした。

次に、21ページをお願いいたします。議案第25号は、専決第22号、平成16年度菊池市介護保険事業等特別会計暫定補正予算でございます。今回の補正は、一時借入金の返済に伴う予算の組み替えでございます。

24ページ、暫定補正予算でございます。

27ページが歳出でございます。款6、諸支出金、目1、旧団体借入金返済金に1億円を補正し、款8、予備費、目1、予備費1億円を減額補正するものでございます。

以上が、議案第25号の説明でした。

次に、29ページをお願いいたします。議案第26号は、専決第23号、平成16年度菊池市簡易水道事業等特別会計暫定補正予算でございます。今回の補正は、一時借入金の返済に伴う予算の組み替えでございます。

32ページが暫定補正予算でございます。

35ページ、歳出です。款3、予備費、目1、予備費1億2,000万円を減額補正し、款4、諸支出金、目1、旧団体借入金返済金を1億2,000万円補正するものでございます。

以上が、議案第26号の説明でした。

37ページをお願いします。議案第27号は、専決第24号、平成16年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算でございます。今回の補正は、一時借入金の返済に伴う繰入金の補正と、予算の組み替えでございます。

40ページが暫定補正予算でございます。

歳入歳出暫定予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,662万2,000円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億6,768万4,000円とするものでございます。

43ページ、歳入です。款5、繰入金、目1、一般会計繰入金4,662万2,000円の補正は、返済金の財源に充てる一般会計繰入金でございます。

次に、歳出です。款2、諸支出金、目1、旧団体借入金返済金2億円の補正は、返済金に充てるものでございます。款4、予備費、目1、予備費1億5,337万8,000円の減額補正は、返済金の財源として充てるものでございます。

以上が、議案第27号の説明でした。

次に、45ページをお願いいたします。議案第28号は、専決第25号、平成16年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計暫定補正予算でございます。今回の補正は、一時借入金の返済に伴う繰入金の補正と、予算の組み替えでございます。

48ページが暫定補正予算でございます。

歳入歳出暫定予算の総額に、歳入歳出それぞれ699万4,000円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,301万5,000円とするものでございます。

51ページ、歳入です。款5、繰入金、目3、一般会計繰入金699万4,000円の補正は、返済の財源として充てる繰入金でございます。

次に、歳出です。款3、予備費、目1、予備費2,806万6,000円の減額補正は、返済金の財源として充てるものでございます。款4、諸支出金、目1、旧団体借入金返済金に3,500万円の補正は、返済金として充てるものでございます。

以上が、議案第28号の説明でした。

次に、179ページをお願いいたします。失礼しました。次に、議案第29号から議案第40号までの12議案は、平成17年度各会計の暫定予算並びに暫定補正



予算でございます。

合併に伴いまして、市長が不在のために、17年度の各会計の予算につきましては、地方自治法施行令第2条の規定に基づき、市長職務執行者が暫定予算を調整し、これを執行するものとされています。よって、各会計の予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。各会計の暫定予算の編成にあたっては、当初予算の範囲内で、その期間は4月1日から7月31日までとし、この期間に必要とされる最小限の経費を計上いたしました。すなわち、人件費、扶助費等の義務的経費をはじめ、通常事務事業及び施設管理費等の経常経費並びに合併を円滑に進めるための合併関連経費を主体に編成いたしました。したがって、投資的経費、政策的経費及び新規事業は除くとともに、新市建設計画に掲げている事業についても計上をいたしておりません。

ただいま申し上げましたことを基本といたしまして調整し、編成したものでございます。

それでは、各会計の総額につきまして説明をさせていただきます。

議案その1のあとに添付しています、平成17年度菊池市暫定予算書をお願いいたします。17年度の菊池市暫定予算書でございます。

暫定予算書の1ページでございます。

議案第29号は、専決第26号で、平成17年度菊池市一般会計暫定予算でございます。

3ページで、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,774万2,000円と定めております。また、一時借入金の借入の最高額は10億円と定めております。

8ページをお願いいたします。第2表、継続費は、小川記念館建設事業及び小川基金振興事業、総額10億507万円。16年度から17年度の継続で、年割額は記載のとおりでございます。また、ウォーキングトレイル事業、総額2億8,595万9,000円。16年度から17年度の継続で、年割額は記載のとおりでございます。

9ページ以降が予算の説明書となっております。

以上が、議案第29号の説明でした。

次に、179ページをお願いいたします。議案第30号は、専決第27号で、平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計暫定予算でございます。

181ページで、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億3,784万3,000円と定めております。また、一時借入金の借入の最高額は2億円と

定めております。

185ページ以降が予算の説明書となっております。

以上が、議案第30号の説明でした。

次に、207ページをお願いします。議案第31号は、専決第28号で、平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計暫定予算でございます。

209ページで、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ25億2,980万8,000円と定めております。

213ページ以降が予算の説明書となっております。

以上が、議案第31号の説明でした。

次に、223ページをお願いします。議案第32号は、専決第29号で、平成17年度菊池市介護保険事業特別会計暫定予算でございます。

225ページで、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億5,579万3,000円と定めております。また、一時借入金の借入最高額は2億円と定めております。

229ページ以降が予算の説明書となっております。

以上が、議案第32号の説明でした。

次に、243ページをお願いします。議案第33号は、専決第30号で、平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計暫定予算でございます。

245ページで、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,214万8,000円と定めております。また、一時借入金の借入最高額は1億円と定めております。

249ページ以降が予算の説明書となっております。

以上が、議案第33号の説明でした。

次に、259ページをお願いします。議案第34号は、専決第31号で、平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計暫定予算でございます。

261ページで、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,838万2,000円と定めております。また、一時借入金の借入の最高額は10億円と定めております。

265ページ以降は、予算の説明書となっております。

以上が、議案第34号の説明でした。

次に、277ページをお願いします。議案第35号は、専決第32号で、平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算でございます。

279ページで、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,392万3,000円と定めております。また、一時借入金の借入の最高額は3億円と定めてお

ります。

283ページ以降は、予算の説明書となっております。

以上が、議案第35号の説明でした。

次に、293ページをお願いします。議案第36号は、専決第33号で、平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計暫定予算でございます。

295ページで、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,358万4,000円と定めております。また、一時借入金の借入の最高額は2,000万円と定めております。

299ページ以降は、予算の説明書となっております。

以上が、議案第36号の説明でした。

次に、309ページをお願いします。議案第37号は、専決第34号で、平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計暫定予算でございます。

311ページで、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,011万4,000円と定めています。一時借入金の借入の最高額は5,000万円と定めております。

315ページ以降が、予算の説明書となっております。

以上、議案第37号の説明でした。

次に、325ページをお願いします。議案第38号は、専決第35号で、平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計暫定予算でございます。

327ページで、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億6,902万3,000円と定めております。

331ページ以降が予算の説明書となっております。

以上が、議案第33号の説明でした。

次に、議案その1をお願いいたします。

議案その1の、暫定予算書の前に付いておるかと思えます、議案その1、73ページをお願いいたします。

議案その1、73ページ、議案第39号は、専決第36号で、平成17年度菊池市水道事業会計暫定予算でございます。

76ページで、収益的支出総額7,171万3,000円、資本的支出総額2,371万6,000円となっております。

77ページで一時借入金の限度額を1,000万円と定めております。

78ページが実施計画、81ページが資金計画、82ページ以降が付属資料となっておりますので、ご参照してください。

以上が、議案第39号の説明でした。

次に、91ページをお願いいたします。議案第40号は、専決第37号で、平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計暫定補正予算でございます。今回の補正は、5月16日に開催されました議会全員協議会で説明いたしました、公共下水道事業特別会計の繰上充用にかかる補正でございます。

平成16年度の同会計において、歳入が歳出に対して不足いたしますので、不足する額を、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成17年度予算より繰上充用するものでございます。

94ページで、歳入歳出暫定予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億6,185万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億8,023万8,000円とするものでございます。

97ページ、歳入でございます。款7、諸収入、目3、歳入欠かん補てん収入5億6,185万6,000円の補正は、歳入欠かん補填収入でございます。

次に、歳出です。款4、前年度繰上充用金、目1、同じく前年度繰上充用金5億6,185万6,000円の補正は、前年度繰上充用金としての補てん金でございます。

以上、議案第40号の説明でした。

これで、議案第23号から議案第40号までの専決処分の報告及び承認を求めることについての説明を終わります。

議長（北田 彰君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、渡邊康雄君。

（渡邊康雄君） 皆さん、おはようございます。

あんまり多いものだから、質疑するところがわからんごつなりまして。質疑をさせていただきます、これは何ページかな、菊池市一般会計暫定予算ですね、専決第26号、平成17年度菊池市一般会計暫定予算の中で、継続費について、ご質問をさせていただきます。

この款2総務費、項1総務管理費、小川記念館建設事業及び小川基金振興事業ですね。これと款7土木費、項2道路橋梁費、ウォーキングトレイル事業、これで専決ということで処理されるわけなんです、たしかにこの2件については、合併の当初、合併前の協議事項として議会は承認してきております。ただ、その後、この2件についてはいろいろな意見、いろいろな話が聞こえてまいります。特に小川基金の問題については、寄附者の遺族から、市長宛に内容証明書か何か知りませんが、箱物についての予算執行については、異議が申し出られておるとか、あるいはウォーキングトレイルについては、見るからに我々もどうもあそこにこういうのが

どういう形でどういうふうに承認されたか。要するに、合併前までには我々はよくはわからなかったんですけども、合併して考えてみると、これは継続費として、専決で決めてそれはいいものかどうか。もうちょっと議会で審議されるべきものではないのかということをお尋ねいたしたいと思います。

それから、付け加えますが、もしこれを専決として我々が承認した場合に、今後、お前たちは議会は承認したじゃないかと、何も文句言うなというようなことになりかねはしないのか。そのことについてお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） はい、総務部長、高本君。

総務部長（高本信男君） 議案第23号の第2表、繰越明許費の質疑に対して、お答えいたします。

まず、小川記念館建設事業及び小川基金振興事業でございますけども、ただいま議員ご指摘のとおり、当初の寄附者でございますか、その方の親族の方から、いろいろと申し出があっておるのは事実でございます。それにつきましては、最初の思い等のいろいろな行き違いがあるようでございますので、現在、執行部の方で整理をさせていただいておりますし、整理ができるということで進めておりますので、整理ができ次第、進めていくということで繰り越したものでございます。

また、2番目のウォーキングトレイル事業につきましても、繰越をしておりますけども、これにつきましてもいろいろな理由がございます。管理者であります河川との24条、26条の協議等で、相当の期間が要したということで、それを取り返すために、現在努力しておりますし、問題につきましても、それぞれ整理しておりますので、規定によりまして、専決処分をし、平成17年度の事業として取り組むものでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） はい、渡邊議員。

（渡邊康雄君） 再質疑をさせていただきますが、ただいまのご答弁では、要するにまだ小川基金については遺族の方とお話し合いを続けていると。現在は継続中で、いろいろないきさつの違いがあったというご答弁だったと思うんですが、これが話がつかなかったときに、議会はこれを認めておったじゃないかということになってですね、そういうことであっては困るわけでございまして、その見通しはつくということでございましょうけど、結論は出るということでございましょうけれども、つかわなかったときどうするのかということに対して、お答えをお願いしたいと思います。

それから、この土木費についてはですね、もうちょっと詳細にですね、議会に報

告していただいた方がですね、我々としてもこれを認めるについてはですね、やはりもっと情報を開示していただかないと、ただどこかの新聞に書いてあったようなことですね、我々も判断するわけにはいかんし、またそういう情報があるにも関わらず、そのまま、はい、そうでございますか承認するというわけには私はいかない問題じゃないかと思いますが、その見通しについてですね、今後、これがどういうふうな形で解決されるのか、もう少し詳しく情報を提供していただきたいと、そういうふうに思います。

議長（北田 彰君） はい、総務部長、高本信男君。

総務部長（高本信男君） 再質疑にお答えをいたします。

まず、小川基金の問題ですけれども、現在、先ほども申しましたように、相手方と誠意をもって交渉しておりますし、解決をしなくちゃなりません。ただ、この基金につきましては、一般寄附ですか、寄附の目的といたしましては、菊池市がその目的のために自由に使っていいといいですか、それはそれでいいんですけども、相手の思いとの違いがあるということでございますので、十分ご説明を申し上げまして、進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、ウォーキングトレイル事業につきましても、この経緯につきましては、所管委員会では十分説明資料を持っておりますので、納得のいくような説明ができるというように確信をいたしておりますので、ぜひ承認をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北田 彰君） はい、渡邊議員。急いでください。

（渡邊康雄君） 再々質疑をさせていただきます。

所管委員会には資料を提供しますということでございますけど、これは専決でございます。専決案件です。常任委員会に付託するわけでも何でもないわけです。今出されるべきじゃないかと私はと思いますが、いかがでございましょうか。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

総務部長（高本信男君） 再々質疑にお答えいたします。

専決処分をいたしまして、私どもとしてはもう既に進めておりますので、それに間違いはないという確信を持っております。その経過につきまして、所管委員会でご説明をするということでございまして、その資料につきましても、当然、議員さんたちにも差し上げたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 23号から議案第 40号までの 18 議案については、会議規則第 37 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 23号から議案第 40号までの 18 議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23号から議案第 40号までの 18 議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

-----  
日程第 4 議案第 41号から議案第 62号まで一括上程・説明

議長（北田 彰君） 次に、日程第 4、議案第 41号から議案第 62号までの 22 議案について、一括議題とします。

提出者の提案理由及び施政方針について説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

市長（福村三男君） おはようございます。

本日、平成 17 年第 1 回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまは、第 1 回臨時会後の専決処分につきまして、ご承認をいただき、あり

がございました。

本定例会の会期につきましては、本日から7月7日までの21日間と、大変長期にわたりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

平成17年3月22日をもって、めでたく新菊池市が誕生しましたことは、市民の皆様及び議員各位のご理解とご協力の賜物であると、心から感謝と敬意を表すものでございます。新市がスタートしまして約3カ月が経過しました。その間、何のトラブルもなく、スムーズな新体制での行政運営が行われてきましたことは、市民の皆様、石井菊池市長職務執行者、議会の皆様、そして職員が一丸となって行政運営、新体制づくりに取り組まれた結果であると、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、私は、去る4月24日の市長選挙におきまして、多くの市民の皆様の支持を得、市長に当選させていただきました。市民の皆様の新市に対する熱い思いを胸に、議会の皆様とともに新しいまちづくりに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

ここで、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は、選挙期間中に新市の基本理念である、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」を皆様方市民と共に目指し、菊池市に住みたい、そしてまた住んでみたいと、よかったと思う市政を推進することを命題にしまして、6つの公約を掲げてまいりました。

1つ目に、農林業の活性化。2つ目に、きめ細やかな福祉。3つ目に、教育文化の郷づくり。4つ目に、商工業活性化、観光産業の振興。5つ目に、生活基盤の整備。6つ目に、各種大会や祭を通しての市民の融和協調でございます。

まず、農林業の活性化につきましては、認定農業者の育成、女性農業者の地位の向上、畜産環境への対応など、農業後継者が夢を持てる施策、「農業いきいき特区」を活用しました、遊休農地の活用と、グリーンツーリズムの推進。生産者との連携により、農林畜産物のブランド化、国際競争に適應できる地域木材の流通活性化を展開してまいりたいと考えております。

次に、きめ細やかな福祉につきましては、地域における子育て支援、障害福祉の充実、少子高齢化社会に対応する医療体制、特に小児科救急医療体制の充実強化と、老人福祉施設の充実を図ってまいります。

次に、教育文化の郷づくりににつきましては、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校の連携や、児童生徒の非行・悩み解決のための心の相談室の設置、地域公民館での世代間交流事業などの就学前及び学校教育の環境整備と生涯学習の充実、男女共同参画社会や、お互いが大切にされるまちづくりの推進、地域活動リーダーの育



成による田園文化とスポーツ振興を展開してまいります。

次に、商工業、観光産業の振興につきましては、子ども参加型のイベント開催や、地域通貨の実施により、地元商店街の活性化と利用促進、工業団地への企業誘致と立地企業振興による雇用の場の確保。自然を活かした新たな観光資源の発掘と、温泉やホテルなどの既存資源、竜門ダム、孔子公園などの既存施設の整備と有効活用。韓国・中国との国際交流を通じた、観光都市の実現を推進してまいります。

次に、生活基盤の整備につきましては、地域の特性にあった上下水道の整備促進、一般廃棄物のごみ対策や、リサイクルセンターの検討などのごみ問題、国道325号の4車線化及び国道387号の整備促進や、旧市町村間、各総合支所間のアクセス道路の整備など、幹線道路の整備を積極的に進めてまいります。

次に、市民の融和と協調につきましては、市民の皆様と共に、新市をつくりあげるために各種スポーツ大会、イベント、祭などを開催することにより、市民の皆様の心の一体化を推進してまいります。

このほかに、合併前からの課題で、産業廃棄物処分場問題の早期解決、国際感覚を持つ人材の育成、国際交流がもたらす観光客の増加による経済効果の拡大を目指し、引き続き、施策を展開してまいります。

次に、合併時の課題としての、固定資産税や国保税等の税率均一化につきましては、市民の皆様の不公平感を払拭するために、早急に税率の統一に取り組んでまいります。

最後に、これまで述べてまいりました、所信の具体化につきましては、平成17年度で策定します、菊池市総合計画でお示ししたいと考えております。

平成16年度に策定された新市建設計画に基づき、中長期的な視点から、より具体化した施策として策定してまいります。

それではここで、平成17年度の予算編成について、述べさせていただきます。

わが国の経済は、緩やかな回復傾向にあるものの、国と地方自治体をあわせた、長期債務残高は増加を続けており、国の三位一体の改革による国庫補助金のスリム化、負担金の交付金化に伴う税源移譲に伴い、地方交付税も減となり、改革に伴う痛みが危惧されます。

このような中で、市税のうち、個人及び法人市民税は地域経済が依然、低迷しており、15億2,600万円を見込んでおります。

次に、市税で最も大きなウェイトを占める固定資産税は、家屋の新增築などを勘案しながら、26億3,700万円を見込んでおります。軽自動車税は、近年の需要の動向を勘案し、1億500万円。市たばこ税は健康志向による喫煙者の減少等

が予想され、2億9,400万円。入湯税は一般公衆浴場への申請替えにより、課税免除の増加によりまして、2,100万円。市税全体では、45億8,300万円を見込んでおります。また、地方交付税については、旧4市町村の過去3カ年間の動向と、合併算定替えにより、72億2,500万円を見込んでおり、税源不足分の一部は、臨時財政対策債8億円の発行により、補てんされます。国庫支出金は、スリム化、交付金化により、23億2,700万円。県支出金も同様に、13億4,300万円が見込まれ、市債については、合併特例債の活用により、23億4,300万円となり、起債残高は平成17年度末、276億6,800万円となる予定です。

一方、歳出面におきましては、新市建設計画に基づき、旧4市町村間の均衡を考慮しながら、緊急性、必要性の高い事業を優先し、限られた財源を重点的に配分し、有効に活用できるよう編成したところでございます。

このような基本的な考え方によって編成した、平成17年度予算規模は、一般会計233億5,300万円、特別会計188億2,300万円、企業会計7億7,300万円、合計429億4,900万円となっております。

ここで、平成17年度の主要施策について述べてまいります。

新菊池市の総合計画につきましては、合併協議会で策定した、新市建設計画を引き継ぎ、今後10年間のまちづくりの指針となる基本構想、また今後5年間の施策等をより具体化した前期基本計画を策定してまいります。総合計画における新たな取り組みとして、市民に対し行政運営及びその成果をよりわかりやすく知っていただくため、基本計画の中で目標をできるだけ数値化し、成果主義の導入と、職員の意識改革を図り、施策の透明性の確保に努めてまいります。

企業誘致につきましては、幅広い業種の企業へ工業団地のPRを行い、熊本県企業立地課、及び出先機関であります大阪事務所、東京事務所と連絡をとり、積極的な誘致活動を展開してまいります。そのために、庁内組織の一部見直しを行い、平成17年、今年の6月1日付で企画部企画振興課内に企業誘致係を設けました。厳しい経済状況の中、受け皿を整備し、万全を尽くして誘致に努めてまいります。工業用地の確保につきましては、平成17年度から熊本県が半導体関連企業の誘致のための工業団地建設の適地を、旧テクノポリス圏域に求めており、旭志川辺周辺の土地を候補地として県に情報提供しているところで、地元と連携して工業団地の誘致を推進してまいります。

市民の一体感の創出につきましては、新市になりまして、旧4市町村が一体となった市民参加のまちづくり活動による、市民の連帯感の醸成が望まれますが、その手法の一つとして、地域通貨の導入が考えられます。平成17年度では、地域の潜

在需要の喚起や、地産地消の促進、地域経済の活性化を促すために地域通貨の実施を目指します。関係団体と連携し、地域通貨をきっかけとして、地元商店街と住民のお互いの顔の見える関係づくりと、住民同士の共同体意識の推進に努めてまいります。

子育て支援につきましては、平成16年度に旧4市町村の統一項目によるニーズ調査結果に基づき、新市の特性、実情にあった次世代育成支援行動計画を策定しました。今後、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、また仕事と家庭の両立等の目標を設定し、目標達成のための施策を実行してまいります。平成17年度の主な取り組みとして、3人目以降の子どもの出生に際し、祝い金を支給する「すくすく子宝祝金制度」の創設や、未就園児とその保護者が気軽に集い、交流し、育児の孤立化を防止する「つどいの広場事業」、仕事と育児の両立を支援し、多様な保育ニーズに対応し、相互援助活動を行う「ファミリーサポートセンター事業」、放課後や長期休みの留守家庭児童対策として「放課後児童育成クラブ」等を実施し、子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備と、地域の子育て支援機能の充実を図ってまいります。

合併特例債の活用につきましては、合併自治体にとって、有利な制度であり、効率的、効果的なまちづくりを推進するため、新市建設計画に基づき、積極的に活用することといたしました。平成17年度は、主なものとして、隈府地区のまちづくり総合支援事業における、歩道の段差解消等を行う高質空間形成事業、郊外から中心市街地へのアクセス向上に寄与する幹線道路である巨甲森線整備事業、七城地区における地域住民や観光客が安全かつ快適に散策等を楽しめるウォーキングトレイル事業、旭志新明地区まちづくり交付金事業によるホテルのふれあい総合公園整備事業、国道325号へのアクセス道路となっている泗水中央線改良工事などでの活用を予定しております。

次に、新市建設計画の9つの主要施策に沿って順次説明をいたします。

まず、住民参加のまちづくりについてでございます。住民総参加のまちづくりの推進につきましては、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、旧菊池市において、菊池市まちづくり基本条例を施行してまいりました。今後、新市建設計画に掲げる住民総参加のまちづくりを推進するために、新たに条例を制定し、まちづくりの指針としてまいりたいと考えております。さらに、地域コミュニティやボランティア、NPO法人などによるまちづくり活動を育成、支援するための施策を展開してまいります。また、地域審議会につきましては、旧4市町村の地区ごとに設置しており、行政サービスの低下や地域格差が生じないように、意見をいただ

き、きめ細やかな行政サービスの提供を目指してまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、旧菊池市において男女共同参画推進条例を施行し、男女共同参画計画策定作業を行ってまいりました。平成17年度では、新市に条例を引き継ぎ、男女共同参画審議会、庁内推進会議の意見を求めながら、計画を策定してまいります。

情報公開制度の充実につきましては、旧4市町村において、情報公開条例を制定し、行政情報の積極的な開示を推進してきたところでございます。個人情報保護制度につきましても、合併時に個人情報保護条例を制定したところでございます。今後とも、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにし、菊池市の情報をわかりやすく提供する責務と、市民と市との情報共有を総合的に推進し、公正で開かれた市政を目指してまいります。

広報活動の充実につきましては、旧菊池市は月に2回、旧3町村は月1回の発行でありました広報誌を、新市におきましては月2回の発行としており、市の事業、施策の進捗状況、地域活動の情報など、よりわかりやすく親しみのある紙面づくりに努めてまいります。

次に、連携交流の促進についてでございます。個性ある地域づくりの促進につきましては、平成17年度は本物の舞台芸術体験事業、子ども芸術劇場、老人クラブ芸能大会を実施してまいります。また、文化財の保護と伝統文化の活用につきましては、ほ場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を菊池市今、藤田地区、七城町赤北地区の2箇所を実施するとともに、肥後古代の森事業によるイベント、講演会を実施し、市民の文化財への意識高揚を図ります。

国際交流の推進につきましては、九州地区における韓国人のビザ免除の提唱以来、平成16年3月から修学旅行に限って、ノービザが実現されており、国際交流の推進、振興につながっております。今後は、現在の韓国清原郡、及び金堤市、中国泗水県との交流を、市民や民間交流団体が主体となって、市民友好親善都市として推進してまいります。また、民間交流が活発化するための環境整備と情報の収集、提供などを積極的に行い、交流を深め、姉妹友好都市への移行を検討してまいります。異文化など様々な交流活動の推進につきましては、宮崎県西米良村、岩手県遠野市と継続して友好親善関係を保ち、お互いのまちづくりに役立ててまいります。

次に、生活環境の整備についてでございます。住宅・住環境の整備につきましては、公営住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合計画に基づき、優良な公営住宅の建設及び既存住宅のリフォームを推進し、居住生活の環境整備を図ってまいります。

公園・緑地の整備につきましては、菊池公園整備を市民広場再整備と連携し、弓道場、ゲートボール場の移転地として、平成16年度より旧城山住宅跡地の造成工事に着手し、平成17年度で造成工事が完了する見込みです。菊池川水辺公園については、平成15年度に用地買収、平成16年度に県道からの進入路工事を行い、平成17年度は河川改修工事と調整しながら、一部造成工事に着手する予定です。

環境衛生対策の推進につきましては、旧菊池市におきまして、平成16年度に快適な環境の創造及び保全を図るため、環境基本条例を制定しておりましたが、平成17年度には条例を見直し、資源循環型社会形成を目指した環境基本計画を策定するための組織づくりを進めてまいります。産廃問題に関しましては、1日でも早く本市内での埋立処分を終わってもらうため、市・県・会社の3者協議や、区長会代表者を含めた4者協議を行っており、今後も引き続き早期解決に向けて協議を進めてまいります。また、新エネルギーの導入につきましては、バイオマス活用について早急にプロジェクトチームを立ち上げ、検討してまいります。

上下水道の整備のうち、上水道につきましては、これまで安全で低廉豊富な水を提供するため、水源地の確保など、水道施設の整備を進めてまいりました。今後は、安定的な水の供給に向けて整備を進めるとともに、給水区域の一部見直しを行います。簡易水道につきましては、継続して施設整備や維持管理を実施し、平成17年度は簡易水道の総合的な見直しを行い、旧菊池市営の迫間地区簡易水道と、水源中央簡易水道に伊野地区の組合営簡易水道を統合するとともに、竜門地区の組合営簡易水道を市営の簡易水道に移行してまいります。上下水道の整備のうち、下水道につきましては、旧菊池市、旧七城町、旧泗水町で公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設事業に取り組んできたところでございます。また、下水道事業等の実施区域以外におきましては、合併処理浄化槽設置推進事業や、浄化槽市町村整備推進事業で、市全体の公共水域の水質向上に努めながら、市民の生活環境の改善等を図ってまいりました。平成17年度におきましては、処理区域の拡大に努めるとともに、既に供用を開始している処理場においては、適正な運営に努め、老朽化した機器については、改築更新のための年次計画を検討してまいります。また、各処理施設を有効に利活用するために、水洗化の促進に努め、下水道会計の健全化による経営の安定化を図ります。

防犯体制の整備充実につきましては、現在、自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロール、菊池安全安心パトロール隊の結成に向け、準備中でございます。今後、地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現のため、地域住民ボランティア団体、PTAなどの活動を支援し、犯罪に強い地域社会を目指してまいります。

防災消防体制の整備充実につきましては、現在、旧3町村に本部機動隊が配備されているところでございます。今後は、菊池市本庁及び菊池総合支所に勤務する職員を含めて、本部機動隊を再編成し、新たに菊池本部機動隊を配備するとともに、積載車を本庁に導入し、消防体制の整備充実を図ってまいります。

次に、産業の振興についてでございます。多様な担い手の育成につきましては、認定農業者を育成し、効率的かつ安定的な農業経営を目指すために、農業経営改善支援センターが中心となり、認定農業者の創出育成を推進してまいります。ファームきくちにおいて新規就農支援セミナーを継続実施し、他産業及び定年者を含め、新規就農希望者の掘り起こしや、農業技術指導を行い、新たな担い手を創出するとともに、農業いきいき特区により、多様な担い手の育成を図り、遊休農地、耕作放棄地の解消を図ってまいります。また、家族経営協定の締結推進を通じ、経営世帯内の個人及び女性の地位向上を図るとともに、農村女性活動を支援することにより、女性が社会の一員として参画するための意識向上を図ってまいります。

組織化の推進につきましては、農地の集団化、担い手農家への集積、効率的・安定的な農家の育成を図るために、竜門ダム水受益地においては、県営ほ場整備事業、畑地帯総合整備事業を、それ以外の地域では中山間地域総合整備事業、土地改良総合整備事業などを実施してまいります。

また、林業経営の改善につきましては、森林整備と林業基盤整備を図るため、作業路、作業道の開設要望は高く、平成17年度は間伐などの促進を図るためにも、道路網整備に努めてまいります。

新市ブランドの確立につきましては、こだわり品質によるブランド化の推進に努め、「健康、安全、ここだけ」をキーワードとした国際競争力のある産地の確立を目指してまいります。

商業地の活性化につきましては、各商工会と連携を図りながら、地元商店街の空き店舗の利活用、各種イベントの開催及びまちおこし事業に対する支援を進め、地産地消の推進や、各種イベントを通しての特産品、産物のPR及び各地の物産フェアに参加し、販路拡大に努めてまいります。

地元雇用の促進につきましては、ハローワークや県と連携を密にし、安定した職業生活の実現に向けた雇用の場の確保を目指してまいります。

観光資源の整備と活用につきましては、菊池溪谷に代表される豊かな自然、水と緑、良質の温泉、歴史、農業、竜門ダム、道の駅や物産館、温泉ドームやリバーサイドパーク、四季の里、孔子公園などの多種多様な観光資源に恵まれているところでございます。平成17年度は、自然を活かした地域間の連携をさらに高め、観光施設の連携と整備充実を図り、各種イベントを開催しながら、人と人、物と物とが

交流する、ストーリー性のある新しい観光ルートの形成や、満足のいただける観光のまちづくりに取り組んでまいります。

国際観光、交流の推進につきましては、旧菊池市において、釜山国際観光展2004の参加、ビジットジャパンキャンペーンへの参入など、積極的に観光交流の推進を図ってまいりました。平成17年度は、引き続き国・県と連携しながら、ビジットジャパンキャンペーンなどへ取り組み、韓国映画祭への支援、釜山国際観光展2005、広州国際旅遊展鎖会2006等に積極的に参加し、菊池市をアピールして、一人でも多くのツアー客や個人客の誘客に向けて努力してまいります。観光客の誘致と受け入れ体制の整備につきましては、ホタルフェスタをはじめ、花火、白竜まつり、孔子まつり、ひまわり、コスモスなどの花の観光商品を活かしたふるさと祭りなど、各地域の特色ある多種多様のイベントの開催により、観光客の誘致を推進してまいります。さらに、本年度で16回目を迎える菊人形、菊まつりにおいては、週末の夜間開催などで内容を充実してまいります。また、自然豊かな地域資源を活かしたグリーンツーリズム事業の推進とあわせて、観光商品の開発と各種関係団体が運営する施設との連携を図りながら、宿泊型観光に結びつける癒しのある新しい旅の形を推進してまいります。

次に、都市基盤の整備についてでございます。市街地の魅力ある基盤整備につきましては、都市計画道路、隈府中央線の整備に伴う土地評価と補償鑑定をほぼ完了し、一部用地買収に着手しており、平成17年度より本格的に用地交渉を進めていく計画でございます。市街地の回遊性を高める道路整備は、地元の合意を踏まえ、継続して整備を進めてまいります。国道・県道・市道などの整備促進のうち、国道の整備促進につきましては、国道325号4車線化の事業促進と、国道387号の改良事業の促進について、関係機関等との協力を図り、早期整備に向けた取り組みを強化してまいります。県道の整備促進につきましては、現在施工中の事業の推進強化と、未改良路線の整備着手について、関係機関への要望支援に取り組んでまいります。また、市道の整備につきましては、日常的な市民生活の利便性と安全性を高めるため、現在施工中の事業の早期完成を図るとともに、緊急性、必要性を考慮し、計画的な整備に努めてまいります。

公共交通機関の確保、ネットワークの整備につきましては、JR九州バス路線廃止の代替策を講じるとともに、交通体系の見直しを行い、べんりカー、あいのりタクシー、スクールバスを活用しながら、市民の利便性の確保を図ってまいります。

次に、自然環境の保全と活用についてでございます。適正な土地利用の推進につきましては、平成17年度に国土利用計画を策定し、無秩序な開発を防止し、土地の有効利用に努めてまいります。遊休地、農用地、森林の有効活用につきましては

は、中山間地域等直接支払い制度事業により、協定農地の適切な維持管理を図り、農地の荒廃を防止し、農業の多面的機能が十分発揮されるよう推進します。

環境保全意識の高揚につきましては、平成17年度には各区より選出された生活環境推進委員と、環境施策について協議を行うとともに、菊池市美しいまちづくり条例の周知徹底を図り、環境問題に対する市民意識の高揚に努めてまいります。

また、ISO14001につきましては、旧菊池市市役所本庁を中心に認証取得し、順次、適用範囲を拡大してきてきたところであります。平成17年度中に旧菊池市役所関連施設については全て認証取得を完了する予定で、今後、旧3町村の各総合支所及び各施設についても、順次、認証取得し、率先して環境保全活動に取り組んでまいります。

次に、行財政の効率化についてでございます。機能的な組織づくりにつきましては、電子申請受付システムを熊本県及び県内市町村と共同で構築し、住民や事業者が自宅や職場から24時間、365日申請可能な電子自治体を推進し、住民の利便性ときめ細やかなサービスに努めてまいります。

行政事務事業の効率化につきましては、新市の行財政を取り巻く環境は依然として厳しく、市民の行政改革に対する関心も高いことから、菊池市行政改革推進本部を設置し、市民の意見を聴き、新たな行政改革大綱を策定いたします。また、大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するため、集中改革プランの策定を進めてまいります。

行政評価につきましては、説明責任の確保や、効率的、効果的な事業の実施を推進するために、平成17年度は職員へ向けた行政評価研修会等を実施し、本市における行政評価システムの早期確立を目指してまいります。

新庁舎の建設につきましては、新庁舎建設予定地周辺の整備を計画するために、新市の行政拠点、交流拠点を核として、関連する基盤整備の進め方や、商業関係、住環境関係の事業にも配慮した、総合的な基本構想を策定する必要があります。平成17年度においては、庁内検討委員会を発足させ、地域審議会はもとより、アンケート調査やパブリックコメント等により、市民から広く意見を収集するとともに、諮問機関として、市民代表からなる新庁舎及び周辺整備検討懇談会を発足させてまいります。また、新庁舎及び周辺整備基本構想策定の協議を進め、新庁舎周辺整備基本構想と、新庁舎建設基本計画策定事務の着手に努めてまいります。

職員の適正配置につきましては、市民の理解と協力を基本とした、定員適正化計画を策定するとともに、知識や技術など、職員の能力及び行政需要に応じた職員配置に努めてまいります。

次に、健康、医療と福祉の充実についてでございます。障害者の福祉の充実につ



きましては、障害者本人を中心とした個別の支援をより効率的、効果的に進められる基盤づくりとして、年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくりを目指してまいります。

また、障害児の支援として、地域療育事業、放課後夏休みデイサービス事業等を引き続き実施してまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、これまで高齢者の生活支援などにおいて、サービスの量や質に差異があった、旧4市町村の高齢者福祉施策を統合するとともに、高齢者福祉の基本となる老人保健福祉計画につきましては、介護保険事業計画との一体性に留意し、計画してまいります。

また、菊池老人福祉センターの建設につきましては、平成16年度からの老人福祉センター建設検討委員会での経緯、報告書に基づき、関係者のご理解をいただき、早期着工を目指してまいります。

疾病予防と健康づくりにつきましては、乳幼児の健康保持及び母子保健の充実のために、関係機関と連携し、教育・相談・訪問など実施してまいります。また、市民が受けやすい健診体制づくりを行い、若い年代を含めた受診率の向上を図り、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を促し、市民の健康づくりを推進してまいります。さらに、市民一人一人が主体的に生活習慣の改善ができるよう、各総合支所及び地域組織との連携の強化を図り、保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士などの専門職によるきめの細やかなサービスの提供と指導強化に努めてまいります。

医療体制の強化充実につきましては、休日及び夜間の地域住民の緊急医療体制を確保するため、医療機関や保健所、消防署など相互の連携を深め、在宅当番、救急医療の情報提供や、病院群輪番制病院の確保など、地域医療サービスの充実を推進します。特に小児医療夜間救急医療体制を確保するため、菊池郡市医師会と連携を深め、保護者が安心できる地域医療サービスの充実に努めます。

国民健康保険事業の充実につきましては、レセプト点検の充実強化を図るとともに、平成16年度から旧菊池市において実施しておりました、水中運動事業を全市で推進してまいります。

老人保健事業の充実につきましては、医療費の抑制と高齢者にわかりやすい窓口サービスを推進してまいります。

介護保険事業の充実につきましては、平成18年度の介護保険制度改正に向けて、適正な給付管理を推進し、自立支援に努めてまいります。なお、保険料については平成17年度まで、旧4市町村の賦課率で算定しますが、平成18年度が保険料改定年度ですので、今年度中に平成18年度から平成20年度までの統一した介護保険料の算定を行ってまいります。

最後に、生涯学習の推進についてでございます。学校教育の充実につきましては、旧4市町村の合併により、教育委員会も新しく菊池市教育委員会として発足し、小学校14校、中学校5校、幼稚園2園を管理運営することになりました。今後は、特色ある学校づくりとして、文教菊池の再生に向け、伝統を受け継ぐ菊池の教育理念を明確に示し、国、県などの各分野にわたる実践活動など、指定校の指定を受け、多様な学習活動を展開し、特色ある学校づくりを推進するとともに、学校評議員制度や、コミュニティースクール推進事業による地域の多様な意見を学校経営に活かした、開かれた学校づくりに努めてまいります。また、いじめや不登校状況にある子どもたちへの対応と、心のケアに努めるため、適応教室の開設や、スクールカウンセラーの配置を行うとともに、県委託事業の子どもと親の相談員活用事業にも取り組んでまいります。

健康な体力づくりと食育の推進につきましては、安心安全な学校給食と、食に関する知識や食習慣を身に付ける態度の育成を図り、地産地消活動の普及のため、農業体験学習などを推進してまいります。

また、中学生に国際感覚あふれ、将来、世界的視野のもとで活躍できる人材を育成するため、海外研修を計画いたします。

教育機関、現場の連携につきましては、幼・保・小連携事業をもとに、平成17年度は市教育委員会と七城中学校を加えた幼・保・小・中連携事業に取り組み、今後の教育の在り方等について模索したいと考えております。

社会教育の充実につきましては、それぞれの地域で実施されてきました各種の施策を継承しながら、市民の交流、学習意欲の向上と、心ゆたかな明るいふるさとづくりに努めてまいります。

スポーツレクリエーションの振興につきましては、今後は、市民総スポーツ運動を推進し、多様化するスポーツ活動に対応するため、施設の整備、指導者の育成と資質の向上、スポーツの日常化と活動の実践を促進し、生涯スポーツの推進に努めてまいります。

また、新市の発足に伴い、旧4市町村の体育協会及び各種目競技団体の統一合併を推進し、新菊池市体育協会の設立に向けた取り組みに努めてまいります。なお、平成17年度の社会体育関係事業につきましては、従来通りに各総合支所において実施いたしますが、新たに全市民を対象にしたスポーツレクリエーション祭の開催を通して、市民の融和と健康、体力づくりを図ってまいります。

人権同和教育・啓発の推進及び指導者の育成につきましては、同和問題をはじめとした、あらゆる人権問題の解消に向けて、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例を推進し、市民一人ひとりの人権意識の高揚に努め、お互いの人権が尊重

され、差別のない明るいまちづくりに努めてまいります。行政組織、関係機関、団体が一体となり、様々な取り組みをしていくために、推進協議会を設立し、指導者を育成しながら、それぞれの地域で取り組まれてきた歴史や文化、経験を尊重した啓発活動を行い、お互いの人権が大切にされるまちづくりのための施策を進めてまいります。

以上が、平成17年度に取り組む主な事業の概要でございます。今後とも市民主体のまちづくりを尊重し、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちの実現に向けて、各種施策を着実に進めてまいります。

次に、上程をされました議案について、説明を申し上げます。

議案その2でございます。水色の予算書の前になっております。議案第41号、菊池市総合計画策定審議会条例の制定は、本市総合計画の基本構想、基本計画の策定に関する審議などを行うために制定するものです。

議案第42号、菊池市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定は、市の機関に係る申請届け等について、電子申請システムを利用し、オンラインによる手続を可能にするため、制定するものです。

議案第43号、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘財政調整基金条例の制定は、当施設の健全かつ円滑な財政運営を図るため、制定するものです。

議案第44号、菊池市学校規模適正化審議会条例の制定は、市内小中学校の学校規模及び通学区域の適正化に関し、調査審議するため制定するものです。

議案第45号、菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定は、固定資産評価審査委員会の委員の定数を定めるための改正です。

議案第46号、菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定は、印鑑登録事務において、電子処理組織を利用した申請を可能にするための改正です。

議案第47号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定は、市営住宅田島団地に1棟増築しましたので、市民の利用に供するため、条例の一部を改正するものです。

議案第48号、菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定は、公園にクラブハウスを設置したため、条例の一部を改正するものです。

議案第49号、菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定は、新たに照明施設を設置したため、条例の一部を改正するものです。

次に、51ページをお願いします、51ページです。

議案第61号、菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定は、新たに龍門簡易水道を本市簡易水道事業に含めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第62号、市町の境界変更については、県営畑地総合整備事業による、区画整理により、菊池市と大津町の境界を変更する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議決をお願いするものです。

最後に、水色の冊子となっておりますが、水色の冊子でございますが、議案の第50号から議案の第59号まで、及び議案その2の25ページ、議案の第60号は、先ほど施政方針の内容の一部をご説明いたしました。平成17年度の各会計予算案でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして、慎重審議の上に、速やかにご賛同いただきますように、お願い申し上げながら、施政方針と提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

ここで暫時休憩します。10分間します。

-----  
休憩 午前11時24分

開議 午前11時34分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----  
日程第5 議案第63号・議案第64号 上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第5、議案第63号、議案第64号の2議案について、一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 提案理由を申し上げます。

水色の予算書の次の、議案その3でございます。

議案第63号、菊池広域連合規約の一部変更については、現在の事務所の位置を、泗水総合支所に変更するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第64号、菊池南部清掃組合の共同処理する事務及び規約の一部変更については、現在、組合が処理していますし尿処理の事務を、菊池広域連合に移管するため、同じく地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重にご審議をいただきまして、速やかにご賛同いただきますようお願いを申しあげまして、提案理由とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 議案の説明をいたします。

議案その3、1ページをお願いいたします。

まず、議案第63号、菊池広域連合規約の一部変更について、説明をいたします。本案は、広域連合の規約を変更しようとするときには、地方自治法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があるためをお願いをするものでございます。広域連合の事務所の位置の変更に伴うものでございます。

2ページ、一部を変更する規約でございます。第6条の大字限府114番地1を、泗水町福本383番地に改めるものです。附則で10月1日から施行するとしております。

次に、3ページをお願いいたします。

議案第64号、菊池南部清掃組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について、説明をいたします。本案は、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がございますので、お願いするものです。

菊池南部清掃組合のし尿処理施設の設置、管理、及び運営に関することを、菊池広域連合に移管することにより、本組合の共同処理する事務及び規約の一部変更を行うものでございます。

4ページ、一部変更する規約でございます。附則で8月1日から施行するとしております。

以上、議案第64号の説明でした。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、甲斐健彦君。

（甲斐健彦君） 簡単な議案ですが、私はただいまの説明じゃね、これ読み上げるばかりでしょう。何でその所在地の変更をせにゃいかんのか、何で南部清掃組合の規約改正でこういうふうになにせにゃいかんのか、その理由の説明には全然なっていないのだから、これならこれで、読めばわかることであって、説明には私はなっていない

と思うから、その辺の掘り下げたですよ、何でこうするのかというところをですね、説明をしてください。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 失礼をいたしました。

まず、広域連合の事務所の位置の変更でございますけども、これにつきましては、現在まで、ご承知のとおり、九電の跡地の事務所を活用しておりましたけれども、事務を行う上で、非常に手狭であるということで、今回、泗水町の方に事務所を移すということでございます。

それから、事務の一部規約の変更でございますけども、合併によりまして、泗水町が入ってまいりますので、事務の規約の一部変更を行うものでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第63号、議案第64号の2議案については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号、議案第64号の2議案を一括して採決します。

お諮りします。

議案第63号、議案第64号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、議案第64号の2議案は、原案のとおり可決されました。

-----  
日程第6 議員提出議案第5号 専決処分事項の指定について 上程・説明・質疑  
・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第6、議員提出議案第5号「専決処分事項の指定について」を議題とします。

これより、提出者の趣旨説明を求めます。

議員、中山和幸君。

[ 登壇 ]

（中山和幸君） ただいま議題となりました、議員提出議案第5号の提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項に規定された事項でございます。議会の権限に属する、軽易な事項で、その議決により、特に指定したものは普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができることとされております。この規定によりまして、1、市営住宅に係る家賃等の請求及び市営住宅の明け渡しの請求に関する訴えの提起、和解、及び調停1件200万円以下の法律上、市の義務に属する損害賠償の額を定めること。この2件を指定するものです。

このことにより、事務処理の円滑化と、早急な対応が可能となります。また、地方自治法第180条第2項の規定で、長の専決処分の結果は、これを議会に報告しなければならないとされております。

地方自治法第179条の専決処分との違いは、179条は議会に報告して承認を求めなければならないとされておりますが、地方自治法第180条においては、権限を指定するために報告にとどめてよいということでございます。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同賜りますよう、お願いを申しあげまして、提案理由の説明とします。

議長（北田 彰君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、甲斐健彦君。

（甲斐健彦君） 質疑を行います。

議員提出議案でございます。専決処分事項の指定ということです。いわゆる市営住宅の家賃の徴収について、明け渡し請求に関する訴えの提起、和解、調停、それから1件200万円以下の市の義務に属する損害賠償の額を定める。これらは専決処分してよろしいということですが、私の疑問は何で議会の方が自らですね、

審議権を放棄するんですか。その辺の理由を明確に述べてください。

議長（北田 彰君） はい、中山和幸君。

[ 登壇 ]

（中山和幸君） お答えいたします。

このことにつきましては、180、179条等々で内容があると思いますが、市長の方で提案できなくて、議会の方で提案して、こういう軽易なことでありますので、承認を得ればよろしいという内容であるということで、このことについては各市町村でもできるそうですけれども、今まで菊池市でこのような指定をされておったということでありますので、そういう説明を受けまして、提案することにしたわけでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） はい、甲斐健彦君。

（甲斐健彦君） いろいろですね、市営住宅の家賃の問題等についてもですね、いろいろな問題があるわけですよ。それは横着で払わん場合もある、それからどうしてもですね、生活上、困難で払えん場合もある。様々な事由があると思うんですよ。それらの全てをですね、執行部の見解に委ねてよろしいかどうかと。私はやっぱり議会の審議権というものを尊重してですね、きちんと議会に提案して、議会の了承を得て、そして執行すると。その議会の監視権をですね、きちんとすべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（北田 彰君） はい、中山和幸君。

[ 登壇 ]

（中山和幸君） お答えいたします。

このことにつきましてはですね、旧菊池市でこの通りの指定をされておったというようにありますので、十分その時点で審議を尽くしてあったということで、継続的な提案的なことだと考えましたので、ご理解いただきたいと思います。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） はい、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議員提出議案第5号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。



したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、甲斐健彦君。

(甲斐健彦君) 私は反対の意見を述べます。

質疑でも申し上げましたように、議会の審議権を自らですね、放棄する必要がどこにあるのか。じゃあ、これは専決処分しなければ、円滑に業務が進まないのか。そういうことはあり得ないでしょう。やっぱり執行部が全く100%正しいことをするというのなら、議会はいらんわけですよ。やっぱり、監視体制があってはじめてですね、きちんとした体制が整うということで、議会の存在があるわけです。

それから、旧菊池市でこれがこの通りになっておったから、継続でやればよろしいと。じゃあ、59名、何のためにおるとですか。議員はいらんということでしょう。新しく市になったから、新しい59名の英知を集めて議論すればよろしい問題じゃないでしょうか。

そういう点から、私はこの議案には反対でございます。

議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) これで討論を終わります。

これより採決します。

異議がありますので、起立によって採決します。

議員提出議案第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成議員 起立]

議長(北田 彰君) 起立多数です。

したがって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----  
日程第7 請願第1号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」請願書

請願第2号 「人権侵害救済に関する法律」の制定に関する請願

陳情第1号 「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しないことを求める陳情書

議長(北田 彰君) 次に、日程第7、請願第1号、請願第2号、陳情第1号の3件が、今定例会までに提出されました請願・陳情であります。その内容についてはお

手元に配布しているとおりであります。

昼食のため、暫時休憩します。

-----  
休憩 午前 11時55分

開議 午後 1時00分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----  
日程第8 行政報告について

議長（北田 彰君） 次に、日程第8、報告第1号から報告第13号までの13件について、一括して議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 議案のその4をお願いいたします。

議案その4、報告関係になっております。

1ページをお願いいたします。報告第1号、継続費繰越の報告について、説明をいたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成16年度菊池市継続費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

2ページ、平成16年度菊池市継続費繰越計算書でございます。一般会計、事業名、ウォーキングトレイル事業は、河川管理者である国土交通省との河川法第24条、26条の協議に不測の日数を要し、年度内に事業を完了することが困難になったために繰り越すもので、翌年度遞次繰越額2億381万8,000円でございます。

以上、報告第1号の説明でございます。

次に、3ページをお願いいたします。報告第2号、繰越明許費繰越の報告について、説明します。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成16年度菊池市繰越明許費、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

4ページ、平成16年度菊池市繰越明許費繰越計算書でございます。一般会計は、4ページから10ページまでの39事業で、翌年度繰越額合計20億9,024万787円となっております。主な繰越の理由といたしましては、基本設計の策定、変更の不測の日数を要したものの、関係管理者の協議に時間を要したものの、地権

者との協議に時間を要したものなどで、年度内に事業を完了することが困難になったために繰り越すものでございます。

11ページ、簡易水道事業等特別会計、事業名、旭志簡易水道事業西部地区水道施設改良事業は、用地の交渉などに不測の日数を要し、年度内に事業を完了することが困難になったために繰り越すもので、翌年度繰越額1億519万円でございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計、事業名、起債事業、特定環境保全公共下水道事業は、河川管理者である国土交通省との協議、河川法第24条、26条の協議に不測の日数を要したために、年度内に事業を完了することが困難になったために繰り越すもので、翌年度繰越額1,960万円でございます。

以上、報告第2号の説明を終わります。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 続きまして、報告第3号から報告第5号までは、菊池市、七城町、泗水町の各土地開発公社の経営状況を報告するものでございます。

資料12ページにあります。

まず、報告第3号、菊池市土地開発公社経営状況報告についてでございますが、13ページ、第31期決算報告書により、ご説明を申し上げます。

15ページなりますけども、事業報告書でございます。

まず、（イ）用地の年間取得造成につきましては、平成16年度はございません。（ロ）用地の年間処分原価につきましては、ダム建設に伴うところの土捨場用地を菊池市ふれあい交流センター建設用地として、菊池市へ130万8,000円で売却したものでございます。

16ページになります。平成16年度菊池市土地開発公社損益計算書でございます。1の事業収益及び2の事業原価でございますが、これにつきましては19ページの財産目録の（1）事業収益明細表、（2）事業原価明細表をご覧ください。（1）事業収益明細表の公有地取得事業収益につきましては、代行用地売却収益としまして、130万8,000円でございます。これは、袈裟尾の土捨場用地の売却収益でございます。土地造成事業についてはございません。

次の、附帯等事業収益としまして、134万8,000円でございます。これは、小畑団地を雇用促進住宅菊池宿舎の駐車場として、雇用振興協会に賃貸していますので、その賃貸料でございます。

事業収益の合計が265万6,000円となっているものでございます。

次の、（2）事業原価明細表の公有地取得事業原価につきましては、代行用地売

却原価としまして、袈裟尾土捨場用地 130万8,000円でございます。

16ページにお戻りください。事業収益から事業原価を差し引きました134万8,000円が、事業総利益でございます。これから、3の一般管理費を引いた78万3,573円が、事業利益と相成るものでございます。

4の事業外収益でございますが、受け取り利息等が5,317円となりまして、経常利益が78万8,890円で、同額が当期利益と相成るものでございます。

次に、17ページをお願いします。平成16年度菊池市土地開発公社貸借対照表でございます。まず、資産の部でございますが、1の流動資産としまして、(1)普通預金から(8)のダム湖用地までの合計が9,581万5,587円でございます。2の固定資産は、15万2,756円となっております。資産合計は、流動資産合計と固定資産合計を合計した9,596万8,343円と相成るものでございます。

次に、18ページの負債の部でございます。1の流動負債は(3)前受金の219万2,000円のみで、同額が負債合計と相成るものでございます。

次に、資本の部でございます。1の資本金は、出資金の100万円でございます。2の準備金合計は、(1)前期繰越準備金と、(2)の当期利益を合計して9,277万6,343円となったものでございます。負債資本合計は、負債合計と資産合計を足した額となり、前ページの資産合計と合致するものでございます。

続きまして、19ページですけれども、これにつきましては、公社の財産目録でございます。20ページには、平成16年度菊池市土地開発公社の決算、監査意見書を添付しています。

次に、21ページですけれども、平成17年度菊池市土地開発公社の事業計画、予算資金計画でございます。

23ページをお願いします。平成17年度の事業計画でございますが、1の土地取得・造成、2の土地売却等、共にございません。

次に、24ページに入りますが、平成17年度の予算でございます。予算につきましては、第2条の収益的収入及び支出で、公社所有地に関わる賃貸料と収入及び除草関係等の経費を計上しております。

25ページの第3条、資本的収入及び支出は、ございません。また、借入金の限度額は100万円としています。

次に、26ページが平成17年度の資金計画でございます。

以上が、報告第3号でございます。

次に、報告第4号ですけれども、七城町土地開発公社経営状況報告についてでございます。

27ページ以降になります。30ページをお開きください。平成16年度の事業報告についてでございます。1の事業の概要で 公営住宅用地の用地取得につきましては、砂田西町営住宅用地造成事業で用地を取得しています。 は小野崎宅地分譲として1万2,167.05㎡を取得をしています。

次に、31ページと32ページですが、こちらは財務状況から理事会に関する事項を記載しています。

続きまして、33ページになります。平成16年度七城町土地開発公社決算書でございます。

34ページをお願いします。(1)の収益的収入支出でございます。まず収入でございますが、1の事業収益、土地造成事業収益が1億1,201万7,575円でございます。内訳としまして、株式会社津地への売却分で、売却収益が9,062万8,775円でございます。

次に、公有地売却収益が2,138万8,800円で、これは砂田西町営住宅建設事業用地として町へ売却したものでございます。

2の事業外収益でございますが、1の受取利息と雑収入で22万5,466円と相成っています。

次に、支出になりますが、1の事業原価として、土地造成事業原価が9,918万291円で、内訳としては蘇崎工業団地売却原価が7,808万3,000円、公有地売却原価の2,109万7,291円となっております。

続きまして、(2)の資本的収入支出でございます。収入としまして、1の長期借入金3億4,500万円となっております。支出としまして、1の土地造成事業費の支出済額が8,150万3,335円で、2の償還金、借入金償還は2億6,075万円となっております。

35ページをお願いします。平成16年度七城町土地開発公社損益計算書でございます。1の事業収益、(1)土地造成事業収益1億1,201万7,575円。2の事業原価、(1)土地造成事業原価としまして、9,918万291円となっております。事業総利益は1,283万7,284円となっておりまして、3の販売費及び一般管理を引きまして、事業利益は1,276万7,284円となっております。事業利益と事業外収益の合計額をプラスした1,299万2,750円が、経常利益となりまして、同額が当期利益となっております。

36ページをお願いします。平成16年度七城町土地開発公社貸借対照表で、まず資産の部、1の流動資産でございますけれども、(1)の現金及び預金から、(3)の未収金までの合計としまして、流動資産合計が14億5,772万735円でございます。2の固定資産、長期定期預金を合計して、14億6,772万7

35円が資産の合計と相成ります。

次に、負債の部になりますけども、1の流動負債、(1)未払い金として2,169万6,581円。2の固定負債として、(1)長期借入金9億5,375万円。流動負債、固定負債を合計した9億7,544万6,581円となっているものでございます。

資本の部として、(1)前期繰越準備金、(2)当期利益を足しまして、4億8,227万4,154円が資本合計で、負債と資本を合計しまして、14億6,772万735円となっております。

続きまして、37ページをお願いします。公社の財産目録でございます。

38ページには、監査報告書を添付しています。

次に、17年度事業計画、予算及び資金計画でございます。41ページをお開きください。平成17年度七城町土地開発公社事業計画でございます。

42ページですけども、平成17年度の公社の予算関係でございます。第2条としまして、収入支出予算、収益的収入支出予算、及び資本的収入支出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、別表(1)収益的収入支出予算、及び(2)資本的収入支出予算のとおり定めるものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対しまして、不足するところの額1億3,961万3,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんするものでございます。第3条ですけども、長期借入金について、分譲住宅、造成事業等の資金、限度額としまして、3億2,300万円としています。第4条の一時借入金ですけども、限度額を2億円としています。

43ページになりますけども、収益的収入支出予算の収入でございますが、款1の事業収益、項1の土地造成事業収益ですが、町営住宅用地売却収益1,822万6,000円を計上しています。2の事業外収益につきましては、利息等であります。

次に、支出でございますが、款1の事業原価、これにつきましては町営住宅用地原価1,822万6,000円を計上しています。2の販売費、及び一般管理費ですけども、7万円を計上しています。

続きまして、資本的収入支出予算でございますが、款1の資本的収入、項1の長期借入金としまして3億2,300万円を計上しています。

次に、支出でございますが、款1の資本的支出、項1の土地造成事業費として3,236万3,000円を計上しています。項の2償還金でございますが、借入金償還金4億3,025万円を計上しているものでございます。資本的支出合計でございますが、土地造成事業費と償還金、合計して4億6,261万3,000円を計

上しているものでございます。

なお、44ページが平成17年度七城町土地開発公社資金計画書、45ページが平成17年度七城町土地開発公社予定損益計算書、46ページが平成17年度七城町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

以上が、報告第4号でございます。

次に、報告第5号は、泗水町土地開発公社経営状況報告についてでございます。47ページ以降になります。

50ページをお願いします。平成16年度事業報告で、組織及び運営状況について掲載をしています。

51ページは、平成16年度中に開催した理事会の議案等になっています。

次に、52ページですけれども、平成16年度泗水町土地開発公社収入支出決算書でございます。まず(1)収益的収入支出の収入でございますが、1の事業収益、土地造成事業収益はございませんでした。次に、2の事業外収益としての受け取り利息が2,170円となっています。次に、支出ですが、1の事業原価、土地造成事業原価はございません。2の販売費及び一般管理費は116万4,220円となっています。

次に、(2)の資本的収入支出の収入でございますが、1の資本的収入として、長期借入金500万円となっています。

次に、支出ですが、1の資本的支出、土地造成事業費が385万1,991円となっております。

次に、53ページをお願いします。損益計算書でございます。事業収益はございません。1の販売費及び一般管理費が116万4,220円で、同額が事業損失となっています。事業損失から事業外収益を差し引いた116万2,050円が経常損失となりまして、同額が当期損失となっています。

54ページが、貸借対照表でございます。資産の部、1の流動資産でございますけれども、現金及び預金等、未整備土地を合計した14億828万5,025円が流動資産合計でございます。2の固定資産が17万8,810円となっておりまして、資産の合計が14億846万3,835円でございます。

次に、負債の部ですが、1の固定負債としまして、長期借入金12億3,500万円がそのまま負債合計となっています。

資本の部としまして、出資金の1,000万円が基本金合計となっています。準備金合計が前期繰越準備金から当期損失を差し引きまして、1億6,346万3,835円となっております。負債、資本を合計しまして、14億846万3,835円と相成るものでございます。

続きまして、55ページは公社の財産目録でございます。

56ページには監査報告を添付しています。

57ページになります。平成17年度泗水町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画でございます。

59ページが平成17年度事業計画となっております。

60ページですが、平成17年度泗水町土地開発公社予算でございます。第2条としまして、収益的収入支出予算、及び資本的収入支出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は収益的収入支出予算、及び資本的収入支出予算のとおり定めるとなっております。第3条でございますけれども、長期借入金について、田島工業団地造成事業の資金限度額としまして500万円としています。

次に、61ページになりますけれども、収益的収入支出予算の収入でございます。款の1事業収益、項1土地造成事業収益でございますけれども、田島工業団地売却収益2億9,094万1,000円を計上しています。支出でございますけれども、款の1の事業原価、これにつきましては田島工業団地売却原価2億472万2,000円を計上しています。2の販売費、及び一般管理費は、250万円を計上しています。

62ページをお願いします。資本的収入支出予算でございますけれども、款の1資本的収入、項の1長期借入金としまして500万円を計上しております。支出でございますけれども、款の1資本的支出としまして項の1土地造成事業費としまして501万1,000円を計上しています。

続きまして、63ページが平成17年度資金計画書、64ページが予定損益計算書、65ページが予定貸借対照表でございます。

以上、各土地開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条3、及び同条第2項の規定により、報告するものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 報告第6号から13号につきまして、ご説明申し上げます前に、まず議案の訂正方をお願い申し上げたいと思います。97ページでございます。報告第7号の、有限会社ファーム菊池経営状況報告について、と書いてありますが、ファーム菊池の菊池が漢字になっております。ひらがなでございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、報告第6号、有限会社きくち観光物産館経営状況報告から、報告第13号、有限会社有朋の里泗水経営状況報告につきまして、8件でございます。地方自



治法 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定で、地方公共団体の長は地方自治法第 2 2 1 条第 3 項の法人について、この法人と言いますのは、地方公共団体が出資をしております資本金等の額が 2 分の 1 以上の法人、または株式会社、有限会社等をさすものでございます。その法人について、毎事業年度ごとに政令で定める経営状況に関する書類ということで、当該年度の事業計画書、予算書及び決算に関する書類をさします。

以上について、それぞれの報告に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

6 6 ページをお開きください。報告第 6 号、有限会社きくち観光物産館経営状況報告について、地方自治法第 2 4 3 条の 3、第 2 項の規定に基づき、ご報告を申し上げます。以下は、この自治法の規定は省略させていただきます。

7 0 ページの平成 1 6 年度の営業報告からご説明を申し上げます。きくち観光物産館では、大変厳しい経済情勢の中で、売り上げ目標 2 億円を達成し、お買い上げ客数も 1 8 万人を突破しました。その要因として、年間を通して、ヤーコンが飛躍の原動力となっております。また、地産地消の商品開発と、地域全体の活性化の取り組みが評価され、熊本県より第 4 回くまもと観光賞を受賞いたしております。

7 1 ページから 7 2 ページまでは、月別の定例の取締役会議の内容でございます。ご一読ください。

7 4 ページは 1 5 年度と平成 1 6 年度の売上げ対比一覧表でございます。平成 1 6 年度は 2 億 1, 1 2 7 万 7, 0 5 5 円で、対前年度比の 1 1 2 % になっております。また、お買い上げをいただきましたお客様の数は 1 8 万 2, 3 6 6 人で、前年度比 7 % の増となっております。

次に、7 5 ページから 8 8 ページまでは、決算報告でございます。まず 7 7 ページ、平成 1 7 年 3 月 3 1 日現在の貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産、固定資産の合計が 3, 7 1 7 万 9, 5 9 9 円、負債の部で合計 1, 8 7 5 万 8 7 0 円、資本の部の合計で 1, 8 4 2 万 8, 7 2 9 円となっており、うち当期末処分利益が 5 7 8 万 7 2 9 円となっております。

次に、7 8 ページの損益計算書でございますが、売上高 7, 6 4 0 万 1, 8 2 5 円であります。売上げ総利益から、販売費及び一般管理費、営業損失、雑損失、法人税等を差し引きますと、2 1 5 万 7, 9 3 2 円の当期純利益となります。前期繰越利益 3 6 2 万 2, 7 9 7 円をプラスし、当期末処分利益は 5 7 8 万 7 2 9 円となっております。

次に、8 7 ページは、利益金処分計算書でございます。株主配当金として 4 8 万円が計上されております。

次に、90ページは、平成17年度の営業計画でございます。きくち観光物産館では、ヤーコンに次ぐ取り組みとして、おいしく安全、気持ちがいステビア資材の活用による農産物の普及、PRを推進し、既に販売をいたしておりますが、大好評をいただいております。また、菊池菓子工業組合では、特産品開発商品として、万華灯が新しいお菓子として誕生の運びでございます。新菊池市誕生により、今後は4つの物産館が連携協力して、それぞれの特色のある観光と地産地消の拠点としての役割を果たしていけるよう、努力してまいりたいと考えております。

次に、91ページから96ページにかけましては、平成17年度の予算を計上いたしております。まず、92ページの収入の部でございますが、営業収益7,750万円、営業外収益350万円、収入合計は8,100万円でございます。

次に、支出の部でございますが、販売費及び一般管理費など、支出合計が7,850万円となっております。

以上、概略をご説明申し上げまして、有限会社きくち観光物産館の経営状況報告に代えさせていただきます。

次に、97ページをお開きください。報告第7号、有限会社ファームきくちの経営状況についてご説明を申し上げます。

99ページをお開きください。平成16年度の事業報告からご説明を申し上げます。平成16年3月に設立をいたしました、有限会社ファームきくちは、設立当初ということで、遊休農地を活用したヤーコン産地づくりや、園芸施設ハウス建設など、主に農業生産の基盤づくりに取り組んでまいりました。生産物の販売につきましては、平成16年10月からはじまり、地産地消を基本にきくち観光物産館をはじめ地元の企業、団体等に販売され、特にヤーコンについては平成16年度、菊池温泉湧出50周年記念農林産物品評会で金賞を受賞するなど、品質についても一定の評価が得られましたところでございます。

次に、102ページから106ページまでは、決算報告書でございます。まず102ページは、平成16年12月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産、固定資産での合計が821万744円、負債の部で23万1,276円、資本の部で797万9,468円となっており、うち当期末処理損失は、317万532円となっております。

次に、103ページの損益計算書でございますが、売上高は196万6,095円でございます。売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を差し引きますと、738万4,282円が営業損失となります。また、営業外収益421万3,750円から営業損失等を差し引きますと、317万532円が当期純損失となっております。

次に、107ページは、平成17年度の事業計画でございます。有限会社ファームきくちでは、昨年築いた生産基盤を拠点として、新たな産地づくりに向けて関係機関と連携しながら、ヤーコンをはじめ有望な作物の栽培実施を行うこととしております。また、多様な担い手の確保、育成を目的に、新規就農支援セミナーを開設し、農業にやる気のある人材を継続的に受け入れ、就農、独立に向けて積極的に支援することといたしております。

次に、108ページから112ページにかけては、平成17年度の予算でございます。まず108ページの収入の部でございますが、営業収益、営業外収益を合わせた収入合計は、3,169万5,000円でございます。支出の部でございますが、販売費及び一般管理費、農産物生産費、労務費、製造経費など、支出合計は3,169万5,000円となっております。

以上が、有限会社ファームきくちの経営状況報告でございます。

次に、113ページでございます。報告第8号、有限会社七城町特産品センター経営状況について、ご説明を申し上げます。

115ページをお開きください。平成16年度の事業経過報告からご説明を申し上げます。七城町特産品センターでは、平成7年度オープン以来、出荷協議会の組織強化を図り、順調に売上げを伸ばしてまいりました。福岡県久留米店をはじめ、県内外に9店舗を開設し、米、メロン、野菜などの出荷並びに加工品の製造販売等に積極的に取り組み、運営に努めてきたところでございます。平成16年度は特に度重なる台風の影響で米の出荷数量が減少、及び秋野菜の不作等によりまして、売上げに影響を及ぼしております。

116ページをお開きください。平成16年度の売上げ実績報告書でございます。右下の合計の欄でございますけれども、平成16年度は13億6,884万8,590円で、対前年度の93.96%となっております。

117ページは、前年度推定来客数比較表でございます。お客様の数は138万8,180人で、前年度対比で93.57%となっております。

次に、118ページから122ページまでは、決算報告書でございます。

まず、119ページは、平成17年3月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産、固定資産の合計が1億5,190万7,682円となっております。負債の部では、6,934万4,593円、資本の部で8,256万3,089円となっており、うち当期末処分利益が531万3,089円となっております。

次に、120ページの損益計算書でございますが、売上高が13億6,884万8,590円、売上原価10億9,971万199円であります。売上げ総利益から

販売費及び一般管理費を差し引きますと、313万1,135円が営業損失となります。また、営業外収益の1,147万8,132円から営業損失及び雑損失、法人税等を差し引きますと、479万2,537円が当期純利益となっております。前期繰越利益52万5,522円をプラスし、当期末処分利益が531万3,089円となっております。

122ページは、利益処分書でございます。250万円の株主配当金が計上されております。

次に、123ページは、平成17年度の事業計画でございます。平成17年度も継続して各種イベントを開催し、特にメロンは郵便局の味紀行について、前年までの九州管内から大阪圏へのギフト拡大を図ってまいります。また、トレーサビリティシステムにより、消費者に対して新鮮で安全安心をPRし、売上げ目標達成に向けて、従業員一同、全力を挙げて頑張っております。

124ページから126ページにかけては、平成17年度の予算見込額を計上しております。

まず、124ページをお開きください。平成17年度の売上額を前年度対比5%増の14億3,797万3,000円に設定しております。収入の部では、売上高14億3,797万3,000円、営業外収益431万5,000円、収入合計を14億4,228万8,000円でございます。支出の部で、売上原価11億5,068万8,000円、及び一般管理費等を合わせて、支出合計が14億2,604万7,000円となっております。今年度、1,624万1,000円の利益を見込んでおります。

以上が、有限会社七城町特産品センターの経営状況報告でございます。

次に、127ページ、七城町振興公社経営状況報告について、ご説明を申し上げます。報告第9号でございます。

128ページをお開きください。平成16年度の事業報告からご説明申し上げますと、平成16年度は改装工事等のため、七城温泉ドームとリバーサイドパークを40日間休館したことにより、利用者が約6万人程度減少いたしております。

129ページは、月別の事業経過報告でございます。イベントでは、4月の九州新幹線の開通と合わせた鹿児島フェアを皮切りに、各地区に様々なイベントを開催いたしました。特に5月の韓国フェアにつきましては、韓流ブームの影響で大変好評を得たところでございます。なお、平成17年3月には、温泉ドームオープン以来、約8年間で入場者350万人を達成いたしております。

次に、130ページから136ページまでは、平成16年度の決算状況でございます。

131ページは、平成17年3月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産、固定資産、繰延資産の合計が1億3,760万8,584円となっております。負債の部では、流動負債として6,507万7,062円となっております。資本の部合計では、7,253万1,522円となっており、うち当期末処理損失が971万8,478円となっております。

次に、132ページの損益計算書でございますが、売上高は5億3,567万4,708円でございます。売上原価は2億7,068万889円でございます。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、3,179万5,734円が営業損失でございます。また、営業外収益2,159万7,379円から営業損失及び法人税等を差し引きますと、1,118万397円の当期純損失となります。前期繰越利益146万1,919円をプラスし、当期末処理損失は971万8,478円となっております。

次に、137ページをお開きください。平成17年度事業計画でございます。昨年好評を得た韓国フェアをはじめ、各種イベントを計画いたしております。

次に、138ページから141ページまでは、平成17年度の損益予算関係でございます。

まず、139ページは損益予算書でございます。収入の部では、去年は長期間の休館もあり、創業以来はじめて当期損失となりましたが、今期は様々なイベントを企画し、各分野で売上げ向上に努め、収益合計を5億5,963万円を見込んでおります。

次のページ、費用の部では、売上原価2億4,728万3,000円、一般管理費が2億9,708万9,000円、費用合計は5億4,437万2,000円となっております。当期利益につきましては、1,355万5,000円を見込んでおります。

以上、有限会社七城町振興公社経営状況報告についてでございます。

次に、143ページでございます。報告第10号、有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について、ご説明を申し上げます。

145ページをお開きください。平成16年度の事業報告からご説明を申し上げます。七城町銘柄米センターでは、七城のお米、安全安心銘柄米と位置付け、生産、集荷、販売等について取り組み、また食品の安全安心に対する消費者ニーズに応えるため、米の生産履歴、トレーサビリティシステム導入事業を実施したところでございます。平成16年度産米については、台風の影響により、数量、品質の低下があり、売上げに影響を及ぼしております。集荷実績については、1万8,695俵となっております。

次に、146ページから147ページは、トレーサビリティシステム導入事業に関する明細でございますので、ご一読ください。

次に、148ページから152ページまでは、決算報告書でございます。

まず、149ページ、平成16年12月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部では、合計が3,401万7,110円で、負債の部で72万円、資本の部で3,329万7,110円となっており、うち当期末処理損失が5,070万2,890円となっております。

次に、150ページの損益計算書でございます。売上高が6,225万6,254円でございます。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、4,367万7,008円が営業損失となります。また、営業外収益1,000万2,872円から、営業損失、法人税等を差し引きますと、3,385万4,136円の当期損失となります。前期繰越損失、1,684万8,754円をプラスし、当期末処理損失は5,070万2,890円となっております。

次に、153ページをお開きください。平成17年度の事業計画でございます。平成17年度産米の集荷については、対前年度比144%の2万7,000俵を計画しております。また、トレーサビリティシステムにより、銘柄米を確立し、競争力の強化を図ってまいります。

154ページをお開きください。平成17年度の収支予算計画でございます。売上総利益を1億3,500万円、営業外収益、その他、機械導入事業補助金、機械利用料などを含め、収入合計は2億830万5,000円を見込んでおります。

次に、販売費及び一般管理費の中で、主なものにつきましてご説明申し上げます。出荷奨励金が1億2,150万円、その他、広告料200万円、機械導入補助金が4,644万7,000円などでございまして、支出合計が1億8,826万8,310円となっております。

以上が、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況報告でございます。

次に、156ページ、報告第11号、有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について、ご説明を申し上げます。

158ページをお開きください。平成16年度の営業報告からご説明を申し上げます。旭志村ふれあいセンターでは、大型商業施設や類似施設等のオープン、あるいは猛暑、台風直撃など、非常に厳しい状況で推移をしてまいりました。平成16年度の売上高は4億6,735万1,000円と、前年比3.9%の減となっております。また、お客様の数につきましても33万5,823人で、前年度対比の5.2%減となっております、それぞれ前年を下回っております。

次に、161ページから165ページまでは、決算報告書でございます。

まず、162ページ、平成17年3月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産、固定資産、繰延資産等の合計が6,993万9,076円、負債の部で3,651万2,669円、資本の部で3,342万6,407円となっております。うち当期末処分利益が436万5,387円となっております。

次に、163ページの損益計算書でございます。売上高が4億6,735万847円となっております。売上総利益から販売費及び一般管理費、雑損失、法人税等を差し引きますと、当期純利益が224万8,585円となり、前期繰越利益と合わせ、当期、未処分利益は436万5,387円となっております。

次に、165ページは、利益処分書でございます。121万7,500円が株主配当金として計上されております。

次に、166ページは、平成17年度の営業計画でございます。今期も昨年同様に厳しい状況が予測される中で、地域の特性、特徴をよりクローズアップし、他店との違いをより鮮明に打ち出し、全ての面で基本に戻り、頑張っていきたいと思っております。

次に、167ページから169ページは、平成17年度予算でございます。売上高は4億7,500万円、前年度対比101.6%を目標にいたしております。また、売上原価3億3,900万円で、販売費及び一般管理費1億3,200万円をそれぞれ見込んでおります。

以上、概略を申し上げまして、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況報告に代えさせていただきます。

次に、170ページ、報告第12号、株式会社四季の里・旭志経営状況報告についてご説明を申し上げます。

174ページをお開きください。平成16年度営業報告からご説明を申し上げます。四季の里旭志では、5月にオープンをいたしました貸し切り風呂が1日9.4回転と、好評になるなど、売店及びログハウスについても前年比売上高が104%以上と健闘いたしております。しかし、長引く景気低迷により、全体として入り込み客の減少など、厳しい経営状況で推移をいたしました。売上高では、1億5,476万1,000円で、前期比で94.6%、入り込み客数が8万627人で、前年比の88.7%という結果となっております。

次に、175ページから180ページまでは、第10期の決算報告でございます。

まず、177ページは、平成17年1月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産、固定資産の合計が1億21万1,563円となっており、負債の部で408万8,597円、資本の部で9,612万2,966円となっ

ております。うち当期末処理損失が460万2,034円となっております。

次に、178ページの損益計算書でございます。売上高1億5,476万1,625円となっております。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、2,175万453円が営業損失となります。また営業外収益4,984万8,556円から、営業損失、雑損失、法人税等を差し引きますと、1,488万3,855円の当期純利益となり、前期繰越損失1,948万5,889円を差し引きますと、当期末処理損失は460万2,034円となっております。

次に、182ページは、第11期営業計画でございます。今期、四季の里旭志では、これまでの成功事例等の企画にこだわらず、消費者のニーズに沿った新しい企画、イベント、そして真心のこもったサービスを社員一丸となって実行いたしてまいります。また、今期10周年を迎え、施設の一部改装に加え、合併をプラス要因として捉え、特にリピート客を大切にし、子供会や学校のクラブ活動、女性グループ、老人会など、多くの皆様に愛される施設を目指して頑張っております。

次に、183ページから185ページにかけましては、第11期予算を計上しております。

まず、184ページの収入の部でございますが、営業収益を1億5,860万円、営業外収益を1,320万円、収入合計は1億7,180万円となっております。支出の部では、販売費及び一般管理費として1億5,663万4,000円、営業外費用を含め、支出合計は1億6,983万4,000円となっております。

以上が、株式会社四季の里・旭志の経営状況報告でございます。

最後に、186ページでございます。報告第13号、有限会社有朋の里泗水経営状況報告についてご説明を申し上げます。

188ページをお開きください。平成16年度の営業報告からご説明を申し上げます。今期、3周年セール時にお買い上げ客数が100万人突破を果たしております。売上げ及び客数も順調に推移し、道の駅泗水、養生市場の認知度をさらにアップさせる体制づくりが必要な時期になりました。平成16年度の入店客数は35万2,662人で、対前年度比の105.1%となっております。売上高は3億8,809万4,996円で、対前年度比104.9%となっております。経常利益が990万1,000円となっております。

次に、189ページから193ページにかけましては、決算報告書でございます。

まず、190ページの平成17年3月31日現在の貸借対照表をご説明申し上げます。資産の部の合計が5,883万2,660円、負債の部の合計が3,274万5,801円、資本の部の合計が2,608万6,859円となり、当期末処分利益が992万6,859円となっております。



次に、191ページの損益計算書でございますが、売上高9,295万5,867円でございます。売上総利益から販売費、一般管理費を差し引きますと、431万2,303円が営業利益となります。また、営業外収益1,751万8,778円から営業外費用、特別損失、法人税等を差し引きますと、当期純利益が326万947円となっております。前期繰越利益666万5,912円をプラスし、当期末処分利益は992万6,859円となっております。

次に、193ページは、利益金の処分書でございますが、株主配当金として80万円が計上をされております。

次に、194ページをお開きください。平成17年度の営業計画でございます。新市誕生を機会に、各物産館との情報交換、連携強化を図り、お互いに切磋琢磨し、この秋オープン予定の競合するスーパーマーケット対策につなげてまいりたいと考えております。平成17年度の売り上げ目標を4億1,200万円、対前年度比106.2%と設定しております。

次に、196ページは平成17年度経営計画書、損益計算書となっております。総売上高は4億1,200万円を計上しております。営業収益の欄で、売上げ合計が3億6,910万円となっており、販売収益を5,244万円と見込んでおります。また、販売費及び一般管理費につきましては、5,520万円計上をいたしております。なお、平成17年度の当期純損益が780万円、前期繰越損益904万6,000円となっており、当期末処分損益は1,684万6,000円を計画しております。

以上、概略を申し上げまして、有限会社有朋の里泗水の経営状況報告に代えさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

議長（北田 彰君） 報告第2号について、訂正の申し出がっております。これを許します。

総務部長、高本信夫君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） ただいま説明申し上げます議案のその4の、報告につきまして、訂正をお願いいたします。

私が説明を申し上げました、報告第2号、繰越明許費繰越の報告についてでございます。

8ページをお願いいたします。8ページの上から4番目、土木費、住宅費、市営砂田西団地建設事業費についてでございます。左の財源内訳の中で、地方債が1億1,853万6,000円となっておりますけれども、1億1,853万円ござい

ます。36を00に訂正方お願いします。したがいまして、一般財源の方を2,364万8,000円となっておりますが、2,368万4,000円、48を84に訂正方お願いいたします。

続きまして、10ページで、合計が、よろしいでしょうか、8ページの市営団地、市営田島団地第2期建設事業でございます。失礼しました、5番目でございます、失礼しました、田島団地でございます。1億1,853万6,000円と地方債となっておりますけども、1億1,850万円でございます。36を00に訂正方お願いいたします。その横の一般財源につきまして、2,364万8,000円となっておりますけども、68万4,000円でございます。48を84に訂正方お願いいたします。

続きまして、10ページの合計でございます。未収入特定財源の合計が11億9,996万4,000円となっておりますけども、92万8,000円です。64を28に訂正方お願いいたします。

一般財源の方を8億9,027万6,000円となっておりますけども、31万2,000円でございます。276を312に訂正方お願いいたします。

大変失礼いたしました。

議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。

報告第1号及び報告第2号は、地方自治法施行令第146条第2項、報告第3号から報告第13号までは地方自治法第243条の3第2項のそれぞれの規定により報告にとどめます。

-----

#### 日程第9 休会の議決

議長（北田 彰君） 次に、日程第9、休会の件を議題とします。

お諮りします。

来る20日、21日及び22日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

よって、来る20日、21日及び22日は、休会とすることに決定しました。なお、18日及び19日は市の休日のため休会です。

以上、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。

明日18日から22日までは休会ですので、会議を来る23日午前10時から開きます。質疑、委員会付託及び一般質問を行います。

議案に対する質疑を希望される方、施政方針に対する通告をされている方は、その質問の要旨を具体的に記載し、21日の正午まで事務局にご提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

なお、予算書等の説明のため、2時20分から全員協議会を大会議室で開きます。

全員、起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

-----  
散会 午後2時10分

第 2 号

6 月 23 日

# 平成17年第1回菊池市議会定例会

## 議事日程 第2号

平成17年6月23日(木曜日)午前10時開議

- 第1 議案第50号 平成17年度菊池市一般会計予算の訂正の件
- 第2 質疑
- 第3 委員会付託
- 第4 一般質問

-----

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第50号 平成17年度菊池市一般会計予算の訂正の件
- 日程第2 質疑(議案に対する質疑)
- 日程第3 常任委員会に付託
- 日程第4 一般質問

-----

出席議員(58名)

- 1番 山田健二君
- 2番 倉本義雄君
- 3番 樋口正博君
- 4番 二ノ文伸元君
- 5番 川口良郎君
- 6番 中山繁雄君
- 7番 水上博司君
- 8番 岩根孝明君
- 9番 三池健治君
- 10番 清水昭栄君
- 11番 怒留湯健蓉さん
- 12番 坂本昭信君
- 13番 安武俊右君
- 14番 森誠雄君
- 15番 隈部忠宗君

16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
19番	河島秀逸君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん
22番	坂井正次君
23番	森隆博君
24番	山瀬義也君
25番	本田憲一君
26番	栗原康敏君
27番	渡邊康雄君
28番	栃原茂樹君
29番	青木積君
30番	坂田公弘君
31番	野口和夫君
32番	牧野洋一君
33番	松本登君
34番	森俊二君
35番	中原泉君
36番	松本隆幸君
37番	坂本正弘君
38番	石本利治君
39番	上田巖君
40番	水元征雄君
41番	東政孝君
42番	中山和幸君
43番	工藤恭一君
44番	木村末弘君
45番	岩下満州子さん
46番	笠愛一郎君
47番	中原繁君
48番	出口サチコさん
50番	境和則君

5 1 番	森 田 精 一 君
5 2 番	福 島 利 徳 君
5 3 番	工 藤 道 昭 君
5 4 番	甲 斐 健 彦 君
5 5 番	北 田 彰 君
5 6 番	外 村 國 敏 君
5 7 番	久 川 知 一 君
5 8 番	徳 永 隆 義 君
5 9 番	横 田 輝 雄 君

-----

欠席議員（ 1 名 ）

4 9 番 荒 木 建 令 君

-----

事務局職員出席者

事 務 局 長	樋 口 昭 彦 君
議 事 課 長	春 木 義 臣 君
議 事 係 長	城 主 一 君
議 事 係 参 事	吉 野 幸 子 さん

-----

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
収入役職務代理者	川 口 齋 子 さん
総 務 部 長	高 本 信 男 君
企 画 部 長	村 山 隆 君
市 民 部 長	木 下 儀 郎 君
経 済 部 長	岡 崎 俊 裕 君
建 設 部 長	石 原 公 久 君
菊池総合支所長	城 直 輝 君
七城総合支所長	平 野 國 臣 君
旭志総合支所長	稲 葉 公 博 君
泗水総合支所長	井 手 政 寛 君
建設部総括審議員	松 岡 隆 君
企画部主席審議員	友 田 豊 和 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君

職員課長	松永完一君
教育長	木下昭二郎君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	後藤定君
監査委員会事務局長	出口正司君



午前10時00分 開議

-----  
議長（北田 彰君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
-----

日程第1 議案第50号 平成17年度菊池市一般会計予算の訂正の件

議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第1、議案第50号、平成17年度菊池市一般会計予算訂正の件を議題とします。

総務部長から、平成17年度菊池市一般会計予算の訂正の理由の説明を求めます。

総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） おはようございます。

議案第50号、平成17年度菊池市一般会計予算の訂正について説明をいたします。

今回、本会議の開会後に誤りを発見し、議案の訂正となりましたことにつきまして、議員の皆様方に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

合併協議を進める中で、条例、規則等の法令につきましては、各分科会で審議、検討し、即時、施行が必要な条例、規則、要綱につきましては、3月22日に職務執行者より専決処分したところでございます。

一方、即時施行になじまなく、新市において調整し、また必要に応じ修正、改正が必要な条例などは暫時施行とし、新市発足後に速やかに制定することとしておりますが、合併後の組織機構の変動や人事異動等により、条例未施行にもかかわらず、予算措置を進めたものでございます。

本来、地方自治法の規定により、条例、予算は一体化を出すものでありますので、今回、予算のみを計上しておりました協議会、審議会の委員報酬及び費用弁償を削除させていただきます。

なお、該当します条例につきましては、ただいま整備、検討中でございますので、予算とともに次回以降の議会に提案をさせていただきたいと思っております。

お手元の方に、A3判の訂正表を差し上げておりますので、これにより説明をいたします。

訂正の内容といたしましては、歳入、歳出の総額は変更ございませんが、平成17年度菊池市一般会計予算書の6ページ及び7ページ、訂正表の一番左の方にページを打ってございます。6ページ及び7ページの歳出総括表の一部訂正、14ページ及び15ページの歳入歳出予算事項別明細書の歳出分、いずれも協議会、審議会の委員報酬及び費用弁償を削除し、予備費の方へ移すものでございます。金額は、合計で4件分、58万6,000円でございます。

また、各事項別の明細書の目、節の金額、説明欄の金額及び計の金額の訂正をお願いするものでございます。該当する箇所は、訂正表の2枚目以降に記載をしているとおりでございます。ページの68ページから79ページ、184ページから187ページ、196ページから197ページ、202ページから203ページ、最後に、276ページから277ページでございます。

なお、訂正表の最後に添付しております地方債に関する調書の表につきましては、説明資料につきまして、一部違算がございましたので、変更するものでございます。また、その下に記載しております283ページの給与費明細書の表につきましては、これまでの表では、旧町村の対比がわかりづらかったので、訂正をお願いするものでございます。

今回の件につきましては、執行部といたしましても弁解の余地はなく、深くお詫びを申し上げます。今後このようなことが発生しませんよう十分気を付けますので、訂正につきまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願いするものでございます。

説明を終わります。

議長（北田 彰君） 以上で、説明を終わります。

この件につきましては、議会運営委員会で質疑、討論を省略することで結論を見ておりますので、ただちに採決します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号、平成17年度菊池市一般会計予算の訂正の件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成17年度菊池市一般会計予算の訂正の件については、承認することに決定しました。

総務部長、高本信男君。

〔自席〕

総務部長（高本信男君） ただいま、議案第50号、平成17年度菊池市一般会計予算の訂正の件につきまして、ご承認をいただきまして、大変ありがとうございます。

た。

そこで、予算書の訂正につきましては、執行部におきまして、すべて行わせていただきたいと思います。昼食時間の休憩を借りまして、議席の上にそのまま予算書を置いていただきますと、職員で訂正をいたしますので、よろしく願いいたします。

-----

## 日程第2 質疑

議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第2、質疑を行います。発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、渡邊康雄君。

[ 登壇 ]

（渡邊康雄君） 皆さん、おはようございます。第1番目の質疑ということで、いささか緊張いたしておりますけど、しっかりやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

早速、通告順に従いまして、質疑をさせていただきます。

まず、歳入についてでございますが、款1市税、項1市民税のうち、法人税4億2,805万2,000円の旧4市町村ごとの内訳はどうなっているのかお尋ねいたします。

2番目に、款1市税、項2固定資産税のうち、固定資産税25億4,114万3,000円の個人と法人の内訳はどうなっているのかお尋ねいたします。

3番目に、款1市税、項6入湯税2,091万1,000円の旧4市町村ごとの内訳はどうなっているのかお尋ねいたします。

それから4番目に、款7ゴルフ場利用税交付金4,400万円の旧4市町村ごとの内訳はどうなっているのかお尋ねいたします。

5番目に、款13使用料及び手数料の商工使用料の中のリバーサイド使用料2,700万円と七城温泉ドーム使用料1億1,500万円、合計1億4,200万円が、歳出、款6商工費、項1商工費、目4観光費、節13委託料の中で、リバーサイド七城管理委託料1億4,200万円として計上されていると思うんですが、これは何か特別な取り決めでもあって、こういうふうな形になっているのかお尋ねいたします。

それから2番目に、歳出についてでございますが、1つ、款2総務費、項1総務管理費、目17小川記念館建設費9億5,371万円についてお尋ねしますが、合併にかかわる協議の中で決定されている案件ということで、私どもが口を挟むことではないと認めてきたものでございますが、最近になって、基金提供者である故小

川水宝氏の遺族から、基金の取り崩し及び一般財源化と箱もの建設に異議が申し立てられていると聞き及んでおります。そこで、さきの6月17日の本会議で、その状況を公表するように求めましたが、それに応じず、専決処分の承認という形で議会は承認いたしました。市長並びに執行部においては、その異議申し立ての事情を知った上で、平成17年度予算として計上したものでどうかお尋ねいたします。それから、市長には、この件については遺族の代理人である弁護士より、書面にて通知されていると聞き及んでおりますが、公表される気があるのかないのか、お尋ねいたします。

次に、款5農林水産業、項1農業費、目4農業振興施設費の中で、特産品センター管理委託料1,361万円と施設使用料についてでございますが、1つ、特産品センターとは、通称、メロンドームのことか。

2番目、有限会社七城町特産品センターの平成17年度収支予算では、売り上げにも営業外収益にも、この委託管理料1,361万円が計上されていないが、これはどういうことなのか。

3番目に、平成16年度では、施設使用料として1,331万3,724円が計上されているが、平成17年度では、ゼロとなっているが、これはどういうことなのかお尋ねいたします。

それから、款7土木費、項2道路橋梁費、目3道路橋梁新設改良費、節15工事請負費2億5,064万2,000円についてでございますが、第1に、ウォーキングトレイル事業7,969万円も、この中に含まれているのかどうかお尋ねいたします。

第2に、当然含まれていると思うんですが、総工費は、2億8,595万9,000円で、全部を完成することができるのか。今後、追加予算なしで終了するのかお尋ねいたします。

第3に、この橋梁は、地元住民の生活橋梁として急いで完成しなければならないような橋かどうかをお尋ねいたします。

4番目に、この予算の財源内訳を示してほしいということでございます。

それから最後に、予算書、ページ283ページの給与費明細書についてでございますが、先ほど訂正が上がりました。質疑の打ち合わせで気付いて訂正するという見苦しいことがあったわけございまして、こういうことでは非常に残念なことだというふうに思います。以後、本当にこういうことがないように強く要求するものであります。

この件についてはですね、その他の特別職がですね、増えてますね、これは。訂正されたもんですから、質疑まで変えないかんごつなりまして。前年度と本年度と

比較いたしまして、その他の特別職は438人も職員が増えていることになっておりまして、報酬、給与も1億3,792万7,000円増える形になっておりますが、これは一体どういうことなのかお尋ねいたします。

それから、ここの表は大変、私は大事な表だと思いますが、要するに、合併によって、前年度と本年度が特に特別職は、どれくらいの給与が差が出るか、削減ができるかということが大事なことでございまして、これを見る限りでは、市長等ということですから、市長、三役が入れまして、その削減が8,084万2,000円となっている。議員は、1,839万5,000円の経費削減となっているわけなんです。私が計算してですね、平成18年度からは議員は28名になるわけございまして、仮にですね、新議員の報酬を旧の菊池市議会の報酬ぐらいいというふうに仮定して計算しますと、約1億4,000万円くらい削減されるというふうに私は計算し、合わせて、この議員と長等で大体2億2,000万円くらい削減されるのではないかと計算になりましたが、執行部におかれては、これがこれくらいのことなのかということを確認させていただきます。

以上が、第1回目の質疑でございます。よろしくご答弁の程をお願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 歳入について、お答えいたします。

まず、市民税のうち、法人税の4市町村の内訳でございますが、旧菊池市1億9,162万円、当初予算対前年比で2.3%の増となっております。旧七城町6,751万5,000円、対前年23.3%の増となっております。旧旭志村6,016万円、対前年と比べますと、0.3%の増となっております。旧泗水町1億875万6,000円、対前年比で5.2%の増となっております。

次に、固定資産税の個人、法人の内訳でございますが、個人で12億5,354万6,000円、法人12億8,759万7,000円で、当初予算対前年で0.2%の増となっております。

次に、入湯税の内訳は、旧菊池市1,803万円、当初予算対前年で1.3%の減でございます。旧七城町240万円、前年と比べまして、2,097万7,000円の減となっております。この減の要因につきましては、一般公衆浴場への変更に伴います課税免除によるものでございます。旧旭志村が48万円、ほぼ前年と同額となっております。

次に、ゴルフ場利用税交付金の内訳でございますが、旧菊池市2,460万円、対前年4.7%の増でございます。旧旭志村992万円、対前年14.3%の増でござ

ございます。旧泗水町948万円、対前年15.6%の増となっております。

次に、リバーサイド使用料、七城温泉ドーム使用料とリバーサイド七城管理委託との関連については、平成15年4月1日付けで、旧七城町と有限会社七城町振興公社間で、リバーサイドパーク管理運営委託契約書が締結されております。この中で、第1条、管理運営及び使用料（入湯税を含む）の徴収事務を乙、これは有限会社七城町振興公社でございます。ここに委託するとなっております。

第3条、リバーサイドパークの収入、使用料以外の物品販売、その他の事業による収入は、乙の収入とする。

第9条で、乙は、徴収した使用料を甲の指定した金融機関に収納する。

第10条で、甲、七城町でございます。甲は、委託料として乙から収納のあった使用料（入湯税を除く）の10割を乙に支払う。

第11条、この契約の期間は、契約日から平成18年3月31日までの間とするとなっておりますので、このような予算措置となったわけでございます。

なお、契約が終了しましたら、見直しを行いたいというふうに考えております。

次に、歳出について、1と4番につきまして、私の方で答弁をいたします。

まず、小川記念館建設費についてでございますけども、この経過につきまして、市町村合併が推進される中で、小川基金を泗水町振興のために活用するにはどのように利用したらよいかについて検討することになり、平成14年11月に小川基金利活用検討委員会を発足させ検討を重ねた結果、小川記念館建設が決定いたしました。その間、議会及びご遺族の方とも十分協議をして、一応の了解を得て進めてきたものであります。旧泗水町議会においても、平成17年2月、小川記念館建設特別委員会を設置していただき、審議の上、平成17年3月3日、臨時議会におきまして、平成16年度、平成17年度の継続費として予算計上をいただいたものでございます。

次に、弁護士を通じて建設に反対であるとの文書につきまして、その内容を公表すべきではないかということにつきまして、平成17年5月、小川氏のご遺族の方より弁護士を通じまして、小川基金の活用については、合併後も基金として進学希望者に対する奨学金や青少年の健全育成のために運営をしていただきたい旨の文書が届いております。

なお、公表につきましては、菊池市情報公開条例によりまして、個人に関する情報でありますので、公にすることによりまして個人の権利、利益を害する恐れがあるものと判断し、控えることとしたものでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。

歳出2点目の特産品センター管理委託料につきまして、お答えを申し上げます。

特産品センター管理委託料1,361万円につきましては、旧七城町、旭志、泗水の各物産館の維持管理委託料にかかるものでございます。

内訳としましては、七城町特産品センター管理委託料が824万8,000円、旭志村ふれあいセンター管理委託料が259万1,000円、泗水町第1、第2物産館の管理委託料が277万1,000円となっております。

施設使用料につきましては、旧七城町特産品センターにおいて行政財産使用料、年額717万円でございます。それに物品の使用料としまして614万4,000円、合計で1,331万4,000円の徴収がなされております。

旧の泗水町の第2物産館については、昨年より641万3,000円の年額の行政財産使用料が徴収されておりますが、その他の旧旭志村、泗水町の施設については、減免措置を適用し、施設使用料は免除されております。施設使用料については調整が間に合わず、現段階においては、歳入予算に計上しておりませんけれども、今後、各物産館と協議しながら適切な施設使用料の算出を行いたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） お答えさせていただきます。

ご質問の土木費の工事請負費2億5,064万2,000円についてでございますが、新設改良路線数24路線の工事に関する予算であります。この予算編成の基本的な考え方といたしましては、旧市町村間において、均衡ある生活基盤の整備が図れるよう、バランスの取れた配分を行ったものでございます。

この中にありまして、各旧市町村ごとの主な事業といたしましては、旧菊池市では、巨甲森線改良工事、旧七城町では、林原中富線、通称ウォーキングトレイル事業、旧旭志村では岩本姫井線改良工事、旧泗水町では泗水中央線改良工事などの24路線でございます。これは合併前に策定されました新市建設計画に基づいて各総合支所と協議の上、財源の範囲内において継続的なもの、緊急性の高いものに重点を置いて計上したものでございます。

ご質問の市道林原中富線、通称ウォーキングトレイル事業についてでございますが、この事業に要する今年度予算は、継続費の残額であります7,969万円を計上いたしております。これは橋梁上部工に関する経費であります。これで橋梁は完

成することとなりますが、ご指摘のように、今後、付帯工事として護岸工事と取付道路及び河川堤防道路を利用した遊歩道整備に関する経費が必要となります。この費用につきましては、ウォーキングトレイル事業が国土交通省所管の交付金事業であることから、対象経費の55%は、交付金を申請することで考えております。残りの45%につきましては、合併特例債及び一般財源を充当することにいたしております。この事業に必要な経費につきましては、各旧市町村ごとに割り当てられました新市建設計画事業費のうち、旧七城町分の中から充当されることとなります。

一方、ウォーキングトレイル事業の緊急性、必要性と申しますか、についてでございますけれども、このウォーキングトレイル事業の目的は、歩くことを通じて、地域住民がゆとりと潤いを実感できる歩行者空間をつくることとあります。旧七城町では、以前から河川を生かした地域づくりを推進してこられ、水辺公園やリバーサイドパークなどの施設整備に取り組んでこられました。また河川敷には、コスモスやひまわりなどを植栽し、河川の景観形成はもとより、コスモスマつりをはじめ、積極的なイベントの開催による観光客の導入など、地域振興に力を注いでこられたものでございます。このことから、このウォーキングトレイル事業も、吊り橋と遊歩道をミックスした河川との融合施設として計画されたものであり、ジョギングや散策コースとして地域住民や観光客の利活用に供することから、その必要性を満たすものであると考えております。

以上、お答えさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） お答えさせていただきます。

給与明細につきましては、平成16年度の旧4市町村と新市との給与、共済の状況を掲載したものでございます。まず比較表で、長等の給与、共済の合計8,084万2,000円の減は、三役等が3名に減少することによる減額でございます。

次に、議員欄の議員数8名減は、菊池広域連合の議員を職員数から除いたことによるものでございます。また、給与、共済の合計欄1,839万5,000円の減は、報酬改正に伴う減額分でございます。その他、特別職員欄の職員数438名増は、国勢調査員にかかるもの351人、市長選挙等開票管理者及び立会人160人、農業委員選挙等開票管理者及び立会人93人並びに図書司書の増員18人が、主なものとなっております。

次に、給与、共済の合計1億3,792万7,000円の増は、国勢調査にかかるもの1,700万円、市長選、農業委員選にかかるもの330万円、図書司書2,380万円、小・中学校補助教員3名増に伴う1,240万円、消防団員の報酬額の



増に伴うもの400万円の計6,050万円と保育園、学校給食、各種施設の管理等を、これまで賃金で取り扱っていたものを報酬に算入したことによるものでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 渡邊康雄君。

[ 登壇 ]

（渡邊康雄君） 手元に残り時間21分となっております。

それでお尋ねいたしますが、再質疑をさせていただきますが、小川記念会館についてはですね、先ほど概略、個人情報の問題でできないということでございますが、私のところに、そういう答えじゃないかと思ってですね、弁護士と連絡とりました。弁護士からファクスをいただきました、どういう内容かと。弁護士の先生に、もう皆さんに公表してもいいかと、あるいは、皆さんにこれを見せてもいいかという了解を得ております。ただ、個人情報の件がありますので、ここでは申しませんが、これを強行するに当たっては、やはり裁判覚悟の上で予算を執行しなければならないのではないかという私は印象を得たわけですが、そういうことについて十分ですね、これは総務委員会の付託案件だと思いますが、総務委員会の中で審議されることを望む次第であります。そのような情報が届いている、いつでもお見せしますということで、この質疑は、これだけにしたいと思えます。

それから、ウォーキングトレイル事業でございますが、談合の噂や追加、追加の工事で、市民の政治不信を招く私は典型的な予算であるというふうに判断いたしましたんですが、建設常任委員会の慎重審議を願うものでございますが、そのためにもですね、より一層の情報開示をですね、執行部をお願いするものでございます。特にですね、先ほどの部長の答弁で、この工事請負費というのは、緊急性のあるやつから予算をつけていったというけども、どうもこの工事がですね、生活に窮するようなですね、緊急工事とは思えないわけでございまして、この予算を執行するに当たってもですね、よりやっぱり慎重にですね、皆さんが審議なさってですね、この予算執行されることを要望するものでございます。そういう考えでございますが、執行部におかれては、いかにお考えか質疑をいたします。

それから、リバーサイドの使用料、温泉ドームの使用料の1億4,200万の件ですが、先ほどいろいろ述べられたんですけども、どうもピンと来なかった。要するに私が考えた場合ですね、使用料は取る、それがそっくり管理委託料になるということじゃないかと思うんですね。しかし、その管理委託料が、1億4,200万円もするのかという疑問が湧くわけでございます。それで、考えてみれば、差し引きのゼロと。ただで借りて、あれだけの施設をただで借りて運営するということ

に私はなるのじゃないかというふうに思ったんですが、この中にはですね、補助金とか助成金という類する項目でですね、が付けられて、この金額になつとというふうに解釈しなきゃならんと私は思うんですが、その点、いかが考えておられるのか再度、ご質問いたします。

それでですね、ここまでしなくてもですね、温泉ドーム、第3セクターの成功例として私どもが今までずっと聞いてきたわけですね。ここまでしなければ要するにしないのか、あるいはですね、これは今後ですね、やはり菊池市、合併したわけですから、私は民業圧迫ということも十分考えとかにやならない。たしか、この数字を見ますと、温泉ドームについてはですね、菊池市から、たしか17%の会員数がおられると。それから菊池郡、たしかそうだったと思うんですが、要するに、この新菊池市からですね、相当に会員がいらっしゃるということでございます。ということは、公がそれだけ金をつっ込んでですね、すれば民業は、民間はですね、行政からお金をもらってるわけでも、補助金もらうわけでも何でもないわけでございます。そうした場合に、やっぱり民間というのはやっぱり圧迫し、差別された状態にならんととも限らんわけでございます。やはり民業圧迫ということもですね、これから十分考えた上でですね、先ほど説明はあったと思うんですが、使用料と、あるいは管理料というのは、ちゃんと区分けしたことでやっぱり計上されるべき、そういうふうな形にすべきと私は思うんですが、いかがでございましょうか。(「質疑でなく一般質問じゃないかそれは」という声あり) 違う、違う、違う、質疑じゃないか何を言っているのか。

それから、先ほどの説明の中でありましたけど、決算書並びに予算書を見る限り、使用料の費用等は計上されてないわけですが、これは自治体に、さっきは説明ありましたね、直接、使用料として自治体が使用料を受け取るということでもいいわけですか。全然決算書にはですね、使用料という項目が出されてないんです。この点を質問いたします。

特産品センターの管理委託料についてはですね、要するに、これは全体のほかのところも入っている委託料であるというふうな説明だったと思うんですが、これについてもですね、やはり十分にですね、管理委託料についてぴしっとしたルールを全部で、全市で共通するルールをですね、ぜひともつくっていただきたい。七城も旭志も泗水も、あるいは菊池市も共通する使用料あるいは管理委託料というものを共通するルールというのをやっぱり実施すべきではないかと思うんですが、その点、いかが考えられるかお尋ねいたします。

以上、再質疑とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(北田 彰君) 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 私の方では、リバーサイド使用料と管理委託との関連につきまして、ただいま、またご質疑がありましたのでお答えいたします。

第3セクターの取り扱いでございますけども、これは後での一般質問にも出ておったかと思っておりますけども、行財政改革の中で、一応、第3セクターの見直し等も視野に入れながら検討を進めるということにしておりますので、その中で十分検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 再質疑につきまして、お答えさせていただきます。

今回計上いたしております7,969万円は、旧七城町議会で継続費の設定をされたもので、現在、橋梁の工事の施工中のものでございますので、その点につきましては、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

また、ご指摘いただきました今後のあり方につきまして、情報公開等を開示しながら希望したいということでございますので、当然、必要なことでございますので、今後開かれます建設常任委員会におきまして正確な情報を開示して、十分な審議をお願いしたいというふうに考えております。

また、予算の執行につきましては、その点を十分に踏まえて慎重にさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

特産品センター等の施設使用料につきましては、菊池市が一本化されたわけですから、旧4市町村をまとめましてですね、適切な行政財産使用料という形で評価をしまして、統一したルールをつくっていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

（渡邊康雄君） よろしい、再々質疑はしません。

議長（北田 彰君） 終わりですね。

（渡邊康雄君） 終わり。

議長（北田 彰君） 次に、甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） 質疑をいたします。

病後で昔の元気がありませんので、お手柔らかなご答弁をまずお願いを申し上げます。質疑内容に入る前にですね、4市町村の合併ができて、初めての予算編成でありました。執行部の皆さんには、大変なご苦勞だったというふうに思います。その労を多とするものでありますが、今朝、冒頭にありましたように、もう既に訂正が出てきた、まだほかにもたくさん訂正が出てきそうですね。今までの4市町村のいろいろなやつをかき集めて並べてそろばん弾いて、そのそろばんが間違っていたと、こういうことではですね、ちょっと困るわけ。今後は、そういうことがないようにしていただきたいということと、お詫びをするならお詫びをするですよ、最近、テレビで訂正してお詫びしますというのはたくさん、警察の署長まで含めてお詫びしよってですね。ところが、ここのお詫びは、発言者1人がお詫びしたと。総責任者がやっぱりお詫びすべきじゃないですか。私はお詫びのしようが足らんというふうに思います。

それで一応ですね、予算書を全部見ました。大変この編成はご苦勞と思いますけれども、内容的に我々としてですね、情報が非常に不十分と。じゃあ何を、どう理解していいのかということで項目と計数数字が上がっているだけです。しかも私にとっては、菊池市以外の3町村の事情についてはよくわからんというので、この数字をどういうふうに理解するのかという点で大変困難でありました。したがって、質問するなら全部質問せにゃいかんごったから、1点だけに止めます。

予算書ですね、125ページですが、扶助費、この生活扶助からですね、介護扶助まで含めて4億7,808万9,000円あるわけですけども、菊池市は、今まで市の関係で扶助費は計上しておったわけです。ところが、町村の場合には、県の方で計上するというので実質的には県の方が運用しておったということで、そういう限りにおいてこの内容についてですね、お伺いをするわけであります。生活扶助費がここで計上されておるのが1億1,894万7,000円、住宅扶助が2,457万円、教育扶助が128万8,000円、医療扶助が3億28万7,000円、出産扶助が29万8,000円、生業扶助が53万円、葬祭扶助が49万7,000円、介護扶助が623万1,000円、施設委託事務費が2,544万1,000円とこうなっておりますが、このそれぞれのですね、旧市町村別に積算をされたと思うわけですけども、旧市町村別の積算の状況を明らかにしていただきたいと思いません。

それから、旧市町村の昨年度のこの費目の実績についてはっきりさせて、対比をしていただきたい。そして、今度の予算編成については、どういう方針を持って予算編成をされたのか、その辺についてお伺いをします。

質疑は1回で終わります。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

旧市町村別の生活保護世帯は、旧菊池市147世帯、旧七城町10世帯、旧旭志村13世帯、旧泗水町27世帯の合計197世帯となっております。

平成17年度の扶助費全体の予算としては、4億7,808万9,000円であり、内訳としまして、生活扶助175世帯を計上しております。住宅扶助は130世帯、教育扶助は7世帯、医療扶助は226名、出産扶助は2名、葬祭扶助は3名、施設事務費としては11名分をそれぞれ計上しております。

平成17年度予算を旧市町村ごとに分けますと、生活扶助は、菊池で147世帯8,875万7,000円、七城で10世帯で603万8,000円、旭志13世帯で784万9,000円、泗水27世帯で1,630万2,000円、合計1億1,894万7,000円となります。

同様に、住宅扶助は、菊池2,147万円、七城30万円、旭志100万円、泗水180万円の合計2,457万円。

教育扶助は、菊池110万4,000円、七城18万4,000円の合計128万8,000円。

医療扶助は、菊池2億2,407万2,000円、七城1,524万3,000円、旭志1,981万6,000円、泗水4,115万6,000円の合計3億28万7,000円。

出産扶助と葬祭扶助につきましては、前年度までの実績に応じ、それぞれ29万8,000円と49万7,000円を計上しております。

介護扶助は、菊池370万円、七城10万円、旭志20万円、泗水223万1,000円の合計623万1,000円。

施設事務費としては、菊池1,619万円、七城231万3,000円、泗水693万8,000円の合計2,544万1,000円を計上しております。

また、16年度の実績につきましては、生活扶助は、菊池144世帯。

（甲斐健彦君） ちょっと、計数はもう少しゆっくり言ってください。速記する人は誰もいませんので、ゆっくり言ってください。

市民部長（木下儀郎君） 失礼しました。

16年度の実績につきまして申し上げます。

生活扶助は、菊池144世帯で8,512万円、七城11世帯で419万9,000円、旭志13世帯で768万3,000円、泗水28世帯で1,429万9,000円の合計1億1,130万1,000円です。

住宅扶助は、菊池2,060万2,000円、七城27万7,000円、旭志84万4,000円、泗水140万4,000円の合計2,312万7,000円。

教育扶助は、菊池90万6,000円、七城20万1,000円の合計110万7,000円。

医療扶助は、菊池2億1,636万8,000円、七城967万1,000円、旭志294万円、泗水3,462万4,000円の合計2億6,360万3,000円です。

葬祭扶助は、菊池19万1,000円、泗水17万3,000円の合計36万4,000円です。

介護扶助は、菊池371万5,000円、旭志19万2,000円、泗水381万円の合計771万7,000円でございます。

保護施設事務費は、菊池1,425万9,000円、七城233万6,000円、泗水475万円の合計2,134万5,000円となりまして、平成16年度の支出合計は、4億2,946万6,000円というふうになっております。

積算についての留意点というふうなご質疑ございましたが、積算につきましては、法に定めております、それから菊池市の生活保護法施行細則というのがございます。それによりまして公正、公平ということで考えながら積算をしております。

以上でございます。

(甲斐健彦君) 以上で終わります。

議長(北田 彰君) 次に、福川幸子さん。

[ 登壇 ]

(福川幸子さん) おはようございます。

甲斐議員が言われましたように、私も、こういう議会のやり方は初めて経験するものですから、本当に今回の発言通告を出すときに、どこまで発言通告を出しているのやらわからずに戸惑いながら出しております。不慣れでございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づき順次、質疑をさせていただきます。

平成17年度菊池市予算書のページ59ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、市長交際費250万円と、ページ219ページ款9教育費、目1教育委員会費、教育長交際費15万円は、どのような基準で積算されているのかご説明をお願いします。

次に、ページ73ページ、款2総務費、項1総務管理費、目10国際交流費、きくちワイフ物語推進協議会補助金500万について、この推進協議会の内容等をご説明ください。

ページ243から245ページ、款9教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費の負担金、補助金及び交付金について、その中の説明欄の中で、部落解放熊本県研究集会特別負担金78万などは、どういう集会なのかということです。

それから、社会を明るくする運動補助金30万について、どういう内容の運動か。

それから、菊池女性の会補助金214万6,000円は、どのように積算されて、また会の現状についてご説明をお願いします。

細かいことばかりですけども、寿会活動補助金、これはどういう会なのか。

それから、国際交流事業補助金50万は、どのような会が、どのような活動をしているのかご説明をお願いいたします。

何しろ、この4市町村が合併しまして、予算書を見ても私もわからないことが多いですけども、初めてのことなので、どうぞ説明の方、よろしくをお願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 市長交際費並びに教育長交際費につきましては、私の方で答弁させていただきます。

まず、市長交際費についてでございますけども、平成15年度旧菊池市、七城町、旭志村、泗水町の4市町村長の交際費の執行額合計は、368万6,139円でございます。平成16年度の執行額合計が、321万9,424円でございます。その中で、旧町村におきましては、従来、これまででございますけども、各区の祭りあるいは各種団体等への総会、会合などへ御樽を持参する慣例がございましたが、今回、合併を機に、御樽の原則禁止による減少等を考慮いたしまして、250万円を計上したものでございます。

この交際費の用途につきましては、各区での催しあるいは各種団体総会、会合などへの御樽代、出張訪問時及び遠来客への土産代、各式典等のお祝い金などが主なものとなっております。

次に、教育長の交際費の積算につきましては、過去の実績等を踏まえながら経費節減を検討し、現在の15万円となっております。

なお、教育長の交際費の用途につきましては、各種団体の会議等に関する会費及び負担金、渉外接遇に関するものとして遠来からの訪問者などに対するお土産、賛助、協賛に関する副賞代等が主なものとなっております。

以上、お答えします。

(福川幸子さん) はい、わかりました。

議長(北田 彰君) 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

総務部長(村山 隆君) おはようございます。

きくちワイフ物語推進協議会補助金ですが、その活動内容につきましては、国際交流を視野に入れました観光振興に寄与することを目的に、菊池市観光協会等の各種団体、組織等の15団体で構成されていますその団体に補助するものでございます。

近年の宿泊客の減少傾向に歯止めがかからない状況に伴いますところの政策目標として、観光客倍増を掲げ、観光菊池のイメージ戦略としまして、おしどり夫婦の里「きくちワイフ物語」をコンセプトに、国際交流を促進し、外国人観光客誘致も視野に入れました多種多様なワイフ物語を発信しているものでございます。

協議会の名称の由来は、おしどり夫婦のモデルとして徳富蘆花、愛子夫妻としています。また、また隈府とワイフで地名の隈府と英語のワイフとの語呂合わせであり、女性に優しいまち、お互いを大切にする観光イメージづくりを推進するものでございます。

その協議会の主たる事業につきましては、おしどり夫婦の里交流物語事業、愛子、徳富蘆花夫人ですけれども、と節子、フランスの具象派絵画の巨匠バルテュス夫人の物語事業、また東京都世田谷区で開催されます蘆花まつり交流物語事業、韓国、中国の国際交流物語事業、きくち韓国映画祭事業等を計画しているものでございます。

民間の異業種団体によりますところの協議会が行います推進交流に対して、支援を行う事業費として計上しているものでございます。

以上でございます。

(福川幸子さん) わかりました。

議長(北田 彰君) 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長(木下昭二郎君) 福川議員の款9教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費の中で、特にご質問のあった項目についてご説明申し上げます。

まず、部落解放熊本県研究集会特別負担金78万円についてでございますが、この研究集会は、部落解放同盟熊本県連合会主催により、県下の郡市単位の会場を主会場として例年、開催されております。本年度は、菊池郡市での開催であり、合志町のヴィーブルを主会場として開催予定であります。このため、開催地である菊池郡市各市町村は、大会に要する経費を特別に負担することになり、本市におきまし



ては合併に伴い、これまでの4市町村分を合わせた負担金でございます。なお、この特別負担金は、来年度以降、次期開催まで必要ないこととなります。

次に、社会を明るくする運動補助金30万円についてでございますが、旧菊池市では、法務省が主唱する社会を明るくする運動強調月間にあわせて、毎年7月に菊池市集会を実施してまいりました。明るいまちづくりのため、新市としましても、旧菊池市の要領を基本とし、継続して実施したいと考えております。実施の主体としましては、市長を会長として、保護司会、教育委員会、県、学校関係など39団体により実施委員会を組織してありまして、その会による市民集会の開催や啓発活動の経費に対する補助金でございます。なお、集会の内容としましては、法務大臣及び県知事からのメッセージの伝達、小・中・高生による作文の発表及び講演を予定いたしております。毎年、700名程度の参加をいただき、市の文化会館で開催しているところでございます。

次に、菊池女性の会補助金214万6,000円についてでございます。合併に伴い、各種の社会教育団体も統合に向け協議を進めているところでございますが、女性の会につきましては、菊池市女性の会、7月16日に泗水町ホールで設立総会を開く予定で進行されておりますけれども、として新たに発足が決定いたしております。各地域では、それぞれの支部として活動が行われることとなります。本年度補助金は、合併初年度ということもあり、これまでそれぞれの旧市町村での補助金額を合わせた金額といたしております。

次に、寿会活動補助金5万4,000円についてでございます。寿会は、旭志のみに組織されているもので、老人会に加入するまでの男性の会でございます。その活動に対する補助金でございます。

なお、女性で同じような組織としては、むつみ会として七城、泗水、旭志にもございます。これらの会も新市といたしまして統合も進めてまいりたいというふうを考えております。

最後に、国際交流事業補助金50万円でございます。旧菊池市では、海外を知るという目的から昭和59年青年海外研修事業を開始し、その参加者を中心として平成2年に菊池市海外研修生の会が発足しました。以来20年の歴史の中で、200名を超える青年、市民の方が研修に参加していただき、現在は、韓国のソウル外国語学院との交流を続け、毎年10名を派遣するとともに、逆に、4、5名を受け入れております。この補助金は、派遣に要する経費の一部の補助であり、参加者は同額程度の自己負担が必要であります。なお、受け入れにつきましては、会員が年会費として納める1人当たり2,000円の中で実施いたしております。滞在は、お互いのホームステイということで、研修後も家族ぐるみの交流が続いている会員も

あり、日韓交流の一翼を担っているとも言えます。合併したことにより、この組織を母体として参加対象を菊池市全域とし、10月ごろ計画したいと考えております。なお、募集は、市広報により予定いたしております。また、研修生以外の方でも会の趣旨に賛同いただける方は、会員として加入できることになっております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 福川幸子さん。

[ 登壇 ]

（福川幸子さん） ご説明どうもありがとうございました。中身が少しはわかりましたので、本当にありがとうございます。

再質疑の中で1のですね、市長の交際費等は情報公開、定期的に広報などに情報公開されないのかどうかお尋ねいたします。すみません。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 市長の交際費についての情報公開についてでございますけれども、現在でも開示の請求がありましたならば、公開をしております。

今後につきましては、さらに市のホームページ等でも公開ができるように検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

（福川幸子さん） ありがとうございます。これで質問を終わります。

議長（北田 彰君） 以上で、質疑を終わります。

ここで10分間、暫時休憩します。

-----  
休憩 午前11時09分

開議 午前11時19分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----  
日程第3 委員会付託

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、委員会付託を行います。議案第41号から議案第62号まで、請願第1号、請願第2号、陳情第1号までの25案件をお手元に配付しております議案・請願付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審議いただきますようお願いいたします。

平成17年 第1回菊池市議会定例会議案・請願付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会	議案第41号	菊池市総合計画策定審議会条例の制定について
	議案第42号	菊池市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
	議案第45号	菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第50号	平成17年度菊池市一般会計予算
	請願第2号	「人権侵害救済に関する法律」の制定に関する請願
文教厚生 常任委員会	議案第43号	菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘財政調整基金条例の制定について
	議案第44号	菊池市学校規模適正化審議会条例の制定について
	議案第46号	菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第48号	菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第49号	菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第50号	平成17年度菊池市一般会計予算
	議案第51号	平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第52号	平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
	議案第53号	平成17年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第59号	平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
	陳情第1号	「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しなことを求める陳情書
経済 常任委員会	議案第50号	平成17年度菊池市一般会計予算
	議案第62号	市長の境界変更について
	請願第1号	「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」請願書
建設 常任委員会	議案第47号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第61号	菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第50号	平成17年度菊池市一般会計予算
	議案第54号	平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
	議案第55号	平成17年度菊池市公共下水道事業等特別会計予算
	議案第56号	平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
	議案第57号	平成17年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
	議案第58号	平成17年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
	議案第60号	平成17年度菊池市水道事業会計予算

-----

#### 日程第4 一般質問

議長（北田 彰君） 次に、日程第4、一般質問を行います。発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、申し合わせ事項について申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は、答弁を含めまして45分以内です。通告以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一括質問で3回までとなっております。

はじめに、松本登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） 通告をしておりました新総合計画の策定に係る事柄についてお尋ねをいたします。

平成の大合併によりまして、新菊池市が誕生をいたしました。人口約5万3,000人、県下に14の市制がありますが、人口規模から見まして6番目となり、それなりの規模となったと思います。

また先だっては、新生菊池市の初代の舵取り役として福村市長が就任をされました。市民の期待も大変高く、頑張っていたきたいと思えます。

本議会に平成17年度の施政方針とともに本格予算が提案されました。新市のまちづくりがいよいよスタートをいたすということでもあります。

さて、平成12年の4月、地方分権関係法475本が一括法として制定をされました。現在まさに実行段階を迎えております。目指すところは、地方の自立であります。市町村は、自らの責任において今日の激変をいたしております社会情勢への対応あるいは行財政基盤の強化、効率化等々への取り組みが求められます。その対策として、特に小規模市町村では、行政改革に基づく合併が有効な手段であるとして、当該地域におきましては、菊池北部4市町村で合併を目指したところであります。合併に至る話し合いの場として、法に基づき合併協議会が設置をされました。いわゆる法定協であります。4市町村の住民が、同一の市民となることにより、行政に係るすべての事務事業の均一化を目指し、多くの協議項目が1年数カ月にわたり慎重審議が行われたところであります。その審議の中で、新市まちづくりの将来計画であります新市建設計画が策定をされました。策定のねらいは、合併後の新市建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、基本方針は、新市における根幹となる事業、公共的施設整備及び財政計画から成り立っております。建設計画並びに財政計画は、平成17年度、本年度から平成26年度までの10カ年計画であります。本計画の策定に当たりましては、法定協での審議の中で素案の段階から数回にわたりまして合併4市町村それぞれ持ち帰り、学識経験者を含む議会での審

議、さらに全住民を対象とした説明会の開催、その後、議会の了解を経て法定協で決定をされたものであります。

新市のまちづくりの理念は、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちであり、この理念を踏まえ、将来像が示されております。

本計画をまとめるに当たりましては、合併4市町村の住民の皆さんの合併に係るアンケート調査の結果、合併4市町村それぞれの総合計画、さらに国、県の将来計画との整合性を図りながら新市の将来を展望し、進むべき方向性が定められております。本計画は、法に基づく将来計画であり、基本構想そのものと私は理解をいたしております。基本構想と申しますと、当然、その会に、5カ年の前期、後期の基本計画、さらに3カ年の実施計画並びに財政計画の一体化が義務付けられております。

ところで、去る4月14日付けの熊日紙によりますと、本年度に策定予定の新総合計画は、合併協議会での新市建設計画をたたき台として財政計画については、政策判断が必要とありました。本議会における施政方針によりますと、新総合計画基本構想を新たに策定されるようではありますが、私は新市建設計画は、これまで申し上げましたように、新市のまちづくりの理念があり、将来像があり、基本構想そのものと理解をいたすところでございます。なぜ、新たに基本構想を策定をされるのか、皆さんお感じになっていると思いますので、以下、お伺いをいたします。

1つ、新市建設計画は、新市の将来ビジョンであり、合併特例法第5条に基づき策定をされております。総合計画基本構想は、地方自治法第2条第4項で策定が義務付けられております。その決定には、議会の議決が必要であります。法律では相違がありますが、合併という特殊事情があり、なぜ新たに策定が必要なのかお伺いをいたします。

2つ、建設計画と基本構想、私は同義語と思っておりますが、それぞれ法に基づかないところの下位計画、前期5カ年の基本計画、さらに3カ年の実施計画、なお実施計画は翌年度予算編成の基礎となるものであります。これらは直ちに策定が必要であります。その策定スケジュールをお示してください。

3つ、本予算が既に提案をされておりますが、本予算編成の基礎となりました財政計画と、その財源見通しについてお尋ねをいたします。国と地方の税財政改革に係る三位一体の改革は、分権改革の実現を目指しております。具体的には、骨太の方針2004、第4弾に基づくところでございますが、数字は不透明な部分が多くあります。今日、連日報道されております平成18年度に係る骨太の方針2005第5弾につきましては、熾烈な議論が行われておりましたが、先日、政府で決着を見たようであります。数字的にはこれからであります。いずれにしても地方に

とりましては厳しい状況であることは明らかであります。歳入の主力の地方交付税の段階的削減、国庫補助金、国庫負担金の削減、縮減、さらには合併特例措置の打ち切りも予想されております。合併最大のメリットと強調されております合併特例債も、計画どおり交付が見込まれるのか。施政方針によりますと、合併特例債の活用は有利な制度であり、建設計画に基づき積極的に活用したとあります。合併先進地では、ほとんど特例債の減少が伝えられております。なお、分権の趣旨からして、税源の移譲は当然であります。移譲の場合は、基本は市の人口であります。その算定は1人当たり幾らであります。小規模市町村、本市も当然含まれますが、厳しい現実であります。さらに、骨太の方針第5弾の原案の柱は、国と地方の職員の総人件費削減策であり、定員数の純減の明記も決定を見ております。給与改革では、国家公務員の基本給5%の引き下げも検討中であります。当然、国の改革は地方に及ぶところであります。予算の減額とともに組織のスリム化、改革等が求められております。今の財政計画は、法定協で苦心の末まとめられたものであります。報道によりますと、まちづくりの根幹となる建設事業については、財政計画では合併特例債を当てる10年間で約430億であります。合併4市町村の要望額は1,000億近くあったとありますが、これはそのとおりであります。さらに、計画では新庁舎建設予定の平成19年度の104億を中心として計画前半の5年間は、50億から60億が投入され事業ラッシュとあります。今日の厳しい社会情勢の中で事業ラッシュ、これは計画では現実的な数字であります。表現には抵抗といたしますか、とともに厳しくこれを受け止めるところであります。実際に、計画の後半の数字減少も大幅となっております。特に、平成25年度は5分の1程度となっており、計画のアンバランスも認めざるを得ないところでもございます。また公債費も、平成17年度の27億から、平成26年度の37億とアップをいたします。本市では、これから新しいまちづくりの具現化を目指すところでありますが、大丈夫かなという思いもよぎるところであります。

その財政計画であります。歳入歳出については、合併4市町村の実績を基礎として合併特例措置を見込み普通会計ベースで策定をされております。計画では、平成17年度は、240億程度であります。これは類似団体の213億程度を27億上回っております。類似団体との比較には、疑問も感じるところであります。1つの目標値ではあります。本議会提案の一般会計の予算総額は233億程度であり、計画では下回っております。類似団体とは20億の開きがあります。合併後初めての予算編成であり、スリム化の難しさが思われるところであります。また、計画では、課題として地方交付税の削減により、一般財源の減少が見込まれており、また投資的経費、人件費、職員についても数の適正化が必要であり、行財政の

運営の健全化、効率化への取り組みが指摘をされております。

答弁では、今申し上げました事柄を十分認識をしていただき、財政計画全体に対する見解とともに歳入の見通しについて、また事業予算の政策判断、政策判断とはどのようなことか、具体的に手続き等を含め、お示しをいただきたいと思います。  
議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 松本議員のご質問に答弁します。

まず、第1点目の新市建設計画と総合計画との相違についてですけれども、新市建設計画は議員ご存知のとおり、市町村の合併の特例に関する法律の第5条第1項の規定に基づきまして策定するものでございまして、合併市町村の建設の基本方針、合併市町村または合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合調整に関する事項、合併市町村の財政計画等の内容を記載することとされています。

一方、総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づきまして、地方自治体が独自に策定するもので、議会の議決を得て、基本構想を定め、地域おける総合的かつ計画的な行政運営を図るものとされているものでございます。

このように、それぞれの法の定めるところによりまして新市建設計画及び新市の総合計画が策定されますが、双方とも、新市の今後10年間のまちづくりの指針を示すもので、大きな相違はございません。

平成17年度は、地方自治法に基づく総合計画を策定するもので、合併協議会で確認されました新市建設計画を基本とした基本構想を策定し、基本計画及び実施計画につきましては、諸施策の内容をより具体化したものとして策定してまいりたいと考えているものでございます。

次に、2点目の基本構想の下位計画策定についてでございますが、総合計画は、10年計画の基本構想、5年計画の基本計画及び3年計画の実施計画により構成がなされています。

まず、基本計画につきましては、基本構想に基づきまして今後5年間の各施策をより具体的に進めるために策定するもので、現状と課題を踏まえまして、その解決に向けた取り組みを示すこととし、本年度末までに策定完了を予定しています。

次に、実施計画につきましては、基本計画で示す解決に向けた取り組みを実施するための具体的な事務事業計画でございまして、3年間のローリングで策定をしたいと考えています。

なお、策定期間につきましては、基本構想及び基本計画が平成17年度に策定されるのを受けまして、平成18年度秋までに、平成19年度、平成20年度、平成

21年度の3カ年の計画策定を予定しているものでございます。

以上、新市建設計画と基本構想関係について答弁いたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 新市建設計画での財政計画では、合併効果を早く出そうと前半の5年間に普通建設事業費が集中した形で計画をされております。これまで合併した他自治体も同様な計画となっており、特例債が要望どおりに活用できるよう県より事業の平準化指導がなされておるところでございます。

本市といたしましても、景気の低迷による地方税収入の減、三位一体の改革による地方交付税の減となっており、今後作成します総合計画、財政計画に沿い事業の必要度、優先順位等を考慮し、議会の意見を踏まえながら無理のない事業実施に努めたいと考えております。

特例債については、上限が約224億3,000万円となっており、今後、事業を進めていく中で、事業費の増減によりまして他の起債を活用することもありますし、また新たに特例債を活用することも考えられますけれども、起債に変わりはございませんので、慎重かつ有効に利用していきたいと考えております。

次に、歳入の見通しにつきましては、三位一体の改革の具体的方策である基本方針2004で示された補助金の廃止、縮減と概ね3兆円規模の税源移譲につきましては未だに不透明な点が多く、交付税に依存度の高い地方団体にとりましては、財政運営に不安を与える状況となっております。今後、地方交付税が縮減されていく中、市税の均一課税の実施による歳入減等も考えられますので、市税の賦課徴収、受益者負担の適正化、市有財産の有効活用など、なお一層、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、歳出の見通しにつきましては、今後も大幅な歳入の増大が見込めない状況下では、歳出の抑制を図ることが必要でございます。必要度の低い支出の削減や減免制度、補助、助成制度の見直し等が必要だと考えております。特に、人件費につきましては、旧市町村時代から構成比率が上昇しており、定員の削減が不可欠となっておりますので、今後作成されます職員の定員適正化計画に沿いまして人件費の削減に努めるとともに、無駄のない歳出に努めてまいりたいと考えております。

また、行政改革について一部お触れになりましたけれども、長引く景気の低迷によりまして、国、県並びに新市を取り巻く財政状況は、ただいま申し上げましたように、非常に厳しいものがございます。施政方針で申し上げましたように、菊池市行政改革推進本部を設置いたしまして、今年度中に行政改革大綱を策定いたします。策定に当たりましては、行政内部はもとより計画段階から市民、民間の意見を十分



取り入れ、市民と協働した大綱を策定する予定でございますので、これによりまして進めてまいりたいと思います。

また、新聞に取り上げられました政策判断が必要ということでございますけども、ただいま企画部長で説明を申し上げましたように、総合計画と新市建設計画との違いは、法で違いがはっきりしておるわけでございますけども、いずれにいたしましても、総合計画は、議会での議決を経て基本構想を定める必要がございます。それに当たりましては、合併協で確認されました新市建設計画を十分基本とし、基本構想を策定いたしますけども、その基本構想に当たりまして、新市長の政策判断が必要であろうかというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 松本登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） 再質問をいたします。

昭和の合併から50年ぶりの合併でありました。法的には、合併特例法がすべてであります。新市建設計画は、法定協での主たる協議の1つであったわけですが、新たに基本構想を策定されるということではありますが、まちづくりの理念あるいは将来像は、これは変更できないと思います。そうだとすれば、建設計画から基本構想への見直しは、これは必要なのかなという思いを持っております。

建設計画の策定の段階で、県との協議によりまして実施事業と新市の一体性の確立もなされております。策定、見直しに当たりましては、県との協議あるいは議会の議決も必要でありますし、地域審議会、これは今回の合併に関しまして、市民の皆さんが合併に対して不安を持っておられると。その不安を払拭しようということをおねらいとして設置される機関であります。地域審議会も既に設置されておるようでございます。その地域審議会の目的の1つに、建設計画の変更等々があるわけでございますので、当然、意見を聴取されるということになるかと思っております。

そういうことではございますが、申し上げたいことは、新市が今スタートしたばかりであります。即変更に対しては理解に苦しむ、合併のための計画策定だったのかなという思いもいたします。

ただ、今の答弁では、法に基づく対応ということでございます。当然、行政でございますので、理解をしなければなりません。ただ、策定には、今申し上げましたが、建設計画という基本がありますので、おそらく最小限度の手直し程度かなというふうに思います。基本構想というのは、まちの将来の姿、形を明確に定めるものでありまして、策定に当たりましては、市民をはじめ議会に対して、あるいは地域審議会に対しても十分な説明をお願いしたいと思うところであります。

骨太の方針の第5弾で、歳入は間違いなく減少いたします。建設計画には、政策に係る事業が多彩に掲載をされております。前半5カ年の事業費につきましては、ただいま答弁にありましたが、早期に合併効果を求めた結果、前半に事業費が集中しておるといふ答弁でございました。政策判断については、事業の必要度、優先順位等々のようではありますが、見直しの段階では、議会にも意見を聞くということでもあります。よろしくお願いをいたしたいと思っております。時流に合ったところの計画の策定、財政計画の策定をお願いしたいと思います。

これも報道ですが、合併後2年目を迎えております上天草市の平成17年度の予算についてであります。当初予算が人口規模が同等の市と比較して、45億も多く、財政計画の目標値もはるかにオーバーしている。合併後の急速なスリム化が難しい状況を窺わせるとあります。

しかし、予算内容では、建設事業費、単独事業費の大幅カット、市長はじめ職員給与の引き下げ、市単独補助金のカット等々の努力もありませんが、現実には、財政計画をはるかに上回っている。市では、職員削減の前倒しと行政改革の徹底を図ると言われております。

行政改革について、これから申し上げるところであります。実は、今総務部長の答弁の中に、もう既に財政改革に関する事柄が触れられたわけでございます。今日、地方自治体は分権化に伴いまして自己決定、自己責任に基づく行財政の運営が求められております。運営に当たりましては、最小の経費で最大の効果を上げるという視点に立っての取り組みが基本であります。新市スタートという節目に当たるわけでありますので、行政改革の実行計画の策定というものが求められるということでもあります。

総務省でも、本年度中に人口規模が同程度の地方自治体間の財政状況を比較する財政比較分析表が策定をされますが、これは財政の自由度、人口1人当たりの地方債残高、職員定数の適性度、給与水準等々のようではありますが、平均より悪いデータを示す自治体には、現状の説明、改善策を求めるとあります。同時に、新地方行政改革指針が策定をされます。地方に改革の断行を求め、市町村では目標達成に集中改革プランにより数値目標を掲げ、住民に公表させるとあります。

そこで、新市スタートに当たり、ただいまお示しありましたが、施政方針によりますと、行政改革推進本部の設置と行政改革大綱の策定をなさるといふことではあります。現在の世相にマッチして、民間も含め各方面の意見要望等を取り入れるとともに、ここがポイントでございますが、実行期間も10年とか20年とかいう長期ではなく、短期間としてスピード感を挿入し、即効を求めるところであります。行政改革大綱とともに、実施計画の本年度中の策定とともに所信をですね、お願い

したいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 行政改革大綱につきましては、旧4市町村におきましても、大綱もしくは改善計画を定め、これまで改革を推進してまいりました。合併の成就によりまして、第1段階はクリアをしておりますけれども、極めて厳しい財源、収入を見ますと、合併後において、さらなる改革を進める必要があり、ただいま申し上げられましたように、総務省におきましても、新たに指針が今年3月に示されました。行政組織運営全般について計画策定プラン、実施ドゥ、検証チェック、見直しアクションのサイクルに基づきまして、不断の点検を行いながら新たな大綱の策定を行いたいと考えております。

また、大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するため、1つに、事務事業の再編、整理、廃止、統合。2つに、民間委託等の推進。3つに、定員管理の適正化。4つに、給与の適正化。5つに、第3セクターの見直し。6つに、経費節減等の財政効果。

以上6点につきましては、17年度を起点とし、概ね平成22年までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画、集中改革プランを公表する予定でございます。中でも、職員数の削減等につきましては、先ほども申し上げましたように、定員適正化計画によりまして、計画的かつ効果的な目標値を設定し、適正な組織体制、人事配置に努めてまいります。また、これらの計画の前段といたしまして、今年5月には、職員の新陳代謝と年齢構成の適正化及び行政能率の向上を図る目的で、職員勧奨退職要項を制定し、該当職員に周知をしてきたところでございます。いずれにいたしましても、大綱に基づく実施計画につきましても順次、策定をしておりますが、ご指摘のとおり、行政を取り巻く厳しい状況を十分踏まえながら、より実現性のある計画で、時間的にも短期間で達成可能な計画策定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 松本登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） 再々質問をいたします。

行政改革についての答弁がございました。相当厳しく受け止めておられるようでございます。今年度中には大綱をまとめる。さらに、集中改革プランもまとめ上げて、その中で、その内容については縷々述べられましたが、非常に厳しい内容、私が申し上げようと思っていた事柄についておっしゃったような感じがいたします。

ぜひ、そういう事柄をですね、プランの中に挿入して、そして公表するということがあったようでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

合併も行政改革の一環であります。改革でありますので、当然、痛みを伴うところでもあります。合併4市町村の特別職の皆さん、合併成就のために全力を傾注してこられました。合併成立と同時に、失職となられました。その原因、歳費等の削減につきましては、財政計画に見込まれておりますが、職員については、退職者の補充の抑制、また事務事業については、十分検討した上で外部委託を進める等々の抽象的表現がほとんどであります。新市としてスタートするに当たりまして、行財政改革の断行とともに、市民の皆さんが合併してよかったと思えるような市政の安定運営を目指しながら、将来に向けたまちづくりに積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思うところであります。

合併直後ということで、懸念される事柄について申し上げますと、庁内の組織に混乱はないか。人事はスムーズに実施されたのか。このことが市政の業務推進の原動力であり、仮に、混乱の兆しがあれば、職員の指揮にも影響を与え、さらには市民サービスの低下にもつながるのではないのでしょうか。職員の声にも耳を傾け、早め早めの調整をお願いしたいと思うところであります。

終わりに当たりまして、市長に、今縷々申し上げました事柄とともに特に、行財政の改革について思いをお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 再々質問にお答えいたします。

行政改革につきまして、議員の強い思いを聞かせていただきました。私どもも、行政運営をする中で、必ず行政改革はセットでついてまいります。また、痛みも当然ついてまいります。しかし、この痛みをいつまでも横に置いておきますと、行政改革がなかなか実行にできないということも十分わかっております。

そこで、今回は新市になりました中での行政改革大綱につきましては、十分実行できるものを、確実性のあるものを、この計画の中に盛り込みたいというふうを考えております。

また、人事組織につきましては、議員ご指摘のとおり、いろいろと職員課の方にも入っておりますけれども、これが合併をした直前でございまして、合併によるものであるのか、または、この時期がちょうど時期的に忙しいものであるか、そういう諸々のことを現在、担当部署の方で精査をしておるものでございますけれども、いずれにいたしましても、人事組織が十分機能しませんと、住民のサービスの低下につながってまいりますので、十分配慮しながら努めてまいりたいと考えておりま

す。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 松本議員の方から、市長の思いについてということでございます。

行政改革、叫ばれて大変久しいわけではありますが、一つのその行政改革の時代の動きというのが結果的には、市町村の合併と、このことではないのかと思いますし、また合併につきましては、私は前進的に、前向きに取り組んでいかなければ、行政改革という一部の組織機構を含めながら財政計画あるいはまた新市の建設計画などなどの実現におきましても、いわばスケールのなメリットを考えた上でやらなければ、いわば、小手先の痛みをただカンフル注射をするだけのことに終わりがかねないという思いがありまして、市町村の合併というのを積極的に進めてまいった次第であります。

ただいま総務部長の方からお答えいたしましたように、行政改革推進本部を直ちに設置をいたしまして、行政改革懇談という場を通しながら市民、住民の皆さん方のご意見を十分踏まえながら、民間的な一つのコスト意識に立った行政というのはどうあるべきかということ根幹にしながら、行革を推進していきたいと思っております。

また、このプラン・ドゥ・チェック・アクションという、このことをやはりやっつけていかなければ、計画倒れになるのが往往にしてあります。そのようなことにつきまして、集中改革プランをもって確実にこのことをチェック・アクションを起こしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。どうもお疲れでございました。

-----  
休憩 午後零時 00分

開議 午後 1時 00分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、渡邊康雄君。

[ 登壇 ]

（渡邊康雄君） それでは、質疑から一般質問ということで、大変恐縮かと存じます

が、一般質問をさせていただきます。

通告いたしておきました新市建設計画と経済振興策について順を追って質問させていただきます。

企業誘致についてでございますが、去る5月21日、日本経済新聞で、熊本県が大型工業団地の建設に踏み切ったと大きく報道されました。そして、その候補地として菊池市、益城町、嘉島町、西原村など旧テクノポリス圏域に跨る10市町村を対象に候補地の調査を進めているということでありました。

また、半導体に欠かせない水の確保や空港へのアクセス、周辺環境など立地条件を総合的に詰めた上で、6月中に用地取得のめどを付けて、地権者との交渉に入りたいというのが県の意向というふうに報道されておりますが、質問の1つといたしまして、市長並びに執行部におかれましては、当然、県との交渉を進められ、誘致に全力をあげておられると思いますが、現在どのような状況か、お示し願いたいと思います。

2番目に、新聞報道では、20町から25町の規模を想定しているということですが、面積や立地条件からして、菊池市の候補地としては川辺工業団地周辺かと思いますが、農振の被っていない20町から25町の土地が一地域にあるかどうか、まずお尋ねいたします。

3番、工業団地は用意するけれども、企業が来るか来ないかは条件次第で、企業が決めることと、県関係者の中にも極めて冷めた意見もありますが、新市建設計画では、法人税を旧菊池市にあわせて制限税率の14.7%までにすることになったわけでございますが、これでたとえ団地が菊池市に決まっても、企業誘致がスムーズに進むのだろうか心配している次第でございます。執行部の考えをお聞かせ願います。

次に、17日の報告業務の中で、旧泗水町土地公社と旧七城町土地公社は、それぞれ未整地を持っておられます。金額にして、泗水町が11億9,343万1,920円、七城町が13億9,304万20円を持っておられるわけですが、それぞれの面積と単価をお示し願いたいと思います。それから、造成後、どれだけの単価になる見込みかをお示し願いたいと思います。

次に、合併による経済衰退予想地区に対する施策についてでございますが、合併合意事項として新市本庁舎は、花房台に移転するということですが、本庁舎が花房台に移転した場合、旧菊池市の商店街の衰退がますます進むと考えられますが、これに対する施策については、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それから次に、シンクタンク活用についてであります。これも新聞で知ったこ

とであります。熊本大学に政策創造研究センターが設立されることが報道されました。言うなれば、熊大にシンクタンクが設立されるということで、去る5月30日に開かれたシンポジウムに参加してきたわけですが、国立大学が独立行政法人化され、熊大も地域に根ざし、地域に還元できる大学を目指し始めたと強く感じました。特に、私はこれまで旧菊池市において、基本計画や長期計画が提示されるたびに、コンサルタント頼みの計画書等に、物足りなさや血の通わなさを感じ、また機会あるごとに、その旨を発言してまいりました。いろいろなデータを分析し、立案能力を付けるためにも、シンクタンクとの提携や情報交換、共同研究は大事なことと私は考えますが、執行部におかれましては、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 渡邊議員のご質問に答弁します。

まず、第1点目の企業誘致関係等ですが、企業誘致につきましては、現在、市民が望んでいる施策の中の大きな柱の1つであると存じてます。地域に存在しない産業や企業などを新規に導入して、地域に根付かせることで雇用の場の確保や安定した税収による健全財政化につながるほか、地域企業への受注機会の増加、また従業員の日常生活における他産業への波及など、間接的な効果もあると考えられます。地域の活性化を図る観点からもぜひ必要であると認識しているものでございます。

今回の県の工業団地計画につきましては、約10年ぶりのビッグプロジェクトでもありまして、旭志川辺地区につきましては、地元からの期待も大きく、ぜひとも誘致したいと考えているものでございます。一応、県との交渉状況等につきましては、地元からの要望等を踏まえまして、現在、県の方へご要望をしているところでございます。

また、20～25ヘクタールの農振を被っているのかどうかということですが、現在この地区におきましては、農振を被っているところが何筆かございます。

あと、土地開発公社の関係でございますけども、現在、七城町土地開発公社及び泗水町土地開発公社の企業誘致が可能な分譲用地の状況でございますけども、七城町土地開発公社につきましては、9万3,640㎡程度が分譲可能というようなことで、9万3,640㎡でございます。なお、その内訳としましては、林原工業団地が2.6ha、一応㎡当たりの単価としましては、1万4,000円で考えているものでございます。また、蘇崎工業団地におきましては、6.7haでございます。㎡当たり1万5,000円とあいなっているものでございます。一応、売却金

額としましては、2つの団地で13億7,835万1,000円に対しまして、未成土地額としましては、12億3,019万3,726円でございますので、差し引き額の1億4,815万7,274円が、一応売却収益となる見込みでございます。ただし、平成16年度決算書の未成土地額としましては、13億1,356万7,064円につきましては、市売却予定の住宅用地と宅地分譲用地を含んでいるものでございます。

次に、泗水町土地開発公社につきましては、田島工業団地のみでございまして、12.6haが分譲可能な用地とあいなっておりますものでございまして、一応、㎡当たりの単価としましては、1万5,000円と考えているものでございます。売却金額につきましては、大体18億9,374万2,800円に対しまして、未成土地額につきましては、13億9,304万200円でございますので、差し引きの5億70万2,780円が売却収益となる見込みでございます。

次に、5番目の新庁舎関係ですけれども、合併による経済衰退予想地区に対する施策ですけれども、今回の合併によりまして新市の面積につきましては、276.66km<sup>2</sup>とあいなるものでございまして、先ほども質問等でありましたが、県下で4番目の広域自治体とあいなるものでございます。この拡大した市域の行政運営の中心となる新庁舎の建設につきましては、合併協議会におきまして、合併後3年を目標に新庁舎を建設することとし、国道325号、国道387号間の菊池市道花房森北線、通称グリーンロード沿線周辺に適地を求めるとして確認がなされてことは、議員ご承知のことと思います。ご質問の新庁舎が、合併協で確認されました場所に建設されまして、本庁機能が移転した場合、旧菊池市の市街地の衰退が予想されるということでございますけれども、庁舎が移転すれば、市役所に用事で来られる方や市職員の通勤等で人の流れが変わることは予測されるものと思います。しかしながら、税務署や菊池地域振興局あるいは警察署等の国あるいは県の施設、また学校、病院、郵便局、銀行等につきましては、従前どおり市街地にありますので、人の流れがすべて変わるものではないと考えておるものでございます。

しかしながら、商店街の衰退に大きくつながるのではないかと懸念の声があることも承知をしますし、中心市街地の現状を見ても、その活性化につきましては、当然、各種施策を展開していかなければならないものと考えているものでございます。

具体的には、市街地の基盤整備につきましては、平成15年度より着手してまちづくり総合支援事業を継続して実施し、利便性の向上に努めるとともに商店街の活性化につきましては、商工会との連携を図り、空き店舗の利活用や各種イベントの開催、まちおこし事業に対する支援等に努めてまいりたいと思っております。



ございます。

また、歴史や温泉、景勝地等の観光資源を有効に活用した観光産業を推進することで、観光客などの来訪者によるところの商店街の活性化を目指してまいりたいと思っています。

また、シンクタンクの活用関係等ですけれども、経済振興策につきましては、新市の上位計画でありますところの総合計画を平成17年度で策定して、その総合計画を柱に各種振興計画が策定されまして、計画に基づいた事業を展開しながら新市の均衡ある発展を図っていく必要があると思っております。

各種計画につきましては、旧4市町村で取り組んでまいりました施策の長所を活かしながら新市の新たな施策として策定し、国、県あるいは関係団体とも連携を図りながら事業を実施してまいりたいと思っています。

計画策定に当たりましては、渡邊議員さんからご指摘がありましたとおり、コンサルタント等へすべて委託するのではなく、本市の現状や課題を正しく認識し、また将来の展望を導き出す計画とするためには、職員自らが策定することが望ましいことは十分認識しているところでございます。

一方で、各種施策に対する高度な知識やノウハウを有する専門研究組織や専門アドバイザー等のシンクタンクの活用も欠かせないものであると考えておるものでございます。

今後におきましては、大学や専門機関の研究組織が開催する研修会等に積極的に参加することによりまして、職員の資質向上やこれらの機関等の連携に努めるとともに、専門アドバイザー派遣の補助事業等を効果的に取り組むことによりまして、先進的な計画の策定に努めてまいりたいと思っています。

なお、税関係等につきましては、総務部長の方から答弁します。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 法人税につきましては、合併協議会の地方税の取り扱いの協議の中で、税率については菊池市の例による。ただし、税率の統一については、平成17年度までには不均一課税とし、平成18年度から統一することとなっております。

税率の改正につきましては、合併協議会の中でも十分協議されてきたところでもありますし、合併協議当時の県下11市におきましても、すべて制限税率を適用しています。

また、新市建設計画の財政計画にも影響を与えることになり、自主財源の確保の面からも合併協議会で決定された税率を適用したいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 渡邊康雄君。

[ 登壇 ]

（渡邊康雄君） ご答弁ありがとうございました。

それじゃ再質問をさせていただきますが、今、総務部長から、税率は合併協議会の中で決めた税率で行くということですが、私は新市の法人税率、まず固定資産税は今日は省かせていただきますが、法人税率について、菊池市に合わせて高くするということに対して、菊池市の市町村合併特別委員会の中で反対してまいりました。しかし、私は合併協議会の委員という形で合併協議会の中には出席できませんでしたので、この主張がなかなか届かなかったわけであります。その理由はですね、旧の3町村、泗水、七城、旭志でございますが、これは熊本県下でもですね、数少ない経済成長を続けてきた自治体でありました。この3町村の経済成長を止めてはならないと、私は強く主張を続けてまいったわけでございます。ちなみに、菊池市はマイナス成長であります。

法人税率を2割上げるということは、企業誘致に大きなブレーキがかかることは言うまでもありません。隣接する大津町も合志町も西合志町も植木町も、旧3町村と同じ、菊池市より2割安い税率であります。工業団地もそれぞれ、旧七城も旧泗水も持っておられます。今度2割上がるわけでございます、来年からですけど。どうして2割高い法人税のところに企業がやってくるでしょうか。周りは、山鹿市はともかくとして、菊池郡市、植木町まで、ほとんどが標準税率となっているわけがあります。2割安いわけがあります。

また、合併のときにいろいろ出されたアンケートの中で、経済振興に対するアンケート調査では、1位は優良企業の誘致や地元雇用の促進が21%で第1番でございます、1位でございます。2位は、地場産業の育成が14.1%で、合計35.9%であります。これらの住民の要望に応えるためにも、優良企業の誘致は私たちに課せられた重要課題でありまして、何としても答えを出さなければなりません。そのためには、菊池市の法人税率を下げ、旧3町村の税率に合わせ、近隣の自治体と競争できる条件を整えなければならないと思うものであります。住民は、優良企業を望んでおります。優良企業ほど、税率には敏感であります。ちなみに、大津町の本田技研は、約12億円の法人税を大津町に支払っております。2割高となれば、2億4,000万円高く支払うことになるわけがあります。

法人税のみならず、固定資産税は、旧3町村の税率とすべきと強く主張してきましたが、旧3町村の税率に合わすれば、法人税のことですが、法人税だけで約4,400万円税収が減るわけがあります。そして税収が減る以上、3町村の皆さんに

迷惑を掛けるわけだから、旧菊池市議が、自らの身を削って報酬を8万1,000円下げ、答申どおりの25万8,000円にすべきと主張してきたものであります。みなさんは、それに納得していただいた次第であります。

先ほど質疑で、特別職の給与明細について質疑いたしましたが、合併によって市長及び三役の歳出削減が8,000万円、平成18年度から議員が28名になるということですから、仮に、旧菊池市の市議会議員の報酬となったとしても、約1億4,000万前後の削減ができるわけでありまして、合計、その他の特別職は外して考えれば、約2億2,000万円の前後の歳出削減が可能となるわけでありませう。

法人税を標準税率にした場合の4,400万円の減収は十分吸収できるものと考えられるものでありますから、何としても標準税率にすべきというのが私の考えであります。執行部としてはどのように考えられるか、やっぱり高い税率、制限税率にしとくべきというふうに考えられるのか、再度、ご答弁を願いたいと思います。

それから、一地域に農振が被っていない土地、この団地に対して、そういう土地は、まずどっかが被っているというようなご答弁でございますが、実は、旧菊池市では産廃の拡張反対運動として、拡張の約20haの農振除外に反対することで、拡張阻止をしてきたと思っております。その結果、市民からの農振除外もその反動として見送られた時期がありましたし、現在も、薄氷を踏む思いの農振行政であるということは間違いないと私は思います。早く産廃問題を解決しなければ、本庁舎の花房台移転も企業誘致も、また畜産農家の農振地での排出物処理にも影響を及ぼしかねないことであると思っております。産廃問題を解決して、農振除外をするということは、むしろ、今後の交渉で相手に塩を送るということに他ならないと私は考えるものであります。このようなことから産業振興の上からも、産廃問題の早期解決が望まれるところです。執行部におかれましては、どのように考えられるかお尋ねいたします。

次に、経済衰退予想地区に対する施策についてでございますが、私はご答弁を聞いておましてですね、率直な意見として、それくらいなら本庁舎を花房台に移転してはならないと考えるものです。

来年4月には、法務局が天津町に移転するということが発表があったばかりであります。地域振興局も福祉関係、教育関係など菊池郡の町が合併し市になったなら、職員が縮小されることは、これは間違いのないわけでありませう。そして、市本庁勤務者が花房台に移るとなれば、それにかかわっている職種のいろいろな方々も花房台に移っていくでありませう。そういう見通しの中で、今の答弁では、衰退は加速的に進むと考えられます。むしろ、着眼点も間違っているし、キーワードも定

まっていないというのが私の思いであります。私はキーワードはですね、経済用語で言うマインドではないかと思えます。マインドとは、気持ちとか思いであります。もう菊池市商店街はだめばいて、将来、発展せんばいというような気持ちになったなら、この気持ちになることが怖いのでありまして、このようなことでは投資意欲も後継者も育ちません。プラス思考をするマインドづくりが必要なのです。これには財政措置が必要です。今まで新市計画の中では、移転先の財政問題だけが取り沙汰されておりますが、移転するには、それによって衰退が予想される地域に対する財政措置も考えなければならないと思うものでありますが、私はご答弁の施策では、その点は何らお考えになっていないんじゃないか、旧菊池市が考えてたようなことを継続的になさるような気がしてなりません。これでは、マインドはマイナスマインドになり、プラスマインドにはほど遠い形になっていくと思うんですが、それに対するご答弁をお願いいたします。

それから、シンクタンクについてでございますが、熊大のシンクタンクについては十分検討する価値があるというふうに私は考えるものであります。これまでのやはりデータ分析とか将来を見越した計画とか、こういうをつくるには、やはり政治を抜きにしたところのですね、やっぱり純粋なところでの統計分析とかそういうのが私は必要になると思えます。とかくやはり行政がやる計画には政治絡みもあります。そんなのを排除した純粋なやはり政策というのは、本当はどこにあるのかというのをですね、やっぱり作り出すということは大事なことだと私は思うわけがあります。そういう意味で、純粋に考えたところの菊池市はどうあるべきかというような答えを常日頃から共同開発、共同研究していくことが誠に大事なことであると思えますが、それについて、どのように思われるのか再度、ご答弁願います。

また、付け加えますけれども、ここの事務局員さん、この筆頭事務局員さんは、菊池市在住の方でございます。したがって、連携しながらいろいろのデータ交換しながら研究していくというのには、もってこいのシンクタンクであると私は思いますが、これもぜひ考慮に入れて、ご答弁願いたいと思います。

以上、再質問にさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 再質問にお答えいたします。

渡邊議員さんの企業に対する思い、また優良企業誘致に対する思い、これまで何回も質問を受けてまいりまして、十分認識をしておるところでございます。

ただ、前段でもご説明申し上げましたように、いわゆる新市建設計画を進めている中で、その財政財源をどのように確保するか、いわゆる自主財源の確保というも

のが、私たちに課せられた使命であろうというふうに考えております。

そのために、先ほどご説明がございましたように、合併効果といたしまして、2億数千万円の人件費が出てきたわけでございますけども、この合併効果で出てきました財源は、いわゆる計画の中に上げております建設事業をスムーズに推進していくためにぜひ必要でございますので、これらにつきましては、それらの経費に十分充てていきたいというふうに考えております。

また、今後考えられますことは、福祉行政に対する財源の手当でございます。今、国の方でもいろいろと検討がなされておりますけども、本市におきましても福祉行政の財源につきましては、歳出につきましては年々鰻登りの状態でございます。これはここ数年そのような状況になっていくかと思えます。

このようなことを考えますと、法人税の税率につきまして、直ちに税率を改正するということは非常に厳しいのではないかとというのが私たちの持っている考え方でございます。

ただ、これと企業誘致とセットいたしますと、なかなか議員さんが言われますように、企業誘致が難しいという、このことも認識しておりますけども、その中でやはり条件等を十分整備しながら、ぜひ優良企業の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 再質問に答弁したいと思います。

まず、農振関係等でございますけども、農振関係等につきましては、農振協議会におきまして審議される事項だと思っております。したがって、この農振協議会におきまして審議の協議がまとまれば、今回の工業団地に関する農振除外については、問題はないものではなかろうかと思っておるものでございます。

また、産業振興におきまして、旧隈府地区についての心が、まだ気持ちがないという質問ですけども、自分自身としましても、この地域が衰退していてもいいことを思っておるものではございません。今後、やはり経済部あるいは商工会等とも合い協議をしていきながら、この産業振興には努めていきたいと考えておるものでございます。

また、シンクタンクにつきましては、当然、職員または地域住民の方、ノウハウを持っている方いらっしゃると思っておりますので、今後、その辺も含めまして検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 渡邊康雄君。

[ 自席 ]

（渡邊康雄君） 全く気に入らない答弁であります。

まず聞きたいのはですね、職員はですね、結果責任をとってないわけですね、今まで。政治家は結果責任を問われるわけです。私たちは、こう思いますちゅ言うけど、それがでけんかったら、どうなるのかって、結果責任とるのかと、私はそれをお尋ねしたいと思います。結果責任をとるということなら、それでよろしいでしょう。やはり将来、企業誘致ができないような状況になれば、これは結果責任の問題。これを政治家がとるというのは、市長がとるというのも、おかしな話。私は、職員とはそうあるべきというふうに思います。ましてや、先ほどから総務部長がお答えになったような財政問題、財政問題とおっしゃるけども、4,400万ですよ。確かに、プラスとマイナスじゃ、7,000万ばかり出てきます。これは確かにそのとおりです。そのために、菊池市も下げたじゃないですか、議員報酬を。それくらいの議員は熱意を持っているんです。また、菊池市をこれから経済振興していくためには、それくらいの頭の転換がなければ、プラス成長にはなっていないということだと私は思います。ずっと、菊池郡市の中で、マイナス経済成長をしてきたのは菊池市だけです。ほかは、プラス経済成長をやってます。むしろ、総務部長も総入れ替えて、3町村の総務部長をつくるべきだというぐらいに思うわけでございます。

そういうことで、ひとつもう一遍、十分な検討をし、すばらしい結果をですね、期待するものであります。もう1回、審議し直す気はありませんか、計画を練り直す、先ほども松本議員の一般質問の中にもありましたけど、新市計画をもう1回練り直すところも必要だというような発言の内容もあったと思います。私は、新市計画について、やはりもう一度考え直すべきところが十分にあると思うのですが、いかがでございますか、ご答弁願いたいと思います。

それから、先ほどの企画部長の話ですけどね、全然ですね、わかってないな、本当の話。なぜ、どうやって経済が衰退していきだらうか、それに対してどのような手を打つのか。今まで同様のことしとったってですね、これは衰退するのみです。今までの発想ではですね。変わるんです、状況が。私は、そういうことじゃなくてですね、だからこそ、シンクタンクを利用しながらいろいろなデータを採りながら、いろいろな調査をしながら、菊池市にあった施策をつくらなきゃならない、また発想の転換もしなきゃならないということを強く言っているわけです。あなたにも言いますよ、行政責任はどこにあるて、結果責任はとるのかということ強く申し上げたいんですが、いかがでございましょうか、ご答弁願います。

以上、3度目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 再々質問にお答えいたします。

大変厳しいご指摘でございますけども、十分受け止めております。ただですね、議員報酬を下げておるといふことでございますけども、これは現在が下がっているといふことで、このまま下がったやつがずっと続くといふことは、仮に私は保証はできないものと思っておりますので。

（渡邊康雄君） だから、28名になるわけだよ。

総務部長（高本信男君） 現時点での比較では、そのようになっておりますし、私の手元におきまして、新市におきましての標準税率の場合と制限税率の場合には、その差が約7,000万程度出てくるというような試算はしております。こういうやつも十分見極めながら現行のやつを守っていくということにしておるわけでございます。

それから、新市建設計画の見直しでございますけども、これは先ほども申し上げておりますように、合併協の中で十分議論をされてたたき上げられました新市建設計画でございますので、これを基本に今後10年間の総合計画をやっていくということでございますので、このことはご理解をいただきたいと思っております。

また、最後に、大変厳しい結果責任のお話ございましたけれども、結果責任が問われますからこそ、市民福祉の向上のために職員一同、一所懸命努力していることをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 渡邊議員の再々質問の中で、ご指摘をいただきましたプラス思考で財政支援あるいは発想の転換をといふことで、菊池市の経済衰退に向けた取り組みといふことで、経済部の方では、観光振興による商店街の活性化につきましては、旧菊池市において平成10年7月6日、市の議長名におきまして市民広場周辺整備計画の議会からの提言があつておるところでございます。それによりまして、市民広場が菊池観光の拠点及び市民の生活拠点と位置付け、市民をはじめ訪れる観光客が長時間楽しめる交流拠点として、また隣接する温泉街や菊池公園、商店街への移動を誘導する交流中継基地ゾーンとして再整備を目指してきたところでございます。

このような中で、夢美術館に温泉旅館組合によります足湯がつくられたり、最近

では、商店街の後継者有志によります菊池人力車が、御所通り界限を無料で案内されるなど行われているところでございます。新しい観光案内ボランティアとしての注目を浴びているというところでありまして、観光への取り組みが少しずつではありますが、変わりつつあると思っております。

そのように、住んでいる人たちが地域を愛して誇りに思い、菊池を訪れる皆さん方にですね、おもてなしの心を持って、回遊性の向上を図る仕掛けを配置していくと。その結果が、菊池滞在時間の延長、まちの賑わい、ひいては地域の活性化、商店街の活性化につながるものと思っております。

今後、団塊の世代が退職期を迎え、旅行などを楽しむ時代が訪れるものと予想されますが、グルメや温泉を始めとして、地域の地域性を生かした本物、安心、安全、季節感、遊び心、地産地消をキーワードとしまして、回遊性を高める体験、体感型のグリーンツーリズムによる観光商品開発も含め、おもてなしの心を基本に受け入れ体制の整備とともに必要ではないかと考えております。このことが、新菊池市の各地域の自然を活かした地域間の連携をさらに高め、物産館、道の駅、温泉施設などの観光施設の連携と整備充実を図りながら、各種イベント等を開催しながら、人と人、物と物が交流して、商店街の活性化に結びつけていくようなストーリー性のある観光ルートの形成を各種団体の皆さん方と連携を図りながら目指していきたいと考えているところでございます。常に、おもてなしの心を持って、訪れる皆さん方のための観光振興を含めて、菊池の経済発展につなげていければと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 一言、申し加えたいと思います。

執行部の答弁につきまして、渡邊議員の方から、結果責任というものについて政治家は求められるけども、行政としての責任というのは、どこにあるのかといったご質問あるいはまた趣旨だったと思いますが、これは行政執行部の中におきまして、職員の方々には、常に自らのそれぞれの立場と経験において自信を持って職務に就いてほしいと。また、いろいろな行動と決断というものにつきましては、すべて結果については、市長である私にあるということを申し述べております。

旧菊池市の最初に私が就任したときにも、そのようなことを申し述べて、自信を持って仕事をやってくださいということを申し上げておるところであります。

私のことにつきましては、まだスタートしたばかりでありまして、結果を論じるのは、4年先のことであるということだと思っております。もちろん、その時折につき



まして、いろいろご指摘いただきながら、そのことについては最大限の努力、そしてまた住民を中心とした中で、何がやはり本物であるのかということで航路を間違えないように、そのようなことでこれから以降につきましても、自信と責任と、またプライドを持ちながら進めさせていただきたいと思っております。

また、住民税、法人税、市町村民税のことをごさいましたが、これは渡邊議員のご案内のとおり、税率については菊池市の例によるということで、合併協議第28号によって確認をされたことでありまして、18年度において統一すると。それまでの間につきましても、菊池市の例によるということになっております。固定資産税も同じように、不均一ということになっております。

それで新市になりまして、この基本構想つくっていく過程におきまして、見直しということについての必要性があるのではないかなというようなご指摘でありましたし、また松本議員の午前中の質問につきましても引き合いがなされておりましたが、松本議員のご発言というのは、この新市建設計画というものは、総合計画、基本構想に全く同じようなことで大変な時間と皆さん方の英知を集めてつくられた、まさしく基本構想と同じものであるというようなご指摘で、なぜ、この17年度につくる予定の基本構想、基本計画、そして実施計画というものについての、特に基本構想の部分についてはということで、新市建設計画を基本とした形でつくらせていただく、中身については、そんなに大差はないというようなことをご答弁申し上げました。そういったことで、進めさせていただきたいということをご答弁したことでありまして、幾分ちょっとご発言の趣旨と違ったのではないかなと、このように思っております。

いずれにいたしましても、固定資産税も、この法人、市町村税につきましても、不均一というのは好ましくないことでもありますし、また税の公平性というものからいたしまして、また、その周囲の町村の動向というものはご案内のとおりであります。財政的に非常に厳しい中でありまして、財政状況を見ながらということではありますけれども、今日の新聞だったでしょうか、お隣の天津町等の企業に対する補助金等もなされております。そういった対策というものを、周囲等をちゃんと把握しながら、この新市菊池市として企業誘致を進めるための法人市町村民税をどうするかということをご考慮していきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

議長（北田 彰君） 次に、進みます。怒留湯健蓉さん。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） 皆様お疲れさまでございます。

私は、2題通告をしております。1つは、教科書問題についてと学校教育法75

条学級についてでございます。それぞれ3点ずつございますので、どうぞよろしく  
お願いをいたします。

まず、教科書問題について、現状の問題点と、それに対するご認識を伺いたいと  
思います。

小・中・高校で使われる教科書は、学校教育法により文部科学大臣の検定を受け  
なければならないことになっており、それは概ね4年に1度変わります。来年度  
は、中学校の教科書が変わる年です。そのため、教科書会社は、文科省に申請をし  
まして、このほど4月5日に8社が検定を通ったことが報道されました。その中  
に、扶桑社の歴史と公民の教科書が含まれているということで、また今回もいわゆ  
る教科書問題が大きな社会問題として浮上してまいりました。また外交問題として  
も、近隣諸国から厳しい抗議を受けることになりました。大変残念な憂慮される事  
態です。

わが国の教科書問題は、家永教科書裁判に見るように、検定制度そのものや記述  
に見られる歴史認識が内外から問われてきました。そういう中で前回、4年前の教  
科書改訂の年、新しい歴史教科書をつくる会、この後、つくる会と略して呼びます  
が、が作成した扶桑社が出版した歴史、公民の教科書が大問題となりました。それ  
は自由主義史観を標榜するつくる会の特異な歴史認識や民主主義人権に対する否定  
的な考え方が、多くの人々に時代錯誤的な違和感と嫌悪感を抱かせることになった  
からです。とりわけ、アジア太平洋の戦争の悲惨を超えて、友好と平和を願うアジ  
ア諸国の人々には、日本の外交姿勢、歴史認識等々に対して、根強い不信感をもち  
ました。今回に優るとも劣らない政治問題、外交問題であったわけですが、残  
念ながら、今回またしても同じような事態を招いています。再々引き起こされるこ  
のような事態を、どのように認識されているでしょうか。また、その問題の根は、  
どこにあるとお考えでしょうか。

それから2番目に、採択のシステムと情報の開示にかかわってお尋ねをいたしま  
す。

菊池のこの地においては、従来どおり、菊池郡市地域の共同採択ということので  
るので、これも従来どおり採択地区協議会が設けられて、ここに校長、教員、学識経  
験者、教育委員会関係者などからなる調査委員がおかれて、目下、調査研究が行わ  
れていると思いますけれども、この調査研究に現場の教員が何人入っているでしょ  
うか。また、教科書を実際に使う教員が、展示会に行ける条件、環境はどのように  
保証されているでしょうか、これが2つ目です。

3つ目の質問といたしまして、採択のご方針をお伺いしたいと思います。教科書  
問題については、私は4年前、前回の改訂のときに取り上げております。01年6

月定例議会で、当時の教育長のI氏に、その見解を尋ねておりますが、今回質問するに当たり、その際の議事録を見てみました。そこには、当時の教育長の人となりを見せる答弁が記録されておまして、なかんずく歴史認識や人権感覚においては、その人格、識見を疑わざるを得ない見解が示されております。またその節、市民の方が、当時の教育委員のある方に問い合わせをされところ、「あんたたちは、いったい誰が指図でそがんこつばしよっとか」と言われて、非常に怖い思いをしたという報告もなされています。本市の教育行政の暗い部分の1つとして記憶されているところですが、採択の権限者として、今日でのその方針とご姿勢をお示しいただきたいと思います。

2つ目の質問で、75条学級についてでありますけれども、熊本県のホームページによれば、学校教育法第75条による特別支援学級は、児童・生徒の障害の状態等に応じた指導をするために、少人数学級編成や一人ひとりの児童・生徒の障害の状態や特性に応じて自立を支援するための指導であり、その中の通級による指導として、比較的障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を、特別な場、これが通級指導教室と言われるものですね、そういう教育の形態があると。現在、熊本県には、言語障害、情緒障害、難聴の通級指導教室が開設されておって、週に1～3時間程度、その障害に基づく種々の困難改善、克服を図るために自立支援を中心とした特別の指導が行われていると説明されています。

私は、市内の小学校で75条学級を何遍か参観したことがありますけれども、実際に障害のあるお子さんと、その保護者の置かれている実態というのは、この学校教育法第75条の恩恵を十分に享受されているのかどうか、気になるところです。合併後の新市においては、全体の実情はどのように調査され、把握されているでしょうか。

75条学級の2つ目の質問ですけれども、旧菊池市においては、補助教員の確保が前年度の水準で維持されて、保護者はひとまず安心されているということのようですけれども、旧泗水、七城、旭志においても、ほぼ同等の体制が確保されているでしょうか。

それから3つ目の質問です。学校間の格差と信頼関係ということですが、学校間の差という点ではですね、人の配置とともに療育の内容についても開きが認められます。よく学習された集団として信頼を得て、成果を上げている学校と残念ながら、そうでないところがあるようです。どの療育の現場にも最善の環境を用意し、保護者と学校の信頼関係を築かなければなりません、この点はいかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） 怒留湯議員のご質問にお答えいたします。

まず最初、教科書問題でございますが、1つ前提としてですね、教育委員会、私自身も採択の責任者の方になっておりまして、教科書採択につきましてはですね、公正確保というのが第1番目、それからもう1つは、調査委員、それから選定委員、協議委員の静謐な環境を保つという、外部からのですね、いろいろな力によって正しい選択ができにくくなることはいけないという決まりがありまして、ちょっとお答えできない部分もあるかと思いますが、その点は8月31日のですね、終了を待った後で、質問があれば開示するというようなことになるかというふうに思いますので、それを前提にしまして、お答えをいたします。

まず、教科書採択に当たっては、これまで文部科学大臣の検定の段階で、検定を申請した教科書の内容について、いろいろな論評が報じられました。実は、文部省が一応、教科書として教育課程を教えるのに適当であるかということをもまず審査をするわけで、それが検定でございますが、皆様ご存知のとおり、4月6日にですね、一斉に各紙全部、教科書選定の内容、訂正箇所、その他、問題点が公表されました。それは、4月5日にですね、文部省が、文部省として検定した内容を開示したことによるものでありまして、それは十分読んでおりますが、それから引き続いて、教科書採択についていろいろな意見があり、教育関係者のみならず保護者をはじめ県民等の教科書採択に対する関心が極めて高いというふうに言えます。また、諸外国のいろんな情勢の報道もあったこともあります。

教科書採択は、児童・生徒によりよい教科書を提供する観点から、各採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容について十分かつ綿密な研究調査によって、公正かつ適正に行われるべきものであり、調査研究の充実に向けた条件整備を図っていくことが肝要であるというふうに考えております。

次に、採択のシステムでございますが、もうこれはインターネット等で調べれば、すぐにわかるようになっておりますけれども、すべてを申し上げますと長くなってしまいますので、要点だけで申し上げたいと思いますが、まず出版社が原稿段階の教科書、申請本といえます。を、提出して、文部科学大臣の検定を受け、合格すること。教育課程を教えるのに教科書として適切であるかどうかということを検査をするわけでございますけれども、合格した教科書、教科書として適切であると認められた教科書を、各都道府県の教育委員会へ教科書目録を通して送付いたします。それを、都道府県は、検定を受けた教科書の目録を採択地区の市町村教育委員

会に送ります。これが菊池市の教育委員会へ送られるわけでございます。

(怒留湯健蓉さん) 教育長、それは存じております。はい、質問に答えていただければ、結構です。

教育長(木下昭二郎君) 採択地区内の市町村教育委員会は、教科書採択協議会を設置し、教科書調査選考の機関として教科図書選定委員会委員、教科書研究委員を依頼して、教科書採択地区の児童・生徒に、よりよい教科書を選定する仕組み、ほぼ4年に1度、ご質問にもありましたとおりのサイクルで行われ、その期間は4月1日から8月31日までと定められています。ここで人数が、質問がありましたけども、これはそこまで申し上げていいかわかりませんが、人数はいいと判断しますので、申し上げますと、教科書調査の先生はですね、全部で40人選んでやっております。それから、選定委員は12名以内ということでやっております。

委員の氏名については、先ほど申しましたように、公正確保の上からここでは申し上げられません。

ところが、教職員とか一般の人が教科書を見ることは、手に入れることは実際できませんので、一般の方には、教科書を直接購入することはできませんので、教科書について関心を持っていただくために、教科書展示会で実際の教科書を見て、読んで、ご意見をいただき、参考にすることが大事なことで考えております。

また、教職員の参加につきましては、展示会の時間を延長したり、その時間を学校で工夫したりして展示会に参加できるように図っておりますし、学校長は、PTAの保護者の方にはですね、なるべく展示会に行かれるように連絡等をしています。また教育委員会からもそういうことを伝えるようにということ伝えて指導しているところでございます。

菊池管内で展示会場は、もうずっと定められておまして、隈府小学校、大津室小学校、合志南小学校で、6月17日から6月30日までの期間、開催されます。

次に、採択の方針につきましては、児童・生徒の発達段階において、国が定めた教育課程を指導する教科の主たる教材として重要な役割を持つものであること。また、地域の実情及び学校や児童・生徒の実態を踏まえ、児童・生徒により適切な教科書を提供するという観点に立って、採択権者として権限と責任のもと、教科書の内容について十分かつ綿密な調査研究に基づき、公正かつ適正な採択を確保することが肝要であるというふうに考えております。

次に、学校教育法第75条学級についてでございますが、合併後の全体の状況をどう調査されているかということでございます。合併に伴い、菊池市内小学校が14校、3,142名、それから中学校が5校、1,757名の児童・生徒が在籍し、75条学級につきましては、小学校で知的障害学級8学級、肢体不自由学級5学

級、情緒障害学級5学級、難聴障害学級2学級、計20学級、30名でございます。中学校では、知的障害3学級、肢体不自由学級1学級、情緒障害学級3学級、計7学級、13名が在籍しております。

障害に応じ児童・生徒のニーズに合わせた適切な指導が、どの学校でも行われています。

次に、信頼ある自立支援体制と要員の確保は可能かということですが、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという観点から、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じる適切な教育支援を行う特別支援教育への転換が図られている中、従来の障害に加え、学習障害、LDというふうにあります。注意欠陥・多動性障害（ADHD）、アスペルガー症候群、高機能自閉症による症状を持つ児童・生徒に対しても適切な指導を行うため、本年度は市単独で20名の補助教員を任用し、学校に配置し、児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため、個に応じた適切な教育や指導を行っているところでございます。

学校間格差のことですが、現在、菊池市内の中で、その指導に格差があるというふうには考えておりません。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） ちょっと急ぎましょう。

最初のご認識を伺ったのですから、ご認識を伺えばよかったんです。静謐な環境ということは、私はおっしゃるだろうと思ったら、おっしゃったんですね。これはご存知だと思いますけれども、つくる会の前会長の高橋史郎氏が、埼玉県教育委員会に就任するということが問題になったときに、この方がですね、歴史教科書の監修者であるかどうかについて問い合わせがあったわけですよ。それについて、文科省が、検定が終わるまで発表しないというふうに言ったわけです。こういう問い合わせに対して、静謐な環境をずっと保たないかんといことで、各教育委員会にですね、静謐な環境を保とうということで通達を流したということなんです。これは非常に問題があることで、お問い合わせについては、きちんと答えなさいということの反対側なんですね。ということをおたちは認識したいと思います。

認識のところにおいてはですね、少なくともやっぱり、なんでこういう問題が出てくるかということの認識については、やっぱり侵略と加害の歴史に目をつぶろうとすること、それからやっぱり根強いアジア蔑視があるということ、それから今行われている歴史教育は、いろいろ改善が重ねられて、世界史の中で確認されている

事実に基づいた教育をやっと可能になったのにも関わらず、時計を逆回しにするような記述が出てきたから問題があるというふうに、少なくともそういう認識をしたいと私は思います。

それから、2回目の質問に入らなければ時間がありませんので、今回の教科書問題はですね、前回以上に政治の介入が露骨だということです。全国的にそういう報告がなされていますけれども、熊本の例を申し上げますと、あさぎり町で5月21日、つくる会の教科書のいわば宣伝のような集会が開かれておりまして、ここへは文科省の政務次官、下村さんが来るはずだったそうですが、それはあまりにとということで、代わりに来たのが、つくる会の代表の八木秀次氏でした、高崎経済大学助教教授ですね。この方は、憲法9条、11条、24条等を攻撃している改憲学者として大変有名な方ですよ。それから22日には、熊本テルサには、東京都の横山教育長が来て、講演をしています。そしてまたですね、そのときは主催政党の青年部より、県下の社会科の教師たちに参加の呼びかけがなされているということも明らかになっています。大変異常な状況と言わざるを得ませんけれども、また熊本は、全国最大の右翼組織と言われているその組織率が高いというところで、そういう勢力と重なりながら教科書採択に政治が介入してくるという事態が現出しているとも言われています。熊本が狙われているとも度々言われ、大変不名誉なことですが、そういう状況についてのご認識がございましたでしょうか。そして、それに対するご見解をお伺いしたいと思います。

それから、はしょって言ってますが、採択のシステムと情報の開示については、8月31日以降でも構いませんので、ぜひ開示をお願いしたいと思います。

私は昨日ですね、隈府小学校に教科書の展示を見に行ってきました。そしたら、前回に比べて非常に場所が悪いというか、狭くて3階ですよ。2、3人なら、まあいいけれども、意見書くところも3つぐらいしかなくてですね。大勢来られたら、ぶつかり合うというような状況で、下の方の第2理科教室、第2音楽教室が空いていたので、そういう工夫ができなかったもんだらうかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、授業の最も中心となる道具として教科書を使う先生たちは、行くように言っているということでありましたので少し安心いたしましたけれども、そうであればですね、校長先生はそのようにして、さらに行けるような配慮をしていただきたいと思いますが、ぜひ、その旨、ご配慮願いたいと思います。

それから、姿勢と方針については、厳正、公正ということを言われておりまして、その厳正、公正を図るものさしが大変重要なんですよ。私情とか感情とか好みとかで選ばれないようにと節に願うわけですが、姿勢と方針については、宮沢喜

一官房長官談話と河野洋平官房長、当時のですけどね、談話が教科書に関わっては発表されております。これは、宮沢官房長官の談話は、1980年の8月ですけれども、日韓共同コミュニケ、日中共同声明の中において、過去において日本国が戦争を通じて重大な損害を与えたことの責任を痛感し、深く反省するとの認識が表明されておまして、これらに対する批判については、わが国の教科書の記述についても批判が寄せられた場合は、わが国としては、アジアの近隣諸国との友好親善を進める上で十分耳を傾け、政府の責任において是正するというふうに、これが宮沢官房長官談話の、いわゆる近隣諸国条項ですね。それから、1993年の河野洋平官房長官の談話は、従軍慰安婦の記述をめぐってですけれども、従軍慰安婦の調査の結果、長期にかつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、多くの慰安婦が存在したことが認められたと。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、管理及び移送についても旧日本軍が直接、間接、これに関与したことが判明したというふうに言われて、発表の中身がそういうふうになっておまして、我々は、このような歴史の真実を回避することなく、むしろ歴史の教訓として直視していきたいと。歴史研究、歴史教育を通じて、問題を長く記憶に留め、同じ過ちを繰り返さないよう固い決意を表明するというのが談話ですけれども、これらは日本政府の公式見解であるわけです。国際公約と言われる由縁ですけれども、これが日本政府の姿勢と方針であるわけですが、つくる会が執筆している扶桑社が出版した教科書は、まるで政府の姿勢と方針が念頭にないかのような記述になっていますが、もちろん教育長としては、日本政府の公式見解を支持されると思いますが、いかがでしょうか。

それから、75条学級についてお伺いいたします。支援体制についてはですね、厚生労働省の資料によれば、この4月に施行となった発達障害支援法というのがありますね。発達障害の症状の発言後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることに鑑み、発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における支援、それから就労の支援等もありますけれども、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般にかかる支援を図り、というふうに掲げています。

日本では、この分野の研究が遅れて、これまで健常者でもなく、障害者でもなくといった曖昧な位置に置かれていた発達障害者、先ほどお触れになりましたLDとかADHD、アスペルガー症候群と呼ばれる人たちですね。で、その支援が国の責務として明らかになったわけです。であれば、発達障害法の趣旨に沿うとするならば、75条学級においてもですね、人の確保からもう一歩進んだ療育の質の確保が求められていると思うんですけれども、専門家の育成、それから高い実践能力のあ



る人を療育の場、行政の場、双方においてどのようにつくっていかれるかということをお伺いしたいと思います。

それから、信頼できる関係の学校現場のですね、構築については、学校間の格差はないというふうに今おっしゃいましたけども、私の報告を受けてますものについてはですね、あるんですね、残念ながら。ここでは差し障りがありますから申し上げますが、時と場所を改めて、またお話ししたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

非常によく学習された学校集団として成果を上げているところと、そういうところを見てみますと、まず校長先生が、よくその発達障害に関する学習をされて、理解されているということが言えるようです。校長が、トップとしてリーダーシップを発揮し、学校が集団として機能する体制を築いていく。例えば、適正な担任を選任するとか、よく学習された加配を要求するとか、当然、専門書とかいろいろ資料を読むとか、学習会とか研究会にも校長先生が自ら行って、職員も行かせるというようなところでは、当然やっぱり信頼が厚くて、成果も見えるんですね。これは現場としては当然のことですけれども、先ほど言いましたように、なかなかそれができていないところがある。学校によってこんなに違う、校長によってこんなに違う、担任によってこんなに違うという具体的な報告が幾つもあるんです。

早期な適切な療育を保証することが、当事者の自立と社会参加を可能にするみちであるとする、この法の趣旨に沿えば、どの現場でも専門性を有した人の配置がなければいけないと思われませんが、今、そういう学校づくりがとても求められているわけです。その法の趣旨と保護者の願いに、どう応えていかれるかということをお伺いしたいと思います。

質問に対してだけ、端的にお答えください。

議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） 再質問にお答えいたします。

政治介入についてのことでございますが、私自身、採択の一員となっている中でですね、そういう会合とかそういうふうのがあったことについて抑圧とか、採択についてですね、公正さを欠くというような例えば、そういう意識は全くありません。ということは、私は政治介入は受けてないという気持ちでおるところですし、また、受けてはならないというふうに思っております。

2番目、教科書展示会についてですが、実は、展示会はですね、県の教育委員会が責任を持ってやるので、いわゆる菊池なら、教育事務所が隈府小学校を借りて展示しているところですが、その場面設営も全部、ここでは県が教科書採択委員会じ

やなくて、県の委員会がやったものでございます。しかし、学校長に聞いたらですね、3階であるということ、大変暑い環境であるということを知ってですね、これはどうにかして下の方に下ろせないかなと思いましたが、まず教室が、いろいろ今は空いている場合もあるし、ほかの少人数学級とか何か活動しますもんですから、結局、あそこが開示の場所になっております。確かに、ご指摘のとおりでございますし、ちょっと我慢して見なくちゃならんのかなというふうに思っているところでございます。

それから、展示会の意見はですね、参考として、みんなやっぱり研究委員も選定委員も私たち協議会委員も見ることにしておりますので、それは参考にして見るということではありますけども、そういうふうにしておるところでございます。

それから、教科書の問題で、政治家のいろんな発言ということですが、これは大きく言えば、発達段階にあるその教育というものは、子どもの心理発達段階において実際やられるものでありまして、その発達段階に応じて、その事柄を伝えるというのがやはり大事なことであると思っておりますので、そういうことでいろいろ慰安婦の問題なんか論じられたというふうに私は受け止めているところでありまして、歴史の真実は、それは曲げられないというふうに思っているところでございます。

次に、75条学級についてでございますけれども、議員さんは、いつも非常に関心があり、もう大変詳しくご存知ですが、今は、75条学級にいない生徒、普通学級におりながらですね、アスペルガー症候群など、アスペルガーというのは人の名前で、心理学者が、こういう症状があるということを見つけたことから、アスペルガーという名前の症候群になってますが、一種の広い意味での自閉症ということで、これもインターネットなんかで調べてみると、幾つもの事例がありまして、一言にはちょっとなかなか言えませんが、とにかく普通だと思われている中にも、実は障害を持った子どもがいます。また、それに対処し、または75条学級に対処するためには、その担当の教員だけでは、やっぱりまずいということでございます。それで、近い例で、隈府小学校ですが、去年ですね、専門家を呼んで来て、職員研修なんかもやっておりますし、そういうことは各学校ともやるべきものでありますし、また、それぞれは取り組んでいるところでございます。障害児学級の指導についてですね、みんなが関心を持って、みんな育てていく。それから、この自閉症などというのはですね、いろいろありますけれども、もう記憶力がものすごく抜群である場合もあるんです。社会性はないけれども、記憶力は抜群である。結局、その障害というのは、それを個性というふうな考え方でですね、伸ばしてやるという、それを肯定しながら伸ばしてやるという教育という方へ進んでいっているというふうに考えていますし、教職員もそういう研究をですね、学校でやっている

ということをお伝えしておきたいと思います。

それから、菊池市が20人、菊池市の費用で先生を雇っているんですが、大体は定数法というのによりますと、障害児学級の場合、5人まで受け持つように国の方はなっているんです。それでは、やっぱりなかなか障害に応じられませんので、20人、市から費用を出して雇って、適切な校長の考えで指導をやっているところでございますので、よろしくをお願いします。

何でもそれで十分ということはいきませんけども、しっかり力を尽くしているということはお伝えしておきたいと思います。

以上です。

(怒留湯健蓉さん) 時間が非常に急いてまいりました。

政治の圧力は受けないと。

議長(北田 彰君) こっちから指名してから、言ってください。

(怒留湯健蓉さん) すいません。

議長(北田 彰君) 怒留湯健蓉さん。

[ 自席 ]

(怒留湯健蓉さん) 申し訳ありません、急いでおりまして。

じゃ3回目、最後の質問に入ります。政治の圧力は受けていないと。そして、事実記述の教育を尊重するとおっしゃってくださいました。大変ありがとうございます。

教育は、ときの権力の不当な介入があってはならず、その独立性、自立性が守られなければならないというような教育基本法の理念でございますので、そのお答えがあったかと思います。ありがとうございました。

もう1つですね、今回の教科書問題について、ちょっと特異なことがあるんですね。そのことをちょっとお話しして伺いたいと思いますけれども、いわゆる白表紙本が出回っていることなんですね。で、文科省は検定審査前、審査中の教科書は外部に露出しないように厳重な管理が行われておりますけれども、4月6日の衆議院文部科学委員会で、つくる会のいわゆる白表紙本が、少なくとも70冊、関係者に配られて、営業がされていたということがわかったわけです。東京、京都、和歌山、埼玉、九州では、福岡、鹿児島で確認されていますが、そもそもその白表紙本の公表禁止を文科省に働きかけたのは、新しい歴史教科書をつくる会だったわけです。それを受けて、厳重な管理体制が敷かれたんですけれども、その当事者が、それを破って配っていたということがわかったわけですね。そうであれば、本来、検定中止であるとか不合格に処すべきところですが、それを見過ごして、文科省も再々注意はしたと言ってますけれども、それが見過ごされたということは、文科省

が、この教科書を特別扱いにしているということで、今全国ネットで、その正す運動が展開されています。こういうふうに教科書を巡る一連のダーティな動きを調べてみますと、本当に驚くべき人脈が立ち現れてきます。今日は申し上げる時間がありませんので割愛いたしますけれど、2人だけ申し上げると、中山文部科学大臣自身、大臣に就任するまで、つくる会とともに活動してきた日本の前途と歴史教育を考える議員連盟の座長であるんですね。下村次官も、今も同議連の事務局長という人脈にあるんですね。こういう事実と、もう1つは、今申し上げましたつくる会の白表紙本が事前に配付されていたということは、教科用図書検定規則実施細則、独禁法に違反する行為であるということ。この事実をご認識されているでしょうか。そうであれば、そのような記述以前の問題がある教科書を、教科書として、子どもに渡せるかということですね。

それから、情報のシステムについては、熊本市が前回しておりますが、非常に信頼ができるものです。時間がないのでご紹介ができませんが、本市の情報公開条例とか、まちづくり基本条例の趣旨に照らせば、今回は、熊本市を下回らない水準で公開されるのが道理と思われかもしれませんが、それはいかがでしょうか。

それから、方針と姿勢について、もう言い尽くすことができませんので、本市にかかわることとして伺います。本市は、中国、韓国と国際交流を大変、国に先駆けてされておりますけれども、非常に評価が高い、これからいろいろ民衆レベルの交流が発展して、両国の相互理解と発展がされていくと思うんです。そういう中で、扶桑社の教科書を採択するようになれば、今までの積み重ねが本当に水の泡になってしまうと思うんですね。実際、忠清南道の熊本所長さんが、そんなふうにおっしゃってますし、アジアナ航空のご見解もそんなふうにご伺っております。ノムヒョン大統領の独立記念日の演説にも、その旨、触れておられました。で、本当にこういう状況の中で本市に限って見ても、失うものは計り知れないと思います。そういう状況下で、人権を否定するような歴史の歪曲をするような国家主義や復古調に貫かれた教科書を取り込まない姿勢と方針が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

それから、75条学級について、最後の質問でございます。信頼関係の構築ということが非常にやっぱり求められていると思うんですね。障害のある子どもさんの教育に深い理解と実践が進むことは、その周りにいる私たち大人も子どもも生きやすくすることだと私、思います。その実践にかかわることは、本当に自分自身を磨くことだと思うんです。菊池の子どもは、どこか違うようにということをよく聞くフレーズですけども、それはそれなりの高い実践と環境があって初めて可能になると思います。そういう実践があった中で、子どもたちは初めて想像力とか思考力

とか洞察力を獲得していくことになるのではないのでしょうか。いずれにしても、75条学級の存在意義は、私は大きいと思っております。

今後は、よく学習された学習集団と手厚い行政の後ろ盾により、発達障害支援法の趣旨を学校の中、75条学級の中で生きたものとして、そこを中心にしながら、どのお子さんにも自立、社会参加への適切な療育を保障していかなければならないと思いますけれども、現状での問題点は何であり、課題は何であるとお考えでしょうか。それらに対する具体的な改善策と手立てについて、最後にお聞かせください。そして、75条学級の存在と価値について、お考えをお聞かせください。

議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） たくさんの質問で、答えられるかどうかわかりませんが、なるべく端的に答えさせていただきます。

白表紙の問題は、私は知りませんでした。以前は、白表紙というのは申請本のごとでございますけれども、文部省に、その検定を受ける申請本ということでございますが、以前は、その白表紙がもう10年ぐらい前はたくさん出回っておったということですけど、今は私、全く見たことがございませぬし、私も実は、インターネットでそういうことがあったんだなということを知ったところでございますが、それは規則に違反ということは、もう当然ですので、それはよくないことだというふうには考えております。

それから、選定の経過の開示ということでございますが、これは教科書の研究委員、選定委員の方は、こちらから依頼しているものでございますので、開示について、開示していく方向であります。一つ一つその要望があったのを検討した上で開示というふうになるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、日韓問題ということですが、実は、今月の27日、もう実は、韓国からたくさん公民館、生涯学習の会場を視察に来られます。それから、中学生の海外研修も計画してございまして、予定どおりやるという考えでございますし、その子どもたちが、本当に純真な気持ちで友好関係を結ぶということは、そういうことは非常に大事なことであると思ひますので、それはもう市長も近隣国との有好を提示されておりますが、そういう意味で今までどおりやるつもりでございます。

しかし、教科書につきましては、一応文部省のその検定を受けてですね、国の教育課程の指導をするのに適切だというふうにされたものについて、私たちが、それを除けるなどということは、もう絶対できませんことですし、結局、歴史教科書は、実は8冊、8出版社から出ておりますので、これは厳正な、本当に中学生徒に適當

であるかということの考えに立って選定されるものだというふうに考えておるところでございます。

それから、75条学級のことについては、やはり今後、職員の研修も含めまして、十分理解した中で、その長所を伸ばすという形、社会参加ができるようにやっていくということに努めなければならないと、議員ご指摘のとおりでございますので、鋭意努力していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

(怒留湯健蓉さん) あと4分ございますので、市長に一言。

議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

市長(福村三男君) 残り時間があるということで、私の方にふられましたけれども、ただいま怒留湯議員がいろいろとお話の中で、総括的に私が果たして答えるべきものがあるのかなと思って聞かせていただきました。

まず第1に、先ほどから政治の介入ということがご指摘になっておりました。地方自治体におきまして、この教科書の採用については、教育委員会、教育長をトップとしてされておまして、その審議の過程であるということもございまして、首長が、その見解を述べるということも、すなわち、政治の介入につながりかねないということでもございます。

ともあれ、ただいまの答弁の中にありましたように、菊池市も日韓の交流、日中の交流というのを深めてまいっておまして、特に、この8月には夏休みを利用いたしまして子どもたちが、それぞれの旧来の4市町村から代表して訪韓するというところでございます。また、先方の方からも、清原郡の方から郡首を初めとする議員団の方々が来庁予定になっております。また、中国の方からも、これ確定ではありませんけれども、老人クラブのコーラス部といいましょうか、そういったグループの方々が多数、来市されるという、このような予定にもなっております。

このような中で、やはり今年には特に日韓においては、国交40年という大変すばらしい節目を迎え、そして今年には友情年であることで、小泉総理、ご本人そのものが、ようこそジャパンということでキャンペーンを打たれております。そういう政府の日韓、日中をはじめとする国際交流、国際観光の観光客倍增作戦の一環として、この地方自治体が外国客の誘客に今汗を流している最中でありまして、そういった中でこの2月に、旧菊池市においては、清原郡との経済交流の締結を行いました。これは政府要人も参加のもとでもありました。ですから、そういうことを考えますときに、小泉総理に、地方自治体は、いかように行動をとるべきなのかといった実は疑問を抱いているところでありまして、日韓問題につきましても、特に汗を

流していただきたいということで、旧菊池市がこれまでやってまいりましたビザ問題につきましても、ぜひひとつ努力をしてほしいというのを過日、6月20日のソウルにおきますノムヒョン大統領との会談の直前に、実は手紙を差し出したところでもございまして、今後、ぜひ、まさに未来志向の中で、菊池市を発信地として新しい日韓の歴史がつけられることを心から期待をいたしております。このことを申し添えたいと思います。

(怒留湯健蓉さん) ありがとうございます。

議長(北田 彰君) ここで10分間、暫時休憩します。

-----  
休憩 午後2時30分

開議 午後2時40分  
-----

議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、進みます。栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

(栃原茂樹君) それでは、大変お疲れの中でございますけれども、議長のお許しがございましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

考えてみますと、ちょうど正確に言いますと、合併して3カ月と2日でございます。その間、執行部におかれましては、市長さんはじめ、大変今までの事務体制づくり、いろいろな面でご苦労があったことだろうと察するところでございます。

何はともあれ合併して、新市の住民の皆さん方から、よかったと、1日も早くその言葉が聞けるよう、我々議員も在任期間しかございませんが、特に、執行部の皆さん方は、定年まで、60までございますので、住民の福祉向上のために特に頑張っていたいただきたいとお願いを申し上げまして、質問に移らせていただきます。

2点について私は通告いたしておりますけれども、1点は、市税について、2点目は、農業の振興についてでございます。

先ほど、市長の方からちょっと固定資産税のことで私はございますので、ちょっと触れられましたけれども、それではわかりませんので、やっぱりやることに決めております。

第1点の市税については、これは固定資産の税率の問題でございまして、ご承知のとおり、現在、不均一課税ということで現行の税法が改正されて、現在、菊池市が100分の1.6、他の七城町、それから旭志、泗水町が1.4ということで税法が改正をなされております。そういうことは皆さん既にご承知かと思うわけでございますが、このことについては合併協議会で一応協議がなされ、3月の合併協議会

で一応執行部から提案されて、その当時は継続審議ということになって、7月の第9回目の協議会で修正がなされて、承認が受けられておるとい経過をたどっております。当初の3月の時点では、平成21年度までは不均一課税をやって、22年度からは100分の1.5にする統一の税率だということで提案がなされておりましたけれども、そういうことでいろいろ論議された結果、継続審議になったんだろうと私は承知いたしております。税そのものの性格から申し上げますと、税は公平、適正な課税が行われるのが、私は税の基本だと承知いたしております。そういう観点からして、不均一課税が執られておりますけれども、これはもう合併協議会で4月、5月、6月と継続されて、7月に承認を受けてることは承知しておりますけれども、なぜ不均一課税なのかというのが私は非常に疑問に思っております。同じ新菊池市の皆、住民でございます。その中で、菊池市だけが、なぜ1.6なのか。このことは何か話を聞くところによりますと、財政的に非常に1.6を1.4にしたんじゃ1億8,000万ぐらい落ちるから、厳しくなるのでということで1.6にするというようなことも聞き及んでおるわけでございます。そのことは財政的にということでございまして、全く不均一課税をする問題とは違うわけでございます。合併特例法の10条を必ず持ってきて、これを適用して不均一課税にやりますということをいつもおっしゃっておる。また、この、ここに持ってきておりますけれども、ずっと以前からの合併協でなされたのが、毎月のがでございます。この中でも必ず固定資産税のところでは、地方税の取り扱いについて合併特例法の10条によりと、不均一課税を適用すると。そもそも不均一課税というのは、税法の総則の6条にあるわけですね、1項と2項に。そして2項の方が、公益上、課税したら、著しく不均衡を生ずるとか、不均一課税をしないと、公益上、阻害が起きるといようなときに、公益上という、またその他といところ6条の方に規定されております。ただ、合併して公益上というのは非常に難しいといことで、捉えがたいといことで平成14年に改正になって、3年間だったのが5年間に延んだだけで、あとは字句は40年代と1つも変わっておりません。ただ、合併した町村の賦課上、著しく均衡を阻害する場合に、それとまた、合併した町村間で財産の区画問題、それから負債関係が著しく不均衡を生じた場合、その範囲内で不均一課税をすることができますよとなっておりますね。私が聞いたところでは、財政の問題だと。全く違った捉え方の不均一課税じゃないかといような解釈を私はいたしております。そういうことで、やっぱり新市は一体でございます。そして、住民負担の公正、公平から考えても、早く現行法の市の税条例の固定資産の税率について統一されたい。統一するのは、私はやっぱり標準税率の1.4だとい考えを持っております。



そういうことでございますので、先ほど市長も、また施政方針の中でもちょっと書いてございますけれども、早急に税率を一定税率にするための整備に取りかかるという施政方針がなされております。それで、早急ということはわかります。私も早急に、この1.4に改正していただきたいという考えを述べておるわけでございますが、また合併のする町議会の中でも修正された中では、速やかに財政状況を勘案し、いいですか、速やかに財政状況を勘案し、中ございますが、決定すると語尾はなっております。速やかというのは、時間を置かずという解釈を私はいたしております。だから、合併して、もう3カ月2日になります。固定資産の賦課期日は、平成18年の1月1日でございます。それ以前に、改正を現行の税法改正にしないと、菊池市の方は、方じゃなくて、属地主義でございますから、菊池市の家屋、土地、償却資産については、100分の1.6がかかるんだという結果になりますので、実は、9月、12月にやろうかと思いましたが、今回一般質問を、そういう観点から早急にしなければならないということで、早急にお伺いしておかなければならないということで今回させていただいたわけでございます。

参考までに申し上げますと、ただ菊池市の方だけじゃなくて、七城町50名ぐらい、旭志が60名ぐらい、それから泗水が5、60名ぐらい、160何名かはですね、菊池市以外の方が、菊池市に土地なり家屋なり固定資産、持っておられます。そういうような複雑な関係もございます。ただ菊池市が1.6だったから、1.6で取ろうというようなことで行ったのであれば、いろんな関係で支障が来たします。また、固定資産税というのは、ほかの税金と違いまして、課税標準額の前に評価額というのが、もう税務課の方はご承知と思いますけれども、評価額がございます。そして3年に1回の評価替えがある。そして、直接それを評価額イコール課税標準じゃなくなるとるわけですね。評価水準に達しているものはそうなりますけれども、負担調整がなされて、税法の中にちゃんとございます。そういうことで、評価額イコール課税標準じゃないと、その前に、各市町村間の土地なり、特に宅地等には不均衡があると、これは事実でございます。首長が全部、今までは決定していたわけでございますから、それと今までの沿革がございますので、なかなか隣接町村との境等については、まだ格差が多分でございます。むしろ、そういうことをですね、やっぱり調査して、そのあたりの調査の上で、税率を考えるということであるなら私は納得いきますけれども、ただ合併特例法に基づいて不均一課税をしたというのは、全く当て外れではないかというふうな考えを持っております。

そういうことで、市長におかれましては、早急に取り組むということでございますが、どのように取り組まれるのか。早急というのは、いつまでに条例改正をやられるのか、税についてお尋ねをいたすわけでございます。

それから、次の農業振興についてでございますが、これは旧七城町でハウスリース事業を行ってまいっております。平成11年に第1回にやりました。そのときは大型ハウス、それに電灯と二種類か三種類ぐらいございましたけれども、反当でございます。町が事業主体でやったわけでございますが、その当時は、県からも補助がございましたし、国からの補助と県からの補助、そして町の補助ということで75の補助で実施をいたしております。それからずっと私も要望がございましたので、12年からいろいろ一般質問をしましてまいりましたけれども、なかなか反当ハウスについては実践ができなかったというのが経緯でございます。現在、16年度によろやく反当ハウスについても県の許可を受けたということでございましたけれども、台風が八代、それから阿蘇で3割以上の被害があったということで、その補助金の予算が、そちらの方に回ったということで、年度の充用変更をやって、17年度で七城町は実施するというような話がついておるようでございます。予算にも上がっておりますので、やるということは姿勢が見られますけれども、その進捗状況等、これからどのようにされていくかということをお尋ねしたいということで質問をさせていただきました。

あとにつきましては、答弁を受けた後で再質問はさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 固定資産税の税率につきましては、合併協議会での地方税の取り扱いの協議の中で、税率の統一につきましては、新市において速やかに財政状況等を勘案して決定する。なお、税率の統一までの期間につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、不均一課税とし、旧4市町村の現行の税率としたものでございます。

ただいま栃原議員さんから、合併特例法の10条につきましてのいろいろなご指摘がございましたけれども、確かに、私どももこれを見まして、さらに勉強をさせていただきましたけれども、著しい不均衡というこの取り扱いが非常に難しいところがあるというふうに考えております。私たちが調べたところでは、いろいろとこれを定義付けたものは何も見つかりませんでした。いわゆる合併協議会において、当時の税担当で協議された中で、1.6と1.4が、いろいろな状況から見て、著しく不均衡であるものと判断されたものであるというふうにしか言えないものでございます。そういうことで、1.6と1.4、いわゆる不均一課税となっておりますけれども、今後は、市民間の不公平感によりまして、納税意識の低下などの問題が考えられてまいります。十分、財政状況などを検討しながら早急に税率の統一を図りたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 栃原議員の質問にお答えをしたいと思います。

本事業につきましては、旧七城町において、平成14年度に事業を受けている継続事業でございます。平成14年度には、ハウスリース25棟、平成15年度に情報複合施設1棟、それから昨年平成16年度に、ハウスリース3棟が実施されております。最終年度であります平成17年度は、ハウスリース60棟の建設事業を計画をいたしておるところでございます。

6月の8日付けでございますけれども、県を通しまして、本年度の国庫補助事業の内部的な事務連絡があったところでございますので、本定例議会で予算をですね、上げておりますので、予算成立後に、本事業の手続きを進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

（栃原茂樹君） 第1点目の税につきましては、早急に今後検討するというところでございます。いつも使われるのが、執行部の言葉は、早急にとか、検討するとかという言葉を聞くわけでございますが、本来は、いつまでやるというようなことをですね、お答えしてもらいたいと。できないなら、できないでいいです。それがお答えなんです。日本語はよく、努力をしますとか、早急に対処しますとか、そういうことが非常に議会に対する答弁の場合が多いわけですね。だから、いつも私は申し上げとります。できないならできない、調査期間は何日も掛かるなら、これだけぐらい掛かりますから、これくらいの期間は必要ですというようなですね、お答えを私は望んでおるわけです、ただ言葉だけじゃなくて。だから先ほど、著しいという言葉の解釈は非常に難しいと、それは難しゅうございます。人それぞれによって違うわけですね。しかし、著しいというのは常識上考えた場合は、明らかにということ、物事見て。だから、不均一の場合は、非課税のところもございまして、税では。そうすると、課税しておるところとの合併した場合がございまして。こういうときは、明らかにということですね、片一方は課税して、片一方は課税していないということですから。これは明確に自治省も示しておるわけですよ、見解ですね。これは誰もわかることです。しかし、細部についての著しいというのはですね、やっぱり著しいというのは、明白にということですから、私の解釈では、5割も6割も違うならば、やっぱり著しいという解釈を持ちます。総務部長におかれまして

は、0.1%でも、0.01%でも著しいとは考えられないかもしれないというのが人それぞれの考えですか。大体常識上言ってですね、著しいという言葉は、辞書をくれば大体の日本語ですから、どういうことだということは自治省あたりが、なぜ、ものさしを示さないかというのはですね、合併を進めにゃいかんから、これにものさしをあまり挟んでおればですね、合併が崩れるというそういうことを懸念してですね、合併する市町村に委ねとるわけです。自治省あたりは卑怯なわけですよ、大体が、進めながら。そして言葉では、著しいと書いて。そういう内容なんですよ、これは。これは自治省に私も実際、指摘したんですから、だから、そうございますということでした。だから、あまり総務部長にどうこう言う問題ではございませんけれど、やっぱり常識上考えてですね、やっていただきたいというような考えを私は持っているわけです。財政上の問題であるならば、すべて1.6にすれば財政上、幾らか改正するわけですね、解消するわけです。ただ、不均一課税というのは、通常の税より下げてするんですよというのが不均一ですよ、上げるということではできないとなっておるわけですね、通常の。それと、著しい誤差の範囲内となつとるから、そういうとを計算されておるか、その上で不均一を執られたかということ再度、お尋ねをいたします。

それと、ハウスリース事業については、七城町だけが現在やっておりますので、他の旧市町村でやっておられるか、ちょっと存じませんが、18年度、19年度当たりに希望があれば、そういう事業に取り組みられるかというようなことも、あわせてご答弁を願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） あとは、市長の方からも答弁があるかと思いますが、固定資産税の試算につきましては、旧菊池市、七城、旭志、泗水町につきまして不均一にした場合の試算といたしまして、試算1.4%、1.5%、それから現在のやつということで、17年との差を出しておりますけれども、1.4%にした場合が、約1億8,000万のマイナス、1.5にした場合が、184万ぐらいの増という、こういう試算を一応やっております。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質問でございますけれども、18年度以降については、どのように考えているかということでございましたけれども、本事業につきましては、七城町からの継続事業ということで17年度については、そのままの継続事業として予算措置をしておりますけれども、18年度以降については、その時点でま

た考えていきたいと。全市的なことがございますので、そういった点で考えていけたらと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 栃原議員の固定資産税の税率についてのお尋ねに対しまして、ただいま総務部長より2度ほど答弁をさせていただきましたけれども、合併協議会における協議の経過につきまして、ただいま栃原議員の方から具体的にご指摘がございました。

これにつきましては、合併協議の中で、現在の不均一を均一化するというところで話が進められたわけでありますけれども、今財政的な問題だということでご答弁申し上げましたけれども、財政的なものもありますけれども、1.5%あるいは1.6%に均一化するということがいかなものだろうということは、旧菊池市といたしましては、不利益を被る住民を抱えているということもございまして、この均一化を実は求めたところであります。しかしながら、3町村のご理解を得られず、1.6%をそのままにして、皆様方の町村は1.4%ということにならざるを得なかったということでございます。

先ほどお話がありましたように、何回もお持ち帰りがございまして、それぞれの町村で審議がなされ、栃原議員の地元であります旧七城町の方でも論議があったことだと思っておりますが、いわば、すべての皆さん方の方で速やかに調整をするということの承認をいただいているということでございます。

伴いまして、合併して3カ月ほど経つではないかという話でございますが、議会が始まったのが今回が第1回目でございます。それで、このことにつきましては速やかにということで、速やかにというのは、いつのことかということでございますが、財政状況を十分勘案しながら速やかにということでございます。それで、私は今回の選挙を通じながら、この19年度にやるべきような財政的な予算的なものは裏付けされてたと思っておりますが、これを事務的にこれを早くすることができるのかどうかと、また皆様方のご理解を得なければならないということからいたしまして、速やかにというのは、17年度ではとうてい事務的にできるはずありません。ですから、18年度の予算としてこれが均一課税に持っていけるかどうかということで、速やかにの最も早い措置といたしましては、18年度から可能性はあるというふうに思っております。その点を内部的に今後、検討を詰めながら進んでいきたいとこのように思います。

いずれにいたしましても、この税というものにつきましては、新市建設計画を裏

打ちするものでありますから、これを前倒しして減免すると、減税するということになれば、それだけのものを今度は新市建設計画の中から、また改めて見直しをして事業の縮小なりをしなければならぬということになりますので、その辺を重大な問題として捉えながら検討して、18年度から取り決めるように努力をさせていただきますとこのように申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[ 登壇 ]

（栃原茂樹君） 先ほど総務部長さんからは、不均一課税のことに、1.4にした場合とか、1.5にした場合とか、1.6にした場合、それは誰でも計算できることなんですよ。それをして不均一課税だという問題じゃないんですね。そう考えておっていただきたいと思います。

それから、市長におかれましては、大変、うちの町長に対しても一般質問をこのことについては、地元でやっております。反対したのかしないのか、1.5になるのですね。答えは、1人が反対しても、ほかの3名がおられるので、ご理解いただきたいという答弁をいただいておりますので、ああ大体せんだったつなということは今思い浮かべておりますけれども、菊池市の方を1.4にするということは、そのときの首長さんでございますから、福村市長は。なかなか地元のことから言いにくかったことは事実じゃないかと思えます。しかし、住民からすればですね、やっぱり同じ新市の住民ですから、標準税率である1.4というですね、財政上の問題とか、財政上の問題いうたら、全体を考えてなくてはならないわけですから、不均一課税じゃないんですよ。だから、そういうところをですね、間違いのないように、やっぱり検討していただきたいと。税率が違うから、いくら税金が取れないから財政的こしこ違えますよというようなことじゃなくして、評価額がこれだけ差のあるから、かえって菊池市の方がですね、固定資産の宅地は隣接町村よりか高いんですよ。それに税率が高いなら、まだ高いわけでしょう。これが不公平だと私は申し上げるわけです。だから、そういう時点のですね、評価替えは年に3回ですから。不均衡是正あたりもやる必要があるのではないかと、そういう計算をですね、調査を今後進めてもらいたい。ほかのことも60何項目か合併協議会ではございましたから、そういう計算する暇もなかったと思えますけれども、やっぱり今後においてはですね、固定資産については、不動産鑑定士が今やっておりますので、大体、地価公示価格の7割が評価額です。その7割に評価水準が旧各市町村が達しているか達していないか、そういう調査もやってみる必要が、必要なんですよ、固定資産には。そして、そういうところで調整してですね、是正をしながら、税率は最

後の問題なんですよ。一番に税率をですね、幾らにしようかなんて、全くナンセンスな固定資産税については考え方なんです。私は、そういうふうに解釈いたしております。また七城町でも以前は、不均衡是正をやったことがございます。やっぱりですね、長くなると、そういう結果が評価水準がまだ20%しかない、片一方はもう98%いとると。一般の方はこういう言葉がわからないかもしれませんが、執行部は税務課長さんは、総務部長さんもわかると思いますので、そういうことを今後ですね、やっぱり調査をしてみる必要がある、税率だけで、いろいろの問題じゃなくしてですね。

私は、そういうことをお願いして、もう答弁は要りません。お願いをして、これで終わらせていただきます。14分前でございますけど。

議長（北田 彰君） 福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 私の方が舌足らずだったかもしれませんが、少し補足させていただきます。

私の方が、税率が1.6%ということで、そのことを言いづらかったんではないかといったご発言だったと思いますが、私の方は、皆様方、町村の税率よりも0.2%高いために、非常に市民が不利益を被ると。同じ市民になるのだから、市民になったら同一税率で当然ではないかといったことを主張したわけですけれども、3町村の方は、これは今までの税率をそのまますべきだと、不均一でべきだということで、歩み寄りといいましょうか、1.5に近間ったらどうだろうかといったものも論議の過程ではあったわけです。しかしながら、やはりこの1.6のままであれば、どうしてもご理解いただけないということも何度も何度も持ち帰りがあった、それで結果的には、45名の合併協議会の委員の1人でも反対をすれば、ご判断のとおり、すべての協議項目は全会一致をもって協議項目が承認をされております。もちろん、その背景には、それぞれの議会に持ち帰って、たぶん全会一致をもって承認をされて、このことになっているということをご理解をいただきたいと思っております。

それで、七城の旧町長さんの方が、1人反対しても云々と言われたということでございますが、決して、この1人が反対したときに、それでは賛成多数で、これで行こうといったことは協議の中にあっておりません。すべて全会一致で持ち帰って、51それぞれの協議項目が確認をされたということですから、それについては、ご理解をいただきたいと思っております。

言葉の修正をいたします。

舌足らずと、こういう発言を言ったそうでございまして、これについては不適切

な発言であったということで、訂正をさせていただきます。

議長（北田 彰君） 次に、進みます。野口和夫君。

[ 登壇 ]

（野口和夫君） 通告に従いまして、人権同和教育についてお伺いをいたします。

定例会の初日の福村市長の施政方針の中で、人権同和教育への熱意は伝わってまいりました。大変皆さん方もお疲れで、私も疲れておりますので、もう短く質問をしたい、10分間で回答まで終わりたいと、そのように私は思っております。よろしくお伺いをいたします。

合併前の旧町村での人権同和教育の取り組みは、当然のことながら温度差があったらと思うわけでございます。

いよいよ新市がスタートします。新市では、どのような取り組みがされるのか、会の支部の人たちは、期待と不安でいっぱいだろうと思います。私どもの市では、すべての差別をなくすため懸命な取り組みがなされております。部落差別をはじめ、いろいろな差別が現存しております。1日も早く解決しなければならない重要な問題です。

日本国憲法において法の下での平等、人は、すべて平等であると謳われているわけですが、歴史の過程で、つくられた差別により、地区に生まれ育っただけで今なお、差別に苦しんでいる人たちがいる。あってはならない現実が存続しているわけでございます。昭和44年の特措法以来、行政の責務として学校教育また社会教育への真剣な取り組みがなされ、同和问题への理解も広がり、また深まってまいっておりますが、残念ながら完全な解決には至っていないのが現実であります。

未解決のままに国の特措法も期限切れとなっております。1日も早い法の制定が必要だろうと思います。

新市では、今までの努力が活かせるよう人権同和教育の推進、啓発にどのような取り組みをされるのかお伺いをいたしまして、1問目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） 野口議員の質問にお答えします。

人権同和教育について、人権同和教育の啓発推進をどのように取り組まれるのかというご質問でございますが、人権問題につきましては、同和问题をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、ハンセン病などの様々な問題が存在しております。その中でも最も重大で国民的課題であります、わが国固有の部落差別の解決に関しましては、これまで国、県とともにそれぞれの市町村で様々な取り組みがされてきたことにより一定の成果はあったものと思います。しかし、本市におきまして



も今なお差別事象がある現実を踏まえ、これまで各市町村で取り組みを十分尊重し、またその成果を継承しながら、あらゆる差別問題の解消に向け関係機関、団体、また住民への教育、啓発になお一層努めてまいり所存でございます。

平成14年3月を持って特別措置法が失効いたしました。国、県におきましても、人権教育啓発に関する法律や基本計画なども策定されておりますし、本市でも部落差別撤廃・人権擁護に関する条例を制定しております。あらゆる機会を通じて、これらの法律や条令の浸透を図りながら、お互いの人権が大切にされる明るい社会づくり、明るい菊池市づくりに努めていかなければなりません。

なお、指導者の養成と推進体制の核となる菊池市人権同和教育推進協議会の発足に向け、関係機関、運動団体とも協議しながら準備を進めているところでございます。7月26日に設立総会を開くべく、鋭意努力しているところでございます。発足しますと、それぞれの分野で具体的な活動の推進をしてまいりますので、今後ともご指導とご協力をお願いいたしまして、答弁に代えさせていただきます。

議長（北田 彰君） 野口和夫君。

[ 登壇 ]

（野口和夫君） 7月26日には推進協議会を立ち上げ、前向きに取り組むというような説明だったろうと思います。

教育長の方からもありましたように、いろいろなやっぱり差別があるわけですが、差別というものは、弱い立場の人だけに集中してくるわけでございます。弱い人の立場に立って見ないと本当のことは見えてこないものと思います。人権意識を高める教育の推進に努められ、人が人を大切にする明るいまちづくりに取り組まれて、同和問題とか部落差別とか言わずに済むよき時代が1日でも早く来ることを願い、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 次に、進みます。隈部忠宗君。

[ 登壇 ]

（隈部忠宗君） 大変お疲れのところでございますけれども、明日かなと思いましたが、今日になりまして、ちょっと戸惑っているところでございますけれども、よろしく願いをいたします。

先般、通告をいたしておりました農林業の活性化と施政方針の中から、特に、住民参加のまちづくりの2点について質問をさせていただきます。

菊池市が直面している問題は、先ほどからも論議がありましたように、財政問題あるいは農業問題、教育、福祉の問題、環境問題、観光問題と非常に多岐にわたって問題が山積していると思います。

私は今回、菊池市の活性化は、中心部の活性化ももちろんでございますけれども、周辺部の農村部の活性化が菊池市の中心部の活性化につながると思っており、農業問題について質問をさせていただきます。

元気な地域農業を実現するために、国は本年3月に、今後10年程度の施策の羅針盤として新たな食糧・農業・農村基本計画が策定されました。その中で、これまでの農業を取り巻く行政の変化や施策の検証結果などを踏まえて、食糧自給率を設定するとともに、目標の達成に向けて生産及び消費の両面において重点的に取り組む事項を明らかにしました。県も、元氣いきいき熊本21農業振興運動を展開しているところであります。

新しい菊池市は、農業の総生産額が288億1,000万で、県下で1位であります。しかし、農業の生産所得を見ますと91億3,000万で、県下で3番目です。菊池地方の農業の特色は、豊かな土地、きれいな水、それに先代からの優秀な人材や技術が組み合わさりまして、他品目の農業生産がされております。しかし、1戸当たりの農業所得は303万1,000円と、県下の平均177万5,000円より高いものの、他産業に比較して低い状態です。このような条件下、市長は、農業の振興の基本姿勢は何か。また、農家の所得向上対策は、どう考えておられるかお尋ねを申し上げます。

また、本市は、米が農業の基幹であります。水田面積3,890ha、総生産額は36億5,000万で、新食糧法の下で新たな米政策改革が行われ、昨年それぞれの旧市町村で、地域水田ビジョンが策定をされました。平成16年度を改革の初年度として、平成20年度から農業者と農業者団体が主役となったシステムを国と連携して構築されることになっております。そういう状況の中で、本市の新たな米政策改革をどう推進されていくのかお尋ねを申し上げます。

農業は、技術もさることながら、意識の改革なくして振興はあり得ないと思っております。徹底した話し合いと指導を望みたいと思っておりますが、どう対処する考えであるか、3番目にお聞きをしたいと思います。

国は、農業の中心に認定農業者制度を活用し、これを地域の担い手とする考えであります。本市における認定農業者は607名、その中で、家族経営者協定を結んでいる農家が222名、20%にすぎません。新規就農者は、平成10年より年間10～20名でありまして、地域により差があるようでございます。それぞれの認定者協議会が、今後どう活動していくか、どう市が支援すべきかお尋ねを申し上げます。

4番目に、畜産の振興、基盤の確立について、どう指導していく考えであるかお尋ねを申し上げます。

菊池市は、平成15年度の飼養頭数で見ますと、乳牛が1万3,240頭、肉用牛が3万8,340頭、豚が7万3,750頭で、県下におけるシェアは、それぞれ26%を占めている畜産の市でございます。それぞれ畜産農家は、コントラクターの組織の推進あるいは搾乳ロボット、キャリアロボットの普及、畜産環境整備等堆肥の利用促進、それから堆肥の広域流通の推進、スラリー周期経営の取り組み、牛肉の消費拡大と農業理解のフェスティバルの開催。先般、議員の皆様にもご協力をいただきました父の日牛乳キャンペーン、これは菊池から発信をいたしまして、先般、県、国にもこの運動が展開し、酪農の婦人部が、小泉総理にも渡したような状況であります。しかし、農業を取り巻く情勢は厳しく、畜産農家自体の自助努力だけでは経営を維持することは容易でございません。

特に、昨年11月より実動に移りました家畜排泄物法の施行調査でも、80%の人が、堆肥を完全につくるのに努力をしている答えたのに対して、4割の人が、堆肥生産に採算がとれないと言っております。畜産農家にとっては、在庫を溜めずに、いかに捌くかが課題でありまして、今後、ペレット化堆肥の推進あるいは耕畜連携の推進で、広域流通の促進をお願いしたいと思います。

今後、きめ細かな市の営農基本条例を制定することによって、安定した農林振興5カ年計画を策定するように要望をいたします。

また、第3セクターは、非常に活気がございますけれども、高齢化が進んでおりますし、安心、安全、新鮮、安い、これが物産館の特色であります。しかし、生産履歴を間違えば、大変なことになることはご承知のとおりであります。今後、物産館の振興対策について、どう指導していくかお考えをお聞きしたいと思います。

次に、中山間地の農林業の振興対策について、どう指導していくか考えをお聞きしたいと思います。

第2点目の施政方針につきまして、新市建設計画の主要施策の中で、まず1番目に取り上げてありますのが、住民参加のまちづくりを挙げておられます。市民と行政の協働によるまちづくりの具体的な推進についてお尋ねを申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 限部議員さんのご質問にお答えをしていきたいと思っております。

1点目でございますけれども、旧4市町村は、農林業を基幹産業として発展してまいりました。九州農政局菊池統計情報センターによる合併後の農業産出額は、県

内1位でございます。生産農業所得が3位であり、ともに一定の所得の確保が図られていると考えております。

しかしながら、生産者の高齢化や後継者不足、景気の低迷などによる農産物価格の低迷、畜産環境問題など、農林業における環境は大変厳しい状況であります。

今後は、自ら経営計画を持った認定農業者のさらなる啓発普及に努め、法人化などによる企業的経営の育成、新規就農者の確保、育成、家族経営協定の締結を通じた経営世帯員の意欲向上と女性の経営参画による地位向上の推進を図るとともに、多様な生産組織の育成などの地域営農システムの確立や高齢者の活動促進、担い手への農用地利用集積の促進を基本に農業振興に努めるとともに、新市の産業のさらなる発展には、安全、安心、高品質の農林畜産物づくりが必要であり、そのため生産基盤の整備を推進するとともに、地域の特性を活かし、環境保全に留意し、魅力ある農林業の振興を図りたいと考えております。

本市農業は、酪農、肉用牛、養豚などの畜産を中心とした畜産経営や施設野菜や花卉などの施設型農業や中山間地における椎茸などの林産物を組み合わせた複合経営の発展が行われてきたところでございます。

2点目でございますけれども、平成18年度までの実施される水田農業構造改革対策事業については、旧市町村ごとの地域協議会で事業推進を行い、平成22年度を目標年次として平成19年度から農業者、農業団体の自主的、主体的な需要調整システムを国と連携して構築していくことが示されております。

平成19年度以降の制度については、現在のところ、具体的な施策が示されておられませんので、今後、国の施策に応じ、地域と一体となって事業の推進に当たりたいと考えております。

次に、3点目でございます。畜産施設型農業については、一定の規模に達しているものの、水稻、麦、大豆を中心とした土地利用型農業においては、専業を目指す担い手は少なく、また農地が分散し、生産性が低いなどの課題を抱えております。このため、平坦地の畜産、施設型農業においては、生産コストの低減や効率・効果的な土地利用を図るため、地域や集落での話し合い活動を進めながら、地域の実情に即した多様な生産組織の育成を推進することが必要であると考えております。

次に、4点目でございますけれども、県内1位の畜産産出額を誇る畜産の市となり、これにより排出される畜産堆肥の処理については、市外への流通や多用途利用による堆肥処理を検討する必要があり、県及び農業団体等との連携のもと、環境保全に留意した畜産の振興を図りたいと考えておるところでございます。

5点目でございますけれども、営農基本条例及び農林業振興5カ年計画策定につ

いてということでございますけれども、今後、新市建設計画の基本方針を引き継ぎながら、これにかかわる新市総合計画を作成することになっております。この中で基本計画において、現状と課題及び課題解決のための取り組み、現状の値と5年後の目標値などを示しながら、農林業の振興にあたりたいと考えております。

今後の施策展開方向につきましては、各関係機関と連絡、調整を図り、関係機関の指導、協力のもとに取り組み、議会と相談しながら推進していくことが不可欠であると考えております。

6点目でございますけれども、第3セクターの物産館の振興対策については、各物産館出荷協議会の栽培協定や出荷協定により、現在の体制が確立をされております。

新市においては、合併協議会の意向を踏まえ、出荷体制等の調整をはじめとした協議、調整を行うとともに、既存の旧七城町特産品センター、アンテナショップの現状と今後の見通しを考察し、見直しを行いながら菊池ブランドの確立と販売拡充、さらには、菊池のPRと観光客のアップに向け地域をあげて協力と支援が伴うような推進をしていく必要があると考えております。

最後に、7点目でございますけれども、中山間地においては、今後5カ年継続実施されます中山間地域等直接支払制度を有効活用しながら、集落協定による農業生産活動及び多面的機能を増進する活動を推進し、集落ぐるみによる共同生産活動や機械の共同利用などによる生産組織内での担い手及び高齢者の役割分担等を含めた組織育成を進めたいと考えております。さらに、組織化の確立した生産組織については、経営の安定や強化を図るため、法人化を推進する必要があると考えているところであります。

林業振興につきましては、平成16年の18号台風による森林の風倒木を中心とした大きな被害を被りました。本年度は、その被害森林の早急かつ計画的な復旧を図るため、森林災害復旧事業による被害木の整理、跡地造林等を実施します。また、森林の保育育成等の森林整備及び特用林産物振興につきましては、白川、菊池川流域森林計画を基本とした推進方向に沿って本市森林整備計画を推進し、持続可能な森林経営の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 住民総参加のまちづくりについてですが、市民と行政の協働のまちづくり関係ですが、新市建設計画におきまして、新市のまちづくりの理念であります「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」を実現するために、9つ

の主要施策を掲げまして、その中で住民参加のまちづくり、すべての市民のきずなでつくる市民参加のふるさとづくりを目指しております。近年、市民のニーズの多様化や社会情勢の変化あるいは少子・高齢化の進展などによりまして、これまでのように行政が主体となって様々な分野で仕事を担っていくことが困難になってきております。また、経済状況が不安定な時代に、市の財政も厳しい現状にありまして、健全な財政運営を図るためには、真に市民が必要とする施策を選択し、推進することが重要になってきている状況でございます。このため、新市のまちづくりの理念を実現していくためには、市民の声を尊重し、市政に反映していくことが不可欠であるとともに、市民が、まちづくりの主役として自ら考え行動し、積極的に活動に参加していただくことが必要となってまいります。また、市民と行政が協働でまちづくりを推進するためには、行政が、市民に情報を提供し、市民と行政が同じテーブルに立つことが基本であります。そのためには、行政の重要施策や各種計画の立案から実施にかけて市民へ説明する機会を設けなければなりませんし、また関係する制度も整備しなければなりません。

今後、これらを推進するために、必要な基本的事項を新市のまちづくり基本条例として制定し、新市のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

その内容としましては、情報の共有化や市民全体のまちづくり活動支援、まちづくりに積極的に参加する市民の責務等を掲げてまいりたいと考えています。

以上で、終わります。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[ 登壇 ]

（隈部忠宗君） 4点ほどお聞きしたいと思います。

時間がだんだん迫っておりますけれども、1つは、旧七城町では、ご承知のように、おいしい米が生産されるところでありまして、地域間調整を行いまして、米をなるべくつくるような町民の声を行政に反映しておりました。農家が1万2,000円ほど拠出して、去年は、天草地方から50町ほど契約をいたしたのでありますけれども、この地域間調整を、今後どうされるのかお聞きをしたいと思います。

2点目は、認定農業者の問題ですけれども、今後、集落営農の中核となる認定農業者であります。現在のところ、55歳で計画書を出して、概ね60歳までとなっておりますけれども、物産館等、高齢者の方々が非常に元気であります。また、菊池市では、特区を設けて、20アール以上の方を農業者と認定するようなこともされておりますし、これを65歳に引き上げていただけないかということでもあります。農業者年金や経営上の法的な絡みもあると思いますが、もしできなければ、菊池市独自の高齢者支援対策というのを考えられないかお尋ねを申し上げます。

3つ目に、畜産物の排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する件でございますけれども、先ほど申しましたように、菊池市は畜産の市でありまして、年間に28万3,824トンの堆肥が生産をされております。これを耕地面積、畑、水田、10アール当たり2トンを散布し、半分に散布するとしましても、14万7,575トンの堆肥が滞まるわけでありまして、生産量の52%を域外に搬出しなければなりません。こういうシステムをなかなか農家だけではできませんので、農業団体、行政、一体となって、そのシステム構築のために努力をほしいと思います。

4つ目に、ただいま非常に市民と行政が一緒になったまちづくりを計画をされておりますけれども、理想的なまちづくりに進んでいる例がございます。三加和町の例ですけれども、三加和町では、自治の仕組みを考え直すいい機会だと捉えて、住民主体の地域づくりを推進しております。地域の宝は、そこに暮らす人々であり、地域が輝くことは、一人ひとりが輝くことであるということを基本に、地域が自立するような計画を立てております。簡単に言いますと、まちを50集落あった集落を8つのエリアに分けて、大体世帯数からいいますと150から200世帯ぐらいを1つのエリアにして、そこにふるさとパートナーとして職員の方々が参加されるわけです。そして、それぞれの8つの里と申しておりますけれども、里で独自の計画をされて、子どもからお年寄りまで、いきいきした活動をされているのを見ました。

菊池市も、そういった子どもからお年寄りまで、それから職員の方々も一緒になったまちづくりができないものかと思います。

以上、4点についてお尋ねします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目の地域間協定についてでございますけれども、現行制度では、旧市町村単位で各推進協議会で事業推進をされております。今後、この協議会を中心に議論、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

2点目ですけれども、これまで各物産館において、地域に埋もれていた多くの資源が見直され、新たな野菜品目への栽培の取り組みやさらには、林産物等を活用するなど、これらの生鮮野菜や加工品の販売によって農家所得が増加し、地域農業への活性化につながっております。また、多くの高齢者や女性の方々が、これらの組織に参画しておられ、その役割は大きいものがあります。各地域では、こうした取り組みがなされており、より特色のあるものが求められるようになってきたため、

加工品や生鮮野菜などの供給体制の強化や消費者ニーズの的確な把握による高品質の研究、開発の推進が必要であると考えております。さらに、学校給食、病院への安定供給も地産地消を推進する上では欠かせないものだと考えております。こうした高齢者活動を今後どのように新市総合計画の中に盛り込んでいくかということを議論、検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目でございますけれども、畜産農家では、経営の規模拡大が進みました結果、生産される堆肥を管内だけで処理することは非常に困難な状況になってきております。菊池地域の農業振興を図る上で大きな課題となっている家畜排泄物に由来する堆肥の利活用について、その方向性と具体的なアクションプランについて検討を行うことを目的として、去る5月26日に菊池地域堆肥等利用促進プロジェクトチームが設置されました。このプロジェクトチームは、菊池地域振興局を中心に各市町、JA菊池、熊本酪農協、熊本市酪農協、畜産農協などの畜産関係団体をメンバーとして、堆肥の利活用戦略や利活用のためのアクションプランを検討しているところでございます。検討結果の報告につきましては、10月ごろになる予定でございます。ハード面では、JA菊池が、本年度に北部堆肥センターの建設を計画されております。この施設は、畜産農家で一次処理した堆肥を高品質堆肥にする二次処理施設で、管外のJA阿蘇、JA八代などの耕種農家への堆肥流通を促進するとともに、国産稲わらの確保にもつながる施設であると期待をしておるところでございます。堆肥に関する諸問題については、ソフト・ハード面において関係機関と協議しながら最善を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 三加和町の事例によりまして再質問でございましたけれども、職員の地区担当制につきましては、行政区単位あるいは学校区単位等の各地域で、まちづくり活動がより積極的に、かつ円滑に行われるためには、職員がまちづくり専門家としての各地域の活動に参加するということは非常に効果的であると考えています。したがって、地域活動への支援としての地区担当制につきましては、職員の服務に関する事項の整理や区長会等、調整と解決すべき問題もありますので、今後、それらを整理しながら実施に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[ 登壇 ]



(隈部忠宗君) 最後の質問でありますけれども、私は、まちづくりはですね、中国のことわざにも、里三声ということわざがあります。里三声とはどういうことかといえますと、1つは、子どもたちですね、元気に本を読んだり遊んだりする元気な声、もう1つは、若い人たちの元気で働く力強い声、もう1つは、お年寄りの方々の、ああ菊池に生まれてよかったという感謝の声、こういう3つの声が聞かれるような菊池市にしたいなと思っております。

以上、私の質問に対して、農業問題、まちづくりについて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長(福村三男君) 隈部議員の方から、農業問題について、そしてまた施政方針の市民と行政の協働のまちづくりということで、そのことについてどう思うかと。市民参加の協働のまちづくりとはといったことだったと思います。

農業問題につきましては、もう専門的な立場でいろいろとお述べになっていただいております、本当にいい勉強をさせていただいた思いでございます。県下の中でやはりこの菊池地域あるいは城南においては八代地域、この本県の農業を二分するような形で競い合ってきたと思います。しかしながら、グローバル化する農業状況の中におきまして、我々の地域は、畜産というこの牛肉の自由化という波にさらされてまいりましたし、また、この八代地域におきましては、日本一のい草というものが、いわば基幹的な作目であったと思いますが、これがまたさらには、外国産のい草の輸入によって脅かされているということで、いずれのこの農業地域も非常に不安定な状況下にあって今日を迎えたと思っております。

その中で、この4市町村の合併によりまして、我々の地域が県下に誇りうる農業地域として、あるいは粗生産高は、八代地域を抜く県下の第1位になったということでございます。

しかしながら、今質問の中にも述べられましたように、所得部門においては第3位に甘んじているということでございますので、やっぱり農業の粗生産高を上げるということと同時に、やはり可処分所得をどう上げていくかというのが非常に大事なことではないかなと思っております。

これからやはり、環境三法問題を含めまして、この地域畜産というものをどういうふうにしていくのかということは、JAの方と十分に協議をしていかなければなりません。また、堆肥化されておりますことについても、ペレット化することによってというような指摘がございましたけれども、非常に耕畜連携というものも、言葉として非常に時代を担っておるわけではありますが、先を見た場合に、果たして耕畜

連携で堆肥の処理というのは可能であるのかといった疑問を抱いておきまして、旧菊池におきましては、今後この姿、形がなくなって、第一の還元と同時に、エネルギー化するという含めながら、先進地のドイツの方に昨年、関係係長が3名行きて、このハイテク時代といいますが、バイオテクノロジーの時代におきまして今後の畜産糞尿の処理につきまして、どうするかということで環境問題と農業的な、畜産的な見地から視察にやったところをごさいます、施政方針の中でも申し上げましたように、プロジェクトを早急に立ち上げながら、今後、畜産環境というものを踏まえながら農業の高生産制というものを目指していきたいと、このように思っております。

もちろん、この畜産と同時に、林業地域でもありますから、これもまた施策の中で申し上げましたように、この地域の地産地消を林業の中でも取り組んでいこうということで、それぞれの4市町村でも木材の需要というのが高まってきておりますし、今後の公共的な施設も含めながら民間の中に地域材の利用というものの促進を図っていききたいと、このように思っております。

農業、極めて裾野が広く、そして奥深いことではありますけれども、ぜひ関係の皆さん方のご理解とご協力を得ながら行政の方も一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

また、この販売等につきましても、いろいろと物産館、すなわち第3セクターの問題もございましたが、これもまた、これからの時代の中で果たして、この精査をした上で、どう取り組んでいくべきかというものは、出荷協議会等の皆さん方と社員の皆さん方と相談をしながら方向性というものをなるべく早い時期に見出していかなければいけないというふうに考えております。

それから、市民協働のまちづくりということでございますが、新菊池市におきましては、まちづくり基本条例というものを基に情報をお互いに共有化しながら、広報誌やホームページを利用しながら、市民との一体感を深めていこうということでございます。旧菊池市におきましては、市長と市民の対話の日というのを毎月1回設けてまいりました。新市になりまして、大変広く、多くの市民の皆さん方がおいででございますが、これにつきましては、仮称ふれあいトークという名前で開設を目指したいということでございます。市政のまたモニター制度の制定等についても考えておりますし、また、これまでもやってまいりましたパブリックコメント制度も、引き続き施策として活用していきたいと思っておりますし、広く市民の皆さん方の意見の集約する場、意見を述べられる場というものをたくさんつくっていききたいと、このように思っております。

一体化ということの中で、今ご指摘ありましたように、里に三声ですか、三つの

声があるということでした。この三つの声というのが、三本の矢でもなからねばならないと思いますし、お互いが協力、協働しながら、市民と一緒に本当に住んでよかった、また住み続けたいまちというような、そんなイメージを高めていくことが必要ではないかなと思います。

三加和町の先例として50集落を8つの里づくりに例えながら、200世帯の方々が概ねそのような取り組みをされているというようなお話がございまして、初めてそのようなお話を聞きましたけども、いい参考になるのではないかなと思っております。今後また、そのことにつきましても農家、農村の繁栄、発展とともに商工業も含めまして、市民の皆さん方の協働によるまちづくりというものを基本にして取り組んでいきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（北田 彰君） もう1人、続けます。ご了承願ひます、もう1人。

それでは、暫時休憩します。10分間です。

-----  
休憩 午後4時04分

開議 午後4時14分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

時間が4時を過ぎましたので、今日は、これで終わりたいと思ひます。

明日も一般質問となっておりますので、本日の一般質問は、これで終わりたいと思ひます。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れ様でした。

-----  
散会 午後4時14分

第 3 号

6月24日

# 平成17年第1回菊池市議会定例会

## 議事日程 第3号

平成17年6月24日(金曜日)午前10時開議

### 第1 一般質問

-----  
本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問  
-----

出席議員(59名)

1番	山田健二君
2番	倉本義雄君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
19番	河島秀逸君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん

2 2 番	坂 井 正 次 君
2 3 番	森 隆 博 君
2 4 番	山 瀬 義 也 君
2 5 番	本 田 憲 一 君
2 6 番	栗 原 康 敏 君
2 7 番	渡 邊 康 雄 君
2 8 番	栃 原 茂 樹 君
2 9 番	青 木 積 君
3 0 番	坂 田 公 弘 君
3 1 番	野 口 和 夫 君
3 2 番	牧 野 洋 一 君
3 3 番	松 本 登 君
3 4 番	森 俊 二 君
3 5 番	中 原 泉 君
3 6 番	松 本 隆 幸 君
3 7 番	坂 本 正 弘 君
3 8 番	石 本 利 治 君
3 9 番	上 田 巖 君
4 0 番	水 元 征 雄 君
4 1 番	東 政 孝 君
4 2 番	中 山 和 幸 君
4 3 番	工 藤 恭 一 君
4 4 番	木 村 末 弘 君
4 5 番	岩 下 満州子 さん
4 6 番	笠 愛一郎 君
4 7 番	中 原 繁 君
4 8 番	出 口 サチコ さん
4 9 番	荒 木 建 令 君
5 0 番	境 和 則 君
5 1 番	森 田 精 一 君
5 2 番	福 島 利 徳 君
5 3 番	工 藤 道 昭 君
5 4 番	甲 斐 健 彦 君
5 5 番	北 田 彰 君

56番	外村國敏君
57番	久川知一君
58番	徳永隆義君
59番	横田輝雄君

-----

欠席議員（なし）

-----

事務局職員出席者

事務局 長	樋口昭彦君
議事課 長	春木義臣君
議事係 長	城主一君
議事係 参事	吉野幸子さん

-----

説明のため出席した者

市 長	福村三男君
収入役職務代理者	川口齋子さん
総務部長	高本信男君
企画部長	村山隆君
市民部長	木下儀郎君
経済部長	岡崎俊裕君
建設部長	石原公久君
菊池総合支所長	城直輝君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	井手政寛君
建設部総括審議員	松岡隆君
企画部主席審議員	友田豊和君
財政課長	川上憲誠君
職員課長	松永完一君
教 育 長	木下昭二郎君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	後藤定君

監査委員会事務局長

山 口 正 司 君



午前10時00分 開会

-----  
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----  
日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

はじめに、倉本義雄君。

[ 登壇 ]

（倉本義雄君） 皆さん、おはようございます。菊池市泗水町福本2562番地在住の倉本です。議員の中で年を取っている方から58番目の倉本義雄です。ホリエモン、キムタク、貴乃花親方と同じ32歳であります。彼らはテレビ局や兄ちゃんと喧嘩したりして東京で頑張っておりますが、私はこの菊池市で頑張っていくつもりです。それでは、議長の許可をいただきましたので、菊池市議会会議規則第62条第1項の基づき、先に要旨を通告しておりました件につきまして順次質問させていただきます。

平成15年4月の統一地方選挙において、はずかしさを顧みず泗水町町議会議員選挙に立候補、685人からの指示を下に当選し、町議会議員となり、その後合併により菊池市議会議員となり2ヶ月余りが過ぎました。その間、複雑多岐にわたる行財政全般について理解を深め、日々研鑽に努めているところであります。執行部の皆様方におかれましては、平成17年度予算の編成作業に英知を結集してご尽力され、大変ご苦労様でした。今、日本は究極の財政危機を迎えております。国と地方の長期債務は1,000兆円を超え、GDPの2倍となり、財政投融资や地方における第3セクターなどの隠れた負債を入れますと膨大な財政赤字となっております。国債と地方債を合わせた公債の発行残高は700兆円を超え、さらに毎年50兆円ずつ増えており、2010年には1,000兆円という途方もない金額になることが予想されております。仮に金利が5%になったら、その支払い分だけで年50兆円となり、国の税収を超えてしまいます。公務員の給与も支払えません。しかも2005年には国債費を除いた歳出と国債発行額を除いた歳入に基づく財政収支、いわゆるプライマリーバランスでさえ約20兆円の赤字になることが予想され

ています。一方、地方の税収は約32兆円ですが、地方公務員の人件費的経費だけで31兆円となっています。企業で言えば、完全に倒産です。借金は国と地方で1,000兆円を軽くオーバーしています。新聞マスコミで報道されることの少ない地方財政の現状を見ていくと地方財政の借入金の残高は平成16年度末で204兆円と見込まれています。近年、地方税収等の落ち込みや減税による減収の補てん、景気対策のための地方債の増発などにより急増し、平成3年から2.9倍、134兆円の増となっています。この借入金のうち、減税補てん債、財源対策債、減収補てん債、臨時財政対策債、交付税、特別会計借入金という特例的な借入金は76兆円と6割程度を占め、さらにこの特例的な借入金のうち赤字地方債である減税補てん債、臨時財政対策債及び交付税特別会計借入金は56兆円となっております。ひるがえって、菊池市の財政を見てみますと、平成16年度末見込額で起債残高は一般会計枠で253億8,036万7,000円、特別会計枠で155億3,175万9,000円で、先ほど地方財政のところでも述べた一般的な地方債とは別に、過疎対策事業債や辺地対策事業債などもあり、借金のデパート菊池支店みたいな状況となっております。そのほかに、債務負担行為や債務保証などもあり、平成17年度予算の歳入の中の市税収入45億8,388万2,000円という数字は、菊池市の行く末を思うと甚だ心許ないものであります。最も起債残高のすべてが自前で償還していくのではなく、交付税措置など国から裏打ちしてもらっているものもありますが、起債残高と自主財源との関係から見ても、今後合併に伴う特例措置がうち切られたとき、財政がさらに硬直化し、尋常ならざる状況が存在することは容易に想像できます。今後10年後以降は職員に給与を支給し、借金を返済すると何もできない、また市長のなり手がいないという笑い話みたいな状況も考えられます。このように、国、地方とも借金漬け体質から抜け出せず、自転車操業でにっちもさっちもいかない状況であります。この現状を一時的にでも打破するために、東大法学部卒のエリート中のエリートの、またその上澄みの人たちがひねり出してきたのが市町村合併と、それに伴う特例措置であります。今後10年間で菊池市は合併特例債約250億円を理論上使えることとなります。かつての地域総合整備事業債より強力で、過疎対策事業債や辺地対策事業債に匹敵するぐらい起債充当率と交付税措置が高く、有利な起債を理論上できるようになっています。しかしながら、国家財政の逼迫により、またその対策である三位一体改革の交付税改革によって、地方公共団体に配分されるはずの地方交付税総額が年々遞減していくのは必死であり、実際交付税特別会計の借入金は50兆円を突破し、地方交付税制度はほとんど破綻している状況であります。後年度交付税措置というのも基準財政需要額に算入するだけのことであり、また交付税の原資である法定五税そのものの税収が落ち込

んでいっていること、地方交付税法も国家財政優先で改正すれば国側でどうにでもできるものであり、過度の期待はできないものであります。町議会議員、県議会議員を経て地方交付税を知り尽くして国会議員になった故竹下登元首相が昭和63年に実施した自ら考え、自ら行う地域づくり事業、いわゆるふるさと創生1億円事業以来、後年度交付税措置を巧みに使った起債による事業の数々は、地方を豊かで住みやすくする一方、借金漬け体質にしたことも見逃すことはできません。合併特例債は形を変えた平成版地域総合整備事業債であります。合併に伴う特例措置の趣旨をよく理解してきますと、今後10年間での合併特例債の起債での整備事業を推進していく一方、交付税の合併算定外での激変猶予とその後5年間での激変緩和措置の時代に、同時にその特例措置がなくても持続可能で、健全な行財政運営をできる体制を整えていかなければいけません。相反することを同時並行でやっていかななくてはならない、大変なことだと思います。こういったことを踏まえまると、今後様々な事業、施策を行っていく上での判断材料として、また来るべき交付税一本算定に向けて具体的で綿密な中長期的スパンでの財政シミュレーションが必要であると思います。そこで、1、より具体的で綿密な中長期的スパンでの財政シミュレーションを策定するために、また合併により通常のルーティンワークも煩雑であり、いずれにしても今後10年間財政課の果たす役割というものは大変重要であり、大きいと思います。現在、課長も含めて6名体制である財政課、財政系の職員を若干名増員する。2、そのシミュレーションの短期的アウトプットの一貫として、なぜこの事業をするのか、なぜこの施策をしないのかなど、法律で定める通常の予算書では伝わらない予算の具体的な内容を住民にわかりやすく知らせる単年度の住民向け予算説明書を作成し全戸配付する。以上のような考えはないか、お尋ねします。

次の質問です。近年、都市化や生活の利便化により、日常生活の中から体を動かす機会や場が減少するとともに、社会の複雑化、高度化、高齢化などの急激な進展、生活水準の向上や自由時間の増大などの社会環境の変化の中で、スポーツやレクリエーションの重要性が近年ますます高まっております。言うまでもなく、スポーツの振興は住民の健康増進と親睦、融和のために地方自治体の重要な課題として推進すべきものであります。本市においても、多様化するスポーツ活動に対応するため、施設の整備と維持管理、指導者の育成と資質の向上など、社会体育課の皆様が中心となって、スポーツ、レクリエーションの振興にご尽力されていることを高く評価いたします。現在、自己の健康増進や体力の維持向上、病気予防などのきっかけは様々ですが気軽に始められるスポーツとして、ウォーキングやジョギングをされる方が増えています。それが長じて、競技としてのマラソン大会に参加される方も年々増えております。実際、去年1年間で開催された42.195kmフルマラ

ソン大会は全国で109カ所、リレー形式のものや車いすマラソンなど障害者向けのものも含めると124カ所で開催されており、九州だけでも15カ所、熊本県では今年で36回目を迎えた本渡市の天草マラソン大会があります。日本陸連公認のもの、未公認のものなど、規模や参加者数も様々ですが、当地の特色を生かし、趣向をこらしたフルマラソン大会になっているようです。ちなみに、参加者数は鹿児島県指宿市の指宿菜の花マラソンで1万576人、宮崎市の国際青島太平洋マラソンで5,075人、出水市の出水ツルマラソンで1,049人となっています。このように、フルマラソン大会参加希望者は潜在的に相当居るのではないかと思います。そこで、これは市長の選挙公約の6つ目に掲げられた各種大会や祭りを通しての市民の融和協調に合致するものであると思うが、新市住民の一体感の創出と連帯感の醸成の象徴として、市外に向けては菊池市のネームバリューアップに寄与するものとして、また大会参加者とその関係者には大会前後に菊池市内に宿泊してもらい、観光してもらうなどの経済波及効果をも視野に入れて旧4市町村内を走行する42.195kmフルマラソン大会を開催する、このような考えはないか、お尋ねします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） おはようございます。お答えをいたします。

新市建設計画を基本といたしまして、地方自治法の規定に基づく総合計画を策定いたします。総合計画は、10年計画の基本構想、5年計画の基本計画、3年計画の実施計画により構成されており、当然これには財政計画もセットとなっております。そこで、政策判断材料としての中長期的なシミュレーションにつきましては、国の政策や財政状況が変動していく中で把握できない部分が多いのが現状でございます。このような中にありまして、市財政の中長期的なシミュレーションとしては、合併特例債の償還が最も多くなってくる10年後のこともございまして、これを見据えた20年程度のものは検討の必要があると考えております。今後三位一体改革と国の動向を十分見ながら、総合計画、財政計画を策定していく中で十分検討させていただきたいと考えております。

次に、情報収集につきましては、本年度パソコンでいち早く官庁速報アイジャンプが見られるような体制整備を進めております。これが整備されますと、これまでよりもいち早く情報を収集することができるようになってまいります。なお、情報収集、分析を専門とする財政課職員の増員につきましては、基本的には現体制を維持してまいります。今、合併により組織、配置等が検討なされ、合併と同時に現体制で進んでおります。その中で、組織廃止等を十分総合的に検討を行うのが大切

であるというふうに考えております。全体的な状況分析を行ってまいりたいということでございます。そういう中で検討を、このことにつきましても検討を十分させていただきたいと考えております。

次に、住民向けの予算説明書の発行につきましては、農政、建設、教育、福祉関係等の市単独の補助金や助成金等は、旧市町村時のものをそのまま新市に引き継ぎ、新市において調整することで合意がされております。予算化にあたりましては、調整できるものにつきましては調整を取っておりますが、旧市町村で2年から3年補助等が約束されていたものなどがございまして、均衡を欠くものもございません。今後調整が必要なものがありますので、これらの調整、整理ができた次年度で本市独自の発刊に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） おはようございます。倉本議員のご質問にお答えいたします。

旧4市町村住民の融和と観光対策をリンクさせて、フルマラソン大会を実施したらどうかというご意見でございますが、現在菊池、この4市町村、いわゆる菊池市でやっているものを挙げてみますと、4月に熊日菊池桜マラソン大会、10月に泗水コスモスマラソン大会、3月に旭志くらだけ登山マラソン大会を実施及び計画をいたしておるところでございます。また、毎年12月に菊池郡市陸上競技協会主催による菊池郡市旧8カ町村一周駅伝大会、及び1月に菊池郡市体育協会主催の熊日菊池マラソン大会を実施いたしています。しかし、年々交通事情の変化により、コースの変更を余儀なくされているという状況でございまして、毎年コースの選定に苦慮をしているところでございます。新市発足に伴う旧4市町村を走行する42.195kmのフルマラソン大会の新規開催につきましては、菊池市陸上競技協会等と協議いたしましたところ、コースについてはかなり広範囲となり、その設定が難しく、また道路事情については県道、国道の走行及び横断、警察官による交通信号機の操作、交通指導員の各交差点への配置等が多くなり、選手の安全確保に多大のスタッフを要するとのことであり、なお、大会開催については、警察署から道路使用許可が必要であります。事故防止に対する万全の計画書及び大会開催の条件整備が厳しく、現在の菊池市管内の交通事情から考えてみまして、教育委員会主催の事業といたしましては先ほど申し上げましたマラソン大会との関連もあり、現時点での新規大会の開催は困難かというふうに思われます。また、旧市町村の融和につきましては、新たに全市民を対象としたスポーツレクリエーション祭の開催を

今年度中に計画しているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 倉本義雄君。

[ 登壇 ]

（倉本義雄君） 1つ目の質問のことなのですが、アイジャンプというのは何かをちょっと教えて下さい。

それと、住民向けの予算説明書のことでも各市町村で補助率ですかね、そういうのが違ったりして、ちょっと書きにくいということだと捉えております。実際そのさっき言われたのでいくと、18年なり19年からその取り組まれると言われたみたいですけど、実際そのどのくらいの実現度、実現する、何%くらい実現するかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それとマラソンについてであります。実現が困難かと思っておりますとおっしゃられました。この42.195kmマラソン大会をしないし、するつもりはないと捉えてよろしいのでしょうか。それを確認でちょっと聞きたいと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） まず、アイジャンプについてでございますけれども、これはインターネットを活用いたしまして国が出しております官庁速報を即時に検索できて、情報を得るということでございます。

それから、予算書の発行につきまして、それぞれの旧市町村で違いがあるというようなことでございましたけれども、これは当然あるわけでございますけれども、この調整は速やかに行うということでございまして、予算書の発行につきましてはできるところから一応18年度には発行を考えておるということでございます。

以上お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） マラソン大会の実施をするかどうかという、フルマラソン大会の実施をするかどうかということでございますが、体育協会がまだ旧のまま、今後ずっと菊池市としてまとめていくということに話し合いがなっているということをお聞きしていますし、体育指導員協議会はまだ一つの団体としてまとまっています。そういう関係の方と直接議題としてみんなで集まって相談したということではございませんが、そういうご意見を聞いた上で大変困難であろうということでございます。そういう案が出たということについては、またその会議などと十

分協議していきたいというふうに思います。現状としまして、本年度は新菊池市といたしましては、10月にコスモスマラソン大会を市全体で行うこと、それから11月にロータリー、小学生駅伝大会、ロータリーでありますけれども、協賛といたしますか、主催は菊池市の体育の方でやります。それから、くらだけ登山マラソン大会も、これは全市として取り組むということになっておるところでございます。現在の判断としてはなかなか困難であろうということでございますが、ご提案があったことはまた担当の方に伝えながら考えていきたいというふうに考えます。

議長（北田 彰君） 倉本義雄君。

[ 登壇 ]

（倉本義雄君） 総務部長の再答弁の中でありました18年度より速やかに取り組まれるということで、来年度になりましたら喫緊の課題として取り組むべき課題として前向きに取り組んでいただきたいと思います。マラソン大会につきましては、私も実現に向けてはいろいろハードルがあるだろうから、マラソン大会はそういう答弁が大体予想しておりました。質問の趣旨としましては、手段がマラソン、フルマラソン大会開催であって、目的は4市町村住民の融和協調であります。そこで、市長にもちょっとお尋ねしたいと思います。残り発言時間が20分ですが、市長は各種大会や祭りを通しての市民の融和協調の実現のために具体的にどのようなことを考えておられるか、ちょっと教育長もさっき言われましたが、市長自身でちょっと答えてもらいたいと思います。

議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） 市民の融和をするということで、体育的な行事をということでございますが、今考えていますことは、種目と開催方法につきまして、菊池市体育指導員協議会で普及を進めていますニュースポーツをやったらどうかという案が出ております。それは、ドッチビーというのが一つでございますが、ドッチビーというとドッチボールを円盤系のを回しながらする競技でございます。それからアジャタと、何かこのごろ外国語が多いですけども、アジャタといいますのはいわゆる玉入れで、100個なら100個早く投げ入れた方が勝ちということをする競技でございますし、フラワーボールバレー、ミニバレーのようなちょっと変形したボールをやる競技がございますが、そういうものを予定し、誰でも参加できるようなスポーツレクリエーション祭の開催を計画しているということでございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 倉本議員の方から旧4市町村のお互いの新市民としての交流、

親睦を図るためにいろんな祭りごと、あるいはレクリエーションスポーツ、そういったものを通じて進めるということだけでも、具体的にどういうことをやっていくんだということでお尋ねだったと思います。ただいま教育長の方からスポーツ面ということで、教育委員会としてのお答えをいただきました。聞き慣れない言葉でございまして、ドッチビーだとか、アジャタとかおっしゃってまして、私も初めて聞きましたけども、何かしら楽しい遊びがあるんじゃないかなという期待感を一面には抱いたわけでありまして。競技スポーツというものは、やはりこのそれぞれの専門性というのがありますから、100m走だとか、200m走だとかとえばなかなかかかぬがね走る機会に恵まれておりませんから、アキレス腱を切ったり、ケガをしたりと、かえって傷害が残るいったこともありかねません。それで、やはりレクリエーションスポーツを中心としたスポーツというものをやはり皆さん方と市民が楽しんでもらうということではないかなと思いますし、先刻のお答えの中にもありましたように、まだ旧4市町村におきます、特に体育関係につきましての関係機関であります体育協会が一本化してないということもございまして。そこで、やはり体育協会の方とこのようなスポーツを通じた市民の友好、親睦、交流というものができますようにということで投げかけをやはりやっていくべきだと思っておりますし、またそのほかにも各種の専門的な競技団体が構成されておりますし、またそのスポーツ以外におきましても、文化的なことであったり、例えばまたカラオケであったり、踊りであったり、あるいは手芸であったり、お茶であったり、お琴であったりという稽古事と俗に言われます古来の日本の文化伝統的なものに由来することもありますし、そういう趣味のグループ化したものが4市町村にありますから、特に女性の会、婦人会とかいった方々、あるいはまた商工会の青年部の方々とかといったそれぞれの各種団体の方々と十二分にやはりこの何をやったが市民の親睦と交流が深まり、そしてお互いの市民の共有の価値観を持つことができるかということ念頭に置きながら、その祭りごとについて何をいつごろやるかということの煮詰めていくための組織づくりというものをまず手がけていくべきではないかなと思いますので、どうぞひとつよろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） 失礼しました。先ほどのスポーツ競技名を少し誤っておりましたので、ドッチビーというのが1つでございます。次はアジャタ、玉入れのアジャタでございます。それから、ふらばーるボールバレーでございます、最後の。ふらばーるボールバレー。どうも失礼しました。

議長（北田 彰君） 次に、東政孝君。



[ 登壇 ]

( 東 政孝君 ) おはようございます。通告しておきましたので、質問を申し上げます。

合併から3ヵ月を過ぎまして、その間市長選挙も行われ、市民多数の指示を得られ初代の市長として福村市長、見事に当選をされました。本当におめでとうございます。今回の質問は、先の選挙戦で公約された農林業の活性化なり、福祉の充実、それから新市づくりとはということで質問をさせていただきます。昨日ですね、隈部議員の方から農林業の活性化については質問されましたので重複するかと思いますが、よろしく答弁の方お願い申し上げます。

まず、夢と希望が持てる農林業の活性化に努めますと公約されております。幾つかの項目にわたって言われておりますが、そこでまず農林業の現状であります、国も食料・農業・農村基本法が平成12年4月より施行されております。5年経過しておりますが、農水省も大きな情勢の変化に伴い、10年間程度を見通した上で農政全般にわたる改革に向け見直しがあつているところであります。こういう状況の中で、新市の産業は農林業を基幹産業として発展したところであります。地形的には平坦、中山間、山間地に区別されますが、米をはじめ畜産の酪農、肉用牛、養豚、養鶏、また果樹、花木、菊池特産のゴボウ、かすみ草、いちご等、いろいろあるわけではありますが、現在市の農家数はどれだけ、またそのうち専業農家数はどのような状況になっているか、お尋ねをいたします。また、林業についても、林家の戸数、またスギ、ヒノキ等の面積、林業生産額もお示しを願いたいと思います。

次に、菊池産スギ、ヒノキ等の利用拡大を図るため、公共事業から民間、個人まで利用する方策を樹立しますと市長も公約されております。昨年まで地域産材の利用から旧菊池市でも戸崎の地区の公民館、それから北中の改築など、地域産材の利用がなされたところでありますが、鉄骨から比べたら事業費もですね、高くはついておりますが、林業関係者の皆さん方からも地産地消の意味からも非常に好評であったところであります。新市の産業の中にも市老人福祉センターをはじめ、特老のつまごめ荘、また新庁舎の建設など、計画があるわけではありますが、ぜひ地域産材のスギ、ヒノキ等の利用拡大を図ってもらいたいと思うところであります。どのように考えておられるか、お伺いをいたします。

次に、中山間地直接支払制度と集落営農の取り組み状況についてお伺いをいたします。中山間地直接支払制度も食料・農業・農村基本法を基に中山間地の振興を図るため、傾斜地が多い山間、中山間地域に対し、国土保全や耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から農業主に対して次年度より実施され5年間が経過したところでありますが、平成16年度までに旧4市町村で取り組みがなされ

ていたと思います。協定数なり交付金額等についてお答えを願いたい。また、17年度より平成21年度までの5年間継続実施されることになっておりますが、17年度からは交付要件等も変わってきていると思いますが、どこの部分が変わってきたか、お伺いをいたします。それから中山間地直接支払制度に関連して、集落営農集団の取り組みがなされていると思いますが、16年度までの取り組み状況についてお尋ねをいたします。

次に、菊池東部地区の中山間地域総合整備事業についてお伺いをいたします。この事業は平成12年度より計画が進められ、中山間地の土地利用、農業の構造改善を進め、加えて高齢化の進行などにより農業農村における過疎の活力が失われつつある中山間地域に対して、基盤整備や生活環境整備を総合的に行い、定住の促進や環境の保全に資することを目的として計画が進められ、元々も旧菊池旭志との連携型でやっておりましたが、今回の合併により一体的に県営事業として取り組みがなされるところでありますが、昨年12月の議会で旧菊池の経済建設常任委員会の方では場整備地区6地区の現地も見たところであります。総事業費は約32億円ですが、16年度までの進捗状況と17年度の事業計画はどのように計画がなっているか、お伺いをいたします。

それから、次に家畜排泄物法による堆肥舎の取り組み状況についてお尋ねをいたします。市の畜産農家全部が対象農家ではありませんが、法で何トン以上と義務付けがされておりますが、現在までの旧4市町村での取り組み状況はどのようになっていたか、お伺いをいたします。また家畜排泄物法の事業の目的の中に処理施設をはじめとし、堆肥の利活用、資源循環を促進するなど、目的に推進するとなっております。市の主要施策の中にもありますように、循環型農業の推進ということで畜産農家より生産された堆肥を耕種農家が利用しやすい製品にという意味から、生産だけでなく堆肥散布の受委託まで含めたシステムの確立、いわゆる耕畜連携の取り組みがぜひ必要ではないか。もう既に耕種農家と畜産農家が連携した取り組みが城南、宇城地区で始まっております。市でもJA、地域振興局と連携を図りながら推進してもらいたいと思うところでありますが、取り組む計画があるのか、ないのか、お伺いをいたします。

次に、福祉でございますが、安心して暮らせるきめ細やかな福祉を目指しますという公約の中に、5、6項目挙げられておられます。少子高齢化と言われる中、我が国の高齢化は先進諸国の中に例を見ない早さで進んでいるということでもあります。そういう中で、旧4市町村では高齢化率はどのような状況であったか、また新市全体での高齢化率はどのようになっているか、お伺いをいたします。平成12年度より高齢者の介護を社会全体で支えるシステムとして介護保険制度がスタートし

ておりますが、4月時点での本市の被保険者の総数は要支援から要介護5まで6段階ありますが、それぞれ何人ずつになっているか、お伺いをいたします。

次に、高齢者福祉サービスの取り組みについてであります。要支援、要介護1の方についての在宅福祉サービスということではいろんな事業に取り組みがなされていると思いますが、実施状況についてお尋ねをいたします。

次に、福祉施設の充実の中で、市長も高齢者の憩いの場として老人福祉センターを建設しますと公約されております。旧菊池市でも老人クラブ連合会を中心に、老人福祉センター建設検討委員会も設置され、平成13年度より12名の委員の方で何回となく会合を重ねられ、市の方にも陳情書も上がっており、早急に建設が望まれているところであります。建設計画の進捗状況はどのようになっているか、お伺いをいたします。また、特養のつまごめ荘であります。旧4市町村での広域行政組合で昭和50年に改修し、築後30年が経過し、改築の時期が来ているということで、平成14年8月には家族会からもつまごめ荘改修に関する要望書が提出されております。施設の老朽化による雨漏りの改善や6人部屋の解消、介護保険法に基づく入居室の床面積の改善などを主旨として、改築に伴う議会特別委員会も平成14年10月に設置され、確か水上委員長だったですね、特別委員長、今年1月までに6回の特別委員会が開催されております。特別委員会としてのまとめは、県との協議も終え、早急に改築することで可決したところであります。つまごめ荘についても進捗状況についてお伺いをいたします。

また、市長の元気な高齢者向け住宅を計画し、医療と福祉の均衡の取れたまちづくりを目指しますと公約されております。高齢者の住宅建設計画とはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、組織の見直しと人事について質問申し上げます。合併以来3ヵ月が経過したところであります。課ごとにばらつきがあって、今でも非常に忙しい課があって、9時、10時まで残業が続いていると聞いておりますが、5月までの実績で管理職以外の職員1人当たりの残業が多い課をですね、上から5課ほど挙げていただきたい。また、1人当たりの平均残業時間は何時間になっているか、お尋ねをいたします。

それから、合併により全協等で確認された総合支所制でのスタートですが、旭志、泗水、七城については本庁建設までは必要だと思っております。菊池の総合支所の場合、何もですね、支所を置かなくても今までどおり本庁で処理してよいか。また、本庁と一緒にすれば人数も増強され、課も充実できるのではないかと、そう思うところであります。現在の菊池の総合支所をどのように認識しておられるのか、お伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたしたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。東議員のご質問にお答えをしたいと思っております。一部、昨日お答えをいたしました限部議員の内容と重複する部分がございますけれども、ご了承いただきたいと思っております。4点ございます。1点目からお答えを申し上げたいと思っております。

合併後の本市農林業の現状につきましては、九州農政局菊池統計情報センターの資料によりますと、農家数は3,047戸、うち専業農家数が849戸であります。平成7年から比較しますと約8%減少をいたしております。農業産出額につきましては、乳用牛、肉用牛、養豚をはじめとした畜産部門の産出額が合計185億3,000万円で、県内1位であります。米、野菜等をはじめとした耕種部門の産出額は合計102億円で、県内6位のところでございます。総農業産出額は288億1,000万円となっており、県内1位の産出額を誇る市となっております。生産農業所得につきましては91億3,000万円で、県内3位でございます。一定の所得が確保されているものと考えております。林業関係では、県の林務水産部の林業統計によりますと、本市の林家は農家林家506戸、非農家林家178戸となっており、林野面積が1万5,335haであります。林業生産額は約3億5,000万円となっております。民有林面積の1万2,766haに占めるスギ植林面積は5,925haで、民有林に占める割合は46%です。また、ヒノキ植林面積は2,147haで、17%の割合でございます。本市民有林の約63%をスギ、ヒノキが占めている状況にあります。

2点目でございますけれども、地域産材の利用状況につきましては、木材流通対策関係に係る木造公共施設整備事業としまして、平成13年度に戸崎地区コミュニティセンター、七城木のふれあい館、七城新村コミュニティセンター、平成14年度には旭志小原ほたる交流館、平成15年度には七城野外交流ホール、平成16年度には菊池ふれあい交流センター、七城ふれあい交流施設などの建設に地域産材が利用されている状況にあります。また文教施設では、平成13年度に旭志小学校、平成16年度には菊池北中学校校舎木造2階建てが落成しております。今後も森林、林業、産業関係者が一体となり、菊池地域木材需要拡大推進協議会の合意形成を図りながら、森林の整備や木材の安定供給、加工及び流通体制の整備を推進していきたいと考えております。

次に、3点目でございます。中山間地域等直接支払制度につきましては、平成12年度から平成16年度まで5年間実施されてまいりました。平成16年度の実

績としましては、旧菊池市、七城町、旭志村で取り組みがなされ、旧菊池市で72協定、旧七城町で10協定、旧旭志村で15の協定、合計97の集落協定が締結がなされております。総額2億3,900万円の交付金によりまして、農業生産活動等の維持を通じて、多面的機能の確保が推進されてまいりました。本制度の実施によりまして、集落の話し合いの活性化、活発化や将来に向けた農業生産活動等の継続の動きも見られることから、活発化した集落の動きをより充実させ、中山間地域等における多面的機能の維持増進を一層図り、自立かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に前向きに取り組む等を推進するため、今年度、平成17年度よりさらに5ヵ年間、平成21年度まで継続実施されることになりました。旧七城町については、過疎の経過措置期間が平成16年度で終了いたしますので、地域要件に該当しなくなりました。新制度については、集落協定策定の考え方としては、その活動は原則として共同取り組み活動として実施することとし、5年間の具体的な活動、工程等を協定に記述すること、農業生産活動の体制整備に関する一定の要件を満たす協定と、その要件を満たさない協定との間で交付単価に段階を設定すること、また、より積極的な取り組みを行う協定には単価の加算措置を講ずること。さらに、自立かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた活動の強化と合わせて、それらの活動に供する交付金の活用方法、目的や内容等についても明らかにすることなどが主な改正の内容となっております。このような国の施策に即し、旧制度の締結された集落協定を中心に、中山間地域における農業生産活動の維持を通じて、農地の荒廃防止、将来的な集落営農の推進を本制度により地域と一体となって進めてまいりたいと考えております。また、菊池東部地区中山間地域総合整備事業については、県営事業の広域連携型として、旧菊池市、旧旭志村で申請し、平成16年度に事業採択を受けました。農業生産基盤の整備に加え、これらを支える農村の生活環境の整備を図ることを目指すものであります。平成16年度は事業費8,000万円で旧旭志村の営農飲雑用水施設整備事業1ヵ所と、平成17年度以降実施予定の測量試験等を実施しております。平成22年度までに農業用排水施設整備事業を6ヵ所、約3,200m、灌漑施設を1地区6ha、ほ場整備事業を6地区約4.9ha、暗渠排水事業を2ヵ所2.5ha、営農飲雑用水施設整備事業を2ヵ所、受益戸数が63戸でございますけれども、環境管理施設として堆肥製造施設を6ヵ所建設し、総事業費は16億3,400万円を予定しております。17年度、平成17年度事業としましては事業費2億5,000万円を予定しておりまして、事業内容は補助整備を1地区約7ha、用排水路施設2ヵ所約900m、暗渠排水施設2ヵ所2.5ha、その他、平成18年度以降実施予定の測量試験等を予定しているところでございます。

最後に、次に堆肥舎等の取り組みでございますが、平成17年度5月18日現在、菊池市の畜産農家総数が580戸でございます。うち法対象農家、規定では飼養頭数規模が牛、馬は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上の農家ということでございまして、493戸あります。整備済農家が481戸で、未整備農家が12戸ございます。未整備農家12戸については、本年度中、国・県の補助事業及び市の単独事業及び畜産環境リース事業で堆肥舎を建設する予定になっております。市の堆肥舎等への単独補助につきましては、平成17年度予算に補助金544万円を計上いたしております。合併協議におきまして畜産環境保全施設、簡易堆肥舎等の市町村単独事業につきましては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただしこの事業対象は平成16年度事業に申請したものに限り、との調整がなされておりましたので、補助の要件や上限は旧市町村ごとに差異があります。上限額は、旧菊池市、泗水町が100万円、旧旭志村が72万円で、七城町は希望がございません。耕畜連携につきましては、畜産農家より生産される堆肥を耕種農家に利用していただくよう農業関係団体や地域振興局と連携し、管内外流通を促進しているところでございます。また、口蹄疫が発生した中国からの稲わら輸入が禁止されている中、安心安全な国産稲わらの確保が重要になりますので、今後とも耕畜連携を強めてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） おはようございます。

高齢化率、介護保険の認定者数についてお答えいたします。菊池市の高齢化率につきましては、平成17年3月31日現在の住民基本台帳によりますと、旧菊池市では人口2万7,061人中、65歳以上の人口が7,269人で、高齢化率は26.9%です。同様に、旧七城町では人口5,925人中1,625人で、27.9%。旧旭志村では人口5,390人中1,519人で、28.2%。旧泗水町では人口1万4,412人中3,018人で、20.9%となっております。新市全体では人口5万2,788人のうちで65歳以上の人口が1万3,458人、高齢化率は25.5%となっております。介護保険の認定者数につきましては、平成17年3月31日現在で旧菊池市が1,255人、旧七城町が288人、旧旭志村が225人、旧泗水町が495人でございます。新市全体といたしましては2,263人が認定を受けています。内訳といたしましては、要支援が409人に、要介護1が682人、要介護2が328人、要介護3が307人、要介護4が282人、要介護5が255人という状況であります。

次に、福祉サービスの取り組みについてお答えいたします。介護保険認定を受けられた方々は個々の状態にあった計画により、介護給付サービスを受けることとなります。介護保険認定者の要支援と要介護1の人たちのサービス内容につきましては、法におきまして16項目の居宅介護サービス内容が決まっております。本市における利用状況としましては、通所介護が要支援で138件、要介護1が214件、訪問介護が要支援で116件、要介護1が205件と最も多く、続いて福祉用具貸与、通所リハビリテーションの順となっております。また、介護保険対象外のサービスにつきましては、合併協議会の協議に基づき介護予防、地域支え合い事業として18項目の事業を取り扱っております。主な事業につきまして概要を申し上げますと、生きがい活動支援通所事業として、ふれあいサロン、ふれあいデイ、ふれあい喫茶を実施しております。平成16年度におきまして、ふれあいサロンが862回の実施で利用者人員が延べ1万1,365人、ふれあい喫茶が241回の実施で延べ5,172人、ふれあいデイが100回の実施で2,322人の方々が利用されております。また、一人暮らしの高齢者世帯などに災害など緊急時に利用できる緊急通報システムとして、現在522人の方々にご利用いただいておりますし、食の自立支援事業として食生活の改善と健康増進並びに安否確認を兼ねた配食サービスを行っております。その利用状況は、平成16年度においては登録者123人、2万3,124食を行っております。いずれの事業も利用者数は伸びておりますが、今後も介護予防、地域支え合い事業を積極的に推進してまいります。

次に、福祉施設の充実の中での老人福祉センターの建設の状況ということでお答えいたします。老人福祉センターの建設につきましてであります。旧菊池市において、平成13年度から老人クラブ連合会の改築要望に始まり、平成14年度、15年度の内部検討を経まして、平成16年度に各種委員により建設検討委員会が開催されて、老人福祉センター基本構想、基本設計が策定されております。新市の建設計画にも計上されているところであります。これまでの経過を踏まえ、報告書に基づき関係者のご理解をいただき、早期着工を目指したいというふうに考えております。

それから、同じ福祉施設で特別養護老人ホームのつまごめ荘の改築問題でございます。これにつきましては、先ほど議員もからもありましたように、築後30年を経過しております。これは菊池広域行政事務組合の施設として開設されておるものでございまして、施設の老朽化等による入居者の方々の居住環境を危惧しているところであり、早急な改善が望まれる状況であります。市といたしましても改善するという事で組合より引き継いでおりますので、県におきましても平成17年度施設生活環境改善計画に盛り込み、国へ地域・福祉空間整備等交付金の申請を提出し

ております。現在、国・県からの内示を待っている状況であります。事業内容といたしましては、入居者の尊厳を重視した個室化のユニットケアを目指す施設を計画し、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り2階建てを現在地に建て替えを予定しております。事業期間につきましては、平成17年度から19年度の3カ年を計画しております。今後早急に議員の皆様とご協議をいたし、予算計上をお願いし、早期完了を目指し事業推進したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。先ほど農林関係の中の木材の利用というのもありましたけれども、木材の利用につきましても設計の範囲内でやりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） お答えいたします。

高齢者向けの住宅計画につきましては、高齢者社会を迎え、今後ますます高齢者が増えることが予想されますので、それぞれの旧4市町村におきまして公営住宅ストック総合利用計画を策定しておりまして、高齢者対策として高齢者等の皆様安心して住み続けられるよう、公営住宅のバリアフリー化の整備を年次計画によって取り組んでまいっております。新市におきましても、今後建設する公営住宅はもとより、既存の公営住宅につきましても高齢者向けに床の段差解消や手すり等の設置等により高齢者にやさしい公営住宅の整備に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 新市発足後の組織機構の問題につきましては、新市発足後の事務量の増加等によりまして、複数の課におきまして連夜の残業を余儀なくされている状況下でございます。特に総務部財政課、税務課、水道局、会計課、市民部福祉課などにおきましては、5月の実績で見ますと1人平均60から30時間程度の残業があっている状況でございます。また、その他の課におきましても、遅くまで残業をやっていただいておりますというのが現状でございます。この状態が新市発足に伴う一時的なものなのか、今が業務が忙しい時期に当たっているからなのか、また根本的な問題に起因しているもののかなどを慎重に分析、精査しなければならないと考えております。その中で、現実的に住民サービスの低下を招いているところや職員の健康問題になっているところがあれば、できる限り早い時期に柔軟な対応をしていく必要があると考えております。

次に、菊池総合支所についてでございますが、総合支所方式は合併協議会におけ



る決定事項であり、協議第39号において確認された新市における事務機構及び組織の整備方針に基づき、菊池、七城、旭志、泗水の総合支所として整備されたところでございます。このような経過を踏まえ、本年3月22日に新市が発足し早3ヵ月を迎えましたが、そのような中、市民や関係団体の一部から組織機構や菊池総合支所のあり方についての意見等があるのも現実として受け止めております。基本的には、合併協議への決定事項を尊重していくものでありますが、今後合併の効果を最大限に生かすためにも、市民の声に基づく状況などにつきましては冷静に受け止めるとともに、改善すべきところや不十分なところがあれば見直していきたいと考えており、本庁、総合支所、それぞれのさらなる機能充実と市民サービスの向上を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 東政孝君。

[ 登壇 ]

（東 政孝君） 再質問を申し上げます。

スギ、ヒノキの利用拡大については、菊池地域木材需要拡大促進協議会という組織もあるということですが、森林林業関係者一体となり推進していただきたいと思います。高齢化など現実にあるわけですが、木材の断熱性、吸水性に優れていることや、また湿度の調整作用、ダニの繁殖を抑制するなど、多くの長所を持っていると言われております。昨年11月には広域の組合議会の方からも名古屋の特老の研修に行きましたが、約26億円という事業費の中で非常に木のぬくもりということで、スギ、ヒノキをふんだんに利用されておりました。特に健康面からも非常にいいということで、そういう意味からしても地域産材の利用拡大を図ってもらいたいと思いますが、市長のご見解を賜りたいと思います。

それから、集落営農の取り組みについてであります。農林振興課として17年度以降に計画があるならばお示しを願いたいと思います。

それから、介護福祉サービスに取り組み状況であります。新市としての菊池市保健福祉計画及び介護保険事業計画等の作成があるならばお示しを願いたいと思います。

それから、介護保険法の改正に伴いまして、今年の、来年から導入されます筋力の向上トレーニング等など、昨日一昨日の新聞でしたかね、松橋の美里町でも導入されておりましたが、市においても介護予防の観点から筋力トレーニング等や温泉を活用した介護予防事業を計画する予定があるか、ないか、お伺いをいたします。

それから、老人福祉センター建設予定地につきましては、旧菊池市議会の方に合併前の確か3月上旬だったと思いますが、全協で説明を受け、また5月の文厚の現

在の常任委員会にも執行部より説明を受けたところであります。まず候補地については何ヵ所か検討したが、最終的には菊池駅プラザ周辺が適地ではないかと、そういう説明があったところであります。予定地の敷地も十分あるし、温泉を掘るにしても制限も受けない。そして、その上に下町、中町、切明、中央通り約319戸あるそうでございますが、地区の公民館もない状態が続いているということでもあります。ただ問題は、地価代であります。執行部の説明では路線価からすれば坪の約15万円ということですが、今の時代だからですね、半値か3分の1ぐらいで交渉してもらいたい。また相手側からも話に応じてよいということであれば、早急に交渉してもらい、早期着工を目指していただきたいと思うわけですが、これも市長のご見解を賜りたいと思います。

それから、残業時間が5月の実績で30時間から60時間ということの説明でありましたが、非常にですね、そういう残業の多いことで体調を壊して休まれた職員もおるといような状態が続いていると聞いております。平準化のためにも、早急に着手しなければならないと思うところでありますが、あるとすればいつごろを考えておられるか、お伺いをいたします。

また、菊池総合支所については、市民からの意見などもあり、現実として受け止めているということであれば、早急に検討していただきたいと思うところであります。菊池の総合支所については、市民からだけではなく、職員の方からですね、何人からともなく、もう必要ではなかですよというようなことでありまして、そういうことも踏まえて、早急に検討をしていただきたいと思います。

それから、経済部の中に林務課及び畜産課の創設をぜひお願いしたいと思うわけでありまして。林務の方についてもいろいろ仕事量も多いし、また森林組合の方からもぜひそのような要望が上がっているということでもあります。また畜産の方についても、先ほど産出額については県内の1位ということでもありますし、特にですね、この3年から4年間の間にBSE問題から、また口蹄疫、鳥インフルエンザなどが発生しておりますが、非常に大変な事態が起きておるわけでありまして。ぜひ林務課と畜産課の課の設置を創設していただきたいと思うわけでありまして。

人事について申し上げますが、合併により組織の再編と人事異動が行われたところでありますが、人事について申し上げますが、合併より4役所の職員が対等合併という大義名分の中で行われた結果、年齢に関係なく係長以上の管理職においてはらつきが起きているということですが、実態をどのように認識しておられるか、お伺いをいたします。確かに現在では年功より能力による人事評価が叫ばれている昨今ではありますが、しかし地方の都市では大まかにはですね、年功序列でできていたと思っております。高校を卒業して入る人も大学卒の場合は4年遅れて入所

されるわけでありますが、ほとんどはですね、入った年齢については一緒ではなかったか、そういう思うわけでありまして。今回の合併により、能力を評価することが困難であり、比較できなかったのではないかと。であるならば、今回のような合併に伴う人事は年功を無視した昇格がなされているという事実であったのではないかと。聞くところによると、ある課では係長以上で課長が一番若く、係長が一番年上のところもあると聞いております。共にですね、能力に違いは考えないと思いますが、このように年齢が逆転している背景には、駆け込み的な昇格人事があったのではないかと、疑いたくなるところでもあります。現役の多くの職員は高い執務能力を備え持っておりますし、今回の人事については特に年齢を重視すべきだったのではないかと、そう思うものであり、全くその均衡が取れていないのが実態であります。職場の環境づくりからも非常に大事ではないかと考えておりますが、今回の人事は何を基準にされたか、人事の総括をどのように執られておられるのか、お伺いをいたします。合併により最初から何でも100%とは行きませんが、このような人事の影響を長引かせないためにも、早急に手を付けるべきではないかと。今回の人事に対し、職員の思いをですね、把握する必要があると思われるのではないかと。そのためには、ぜひ職員に対してアンケート調査を行うべきと考えております。早急にアンケート調査は絶対実施されるように強く要望し、また結果についても時期を見て報告願いたいと思っておりますが、どのように考えておられるか、お伺いをいたします。答弁はですね、ほとんどありませんが、文書でも一応答弁は書いてください。また、次の機会に質問したいと思っております。あと残り2分ですから、市長、何かご答弁をよろしく申し上げます。まとめて。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 私の方に対するお尋ねの分だけお答えさせていただきたいと思っております。

まず、老人福祉センターの早期着工についてどう考えるのか、あるいはまた着工をとということであったかと思っておりますが、ご案内のとおり、旧菊池市の議会にご相談申し上げまして、全員協議会で検討していただきましたけれども、この新市になってからということでの新しい市の中で議論をさせていただくということになったわけでありまして。本来、旧市におきましてはこの新市の予算計上するということでご相談申し上げた経過はご案内のとおりでございます。また、地場材の、地域産材の使用についてはご承知のとおり、私が就任しましてから戸崎小学校の戸崎の公民館、あるいはまた菊ノ池児童育成クラブ、また北小学校、袈裟尾のふれあいセンター、すべてオール菊池市材でやりました。その1つに、菊池市の市有林を伐採する

ということの行為を行いましたけども、そのときいろいろと議論が分かれたわけですが、菊池市の材を使うということは、今は独禁法といいましょうか、あるいはまた外国との貿易摩擦の関係がありまして、ガットの関係があります。ですからなかなか難しいものであるために、菊池市の市有林を切って、この市有林と同等以上のものを使ってほしいと、そういったことをするためにあのとき市有林の伐採を実はお願いしたところでありました。今後も引き続き、ぜひひとつ公共施設、そしてまた民間の方々にもご理解いただきながら、地産地消を森林の中から、林業の中から進めていくということを施政方針でも申し上げましたとおり、進めてまいります。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市長、質問の時間が45分となりましたので、発言を中止します。

次に、川口良郎君。

[ 登壇 ]

（川口良郎君） 45分ということですが、それを過ぎますと12時を過ぎますので、12時までには止めますので、もう1人おつきあいいただきたいというふうに思います。

今、東議員がご質問された中で一部重複するところがありますが、またその中で総務部長がご答弁されたのが、恐らくそのまま返ってくるんじゃないかなという感じも受けておりますけれども、通告しておりますので質問をさせていただきます。

平成の大合併によりまして4市町村が合併し、新菊池市が誕生し、また先の市長選挙によりまして福村市長が誕生いたしました。これから、まさしく未曾有の荒波に向かったの船出であります。市長におかれましては、この4年間健康に十分注意をされ、公約実現に向けて賢明な住民のニーズに沿った舵取りをお願いをしておきたいというふうに思います。新菊池市のスタートにあたり、今最も重要なのは住民の付託に応える市執行部体制の構築であろうと思っております。人、物、金、情報を一手に集め、活用できる執行部の活性化、つまり現代に適用した事務機構及び組織の構築と、その中で仕事をする職員のやる気を引き出すための人事評価の方法の確立であろうと思っております。今回は、この2点について質問をさせていただきます。先ほど申し上げました未曾有の荒波と、地方分権、少子高齢化、経済の停滞及びグローバル化に伴う税収の減少、雇用環境の変化、農林業の衰退、福祉対策、国保、介護関係の悪化、住民ニーズの多様化等々、枚挙に暇がないほどであります。これらは未だかつて経験したことのない前例踏襲主義では解決できない行政課題であり、国が有効な方向を示させない中、現場の市町村としては柔軟な発想を發揮

し、市執行部、議会、住民が協力、創意工夫し解決していかなければならないと思います。特に新菊池市構築のため、年間435億円もの資金を投入し、610名の人材を要し、いち早く市内及び行政情報を入手でき、かつ新菊池市構築の核として機能しなければならない新執行部の、現代に適用した体制整備が必要不可欠と思います。事務機構及び組織につきましては、合併協議で次のとおり決定しております。1、市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構、2、市民の声を適正に反映することができる組織機構、3、各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構、4、指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明解な組織機構を基本といたしまして、住民サービスの維持向上を図るよう、1つとして新本庁舎が機能するまでは総合方式、2、新本庁舎が完成後は本庁方式と決定しております。が、本庁方式の場合の支所の業務内容範囲はどうなるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。現在、総合支所方式として老人ホーム、保育園等に勤務されておられる職員の方は除きますが、総合支所方式として470名の職員中、298名、63%が本庁、172名、37%が総合支所に配置されておられますが、本庁方式の場合の職員の配置割合はどうなりますか。ご答弁をお願いいたします。合併し、体制が確立していない流動的な時期は、本庁に権限を一極集中させ、体制を早期に確立するためには有効ですが、本庁舎建設時は内部的には体制も確立しますので、むしろ住民のニーズを入手しやすく、また住民も足の運びやすい、精算性の上がる現場の総合支所を充実させるべきではないですか。そのためには、総合支所への職員の増員、自由に使える裁量予算化、権限の移譲、各地域の住民ニーズの把握の責任体制の確立、市長への意見具申体制の確立、また不正時の一罰百戒体制の確立等が必要と思われる。新庁舎建設時までに住民サービスの維持向上を図れる事務機構及び組織とはどんな体制か、どんな体制が適正か、再度検討される考えはありませんか、ご答弁をお願いいたします。

次に、施政方針の中からご質問をさせていただきます。施政方針の中にはあまり人事のことについては表明されておられません。ただその中に、市長はどのように表明をされている部分があります。新菊池市の総合計画の欄で、総合計画における新たな取り組みとして、市民に対し行政運営及びその経過をよりわかりやすく知っていただくため、基本計画の中で目標をできるだけ数値化し、成果主義の導入と職員の意識改革を図り、施策の透明性に努めますとあります。この中で目標の数値化、成果の導入、職員の意識改革という分野の中で、まずこの目標の数値化の範囲、どこまで行かれるのか。先日、新聞報道で観光客の入り込み数、あるいは男女共同参画率ということはおっしゃってました。これは除いていただいて結構です。数値化の範囲をどこまで行かれるのか、ご答弁をお願いします。次に、成果主義、

いわゆる成果が出た場合にそれをどの範囲まで利用されるのか、ご答弁をお願いいたします。3つ目に、成果を人事評価に利用されるのか、これについてもご答弁をお願いいたします。新市になり、当然人事評価制度について検討されると思いますが、国も地方公務員に能力等級制の導入を考えているようでありますし、一部の地方自治体ではユニークな人事制度を試しております。本市におきましても、ぜひとも各職員に目標を設定させ、その目標に積極的に挑戦するやる気のある職員が登用される能力、実力主義を採用していただきたいと思いますが、そういうお考えはございませんか、ご答弁をお願いいたします。

以上をもちまして、最初の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 合併に伴いますところの住民サービスの維持向上の支障についてでございますけども、議員お触れになりましたように合併協議第39号におきまして、本庁及び支所の機能並びに事務分担の基本方針が確認されております。新庁舎が建設され機能するまでの間は、総合支所方式でいくことが決定されております。その基本方針では、本庁・支所の機能及び地理的事情及び住民サービス等に十分配慮することを基本に、本庁は総務、企画、財政など管理部門、住民、福祉、環境などの住民サービス部門及び議会、教育委員会、農業委員会などの事務局を配置し、新市全体に係る政策、施策の企画立案、総合的な調整・管理事務を所掌しております。また支所は新庁舎が機能するまでの間は総合支所とし、本庁でもっぱら所掌する事務を除き、合併前の旧市町村の区域を所管区域として住民サービスを提供する総合行政機関として位置づけられております。なお、新庁舎完成後は総合支所は支所に移行するものとし、支所の機能及び事務につきましては合併の効果及び職員の定員適正化計画等を勘案しながら、新市で検討することになっております。合併の効果을最大限に活かすためには、本庁及び総合支所の共通認識による機能充実が必要不可欠であります。双方に認識のずれがあったり、事務・事業の積み上げが不十分だったりして住民サービスの維持向上に支障をきたすようなことがあれば、早急に関係部、課において調整していく必要があると考えております。合併の効果을最大限に活かすためには、本庁及び総合支所双方の機能充実が必要不可欠であります。そのためには、本庁及び支所の機能及び事務分担の基本方針を踏まえつつ、本庁・支所の双方がその役割を果たしていけるような組織づくりが必要であると考えております。その中において、組織の運営にかかわり改善すべきところや不十分なところがあれば見直していきたいと考えております。今後は、十分に慎重に状況を見極めていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、施政方針についてでございますけれども、今回の総合計画策定につきましては、新市建設計画に基づき策定するものでございますが、基本計画につきましては各種施策をより具体的なものとしてお示しすることとしております。その中で、施策の成果及び目標につきましては、市民の視点に立った成果重視の行政運営を目指し、住民の満足度の向上と行政の説明責任を果たすため、基本計画で掲げる各主要施策の中で5年後の目標を設定できる主要事業について可能な限りこれを数値で表し、行政活動の成果をよりわかりやすく市民の皆様にお示ししたいと考えております。数値化につきましては、今後適切な指標を検討することとなりますが、例えば指数で表す何%であったり、施設の数で表す何個であったり、延長で表す何mであったりするかと思えます。また成果主義を円滑に機能させる手段といたしまして、行政評価システムを導入及びその定着化を図ることとしております。新市の新たな取り組みといたしまして、目標設定の数値化は市民と行政との協働の確立、職員の意識改革や透明性の高い市政運営、行政における生産性の向上など、市民サービスの向上に結びつくものと考えております。

次に、成果の人事評価への利用につきましては、総合計画の実施における成果を直接人事評価にリンクさせることは予定しておりませんが、成果主義による行政運営を推進する上で、何らかの形で人事評価に反映させるシステムの導入が必要であると考えております。

次に、人事評価能力についてでございますけれども、3月22日の合併以来3ヶ月が経過しまして、各部署により事務事業の執行にあたっては、様々な困難な問題が山積しておられるのも事実でございます。しかし、現状は限られた資源の中で多様な価値の追及など、極めて厳しい状況におかれております。このような中で、従来の公務員の制度においては職員の能力や成果を適切に評価し、その結果を任用等に活用する仕組みが不十分であることや、採用年次等を重視した硬直的な年功序列的任用などが見られてきました。また、政策立案能力に対する信頼の低下、サービス意識の欠如など、様々な厳しい指摘がなされております。しかしながら、人事評価につきましては旧市町村の中でも温度差があり、どの市町村も完全に実施できていないのが現状でございます。このような現状を考えると、評価の導入は必要であろうと認識は持つものの、実施におきましては十分な協議、精査など、いろいろの手順が必要であるとともに、人が人を評価するものであることから、評価される者がいかに納得して信頼性を置くことができるシステムであるか、その納得性、透明性を確保するために、評価基準や評価の実施方法は大変重要なことであると考えております。このような中で、本年度は職員の共通認識を図るために研修を実施し、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 川口良郎君。

[ 登壇 ]

（川口良郎君） 再質問をさせていただきます。

今、総務部長の方からご回答があったわけですが、まず本庁方式の場合の支所というのはどういう形になっていくのか。それから、職員の配置割合というのはこれから新市で検討されるということであったと思いますが、実はですね、合併協議の中で平成16年の1月ですか、第4回の新市事務所の位置選定小委員会のところで、実はこういう形に既定してあるんですね。総合支所と支所と出張所というのがある、新市事務所の位置、候補選定についての考え方ということがありまして、支所というのはどういうのかということですが、各部局の窓口的業務までを執る事務所となっております。窓口、各部局の窓口的業務ということは、組織的な関係からいくと、各部局の出先ですかということです。そうなるのかなということを私考えています。ということは、今、確か泗水町で47名、菊池総合支所もっと多いのかな、居ると思いますけども、今、総務部長がご答弁された中で、各支所にもそれぞれいろんな課がまだ現状あります。総務振興課だとか、民生課だとか、産業振興ですね、それから建設課というのもあるわけですが、本庁方式の場合の支所というのは各部局の窓口的業務を執る事務所ということは、現状の総合支所の職員をもっと本庁へ集めるよということじゃないんでしょうか。ですから、例えばそれが1点ですね。もっと本庁へ集めるということじゃないのか、これが1点です。それからもう1点は、組織的から考えたときに、各部局の窓口ということは、そこは総合支所という1つの組織じゃなくて、例えば建設課は建設部の窓口がそれぞれ4つの支所にいるよと、こういうシステムなんじゃないでしょうか。これが2つ目です。そうなりますとね、果たして今申し上げた、私当初申し上げた職員数の配置割合、63%と37%と申し上げましたが、これがもっと本所の割合が大きくなって支所が少なくなってくると、こういうことだろうと思うんですね。窓口的業務ということになれば、当然単純な申請書、証明書、発行しかやらないよということだろうと思うんですよ。果たしてそういう状況になったときに、住民の方がその支所に来られて、いろんな相談をしたときに、支所の担当者の方々は意思決定できませんから、常に本所に相談をせざるを得ないと。本所に権限と財源と集まっていますから、本所に伺いを掛けない限り返事はできないという状態になるのではないかというふうに思っております。恐らくこれから検討されるということなんじゃないかというふうには懸念をしております。今、社会というのは民間も、あるいは国もそうですが、先ほ



ど申し上げたとおり、非常に社会が流動的なときというのは権限と財源を一極集中させて、一下命令のもとに北海道から沖縄まで一律の目標のためにやらせるというような時代は非常に一極集中というのは有効なんです。ところが、生活がある程度レベルが上がってきますと、住民の方々のニーズが多様化してきますので、それを1カ所に集めた場合に、本当に住民の方々のニーズが吸い上げきるか、私は難しいんじゃないかなと思っています。そのために、国が地方分権に出たと、やるよという考えの1つになっているんじゃないかなというふうに思っております。ですから、なぜ新庁舎を建てるまでにとということをお話ししたかということ、ある程度新庁舎を建てるまでにそれを検討していただければ、ある程度内部的な事務体制は固まるはずで、その後で、本当に新庁舎が建った後、一極集中がいいのか、ある程度支所に権限を与えて、総合支所の範囲である程度ここまではやってもらおうという形がいいのか、それを検討していただけませんかと、もう一度。そういうご質問であります。これが1点目です。

それからもう1つはですね、人事評価のことに关しましては、非常に難しいというお話で、泗水町のときにもこれ聞きました。皆さん必要だとはおっしゃるんですよ。ところが現実的には難しいとおっしゃるんです。私は公務員ではありません、民間企業で育った人間ですから、公務員のこの組織というのがどうなっているのか、内部がどうなっているのかよくわかりませんから、一概に一つ一つ細かくお話はできませんけど、同じ人間の集団である民間ができて公務員が何でできないんだろうと、不思議でたまらないんです。それともう1つは、よく耳にするんですけど、公務員の中にもですね、非常にやる気のあって優秀な方はいるんですよ、いっぱい。ところが、評価されない、評価されなきゃですね、人間やる気出ないですよ。人間が本当に、一人間がやる気が出るのは、人から評価されて、年収が上がって、ある程度の権限が与えられなければ、やる気してこないんです、仕事は。やる気しなきゃ、どんなにいい施策打っても現場で働く職員がやる気ないですから、いい結果が出るはずないです、住民に。いろんな問題とかあるかもしれませんが、やはりですね、ここはですね、ひとつ一歩前進でやってみることが大事じゃないんですか。新しい組織ができて、今から恐らく人事評価関係お詰めになると思うんですよ。話し合いがあるはずで、そのときに1つでも2つでも3つでもいいですから、やはり能力的なものを入れていく、いわゆる職員の方々が本当にやる気が出る要素というものをぜひとも入れていただきたいと。それが一歩前進ですよ。全部一度にはやろうとしてもできはしません。そういうことでやっていただけないか、ご質問をしたいと思っておりますので、総務部長、もう一度ご答弁をお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） お答えをいたします。

まず、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、新庁舎建設後の本庁及び支所のあり方につきましては、合併協議会の中で新庁舎建設後本庁方式とし、総合支所を支所とすると。その際に各支所の機能、役割につきましては住民サービスの維持向上及び合併による効率化に配慮し、新市において調整するという旨の確認がなされております。ご承知のとおりでございます。今後はこの確認を十分尊重をしながら、新庁舎の建設とあわせまして各支所の機能、役割及び事務機構につきまして検討するわけでございますけれども、この際にただいま川口議員ご指摘がございましたこのように確認はされておりますけれども、その細部になる一部集中とか分散とか、そういう部分につきましてもこの中で検討をしながら、それでは新庁舎はどのようなものにするのか、支所はどのようなものにするのか、その構造自体にも影響を及ぼす部分でございますので、当然その組織、人員等を勘案しなければ建設はできませんので、その中で十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、人事評価制度についてでございますけれども、大変必要であるということとはわかっていながら、ただいまご指摘のように難しい部分が多々ございます。しかしながら、今多様化する住民ニーズや私たち公務員に対する住民の皆様の目は大変厳しいものがございます。そのようなことを踏まえまして、人事管理システムの構築はぜひ必要であるということは十分認識をいたしております。そこで、職員の能力や成果を適切に評価いたしまして、職務能力を、それぞれの能力を人事任用や人事育成等に反映させ、また活用していくことは私たちの責務でございます。大変一方ではその姿が望ましい姿であるというふうに理解をしております。国の公務員制度改革に伴いまして、新たな評価制度が地方公共自治体にも要請されております。このことから、今後は新しい人事制度の構築と地方自治を担います多様な人材の確保、また育成、さらには活用等を十分図りながら、能力、業績を重視した制度の構築も必要であるというふうに認識をいたしております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 川口良郎君。

[ 登壇 ]

（川口良郎君） 再々質問をさせていただきます。

まず、事務機構につきましては、これ以上お話ししてもこれからの協議の中でやっていかれるということでもありますから、十分こちらの、私の申し上げたこと、総務部長おわかりいただいているというふうに思っております。また、ぜひともこの

結論を出していただくためには、新庁舎の建設まで、いわゆる新庁舎をどれだけの大きさの建物を建てるかということを決める前までに結論を出して下さい。それに合った新庁舎を建てればよいというふうに私は思っておりますので、ぜひともお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、人事制度につきましては、新しい4市町村が寄って、それぞれ環境の違い、考え方の違い、慣習の違いというものはあるだろうというふうには思いますけれども、やはり先ほども申し上げましたけど、やる気のある方を登用していただく制度にしていだかないと、本当に市役所内ですね、職員の方々の活性化というのはならないだろうというふうに私は思っております。ぜひともその辺のところも含めてお願いをしておきたいというふうに思いますが、もう1つですね、これは後で感想をちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、よければ市長にお願いしたいと思います。コピーを取ってくればよかったんですが、ちょっと準備しておりませんもんですから、ちょっと読ませていただきます。感想だけで結構ですので、ちょっとお聞かせ下さい。今質問した内容に関連することが実は出てまいります。これは、ニューパブリックマネジメントという理論です。市長はパブリックコメントというようなことで旧菊池市からやっておられたようですが、ちょっと名前が似ておりますけども、これはニューパブリックマネジメント論理というやつでして、1980年代から1990年代にかけて、イギリス、あるいはアメリカで体系づけられて、試験的にやって体系づけられた理論なんですけど、どういう理論かと言いますと、簡単に言いますとね、基本原則は顧客主義が1つです。それから成果主義、2つ目、3つ目が現場への権限移譲、それから市場競争原理、これが4つの原理に成り立っているそうであります。内容をちょっとかいつまんで読みますとですね、こういうことが書いてあります。顧客主義というのは、これは行政イコール統治機関という日本の伝統的な考え方と相反しますと。日本人はお上に税金を取られるのは当たり前だと思っております。自分たちが文字通りタックスペアー、いわゆる納税者という意味だろうと思っておりますが、として税金を払って役所をつくり、公務員を雇っているという発想がありません。いわゆるこれからいけば、菊池市役所のオーナーは住民の方々ですよというような考え方だろうと私は思っておりますが、それとですね、そもそも納税という言葉を止めるべきで、年貢を納めるにも通じる市民に愛させる行政などとよく言いますが、中身をよく見ると水戸黄門や大岡越前張りの粋な計らいのことだと勘違いしていたりします。例えば、高齢者や新成人に一律優遇措置やプレゼントをするよりも、新のニーズを生み出し、そこに合った施策を講じることが大切ではないでしょうかということが書いてあります。第2番目にですね、成果主義と。成果主義というのは先ほどもお話ししたと思っております

が、やったことがはっきりわかってくるわけですね。それに対する反省というものが実は出てきます。ただここにですね、最後におもしろいことが書いてあって、こういうことが書いてあります。公務員というのは本来法律尊重主義、いわゆる法律との適合性という考え方を持っています。しかし法令は住民が自分たちの代表者として選んだ議員が議会で作ったはずです。なのに、法令が住民のニーズに反する、ならば法令の方がおかしいのではないかという問題意識を公務員には持ってほしいということを書いています。それから3つ目として、現場の権限移譲、これも先ほど総合支所へ権限を移譲すべきではないかというお話をちょっとさせていただきましたが、この中にですね、こういうことが書いてあります。すべての意思決定を本庁管理部門で司ろうとするわけです。その結果、硬直的な内規がはびこり、いつしか市民に対するサービスが犠牲になるわけです、なりますというふうに書いてあります。いわゆる自分たちだけを守るため、権限移譲しないで一極集中させれば、どうしても人間は自分たちのことだけを考えていこうという傾向にいっちゃうと、こういうことです。権限を移譲すれば、必ず職員の誰かが不正するんじゃないかということも考えるんですよ。ただこれを考えてたらですね、恐らく前に進みません。ですから、先ほど一番最初の質問で一罰百戒制というような考えがありましたよね。ですから、不正のときにはいわゆる厳と、罰すると、皆さん方に戒めとしてやるよという体制も必要だろうと私は思っております。それからもう1つ、競争原理のところですね、こういうことが書いてあります。競争はイノベーションの源泉です。改革の源泉だそうです。私もそう思います。それを否定していれば進歩はありません。また、誰にでも間違いはあります。失敗したら、あるいは間違ったら改めればよく、そこから次へのヒントが芽生えます。こうした柔軟な発想が必要です。競争イコール無駄、失敗イコール悪と考えていては進歩はありません。さらに言えば、一端つくったものを壊すことを想定外、あるいは失敗とする文化を捨てるべきではないでしょうかというような指摘まであります。これを書かれた方はどなたかと言いますと、JR九州の現在の会長さん、この方はJR分割民営化になりましたが、そのときの社長をやられた方です。なおかつ、その後その経験を生かされて、福岡市役所の行政改革に携わっておられます。それを基にして自治体、GNA改革という本を執筆されています。その中にいろんなことを実は書いてあります。やはり市役所で現にそういう改革をやってきておられますので、公的機関の短所、いいところ、よく本に書いておられるなという感心を私は持っております。今、私申し上げましたけれども、こういう形で、すべてがですね、この市役所にすぐに、菊池市役所でできるというものじゃありませんけれども、やはり合併措置がある10年後には、ああよくなったなとみんなが言えるようなやっぱり市にしたいと、み

んながそう思っていると思います。そのためには、住民とタイアップする市役所が核です。どんなに我々がいろんなことを言いましても、市役所の中で働く職員の方と組織がしっかりしてないと前には進みません。今、ちょっとご披露させていただきましても、この点について市長の方から最後に感想をお聞かせいただくならと思います。よろしくをお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 最後のご質問にお答えします。

まず、職員採用の件につきまして触れられましたけども、職員採用につきましてはいくらでもご指摘のようなこと十分配慮してやっておりますけれども。

[ 登壇 ]

（川口良郎君） 部長、私、職員採用なんて言ってませんが、職員採用なんて聞いてませんよ。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） そうですか。失礼いたしました。

[ 登壇 ]

（川口良郎君） いやいや、あのですね、今申し上げた方、今申し上げましたね、これの感想だけ申し上げていただければいいんですよ。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 川口議員の事務機構及び組織のあり方についてというお尋ねでございまして、基本的には先ほど総務部長が答弁申し上げましたとおりであります。新庁舎建設後の本庁及びまた支所のあり方につきましては、これは合併協議会におきまして新庁舎建設後は本庁方式として総合支所を支所とすると。その際、各支所の機能役割については、住民サービスの維持向上並びに合併における効率化を配慮して新市において調整する旨の確認がなされておりまして、質問をお聞きいただきながら、議会の皆様方がそれぞれの旧市町村の議会としてご議論をされたわけでありまして、どのようにご質問を受け止めておられるのかなと実は思ったところでありまして、非常に川口議員がご心配されておりますように、これ新しい庁舎ができた場合に、この総合支所が支所になってしまうと。その支所になることによって、本庁の方にまたさらに人が異動し、職員が異動することによって窓口の業務といたしまし、住民サービスが低下するんじゃないかという、そういったご心配の旨だろうと思います。大変口はばったことではありますが、しかしこれについてはそのことを支所方式とするということになって、本庁方式ですということになっ

ておりますものですから、このような体制を取らざるを得ないと。ただやってみなければわからないという現実がこうありまして、この今現在に仮想した状態で仮本庁舎がこの庁舎に今なっております。ですから、これから本庁舎に移行するまでの間に、この窓口の業務において今の総合支所というものが機能を果たし得ないのかどうなのかと。本庁舎になった場合に、さらに窓口業務を残して本庁舎の方に移行するということが果たしてどうなのかといったことについては、今後の課題ではないのかなと思っております。いずれにいたしましても、今後はこの確認を尊重しながら、新庁舎の検討とあわせながら、各支所の機能、役割及び組織、あるいはまた事務機構につきましても市民の皆様方のご意見等も拝聴しながら、議会、関係団体と協議を進めていきたいと、このように思っております。また施政方針につきましての人事評価を受け入れることについてはどうなのかと、人事評価を入れる考えはないかといったことでございます。地方公共団体におきます人事管理システムの構築につきましては、先ほど総務部長の方が詳しくご説明、ご答弁いただきましたが、非常にこの近年の多様化する住民のニーズや、あるいは公務員に対します厳しい視点だと、こう答弁いたしておりましたけれども、大変厳しい現実があります。そのような中で、職員のそれぞれの個人個人がっております能力、あるいはこれまでの経験、そういったものを踏まえながら、成果を適切に評価をしながら職務能力というものに応じた人事の任用であったり、あるいは育成であったりということをしながらか活用していかなければならないということを考えております。ただ人事評価という場合に、果たして人が人をどう裁くか、あるいはどう評価するか大変難しい問題でありまして、私も過日模擬裁判です、刑事裁判の陪審員になりまして、人を殺人未遂にするのか、強盗事件にするのかといった判断をさせていただきましたが、大変厳しいと思っております。この辺には公平公正を旨としながら評価をして、例えば今評価というのは上司が部下を評価するというのが通例でありますけれども、一部取り入れがなされておりますように、部下が今度は上司を評価するという逆の目で見るとということが上司の方がえこひいきをするのではないかと、あるいはえこひいきをやった場合にはどうなるのかと。1人が10人を評価をするということで、果たして適切に評価できるかという一面もあります。ですから、考え方によっては部下の方が上司を評価する。あるいはまた、この市行政というものについてのサービスを受けておられます利用者でありますこの住民の、市民の皆さんがその中に評価をしていただく中に意見としてこの述べられる機会を設けると。また、一過性のあるこの市役所庁舎を訪れられる皆さん方の中でやっぱり評価というのが時折においてはよくあります。そんなものを何とかこの組み入れることはできないのかということで、視点をバランス良く広めながら、評価というものをすると。そ

してその評価について、本当に適正に評価されているということがされる方もした方も、そう自信を持って言えるようになったときに、その人事の評価というものを現実的なものとして組み込んでいければいいのではないかなと、このように思っております。国の公務員制度の改革に伴いまして、新たな評価制度が地方公共自治体にも要請されていますので、今後は新しいこの人事制度の構築と、また地方自治を担う多様な人材の確保、育成、さらには活用を図りながら能力、そして業績を重視した制度というものを今申し上げましたような形の中で生み出していければなど、このように思っております。なかなか合併直後でありまして、いろんな問題でご不満の点、あるいはまた齟齬（そご）があると思っておりますけれども、これにつきましてもこの後にぜひひとつそういったことで修正をしていきたいと、このように思っております。

それから、数値化のことも先ほどちょっと一部触れられまして、観光の問題とかといったものはいいから、ほかのものにはどんなものを作るんだということですが、例えばやっぱりこの合併という中において、行政区の合併を旧菊池市の方では進めてまいりましたけれども、やはりこの地方自治体の中における基礎となります行政区、これにつきまして、例えばその目標数値を上げたならば何年以内にどのくらいの数にと、あるいは1つの行政区の単位はどのくらいの所帯数、人口を持ってするといった目標を掲げることによって、その到達度というものを示すことも可能ではないかと思えますし、またごみの問題等につきまして環境問題については分別収集はどれだけのものを何%、いつまでを目標にしようとか、あるいは減量化についてはどのくらいダイエットして、1日100グラムを目標にして例えばダイエットしようじゃないかとか、それを何年で目標達成しようじゃないかとかといったものを掲げることによって、数値というものがあって、それが効果になってくれればというふうに思います。この後、そのようなことを数値化できる限り数値化を上げながら、行政として目標に向かって努力をするというのが先刻ご指摘になっておりました諸々の視点においてコストかれこれも含めながら、やっぱり行政は行政としながらニューパブリックマネジメントとご指摘になっておりましたが、成果主義、あるいはまたその市場原理主義というものに積極的にやはり取り組んでいかなければならないということをございまして、示唆に富んだご質問をいただきましたことを改めて厚く感謝お礼申し上げます、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩をします。午後の会議は、午後1時から開会します。お疲れでございました。

休憩 午後零時02分

開議 午後1時00分

-----  
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、葛原勇次郎君。

[ 登壇 ]

（葛原勇次郎君） 葛原でございます。農業関係と新市のことで質問をさせていただきますが、その前に農家におかれましては田植えの時期を迎え、今年は空梅雨というようなことで本当に準備から田植えまで終わられた方、また準備の方と大変お忙しい中に、人の食料の源であります米生産に努力されております農家の方々に心より感謝を申し上げたいと思います。このことによりまして、また通告はしておりませんけれども、非常に空梅雨になりまして今日の新聞あたりにも載っておりますけれども、水の対策協議会等々が今なされているようなことでございますし、通告はしておりませんけれども、菊池の方におきましてはまだ田が植わっとらないというようなこともあるそうでございますので、そのようなことの対策のことも考えていただければありがたいなと、まず思っております。

それでは、まず1点から質問させていただきますが、水田減反についてということで、年度ごとの推移と今後の取り組みについてという通告をしておりました。昨年、何年に始まりこれで転作の推移と主な転作物ということをお聞きしたいと思います。

次に、循環型農業についてと書いておりましたが、循環型農業の取り組みということで、旧菊池市のときに破砕機を市で購入し、堆肥にして土に還元し、土壌維持の改善になり、環境問題によいということで質問した経緯があります。調べてみますと、取り組んでおられます市町村が多いようであります。4月の14日の農業新聞に、剪定枝をチップにします、破砕機の出前好評、福島。冬長く、昨年を上回る利用という見出しで、環境問題から野焼きが困難になり、剪定枝の処分をどのような形であるのかというようなことで、福島県では2台の破砕機を果樹農家に提供し、チップをして後の処理をしたというような経緯が載っておりましたが、この破砕機は農家だけでなく、植木、庭木、街路樹の処理にも役立つので取り組みはいかがなものかというようなことを申し上げた経緯がございます。ところがこれは七城町の方にもう取り入れてあるというようなことでございまして、七城町にあるとするなら、この機械の利用方法を聞きたいというようなことでございまして、福島県におきましての資料は私が取り寄せておりますので参考にして、他の団体との打ち合わせをし、よき方向へ進んでほしいというふうに思っております。



それから、次に新市行政についてと書いておきましたが、東議員も質問されましたのとあまり変わりませんけれども、一応私の方も用意しておりますので一応させていただきますが、旭志、七城、泗水、菊池の4行政の合併により早3ヵ月を過ぎまして、合併の経過につきましては皆様方もご承知のとおりであります。合併により、それぞれに集まった各市町村の職員の方々も一生懸命に頑張っておられますことに、心より敬意を表するわけでございます。そこで組織についてというお尋ねでございしますが、合併協議会の中では本庁方式ということで、現在のような組織が成り立っております。すなわち、本庁があって、それぞれの各支所が形成されている現状であります。確かに本庁を中心にそれぞれ各支所があるのは当然のような気がいたします。しかし本庁である菊池市では、本庁部門と支所部門があるわけで、同じ屋根の下に同じ部局、同じ組織があるということでもありますので、本庁をどこか別の場所に建設した場合には4つの支所をつくるのが当然だと思いますけれども、現菊池市の中では本庁と支所が同居しているのはいかがなものかということでございます。菊池市の場合は支所は必要ないのではないかというようなことのお考えであります。3ヵ月を過ぎましてどのような感じになられているか、お聞きしたいわけでございます。支所をなくすことで、事務所、人員、組織が簡素化にもつながると思いますし、また合併当初で身近な市役所が他の市役所に来たみたいで混乱しているというようなことも耳にいたしまして、改善される考えはないのかということでもあります。

まず、1回目の質問をさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 葛原議員のご質問にお答えをしたいと思います。

1点目でございますけれども、これまでの米の生産調整政策につきましては、昭和45年度の米生産調整対策に始まり、現在の水田農業構造改革まで36年間にわたり実施されております。県平均の転作率でこれまでの推移を見ますと、昭和45年度当初の転作率は10%に満たない率でありました。昭和53年度からの水田利用再編成対策の実施期間中、昭和55年度より20%を超え、昭和62年度からの水田農業確立対策では30%を超える率となり、平成10年度からの緊急生産調整推進対策以降40%を超える転作率で、現在の水田農業構造改革対策に至っております。また、主の転作物では、第1位が飼料用作物であり、以下里芋、ゴボウ、メロンなどの野菜、大豆等の豆類となっております。

2点目の破砕機について、導入についてはどうかということで、いろいろな補助事業の対象機械がございしますが、播種、定植、収穫、調整、防除用の機械と

なっており、破砕機については対象になっておりません。これまで七城町では里山条例関係です、過疎対策事業ということで町の単独で導入をされているということでございます。また旧泗水町ではシルバーの方で導入をされているということで、いずれもシルバー人材センターで利用されている破砕機があります。この機械の今後の利用につきましては、シルバー人材センターの方で管理をされているということでございますので、調整を図り検討していけたらと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 新市における組織機構につきましては、合併協議第39号において確認されましたことに基づきまして、本庁及び総合支所の整備がなされてきたところでございます。このことにつきましては、先の広報きくちでも市民の皆様方に周知をしたところでございますが、まだ新しい組織機構に対する戸惑いも一部において見られているようでございます。市民の皆様が利用しやすくわかりやすい組織機構を確立していくことは、新市における事務機構及び組織の整備方針の基本事項であることから、今後とも合併協議における決定事項を尊重しつつ、それら市民の声に基づく状況等につきましても慎重なる精査と検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[ 登壇 ]

（葛原勇次郎君） ありがとうございます。年度ごとの推移はわかりました。やはり1割から始まった記憶がありますが、もう35年にもなるということは知りませんでした。約7年ごとに10%ずつの推移だそうでございますが、40%を超えるというような答えでございますが、市町村間での割合が少し違うからこのような答えだと思いますが、私の場合はもっと多いと思います。約半分近くの減反することになるわけですが、減反し転作できる条件の水田をお持ちの方たちはよいのでありますが、そうでないところがあるわけございまして、今までは旧菊池市においては減反目標ができなかった分は他町村とのすり合わせで県に対するクリアはできていたと聞いております。今度合併して大きくなり、全体が収まっているとは思いますが、いかななものかということでございます。私の思いますに、今は区ごとに調整されていますが、行政の仕事の関係で区ごとの調整をされているように思えてなりません。先日の隈部議員の方からも言われましたが、地域間の調整ができれば一番よいのでございますけれども、今後の進め方としては減反が始まり、10%から

35年を経て40%を超えるようなことになり、減反に対する考えも大変変わったように感じいたします。希望を取ってみる必要があると思います。なぜなら、農業体系がだいぶ変わりつつありますし、大きくなった新市には転作ができる条件とそうでない条件があると思いますし、アンケートを取る必要があると思います。また、米をつくりたいという意欲があればよいのですが、田舎は荒れ地が目立ち、調整とアンケートのことを聞きたいと思います。

それからまた、破碎機のことでお答えいただきましたが、剪定枝の破碎機については補助事業の対象にはなっていませんが、これまで旧七城町と泗水町で導入されているというようなことで今答弁されましたが、さすが旧七城、旧泗水、いち早く農業と環境問題に取り組んでおられます。大変素晴らしいことと思います。足並みを揃える意味で私が提出しておりました資料を検討していただきまして、全支部で利用できるように、また団体でもいいし、それから組合組織でもいいですから、購入の方向へ進めてほしいと思うわけでございます。果樹生産農家の全国大会が6月の14、15、16、17であっておりますが、そのときの資料もまた提出したいと部会の方から言っておりますので、そういうようなことで検討していただきたいと思います。これは答えがされればお答えしていただきたいと思ひますし、私の方から強く要望しておきたいと思ひます。これは、できるまで何回でも質問はさせていただきますと思ひます。

次に、行政組織のことでございますが、いろいろお答えいただきましたが、これも東議員の方から質問されましたが、端から見ればよくわかることでありまして、本庁部門と支所部門があるために職員間での本庁部門におる人がエリート意識を持ったり、支所におる人が気分を悪くしたり、職員同士がぎくしゃくしてはいないかというような話も耳にいたしますし、また4つの行政の職員の集まりでございますし、年齢的な役職の役付けというのがバランスを失っているようなこともあるのではないかというようなことでありますし、合併して損をしたというような話も聞かないわけでもありませんし、その辺の調整なり是正などを考えておられるのかお尋ねをいたします。

それからもう1点は、観光課の場所のことではありますが、今経済部の観光課は公民館の1階に移っておりますが、菊池市は観光と農業が目玉でありますし、中心であると常々思っております。観光客により多く来てもらうのは大きな目標であると思ひますので、観光は外来者への対応、菊池のことをよく知ってもらうことが顔の部分でもあると思ひますので、そういった意味から従来の市役所の本庁の玄関の横にあるのが当然ではなかろうかと思ひますので、もう一度元の場所に置く考えはないかということをお尋ねいたします。

以上、お尋ねします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 葛原議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

現行制度での水田農業構造改革対策は、平成16年度から平成18年度まで実施されます。この事業期間中の平成18年度までは、旧市町村ごとの地域協議会により事業推進をすることとなり、平成19年度から平成22年度を目標年次として農業者、農業団体の自主的、主体的な需要調整システムを国と連携して構築していくことが示されております。合併後の新市の調整につきましては、現状のところ各地域協議会ごとの基準反収による割り当てと実績から成り立っており、各地域協議会間の協議を重ねる必要があると考えております。平成19年度以降の制度については、現在のところ具体的な施策が示されておられませんので、今後国の施策に応じ、アンケート、農家アンケート等も取り入れながら地域と一体となって事業の推進にあたりたいと考えております。

破碎機の利用につきましては、旧七城町、泗水町のシルバーが抱えておりますものについても検討をしていきたいと思っておりますし、導入につきましては何か補助対象となるような事業等がですね、ないか十分調査をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 職員の年齢的バランスの崩れについてでございますけれども、市町村合併という特殊事情の中、それぞれ培ってきた長い歴史や合併前の職員の状況、さらには各市町村の強い思いやいろいろな制約の中での職員配置となりました。そのようなことから、一部役職と年齢の関係におきましてばらつきが生じているのも実態としてあることは認識をしております。また、今後の調整についてでございますけれども、これからの人事管理のあり方の中で新たな制度や仕組みの構築などが求められてきておりますので、その中で慎重に検討して対応を考えたいと思っております。

次に、商工観光課の窓口についてでございますけれども、事務機構及び組織の整備方針を踏まえまして、部、課の配置について検討していく中で、現在の第1庁舎の中では配置できなくなり、結果といたしまして現在のような第1、第2、第3庁舎に分けての組織配置を余儀なくされました。なお、組織配置にあたりましては、部単位による配置が望ましいことから、経済部と建設部について第3庁舎に配置した

ところでございます。このことにつきましては、ご理解をいただきたいと存じます。なお、ご指摘のような声の一部からあることも聞いておりますが、役所のホールに設置しております総合案内所等の活用も十分していただきたいというふうに考えておりますし、総合案内所での対応も図ってまいりたいと思います。また今後状況を見極めて対応したいと存じますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[ 登壇 ]

（葛原勇次郎君） ありがとうございます。状況を踏まえて検討をするというようなお答えをいただきました。職員さん方たちは長く勤めていただかなくてはなりませんので、楽しい職場であってほしいし、それが市政の発展にもつながることありますし、合併当初大変でございましょうけれども、皆様方一生懸命頑張っていたきたいと思うわけでございます。

私がなぜ減反に拘るのかと申しますと、今後10年、いや5年もすれば大分変わるような感じがいたします。山間、中山間地、平たん地と、3つに分かれますし、平たん地はよしといたしましても、山間、中山間は米しかできない水田と条件のよい何でもできる水田とがあるわけです。米しかつくりえない水田に米をつくり、条件のよいところに減反し、転作をするという考えであります。山間の水田に段々落とし、上に水を張れば、下の田の半分は乾燥しない。そういうところに転作しても、何もできないのが実状であります。普通の水田より収穫が少なくとも、米をつくり、自然の水を守り、山間の自然水をため込むことにより、水源涵養にもつながると思うのであります。今は、条件のよいところに米をつくり、そういう水田は荒れ放題、年に2回の草切りだけで収入はゼロというのが現状で、今後10年、いや5年で大きく変わろうと思います。果たして自然環境に貢献している農業がどこまで続くかが心配であります。そういうようなことの中から対策が必要だと思いますし、対策といたしましては転作不能な水田に米もつくりえないならば、水張りをして水増し助成をするということであります。水張りの金額は今は少のうございますけれども、助成としては今の助成の5倍から10倍ぐらいの助成が必要と思いますが、強く強調したいのは水張り奨励、水増し助成でございます。ということで、このことにより水源涵養に合わせ災害防止、水資源の確保にもつながるものでございます。これが、今、市長が掲げておられます豊かな水と緑、生まれてくるのでございます。少し長くなりますけれども、なぜ私がこのようなことを申しますかと申しますと、14年の4月13日、皆様も読まれたと思いますけれども、戦後支えた農業に希望を、輸入に頼った食生活を反省という記事の中で、1秒間の世界の本があるそ

うでございまして、食のこと、水のことを書いてありました。1秒間に世界の穀物の生産量は58.4トンだそうでございます。消費は60トンで、1.6トンは不足しているとのことで、輸入する農産物を日本で生産するとするならば、3分の2に相当する水が必要であるとのことであります。また砂漠が世界で九州と四国を合わせたぐらいの面積で広がっているそうであります。外国の中国では、1秒間に畳み48枚分の土地が砂漠化だそうです。人にとって食は命の源でありますし、維持するものであります。輸入に頼っている現状がいつまでも続くとは考えられないと思います。輸入といえば、外来種の動植物が増え、在来種に追いつくし、生態系が変わりつつあるということは皆様方もご存じのとおりだと思います。このようなことから、万分の1の水資源の涵養と合わせ、減反に対する政策を考えてほしいというものでございます。くどくなりますが、戦後の食糧難時代の農家には反当たり何俵という割り当てがあり、実行できないと処罰され、粥をすすり米を抛出した時代から米余りが来て、今後どんな時代が来るかが心配であります。いつどのような時代が来ても、食料の生産ができるような状態の水田を守る必要があるというのが私の理論でございます。いろいろありますけれども、最後に総括したところの市長の考え方をお聞かせいただければ幸いですし、最初に言いました干ばつ対策のごたつたとは考えられとるか、あればお答えいただいて、私の質問は終わりたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 葛原議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

水張り転作に水増し助成はということで、現在調整水田として各地域協議会の助成対象となっております。水張り転作については、17年度の10アール当たりの助成額は菊池及び旭志協議会で2,000円でございます。七城協議会では1,000円、泗水協議会では3,000円となっており、これまでも転作の手段として推進されてまいりました。助成額については、各地域協議会ごとに交付される交付金の中で、助成体系、助成額を審議し、設定されております。額の変更については、交付金の額の範囲内で他の助成額との調整が必要でありますので、各地域協議会との調整が必要になってくると考えております。

空梅雨ということだと、通告外でございますけれども、何か考えているかということでございます。現在、市内の2カ所の方で大変水不足をされているということで、その対策に追われているということでございます。部内で検討をしておりますので、今後議会とも諮りながら検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 私の方から、水ということについてどう考えているかというだろうと思いますが、特に中山間地を多く抱えている地域である、旧菊池市の議員という立場にありましてご質問だと思えます。この中山間地農業、非常に経営的なコスト面において大変厳しい状況下にあります、また高齢化が進む中におきまして、この段差の激しいところにおいて、機械の導入、機械化というのが進まない。そしてしかも面積が非常にこの基盤整備が遅れているということもありますし、難しい状況下にもありますために、経営コストがかかりすぎて収益性に恵まれないということの一面があります。しかしながら、ご指摘のようにこれは水田に限らず、森林のことにつきましても同じように、この国土の保全という多面的な機能がかねがねうたわれておりまして、森林に対します国の施策があったり、また先刻答弁の中にあってございましたように中山間地域等直接支払制度というものが5年間続いてまいりまして、改めてまたさらに手法は幾分変わりましたが、5年間さらに継続されるということで、地域間におきます協定を基にして集落営農、あるいは集落的な1つの地域を守るという一面において、この中山間地域等支払い制度というものを大いに利活用してほしいと思っております。また水張り等によります水資源の涵養と、あるいはまた耕作放棄田のひとつの維持保全という一面におきまして、大変重要なことだと思えますが、1つの自治体、あるいは1つの地域においてのみやって効果が直ちに表れるということではないと思えますし、これはやはりそれぞれの自治体が一体化して、国策として制度化をしていくように県、もしくは国の方に要請をしていくべきものではないかなと思っております記憶にとどめさせていただき、そのようなことをまたいろんな場において申し上げていきたいと、このように思います。私は、今内部的に旧菊池市の中で申し上げておったんですが、いろんな特区申請をし、特区を認証いただいてまいりましたけども、農業いきいき特区20アールということもそうありますが、中山間地のその減反政策というものによりまして、まずは第1耕作ができにくい、あるいはコストが高くかかる部分の中山間地域が放棄されていく。そのものが水源の上位地域にあるということによりまして、水資源の涵養に大きな影響を及ぼすという一面もあります。ですから、この辺について減反対策の一環といたしまして、雑穀等のひとつの国の方の指定を受けながら、特区の認定を受けるようなことで、雑穀の地域として中山間地域を利活用していくことはできないのかと。その雑穀の穀物が何かを確定をしながら、品定めを、品物の、耕作の作物を限定しながら、国に対して中山間地に対しての減反にカウントされるようにして特別作物としての雑穀等を作付けするというところで認定

を、特区認定を手続きを申請をしたらどうかということを内部的に言っておりまして、まだ引き続き多分新市になりましても内部の事務方におきましてはそのことを検討していると思っております。そういうことをひとつ皆様方にも、また特に農業に詳しい葛原議員等においては、ぜひ中山間地の耕作が非常に難しい状況になっていることにつきまして、ほかにもいろいろとお考えがあろうかと思いますが、ぜひまたいろんな意味での提案をお願いしたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 次に、福川幸子さん。

[ 登壇 ]

（福川幸子さん） こんにちは。私は、わかりやすい一般質問を心がけ、議会用語はあまり使用しないで質問するようにしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3月22日に合併し、新菊池市がスタートして早3ヵ月となりました。合併してみて、合併前には住民が思ってもみなかった不便さが出てきております。そこで、合併前と合併後の住民福祉について、住民からの意見をもとに質問をさせていただきます。特に子育て世代の親からは、母子集団健診をはじめ、母親学級、歯科検診などの母子保健事業が総合庁舎近くの菊池文化会館や西部市民センターを中心に行われ、周辺の地域から遠くなって不便になった、健診日の回数を増やしてほしいなどの声が出ております。働く親は休暇を取り、または祖父母に頼んで健診を受ける工夫や努力をされておりますが、子どもは急に体調を崩して健診をその日に受けることができなくなることが多々あります。私も5人の子どもを生み育てていく中で、健診や予防接種を計画どおりに受診することは本当に大変なことでした。今、子育て中のお母さん方の苦労が手に取るようにわかります。そこで、場所はどのような理由から決められたのか、また健診でも予防接種でも利用しやすくするために、年間回数を増やすことはできないのか、お尋ねをいたします。

もう1つは、保育料についてです。合併前の自治体のときよりも保育料の下がった家庭もありますけれども、未満児を持つ、3歳未満児ですね、を持つ家庭は負担が増えた、つまり保育料が上がったという声がございます。1人の子どもの保育料がアパート家賃と変わらない、どうして子どもが生めますかと言われました。子育てにはお金がたくさんかかるというのが皆さんの悩みです。旧4市町村の保育料を基に調整されていると思いますが、その基準はどのようにして決められたのか、保育所入所申し込みのとき保育料について十分な説明が行われているか、お尋ねをいたします。

次に、職員の配置問題について、住民サービスや地域経済に与える影響、または職員のやりがいから見て質問をさせていただきます。今、本庁の近くを除く他の総



合支所周辺の商店では、旧役場の注文や職員の買い物などがいかに地域経済に貢献をしていたのか、合併をしてみてもしみじみと感じられ、弁当の注文が減り、閑古鳥が鳴きそうだ。私たちにはいつ注文が来るのだろうかなどの不満と不安の声が出てきております。合併しなかった方がよかったなどのつぶやきも聞こえております。合併協議会は、事務所の設置方式を協議したとき、新庁舎ができて本庁方式になるまで総合支所方式を選択いたしました。そのメリットは、住民にとって現状に近く、サービス提供が容易にでき違和感がないこと、既存の施設の利用するため改装費用程度で済むということでした。デメリットは、職員数が今と同程度必要であり、合併による効率化が生かされにくい、新市の一体感が醸成されにくいということでした。総合支所には従来とほぼ同様の部署が設置、総合支所にはないものは三役、議会、総務課、企画課などと説明を受けました。ところが合併へ向けての新菊池市総合支所方式は、本庁方式のすべての業務が集中する集中方式にほとんど近いもので驚いてしまいました。説明とは違うのではないかと。またメリットとなる事務の効率化や職員の効率化が図られたようにも感じられず、それよりも本庁となっている旧菊池市役所に大勢の職員が集まり、職員の多さだけが目立ち、職員を減らすべきだとの声もちらほら聞こえてきて、本当に職員が気の毒だと感じられます。その反面、周辺の総合支所では職員が大幅に変更され、住民の尋ねたことが本庁に伺いをしなければならず待たされた。今まで来たことのない死亡者に納税書が来たなどの苦情や合併が4月の異動時期と重なったのもありまして、窓口で今までのことを知る職員が1人しかいないため、その人が席を外してたり休んだりすると手続きができない。教えたり、覚えたりする間も短いので混乱をしていたようです。合併での混乱を避けるためにも、適材適所の異動が望まれたのではないのでしょうか。職員にはそれぞれいろいろな資格を持つ方もおられます。その資格を生かせるように配慮すべきだと思います。また、資格を持つ職員を養成することも必要でございます。私たち住民も、課の さんに聞けば自分の知りたいことがわかる、そういうつながりを持ちたいものがございます。職員も常に公僕であることを忘れず、仕事にプライドを持っていただき、能力ある人は本庁に異動できるようにしてお互い切磋琢磨し、努力していただきたいと思っております。現場優先の行政サービスを目指すためにも、総合支所への職員の配置を多くしていただきたいが、市長のお考えをお聞かせ下さい。

次に、教科書の問題について質問をいたします。昨日怒留湯議員の質問に対する答弁で、教科書の採択システムほか私のわからないこともたくさんわかりましたが、私は太平洋戦争が日本の領土を広げるためということが目的で、近隣の諸外国を侵略するため戦争が行われ、多くの人々がいろいろな意味で犠牲者となられたと

思っております。そしてその上に今の平和があり、二度と戦争を起こしてはならないと思っております。私は泗水町時代に泗水町が姉妹都市を結んでおりました金堤市、現在も新市の方に引き継がれたようですけれども、金堤市を町長はじめ、議員の皆さんと一緒に表敬訪問、そしてそれに参加する機会を与えていただきました。そのとき、ガイドさんがお話された言葉を忘れることができません。日本は終戦したかもしれませんが、韓国は未だ戦争中、ただ休戦しているだけで、いつ戦争が始まるかわかりません。日本の植民地時代は長く苦しいもので、それを忘れないために真実の歴史を教えている、そういう展示場もありますが、日本の観光客はそちらに行くことはありません。それはなぜかわかりますかと言われ、私は何と答えていいかわかりませんでした。ああ、まだ戦争は終わっていないのだ、どうすれば近いけれどこの遠い国と分かり合えるのだろうかと思いました。それは、真実を学ぶことだと思えます。史実にしたがった教育をすることの大切さを実感した次第でございます。そこで、今、外交でも問題となっている扶桑社出版の歴史公民教科書は同じように展示されております東京書籍、日本書籍と比較した場合、例えば韓国併合についての記述1つを採っても次のような違いがございます。扶桑社は日本政府は日本の安全と満州の権益を防衛するために、韓国の併合が必要であると考えた。1910年、明治43年、日本は武力を背景に韓国内の反対を抑えて併合を断行したとありますが、植民地という言葉もなく、韓国併合が日本の安全のために必要であるとして、韓国の人々の苦悩を考慮することができてないということでございます。東京書籍は、1910年、韓国は日本に併合されました。日本は朝鮮総督府を設置して、武力を背景として植民地支配を押し進めましたとあります。日本への同化政策を行ったという記述だけで、韓国への厳しい弾圧については書かれておりません。日本書籍は、日本は日本に対する抵抗運動の軍隊の力で抑えた。そして1910年、日本の軍隊がへいはいする中、韓国皇帝に国を治める権限を日本に譲る条約に調印させ、韓国を日本の領土に併合したとあります。日本が軍隊の力で条約を結ばせたことが具体的にわかり、植民地支配の内容も詳しく書かれております。このように、この三社を比べてみてもどの出版社の教科書を選定するかは、本当に現場の教師や保護者、そして市民の意見を反映され、子どもに真実を伝えていくことが大切だと思います。国際交流に力を入れ、観光客誘致に努めておられる福村市長として、この問題にどのような認識をお持ちでしょうか。また現場の教師、保護者、市民の声が反映されるためにどのような方法をお考えか、お尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 住民福祉について、母子集団健診等についてお答えいたします。

母子保健事業につきましては、旧4市町村の実状を踏まえ、合併分科会で十分論議し、法定協議会の決定を経て実施しているところでございます。本市の事業を実施するにあたり、合併による対象者の広範囲化に伴う地理的均衡、事業内容等の充実、関係医師と専門職の確保、施設の設備等を考慮して健診会場を選定いたしました。歯科検診を文化会館、育児教室を西部市民センターに決定いたしましたので、中には会場が遠くなられた方もございますが、歯科医師の協力が得られやすいこと、中央に多くの保護者が集まりことにより不安解消や安心感が得られること、旧市町村間の交流が深まるなどの理由により決定させていただきました。また、事業の実施回数を増やすことも検討いたしましたが、担当していただく先生方は開業医の先生がございまして、日ごろの診療で大変お忙しい中にご協力をいただいております関係上、現状での回数で決定したところでございます。実施にあたりましては、該当者が参加しやすく満足していただくよう会場の案内や周知の方法、内容等を十分検討し、関係機関との連携を図りながら、受診率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。市民の皆様のみすますのご理解をいただきたいというふうにお願いたします。

次に、保育料の問題についてお答えいたします。基本的には合併に伴い負担増とならないように、4市町村間で調整しております。合併前の保育料設定は、旧菊池市の保育料が4市町村間で一番安く設定しておりましたので、旧菊池市を基本に設定しており、旧3町村の合併前の保育料と同じか、階層によっては安くなっておりまして、高くなっている階層はございません。また、すべての階層で国の基準額を大きく下回っており、保護者の負担軽減を図っているところでございます。なお、国の保育料階層区分は3歳児未満と3歳児以上の2区分で、所得に応じ7段階に区分されております。旧泗水、七城、旭志は国と同様でございましたけれども、旧菊池市では階層区分が10段階、さらに3歳未満児、3歳児、4歳以上児と3つの区分と細かく分かれておりましたので、旧3町村と同様に国の区分に統一をいたしました。その結果、階層が細かく分かれていました旧菊池市では一部階層におきまして若干の負担増がございました。平成17年度の保育料の説明につきましては、通常では入所申請時や面接の際等に説明をしておりましたけれども、今回は合併に伴う協議中でしたので、保育料の入所申し込み、面接の時点ではまだ保育料が確定しておりませんでしたので、後で合併協議会だよりでお知らせいたしました。周知は十分でなかったかもしれません。今後は広報や入所申請あるいは入所の面接等で十分な説明を行ってまいりますので、ご理解いただきたいというふうに思

います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 総合支所方式につきましては、合併協議会の中の新事務所の位置候補地選定小委員会におきまして、新市の事務所位置とあわせて議論され、新庁舎機能が進むまでの間は総合支所方式とすると結論づけられて、合併協議会において確認されたところであります。これを受けまして、合併協議会協議第39号において確認された事項を踏まえ整備がなされました。職員配置にあたりましては、適材適所の原則と合併前の職員の経験や資質を基に、特に総合支所につきましては合併前の旧市町村の区域を所管区域とした住民サービスへの配慮を基本に配置いたしました。この配置によりまして住民サービスの維持向上に支障をきたすようなことがあれば、今後調整を考えなければならないと思っております。いずれにいたしましても、合併協議の決定事項を基に配置したところでありますので、しばらくは状況を十分見極めていきたいと存じます。なお、資格を生かせるような配置につきましては、これまでもやってきておりますけれども、今後も十分配慮していきたいと考えております。また、資格修得のための研修等への参加につきましても、同様に続けてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 教科書の採択につきましての質問でございますが、教科書の採択権限というのは地方におきましては教育委員会の方に権限が、採択権限がありますので、教育長さんの方から教科書採択の問題についてはお答えをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） 教科書採択についてお答えいたします。今、市長が申されましたとおり、教科書採択の権限は教育委員会にありますので、私の方で答弁をさせていただきます。実は怒留湯議員さんの方から先日質問がありましてお答えしたとおりでございます。全く重複することになるかと思っておりますけれども、その前に教科書の採択についての指導が教育委員会にあっております。17年5月1日に教科書採択の公正確保についてということで、県教育長から市町村の教育事務所長を経て教育長に通知がっておりますが、文面はもう長くなりますので読み上げ

ませんが、教科書採択にあっては十分かつ綿密な調査に基づき、適正かつ公正な採択事務を行うことと。表題は、教科書採択の公正確保についてということで指導を受けております。また、6月11日にも教科書採択についてということで、全く同じことでございますけれども、教科書採択には公正確保をお願いするということがすね。公正中立な立場を維持するということが通知を、指導を受けております。ご存じのとおり、教科書というのは国が定めました教育課程です、結局成長発達段階において、子どもに日本人としての教育をするということで決められたものによりまして、その採択、申請本という段階から国が、文部科学省が検査と申しますか、調査をするわけでございますが、その調査を経たものだけが文部科学省から県へ、県から市町村教育委員会へというふうなまいることになっております。ご指摘の社会科歴史教科書につきましては、実際8社の会社から見ておりまして、見本もそういうふうなまいております。その8社の、ほかの教科書も5社とかいろいろありますけれども、ご指摘のところの社会歴史の本が出ておりますので申し上げますと、8社の中の1冊のことございまして、一応文部科学省の調査の結果です、中学校の生徒に日本の歴史を伝えるのにこれでいいという承認を得たものが来ておりますので、この内容に、その是非についてはまた私は採択の一員でもありませんし、ここでは申し上げられません。8月31日を経た後です、どういう採択が行われたかということについては、開示の要求があればなるべく多く開示するようになっておりますので開示ができるかと思っておりますけれども、そういうことございまして、何か決まり切ったご返事を申し上げることになると思いますが。採択につきましては、怒留湯議員の質問に対しても答えていますが、教科書出版社が文部科学省へ文部科学大臣の検定を受けるために出した申請本が検定を得るにあたって、問題となった教科書の内容、訂正されたことなどを明らかにされ、これは文部省に申請本が出されて、そしてそれでいいという段階で8社ができたわけですが、その審査の結果が結局どういうふうにしたかということが開示された、それが大体4月の5日だったと思っております。6日の新聞が一斉にその調査の内容について出ております。その中で、改正された部分、いろいろな部分が出ておいて、そこでいろいろな批判等も出たところでございますが、しかしその後、検定を受けたものが今度は県教育委員会を経て、教育委員会に来ることになるわけでございます。教科書というものは、文部科学省の場合には教科書調査官というのがありまして、調査を命じられ調査し、教科用図書検定調査審議会に教科書として適切であるかどうかということを経験して、審議会が検定基準に基づいて適正かつ公正に審査が行われ、教科書として適切か否かを判定し、文部科学大臣に答申するということが上で、文部科学大臣が合否を決定した教科書として都道府県へ通知され、それが市町

村採択委員会に送付されるという形になっております。実際に・・・

[ 登壇 ]

(福川幸子さん) すいません、教育長。次にですね、聞きたいことがございますので、まだありますでしょうか。

[ 登壇 ]

教育長(木下昭二郎君) その辺のところは後回しにします。

それと、第2番目の採択の中では教科書を全部手に入れることはできません。私たちの方には調査関係で十分1人1冊ずつこう配置されておりますけれども、それができませんので、教科書展示会というのを県が菊池郡市だったら3カ所に設けて、菊池は隈府小学校に展示会を6月17日に・・・

[ 登壇 ]

(福川幸子さん) すいません、教育長。それは昨日、怒留湯議員にお答えいただきましたので、私はまたその段階をまた踏んだ質問をいたしますので、再質問をいたしますので、そこはわかりましたので。

[ 登壇 ]

教育長(木下昭二郎君) ということでございますので、また一応。

議長(北田 彰君) 福川幸子さん。

[ 登壇 ]

(福川幸子さん) それでは、再質問をいたします。

まず、母子保健事業ですね、開業医の先生たちの都合もあって、健診回数を増やすことができないということでしたけれども、4つの市町村にたくさんの歯科医師さんもおられます。先生たちも利用してもらった方が、手当も出ますし、それの方がいいのではないかとおもいますけれども、いかがでしょうか。私も保育園に子どもを3人預けたときは、片方の収入が飛んでいったのを思い出します。少子化対策に保育料を独自に補助する自治体も出てきております。第三子出産祝い金制度を菊池市も10万円を行い、本当にこれはありがたいことだと思っております。しかし、第三子にたどり着くためには、三子以降を生みたくなるという政策が必要だと思えます。他の少子化対策ではどのような施策をお考えか、お尋ねをいたします。

次に、職員の配置で、地域経済からですね、職員の配置は適正的確にするということでしたけれども、私は地域経済からちょっとですね、考えてみました。例えばですね、泗水町地域では120数人ほどの職員がおりました。ところが、先ほども言いましたように職員は40数名となりました。そして、いろんな意味で注文等が減ったわけですね。そして、合併してもいいことのない、ごみ袋だけが安くな

ったという声が聞こえております。これではですね、市民が一体化するためにもこのような声が聞こえてくるのは本当によくはないことだと思います。私は、廃置分合議決のとき、この合併は1年延期して重要案件を先送りせず、中身をきちんと決めた上に住民に十分な説明会を行い、合併の是非を問う住民投票を行うべきであるということで反対をさせていただきました。1日目の質問の中にも、税の問題、新庁舎移転後の地域経済の衰退を懸念する質問も出ておりました。旧泗水町の現状を見ますと、それもなきにしもあらずでございます。ただ救いなのは新庁舎予定地は現在のところ、商業や住宅地も少なく、職員は自宅に帰る途中で買い物をいたしますから、その心配は当初は軽減されると思います。しかし、新市総合計画が進んでいけばわかりません。そこで、今までの答弁にも協議会で十分な審議を行い決定したということならば、合併協議会当初に説明されたような総合支所方式を取るべきだったと思われませんか。新市における組織機構整備方針としてですね、新市における組織機構は合併の趣旨を踏まえ、合併の効果を最大限に生かすため、できる限り統合、一元化に努めながら、次の事項を基本として整備をすと言っておられます。1つ、市民が利用しやすくわかりやすい組織機構、2つ、市民の声を適正に反映することができる組織機構、3つ、各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構、4つ目、指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構となっております。私はこの組織機構を提示されたときに、現在もそうですけども、指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構だったのではないかと私自身は感じております。そこでですね、市民の一体化ということもありますけれども、総合支所にもそれなりの執行権を与えていただいて、地元を活用できるようにしていただきたいということがあります。そうでないとですね、新庁舎ができたときもこのような問題が吹き出てくると思います。そのときのため、今どうすればよいか考えていただきたいと思っておりますけど、市長のお考えをお聞かせ下さい。

教科書問題につきましては、先ほどから教育長が菊池郡市で隈府小と大津室小など3ヵ所で多くの人に見てもらうためには、私は展示会場が少ないのではないかと思います。また、展示会場になぜつくる会の教科書が外交で問題になっているのか、8社の教科書内容の比較表を置くことが必要ではないでしょうかと思います。それをそしてそれぞれの見学に来た方が考え、意見、感想を提出いただき、現場の声が反映される選定が行われることを望みます。それを県の方に、県の教育委員会の方に私たち菊池市教育委員会からも要請していただきたいなと思っております。そこら辺はいかがでしょうか。それぞれの答弁を聞きましてから、再々質問をいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 母子集団健診についての回数を増やせないかということでございましたが、これにつきましては内部の方でなお検討させていただきたいと思っております。

それから、ほかにどのような子育て支援等の政策があるかということでございましたが、これにつきましては少子化対策といたしまして3人以上の児童を扶養している多子世帯を対象に、保育料の軽減を実施しております。また、主に未就園児とその保護者が気軽に集い交流し、育児の孤立化を防止する集いのひろば事業、仕事と育児の両立を支援し、多様な保育ニーズに対応した相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業、放課後や長期夏休み等がございますが、長期休みの留守家庭児童対策としましての放課後児童育成クラブ等、平成16年度に策定しました菊池市次世代育成支援行動計画を基に子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができるよう政策を推進、実施してまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 地元商店街や地域経済への影響につきましては、旧役場のときと比べまして職員数が減ったことによる多少の影響はあると思われましても、新市というマクロ的な経済効果を考えますと、市全体の流通を視野に入れた旧市町村間・各総合支所間のアクセス道路の整備や幹線道路の整備を積極的に進めることによる販路拡大や市街地商業地域の活性化などに努め、市全体の商業、産業の発展を視野に入れたまちづくりが必要でありまして、このことによりまして市全体としての経済効果の減少は少ないものと考えております。また、住民サービスへの配慮を基本理念としながらも、職員の集中配置や機構改革による合理化こそが合併のメリットでありまして、今後人件費の節減に努めることが結果的に市全体の財政状況を潤すこととなり、経済効果をもたらすものと考えております。今後とも合併協議における決定事項は尊重するとともに、菊池市支所設置条例を踏まえまして、支所運営及び事務事業推進に際しましては、地域への配慮はもとより、地域のバランスある発展と地域活性化を基本に進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） 教科書展示場を増やすことについての意見を言ってもらえないかということですが、このことについてはですね、意見として言うことができますが、一応全国的にですね、こういう表にしてあって、菊池郡市は3カ所は決まっ



ておりまして、これは実は教科書採択のときだけ問題になりますけれども毎年やっているんです。そしてその教科書は、その学校に必ず全部置いてありますので、いつでも、その場合は小学校の許可を得なくちゃいけませんけど、いつでも見ることはできるようになっております。しかし展示場が少ないということの意見については言うことができます。しかし教科書のですね、例えば8社なり、全部ではたくさんあるわけですけれども、それに対してどうだこうだという意見は、一応もう採択のシステムの中でできないことになっておりますので、それはできません。

議長（北田 彰君） 福川幸子さん。

[ 登壇 ]

（福川幸子さん） 皆様の答弁をお聞きいたしまして、大体わかってまいりましたが、私は常々子どもを安心して育てることのできる環境のまちには、若い人が集まり定住へとつながる。そして町が継続発展していくと考えております。自然環境に恵まれ、水豊かなこのまちが、子どもやお年寄りを大切にし、互いに信頼しあい助け合っていけたらどんなによいだろうかと思えます。そして、生活が安定し、もちろん雇用が保障されることが一番ですけれども、働くところがあるに超したことはありませんけれども、よその町に行って働いても、住むのはやっぱり菊池市と言われるようなまちづくりを市民と一緒に築いていかなければならないと思っております。私も市発展のため、微力ではございますが一生懸命頑張らせていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（北田 彰君） ここで、15分間暫時休憩します。

-----  
休憩 午後2時10分

開議 午後2時25分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、安武俊右君。

[ 登壇 ]

（安武俊右君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

生活安全防犯条例制定についてお尋ねをいたします。全国的な傾向としまして、強盗や傷害など凶悪粗暴化、また最近起きましたように東京都における夫婦殺害事件に長男の15歳の少年が行ったというような話も聞きますし、昨日はまた福岡県におきます兄弟げんかの末に15歳の少年が17歳の兄を刺殺したというような話も聞きます。また、夫婦げんかの末に子どもを窓から落としたというような話も最

近聞いておる次第でございます。そのような中に、触法少年による社会を震撼させる事件の発生など低年齢化してきているようでございます。また少年が被害になる性的犯罪や福祉犯被害も起きています。被害少年が死亡する深刻な事件が多発するなど、少年問題は非行被害の両面において厳しい状況にあります。熊本県におきましても、刑法犯に占める少年の割合が47%、全国平均37.9%を大幅に上回り、内容も集団によるひったくりやオートバイ盗、自動販売機ねらい等の街頭犯罪が続発しているほか、覚醒剤やシンナー等の薬物乱用、出会い系サイトを利用した犯罪被害も後を絶たないなど、憂慮すべき状況にあります。これらの少年非行の背景には、少年自身の規範意識の希薄化、非行や問題行動への無関心に見られる家庭及び地域社会の非行抑止機能の低下、インターネットや携帯電話による有害情報の氾濫と、問題行動を助長する営業に代表される少年を取り巻く環境の悪化等、様々な要因が複雑に絡み合っているものと考えられます。少年の非行を防止し、健全に育成することは行政、家庭、地域の社会的責任であります。この責任を達成するために、それぞれが少年たちへの深い愛情と関心を持ち、一体となって取り組んでいくことが何より大切だろとうと思ひます。ここで、県内の少し数値を挙げてみます。刑法犯少年の総数が2,362人で、学職別では高校生が992人、42%を占めております。中学生が660人で27.9%で、両者を合わせると1,652人となり、刑法犯少年の69.9%を占めております。年齢別では16歳が最も多く刑法犯少年の21.2%を占め、15歳から17歳までの全体の58.1%を占めております。また、女子の割合は25.5%を占めております。この刑法犯少年のうち、初めて非行を犯した少年は1,877人で、全体の79.5%を占めております。非行歴のない初めての非行を犯した少年の数が非常に多い数値になっております。初めての非行を抑えることが必要かと思ひます。時代を担う少年たちが自覚を持ち、たくましく心豊かに成長することが願ひでございます。この少年問題についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

2番目に、平成16年中の菊池警察署管内において乗り物盗、その中で自動車5台、オートバイが53台、自転車149台の計の207件、車上ねらいが132件、万引きが81件、脱衣所あらしが32件、部品盗が29件、忍び込みが18件、また置き引きが12件、事務所あらしが11件、出店あらしが11件と、10件以上を挙げてみましたが、この中で乗り物盗の大多数がその少年で、そのうち自転車盗はほとんどが少年でございます。自販機ねらいも少年がかなりのウエイトを占めております。万引きの81件は、30件が少年で51件が成人です。刑法犯の認知の件数は平成13年から15年まで増加してはいたしましたが、16年中は減少し、17年、現在のところ前年より低めだそうでございます。平成16年中刑法犯総数が

990件の中で窃盗犯が全体の83%を占めています。検挙補導状況は15年中147人、16年中が162人、増加率が10.2%の増で、この中で刑法犯少年は15年中が59人、16年中が86人で、増加したのが27名で45.8%の増となっています。16年中の旧市町村別刑法犯認知状況でございますが、菊池市が441件で45%、人口割にいたしますと16.15件でございます。七城町で113件で11%、人口割にしますと9.7件、旭志村が52件で5%、人口割で9.5件で、他がですね、西合志町になっておりますけれども、西合志町は件数は多うございますけど人口割にしますと一番少ないというのが出ておるようでございます。このように身近なところで犯罪が起きております。犯罪の未然防止、抑止を図るためにどのような考えを持っておられるか、お尋ねをいたします。

次に、菊池署と菊池市と連携し、自主防犯パトロールが実施されることになっております。パトロール隊を旧市町村ごとに92名の隊員で5つのパトロール隊が結成され、7月に発足することになっております。警察の方から提供された青色回転灯を点灯させて運行し、継続的な自主パトロール、防犯パトロールの実施が必要であります。原則として週1回以上の活動があることを基準にしておりますが、パトロール中に交通事故に遭遇したり、犯罪、事件等に遭遇したり、また警察車両と間違えられたり、事件事故の届出を受けたり、取得遺失物の届などがある場合もあると思っておりますが、その対応はそれぞれの確な判断が必要になります。例えば拾得物、遺失物の届があった場合、この拾得物の代理届は禁止されております。決して預かってはならない。拾った本人自らが届け出るような話をするなど、対応は的確にしなくてはなりません。自主防犯パトロール、言い換えますと恐らくボランティアパトロールというようなことになるかと思っておりますけれども、週1回以上のパトロールの実施が必要となります。その中で、配達や通勤など、他の私的な業務を兼ねての青色防犯パトロールを行うことは認められておりません。皆さん、ボランティア活動をしてしっかり活動していただくとと思っておりますけれども、菊池市行政としての責任として、予算付けも必要かと思われま。犯罪を防止するために、市民の防犯に関する意識の高揚を図り、自主的に行う活動の推進を図るために、生活安全防犯条例を制定して施行する考えはあるのか、質問をいたします。

質問は、2度3度といたくありませんので、お答えは明確にお願いいたします。  
議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） 安武議員のご質問にお答えいたします。

まず、青少年の非行の状況というのは、本当に今ご指摘のとおりでございます。今、小中学校におきましては、やはり生徒指導というものがすべての基礎になって

いるという形で、生徒指導、以前は生活指導と言っておりましたけれども、小中学校とも言葉を同じして生徒指導というふうに言いますが、それはもうほんとに学校環境といいますか、学習環境を整えるための基礎というふうな形で、もうほんとに各学校全力を挙げて指導をいたしているところでございます。また、中学生になりますといろいろな今のような状況もありますので、学警連という学校と警察と連絡して一緒に状況もお聞きしますし、両方から指導を交換すると。特別な場合には、状況の開示も両方からしようという調印を実はしているところでございます。菊池署管内ですと西合志も菊池市以外に加わるところでございますが、そういうところで全力を挙げてといいますか、もう本当に取り組んでいるところでございます。それで見ましても、近年の青少年の犯罪を見ますと大きなもので今先ほど言われましたように、昨日ですか、報道があっていました15歳の少年が兄を殺すというような、もうちょっと考えられない事故が起こっていますし、長崎の少女殺傷事件があり、また青少年の犯罪被害としては奈良県の少女誘拐殺人事件等があり、大変心を痛めているところでございます。その背景には、一概には想定できない様々な原因があると思いますが、情報化社会の急速な進展により、人間関係が希薄化する中で、青少年の健全な育成には家庭と学校、地域社会が一体となり地域の子どもは地域で育てる、特に大人の方でどこの子どもということではなく、全部で子どもを育てていくという積極的にそういうことを推進することが必要であります。このような状況を踏まえて、本市では菊池市青少年健全育成会議の設立を進めております。市町村合併でいろいろな会議が一応解散という形を取っておりますので、今度またその市町村の、各市町村のよいところを取りながら、菊池市として青少年健全育成会議を設立すべく鋭意進めているところで、近くそういう会議ができあがることとなります。その会をなるべく早く発足させまして、地域とともに青少年を育てていきたいと考えているところでございます。また、子供会というのもこのごろできて、つい先日菊池市全体の統合ができて、役員さん方も大人の方で決まったところでございますが、土曜日を活用していろいろな行事をやる。ちょっと市町村で非常に回数を多くやるところと少ないところとございますけれども、そういう会に合同して取り組んでいくということをつい先週ですか、話し合われたところでございます。スポーツや文化を通した体験教室などもやり、子どもたちがお互いにふれあい仲間づくりの場も設けていくというふうなことで組織を考えているところでございます。全国的な少子化の中ですべての子どもたちは地域の本当に宝であります。そして、将来の菊池市を担い、国を担う子どもでありますので、どうしても大人が子どもにもう少しみんな目を見て育てるということをしなくてはならないというふう考えているところでございます。今後とも青少年がのびのびと育つ社会を実

現するためにも、積極的に諸施策を講じてまいりたいと思いますし、菊池市の子どもは菊池市で育てるということで立派な子どもを育てる組織、または努力を積み重ねていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 平成16年度中の菊池警察署管内の犯罪概況によりますと、刑法犯罪は年々増加傾向にあり、特に車上狙い、自動販売機、脱衣所狙いなどが多発し、犯罪者の低年齢化が進んでおります。市といたしましても、犯罪の発生を抑止し、市民の不安を解消するために、警察、行政、地域住民が一体となった自主防犯活動の取り組みが必要不可欠であると考えております。このような状況を踏まえまして、犯罪の予防及び少年非行の防止、また交通事故の防止などの活動を強力に推進していくために、対応策といたしまして菊池警察署、行政が緊密な連携のもと、青色回転灯を使用した安全安心菊池パトロール隊（仮称）結成に向け、現在各総合支所と連携しパトロール隊員の選任と隊員への講習会並びに車両の確保が終了いたしましたして、7月中旬のパトロール隊出発式に向け鋭意申請準備を進めているところでございます。また、前にも述べましたとおり、様々な犯罪が増加し、市民生活の安全が脅かされています。そこで、犯罪のない地域社会を構築し、もって市民生活の安全とボランティア団体によるパトロール隊活動時の安全確保を図るために、菊池市生活安全条例（仮称）の制定が必要であると考えております。現在、9月議会上程の予定で準備を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 安武俊右君。

[ 登壇 ]

（安武俊右君） 質問はしないつもりでございましたけれども、要望といたしますか。先ほども申し上げましたように、自転車盗がかなりの数を占めております。この自転車盗の中には、放置自転車、これもまた乗り継いで捕まるということも大変ありますので、この放置自転車の処理、これをですね、今条例を策定すると、施行するというようなお話がございましたので、その中に処理またはその放置自転車をどうするかですね、これを条例の中に取り入れていただきたいというふうに思っておりますが、その辺のところどうか、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） ただいまご指摘がございました放置自転車の処理及びその

取り扱いにつきましては、検討を進めております菊池生活安全条例の中に盛り込めるのか、またその他の要綱で定めるのか検討させていただきたいと思います。

以上です。

[ 登壇 ]

(安武俊右君) 早い時間でございますけど終わらせていただきます。ぜひとも折り込んでいただきたいと思います。終わります。

議長(北田 彰君) 次に、山田健二君。

[ 登壇 ]

(山田健二君) 議席番号1番の山田健二でございます。1番ということは一番若いということで、本来なら一番に質問しなきゃいけなかったんでしょうけども13番ということで中途半端で何も申し上げることはございません。

先にですね、田島工業団地と行財政運営ということでしたけれども、少し内容とか順番が前後しておりますが、質問させていただきます。

近年、盛んに地方分権についての議論が行われております。最近の象徴的な例としては、小泉内閣による三位一体の改革が挙げられると思います。この三位一体の改革は、地方交付税の見直しについては盛んに議論され、実行されておりますが、税財源の移譲についてはなかなか進まず、不完全なものとなっております。そこで、地方六団体からは3兆円規模の税財源移譲を速やかに実施するように意見が出されており、私もそういった提言というものは続けていくべきであると思います。しかしながら、仮に速やかに行われたとしても都市部は自主的に運営ができる経済基盤や人的資源が確保しやすいのに対して、地方はそういったものを確保するのが厳しい状況であると思います。元々はバブル崩壊後、経済が落ち込み、税収が減少し、GDPの1.5倍もの大量の借金を抱えている国が地方を抱えきれずに言い出したことです。少子化あるいは団塊の世代の大量退職が始まる2007年の問題などにより、働き手が減り経済が縮小していくのが必至の中で、政府が従来のような経済成長を前提とした社会主義的とも言える分配型の大きな政府から競争と自由主義に基づいた小さな政府の方向に舵を切っていくのは確実であると思います。そういった状況で三位一体改革が言われる前から、地方分権の一貫として取り組まれてきたのが市町村合併ではなからうかと思えます。この菊池市も言うまでもなく、合併特例法に基づく合併をして誕生した自治体であります。先ほども申し上げたとおり、地方においては現状のままで税財源の移譲を行ったとしても、経済基盤が弱いため、かえって円滑な行政運営ができないことが考えられます。本市においても、それは変わらないと思います。また、今後官から民へ、国から地方へと流れが加速していけば、近隣の自治体とも競争していかなければなりませんし、急速に進展する世界

規模のグローバルゼーションと直接対峙していく可能性も出てきます。つまり、財源の確保と歳出の抜本的な見直しを行いながら、行政としての企画力、政策立案能力も上げていくという大変難しいことを同時にやらなければならないということです。こういった厳しい時代にスタートを切った菊池市としても、自らの自由にできる財源の確保は緊急課題であると思います。財源の移譲が行われれば、実質的に新たに課税もできると思いますが、まず現実的なものとしては企業の誘致があると思います。近隣の天津町は本田技研を誘致し、不交付団体になろうというのは皆さんご存じのとおりでございます。菊陽町においてはソニーに加えて富士フィルムも進出することが決まっております。近年では、メイドインジャパンの価値が再評価される動きが企業で起こっており、付加価値の高い製品や精密な部品は日本国内の新工場で生産する企業も出てきております。まだまだ企業の誘致に関してもチャンスがあるのではないかと考えております。この菊池市には誘致するための用地に関しても、県に情報を提供している旭志川辺側側周辺もありますし、蘇崎の、七城の蘇崎の工業団地も余っており聞いております。そしてまだ1社も入っていない田島工業団地もございます。先般の施政方針演説の中にもありましたとおり、新たに企業誘致係を設けて県と連絡を取りながらPR活動を強化していくということですが、今後具体的にどのような活動を考えておられますか。また、川辺周辺のことについても県に働きかけをしている段階でしょうけれども、今後現時点での展望もまだ入るか入らないかということもお聞かせ願いたいと思います。

次に、歳出の削減に関してなんですが、事業全体の抜本的な見直しをしなければいけないのは当然です。しかし、現実的な対応として考えることは、職員の定数削減ではないでしょうか。しかし合併前にメリットとして強調されたのは、行政の効率化であったと思います。効率化として一番目に見えることと言えば、人に係るコストを減らすことであると思います。事実、4人の首長が1人になり、現在59人いる議員も来年には28人になることが決まっております。また、住民の人件費に対する見方も厳しい状況であり、職員の削減も議論されてしかるべきであると思います。しかし先ほども申し上げたとおり、行政の能力も問われる時代になりますし、地方においては役所は優良就職先でもあります。そういったことを考えると、これからの事業や目指す方向性を考えながらの作業になると思います。また、削減の方法に関しても、当然新規採用の抑制が中心にならざるを得ません。合併協議会で示されたものもありましたが、新市長が決まり、新たなスタートを切った今、人事面も含めて4つが一緒になりわかってきたこともあると思います。こういった中でこういった計画を予定されているのか、その方法あるいは定数の数値目標などをお聞かせ願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 山田議員のご質問に答弁します。

財源確保の方策として、企業誘致があるけれども、造成済の団地で空いている区画への誘致をどのようにしているかというご質問ですが、市としましては分譲可能な用地につきましては、先日渡邊議員のご質問に答えたとおりでございます。旧七城町の林原工業団地が2.6ha、蘇崎の工業団地が6.7ha、また旧泗水町の田島工業団地が12.6haで、3団地合計で21.9haとなっているものでございます。これまでの誘致関係等の状況としましては、旧町で県への陳情を含めまして九州セミコンでの団地のPR、あるいはセミコンジャパンへの参加、企業へのアンケート調査など、各種の誘致活動が展開されまして、団地への立地が進展してきたところでもございます。なお、近年におきましては進出企業の減少や問い合わせはあるものの、立地条件等が合わずに契約までには至っていないという案件が増加している状況でございます。今後の取り組みとしましては、団地の立地条件を考慮しながら、県との連携を強化し、また関係機関を通じた情報収集や企業訪問、あるいは企業専門誌への広告等により早期の誘致ができますよう努力してまいり所存でございます。また、旭志川辺の件についての進捗状況ということでございましたけれども、一応先月の末に地元の方から要望等が市に出されました。したがって、その要望を受けまして市長と担当部局におきまして、県並びに県知事への要望を6月2日の日にしたものでございます。なお、その後の情報につきましてはいろいろとアンテナは張っているつもりではございますけれども、情報が入手できない状況でございます。

以上、簡単ですけれども山田議員の質問の答弁とします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） お答えをいたします。

先の松本議員にお答えした分と重複するかと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思っております。職員の定員適正化計画を定めるということでお答えをしておりますけれども、歳出の予算に占める人件費の割合が18.4%を占めておることによって、大変大きな構成比になっておるわけでございます。いろいろな要件はございますけれども、やはり職員の削減というのは避けて通れないというふうに判断をしておるわけでございます。その計画書によりまして、計画的な、また効率的な目標値を設定したいというふうに思っております。さらには、適正な組織体制、人事配置というものにも取り組まなくてはならないというふうに考えております。一部



職員採用につきましてのご質疑があつておるわけでございますけれども、やはり能力ができる、発揮できる組織体制、人事配置、退職者等を勘案しながら計画的に採用を図っていかなくちゃならないということでございますけれども、結果的には退職者の数を見ながら職員採用をやっていくということにならうかと思ひます。いずれにいたしましても、その前段におきまして行政改革大綱を定めまして、その中にそれと連動いたしまして定員適正化計画というものができてくるかと思ひますけれども、住民サービスに低下を招かないように、また住民から十分理解が取れるような職員の適性化計画を定めていきたいというふうに思つておりますし、それによりまして十分に取り組みをさせていただきたいというふうに考へております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 山田健二君。

[ 登壇 ]

（山田健二君） 企業誘致に関しては、まだ問いかけている段階でまだわからないと。それでこれから先、また活動していくでしょうからしっかりとやっていただきたいと思ひます。

それと、職員の削減に関しても、昨日もありましたとおり、行政改革大綱に沿つて、それと合わせてつくっていくということですので、しっかりしたものをつくつていただきたいと思ひます。田島工業団地のことなんですが、旧泗水町でもしっかりと取り組んでまいつたつもりでございます。しかしながら取り組みが足りなかつたのか、それとも条件面が悪かつたのか、まだ1社も入つておらないという状況がずっと続いております。12億円余りのお金を投資いたしましてつくつたものでございますので、何とかして活用したいと思つております。やはり1社も入っていない状況ということで、今後やっぱり優先的に力を入れてもらえるのかということと、もう1つはやっぱり地元の方、私も地元ですので、と話をさせていただくと、ほかの用途は考へてもよかつじなかつたかということもよく聞きます。例えば住宅とか、そういったことですね。そういうのもよく聞くわけですね。そういったことは一端工業団地として立地したからにはかなり難しいことなのかもしれませんが、そういったことを考へる余地というのはあるのはどうか、合わせれてお聞きしたいと思ひます。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 山田議員ご承知のとおり、田島工業団地につきましては平成8年度に文化財の試掘調査が実施されまして、平成12年から造成工事、また平成13年8月に竣工したものでございます。その後、県への陳情やあるいは企業訪

問等、各種の誘致活動が実施されてまいりましたが、ご承知のとおりまだ企業が立地してない状況でございます。一応企業誘致の取り組みを強化するために、市長施政方針の中でもおっしゃいましたが、本年6月1日に庁内組織の一部の見直しを行いまして、企画部内に企業誘致係を設置したものでございます。今後熊本県企業立地課の協議をはじめとしまして、各企業への訪問や県への出先機関であります東京、あるいは大阪事務所への出向いての誘致活動を実施してまいりたいと考えております。なお、先ほど答弁をしましたが、川辺団地の件で県に陳情に行った際にも田島工業団地の件につきましては陳情しているものでございます。

また、用途の変更についてですが、工業団地の開発行為の用途としましては、工場、倉庫及び事務所となつてまして、また熊本県の半導体産業特区としても指定されております。したがいまして、現在のところ誠に申し訳ないんですけども、用途変更等は視野に入れてませんけれども、団地が早期に売却できますよう企業誘致につきましては全力投球してまいる所存でございますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。お世話になります。

議長（北田 彰君） 山田健二君。

[ 登壇 ]

（山田健二君） 恐らくそういう答えが返ってくるのではなかろうかと思っております。これは難しいとやっぱり思います。しかしですね、やっぱり土地ば遊ばせとくわけにはいかないのでですね、やっぱりそういったことは片隅においといていただきたいなと思います。朝ですね、朝一発目倉本議員が質問されましたけれども、やっぱり財政のことでした。私も財政のことについてちょっと前段お話をさせていただきました。やっぱりですね、私どもは今後30年ぐらいは年金ももらえないわけで、これから先のこの国の行く末とか、市の行く末とかというのは、かなりやっぱり気になっております。ほんなごて財政が破綻しやせんどかと、どれだけ金ばもったがよかつじゃなかろうとか、やっぱりいろんなことを考えるわけです。ですから、ぜひともですね、早期にやっぱりその基礎的財政収支とか、そういうプライマリーバランスの黒字化とかはですね、達成して、しっかりところやっぱり先を見据えた行政運営、財政運営というのをやっていただかないと、正直我々の世代ですね、30代とか20代ぐらいは、行政に対しての期待度が、そういったものが一切、一切ない状態だと思えます。信用をしてないと思えます。もう正直、これはもう本当に正直な話そうだと思います。ですからですね、そういうこともやはり頭に入れて行政運営を長いスパンでやっていただくようお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 次に、岩根孝明君。

[ 登壇 ]

( 岩根孝明君 ) 私は、菊池市は旭志、大変便利なところに住んでおります岩根でございます。ただいまから、通告をしておりました2点について質問をいたします。

まず1点目に、家畜導入事業の継続について質問させていただきます。これは、経済常任委員会に関係するものでございますので、委員長の了解を取っておりますことを申し上げておきます。旧4市町村が合併し新菊池市となりましたが、新市管内は中山間地域が大部分を占め、特に農業を中心とした産業が柱であり、中でも畜産は大きなウエイトを占めております。しかし畜産を取り巻く環境は以前として厳しい状況であります。特に平成13年9月に発生したBSE問題では、農家に大きな負担を余儀なく強いられました。また少子化、高齢化、後継者不足と、畜産業そのものが危ぶまれておる現状であります。近年地域内、経営内一貫生産の経営形態が定着しつつある中、繁殖雌牛の導入意欲が活発で、より能力の高い優良雌牛への更新がなされておるわけでございます。家畜導入事業におきましては、生産者の積立金、国及び補助金が交付され、地域畜産振興が図られているところであります。しかし最近の家畜市場の、特に肉専用子牛の平均価格を見ても高騰し、特に繁殖雌牛の導入になりますと九州各県などに導入もあり、地元生産農家が導入できずに他県に導入に行く状況であります。家畜導入事業を合併した新市を調べてみますと、旧波野村が最高10万円を上限とし、現在阿蘇市では審議中と聞き及んでおります。新山鹿市では、子牛の競り価格の25%を補助し、最高12万円を上限としております。そこで菊池市としても財政の厳しい中ではありますが、今後畜産農家支援のために、新市において補助事業を継続する考えがあるか、お聞きいたします。

続きまして、環境三法に伴う家畜排泄物の処理対策について質問いたします。平成11年11月1日付をもって、国の環境三法が施行され、その中で家畜排泄物の適切な管理と利用の促進が義務づけられたところでございます。現在、家畜の糞尿につきましては、堆肥センター等により処理しまして、畑地への過剰投入によって処理されているのが現状でございます。地域内の豊富な有機堆肥と竜門ダムからの水を利用した耕畜連携による環境保全型農業の早急な育成が必要ではないかと思われれます。特に菊池東部においては、現在取り組まれている中山間地総合整備事業の中で畜産農家と耕種農家の広域連携が柱となっております。豊富な堆肥を有効利用した環境保全型農業の育成として、耕種農家の堆肥利用を促進し、また堆肥の流通を促進する考えの1つの例として、耕種農家の堆肥散布にトン当たりの補助金を支給するような制度を検討する考えはないか、質問いたします。

1回目の質問を終わります。

議長(北田 彰君) 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 岩根議員のご質問にお答えを申し上げます。家畜導入事業につきましては、肉用牛繁殖農家による優良雌牛の確保、肥育農家との連携を強化し、菊池牛のブランド化を図る一方、乳用牛につきましても高品質生乳生産を目的とした優良雌牛を導入することにいたしております。平成17年度は650万円を予算計上しているところでございます。また、菊池市の堆肥生産量を畜産統計の飼養頭数を基に推計しますと、酪農、肉用牛、養豚、養鶏、4部門の合計が28万3,824トンになります。補助につきましては、現時点のところ大変厳しい状況だろうとご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 岩根孝明君。

[ 登壇 ]

（岩根孝明君） 家畜導入事業におきましては、国の家畜導入事業が5年間の継続事業が始まっております。菊池市においても5年、5カ年間の継続でいく考えはないか。

2問目の環境三法についてでございますが、やはり堆肥の流通促進のためには、何らかの助成制度をつくる考えがあるかと思っておりますので、2問質問をお願いします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げたいと思っております。

家畜導入事業は、菊池牛のブランド化や畜産経営支援のために必要な事業であると認識しております。費用対効果等を考慮しながら、事業が継続できますよう前向きに検討したいと考えております。

堆肥流通促進につきましては、耕畜連携を中心とした流通体系の確立を図るとともに、関係機関と協議しながら該当する事業がないか検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 岩根孝明君。

[ 登壇 ]

（岩根孝明君） 大変前向きな検討ということでございますが、市長はどのように考えておられますか。市長の答えをお願いします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 部長の答弁、ご納得まだいただけてないようでございます。私は所信表明の中で申し上げたわけではありますが、新市といたしましては農産物、農林畜産物につきましては、特にブランド化ということの確立について申し上げてまいりました。こだわり、品質によるブランド化の推進に努めて、まさにこの国際化の中で国際競争力に打ち勝てるような産地の確立を目指したいというふうに考えているところであります。この家畜導入事業は、安心安全、そして肉質のよい菊池牛のブランド化に必要な事業であると判断をしているところでございます。平成17年度の予算計上につきましては、ただいま部長の方が答弁いたしましたように計上してございますが、これについて継続してやってほしいということでございます。今、行政として私がそのようなブランド化を進めていくという思いの中に、反面においてはこの地産地消という言葉が、現実的に地元の市民の皆さん方によって消費がされておりますが、特にこの畜産関係、先ほどBSEのお話があったんですが、BSEの問題が出ましたときに、はじめて私たちが地元牛の素晴らしい肉質のものを食べさせていただき、かねがねにおいては遠く離れて、関東関西の方で消費をされているということで、市民の皆さん方にBSE対策として大変多額な支援をしていきましたけれども、理解がなかなか困難な部分があったことを記憶をいたしております。そのようなことからいたしまして、願わくば、やはりこの生産農家の方々、あるいはJA等におきまして、地元のこの菊池市民に対しましても素晴らしいこの肉質の地元牛というものがせめて何かのイベントのときには食べられるような、そんなことが考えられればいいなと思うところであります。いずれにいたしましても、申し上げてまいりました施策の一貫でありますので、17年度の予算計上に引き続きまして、これを継続してまいりたいと、このように思います。18年度以降もこの予算計上の額を目途としながら、検討しながら、そして継続を18年度も続けてまいるということを答弁いたしておきたいと思っております。

[ 登壇 ]

（岩根孝明君） 大変ありがたいご答弁、ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日の25日、26日は市の休日で休会となります。27日月曜日にも一般質問となります。本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後3時12分

第 4 号

6月27日

# 平成17年第1回菊池市議会定例会

## 議事日程 第4号

平成17年6月27日(月曜日)午前10時開議

### 第1 一般質問

-----  
本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問  
-----

出席議員(59名)

1番	山田健二君
2番	倉本義雄君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
19番	河島秀逸君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん



2 2 番	坂 井 正 次 君
2 3 番	森 隆 博 君
2 4 番	山 瀬 義 也 君
2 5 番	本 田 憲 一 君
2 6 番	栗 原 康 敏 君
2 7 番	渡 邊 康 雄 君
2 8 番	栃 原 茂 樹 君
2 9 番	青 木 積 君
3 0 番	坂 田 公 弘 君
3 1 番	野 口 和 夫 君
3 2 番	牧 野 洋 一 君
3 3 番	松 本 登 君
3 4 番	森 俊 二 君
3 5 番	中 原 泉 君
3 6 番	松 本 隆 幸 君
3 7 番	坂 本 正 弘 君
3 8 番	石 本 利 治 君
3 9 番	上 田 巖 君
4 0 番	水 元 征 雄 君
4 1 番	東 政 孝 君
4 2 番	中 山 和 幸 君
4 3 番	工 藤 恭 一 君
4 4 番	木 村 末 弘 君
4 5 番	岩 下 満州子 さん
4 6 番	笠 愛一郎 君
4 7 番	中 原 繁 君
4 8 番	出 口 サチコ さん
4 9 番	荒 木 建 令 君
5 0 番	境 和 則 君
5 1 番	森 田 精 一 君
5 2 番	福 島 利 徳 君
5 3 番	工 藤 道 昭 君
5 4 番	甲 斐 健 彦 君
5 5 番	北 田 彰 君

56番	外村國敏君
57番	久川知一君
58番	徳永隆義君
59番	横田輝雄君

-----

欠席議員（なし）

-----

事務局職員出席者

事務局長	樋口昭彦君
議事課長	春木義臣君
議事係長	城主一君
議事係参事	吉野幸子さん

-----

説明のため出席した者

市長	福村三男君
収入役職務代理者	川口齋子さん
総務部長	高本信男君
企画部長	村山隆君
市民部長	木下儀郎君
経済部長	岡崎俊裕君
建設部長	石原公久君
菊池総合支所長	城直輝君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	井手政寛君
建設部総括審議員	松岡隆君
企画部主席審議員	友田豊和君
財政課長	川上憲誠君
職員課長	松永完一君
教育長	木下昭二郎君
選挙管理委員会委員長	中野數馬君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
農業委員会事務局長	五島千秋君

水道局長  
監査委員会事務局長

後藤 定君  
山口 正司君

午前10時00分 開議

-----  
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----  
日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

早速、外村國敏君。

[ 登壇 ]

（外村國敏君） おはようございます。通告しました順に従いまして、質問いたします。

まず初めに、少子対策についてであります。その1つ、小児医療体制についてであります。帰宅したら子どもが熱を出しぐったりしていた、慌てて病院に連れて行った、こういう経験は皆さんお持ちじゃないでしょうか。子どもを育てるときに、一度や二度あることであります。しかし、これが時間内であればさほど問題はないでしょう。これが深夜に発熱したり、異常を訴えたとき、若い経験の浅い両親は不安であります。このようなときに安心して診察してもらえるような医療体制の充実が市民の願いであります。以前より訴えておりましたが、人口3万足らずの市町村ではどうにもならない問題とあきらめておりました。しかし、今回の合併により5万2,000余りの市になり、郡市を合わせれば、郡市は1市4町、来年は2市2町、約15万人の広域としての人口であります。その中の広域として考えるときだと思えます。幸い本市には郡市医師会立病院もありますが、小児科医の不足は否めなく、小児医療体制の整備が急がれているところであります。厚生労働省は1999年度から小児救急医療支援事業として、全国に約400ある小児救急医療圏ごとに担当医院の輪番制などを推進してきましたが、現状で導入できたのは半数程度に留まっているとのこととあります。しかも輪番担当病院に小児科医の不足を打開するために、日本小児科学会では小児科の集約化として人口200万人の都市に3次医療の中心総合病院として中核小児施設を50カ所、また人口30万から50万人の都市、地域小児科センター240カ所、さらに人口10万人から20万人の都市に小児科病院を550カ所と小児医療改革構想を打ち出しております。菊池郡市を

1つのエリアとしても早急な実現を望むところでありますが、都市には公立病院は1つもなく、自治体はどうすることもできなく、あとは各首長の手腕にかかっていると思うのでありますが、お答え願いたいと思います。

2番目、乳幼児の支援体制についてであります。少子社会の到来が叫ばれて久しいですが、我が国の出生率は1970年代半ばから低下が始まり、1990年の1.57人から本格的に少子化対策がスタートしたものの、15年を経過した現在も改善の兆しは見えておりません。また、急速な少子高齢化の進展は、我が国の経済成長や社会保障制度の持続可能性に多大な影響を及ぼすことが懸念されております。少子対策も長期的には経済、財政、社会保障制度、教育改革、社会資本整備など、これまでの少子化対策の枠組みに留まらないあらゆる社会変動、人口構造の変化にも耐えうる構造改革が必要であります。その取り組みの視点として、子どもの幸せや子どもの安心を最優先で確保しなければならないと思います。そこで質問に入りますが、1つ、旧菊池市においては、社協に委託して乳幼児を持つ親どおしが子どもと一緒に遊べるつどいの広場事業が15年よりスタートしております。この事業は親子の交流もでき好評のようでございますが、旧3町村の状況はどうか、お答え願いたいと思います。

2番目、6歳未満のチャイルドシート着用は2000年4月から義務づけられました。昨年1年間に自動車乗車中の交通事故で死亡した6歳未満の幼児は、前年より10人多い41人です。このうち、チャイルドシート非着用が30人だったことが6月9日警察庁のまとめでわかりました。幼児の死傷者に占める死者の割合、致死率は着用のケースが0.14%、非着用が0.57%で、約4.1倍の開きがありました。警察庁によると、着用していたケースの死者は11人、重傷72人、軽症7,857人、非着用では死亡者30人、重傷91人、軽傷5,127人となっております。死傷者中の重傷者割合死亡重傷率は、着用が1.05%、非着用が2.31%で、約2.2倍の差があったそうです。また、警察庁と日本自動車連盟JAFが4月20日から30日まで、全国104カ所で1万3,036人を対象にチャイルドシートの着用状況を調べた結果、着用率は49.1%と約半分であったそうです。年齢別では、1歳未満が73.6%、1歳から4歳までが48.8%、5歳は30.4%と年齢が高くなるにつれ着用率が下がっていることがわかりました。そこで質問いたしますが、子どもの安全を守るのは親の責務ですが、今、各自治体で少子対策の一環としてチャイルドシート購入時に何らかの補助をしているようです。身近なところでは、隣の西合志町が数年前より助成していますし、この子どもの安全を図るために、その考えはないかお答え願いたいと思います。

次に、小中学校及び保育園の防犯体制についてであります。私たちの記憶から未だ消えない大阪池田小事件のあの痛ましい事故は、それからも校外での死傷事件が後を絶ちません。どこに原因があるのか、子どもを持つ親は子どもが家に帰ってくるまで不安の毎日だそうであります。池田小学校事件以来、各学校では防犯対策に取り組んでいるようではありますが、その状況についてお答え願いたいと思います。

次に、内部障害者への対応及び表示についてであります。皆さんは内部障害者と聞いて、ピンとすぐに理解できるでしょうか。内部障害者とは、身体内部に障害を持つ人のことで、内蔵機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けた人を総称していいです。心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸の機能障害と人免疫不全ウィルスによる免疫機能障害の6つの障害があり、2001年8月の身体障害者実態調査によれば、身体障害者は全体で324万5,000人、その内内部障害は84万9,000人、26%を占めております。しかし聴覚障害者や視覚障害者に比べ、内部障害者については社会的認知が低く、その言葉すら知らせていないのが現状であります。外見からはわからない見えない障害であるゆえに、内部障害者は社会の無理解の中で様々な困難に直面しております。職場では障害を持つことが理解されず、健常者と同じ働きを求められて体をこわすケースが後を絶たず、昇級や賃金で差別されることもあります。日常生活では、障害者用の駐車スペースを利用したら警備員から注意を受けたり、電車やバスの優先席に腰掛けたら周囲から冷たい目で見られたり、誤解に基づくつらい思いを数多くの方が経験しております。内部障害者の最大の課題は、外見から障害がわからない、周囲の理解が得られない、社会復帰しても障害に合わせた労働環境が確保されにくい等の社会的不利益を被っております。このような現実を変えたいと内部障害者とその家族の方たちが内部障害者、内部疾患者の暮らしについて考えるハートプラスの会を結成し、内部障害者の存在を視覚的に示すハートプラスマーク、身体内部を意味するハートマークに思いやりの心をプラスをハートプラスマークと言います、を作成されました。こうした中、今年の3月に開幕した2005年日本国際博覧会愛知万博では、公的な場所として初めて同マークの表示板が高齢者や障害者をサポートする目的で会場の4つのゲート付近に設けられ、ケアセンター等に掲示されました。愛知万博では、セキュリティ対策として金属探知器による入場者のチェックを実施しておりますが、内部障害者の心臓ペースメーカーが誤作動する危険性があるため、警備員やスタッフが探知機を通過せずにケアセンターを経由するよう呼びかけているそうであります。案内スタッフもハートプラスマークのような表示が普及することで、内部障害者がどうかがわかるようになれば、その分的確かつ迅速に対応できると同マーク普及の

必要性を認めております。本市では、聴覚障害者用の方が来庁したときに筆談で申し込めるように耳マークの表示をしておりますし、内部障害者の切実な思いを受け止めこの市民にマークを紹介しながら行政、企業も何らかの支援を行うべきだと思いますが、いかが思われますでしょうか。お答えを願いたいと思います。

次に、障害から、ひらがなの「しょうがい」へであります。言葉に潜む差別、偏見を言い換えで改善する動きが強まる中で、滋賀県長浜市は4月1日より、福祉課の障害福祉係をひらがなで「しょうがい」漢字で「福祉係」と表示変更を実施しました。福岡市や深川市、鎌ヶ谷市などが障害の障の漢字、害はひらがなと変更されております。私も障害の「障」は差し支える、故障などの意味が強いと思います。害は災いの意味を含んでおり、漢字から与える負のイメージが強く、本市においてもこれを改善する考えはないか。お答え願いたいと思います。

これで、1回目の質問とします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） おはようございます。

小児医療対策についてお答えいたします。現在の本市における小児医療につきましては、小児科の専門医が少なく、小児を持つ保護者などの相談、特に夜間における小児の病気への対応など、十分とは言えない状況にあります。このことから、安心して子どもを育てられるよう早急に対策をすべく本定例会に小児救急医療体制づくりを検討するための予算を計上しているところでございます。合併により、人口5万人強となりました本市におきましては、まずは菊池郡市医師会と十分協議をさせていただき、菊池市の小児救急医療体制が整うよう進めていきたいというふうに考えております。また、広域的な見地から菊池郡市医師会はもとより、近隣の医師会などとの協議も進めてまいりたいというふうに考えております。その間、市民の皆様には熊本県が本年6月から開始いたしました熊本地域医療センターでの午後7時から午後11時までの電話による子どもの急な病気に関する対応や応急処置についての助言、受診可能な医療機関の紹介等を活用いただきたいというふうに思います。また、平日の午後6時から翌朝午前8時まで、休日の午前8時から午後6時までの診療を菊池郡市医師会立病院他4医療機関を指定して実施していますので、あわせて十分活用いただきたいと思います。

それから、小児医療対策の助成関係につきましては、旧菊池市、旧七城町、旧泗水町において、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児を対象に一部負担金から高額療養費及び附加給付金等の給付金があるときはその額を、控除した額を助成しております。旧旭志村においては、3歳児までは旧菊池市ほか2町と同

様ですが、4歳から6歳までの助成については一部負担金から高額療養費及び附加給付金等を控除した額の2分の1を助成しておりました。合併にあたっては、合併分科会の協議の結果、旧菊池市等の補助に統一することで一致し、現在に至っております。年齢引き上げにつきましては新市になってから三月ほどですので詳しいデータはありませんが、資料から申し上げますと現在6歳児の補助額は月平均60万円程度です。年齢の引き上げにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、旧市町村の差異がありましたので今回統一したこと、県から補助金基準の見直しも今のところないようです。3人以上いる世帯で入院のみで県の補助金は2分の1であります。なお、県下の状況を調べましたところ、若干であります。6歳就学前以降も助成している町村もあります。また、他の実施市町村の実施状況は概ね6歳就学まで助成となっております。したがって、本市におきましても財政状況、受診状況、県補助内容や他の市町村の状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから次に、つどいの広場整備事業についてのご質問についてお答えいたします。旧菊池市が行っておりますつどいの広場事業、ファミリーサポート事業についての説明ということですが、つどいの広場事業は、主に乳幼児、0歳から3歳児ですが、を持つ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることやボランティアを活用しての育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として、立町の空き店舗を利用して実施しております。平成16年度は延べ4,110名を超える親子さんが訪れまして、育児不安の解消の場となっております。またファミリーサポート事業は、菊池市ふれあいセンター4階に事務所を置き、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人がお互い会員になって助け合うシステムでございます。平成16年7月より地域における育児の相互援助活動としての地域の子育て機能の充実を図る目的で実施しているものでございます。会員数は平成17年3月末現在で56名でございます。

次に、保育園における防犯体制についてのお尋ねがございましたが、防犯カメラを公立保育園で5園中4園、私立16園のうち約6割で取り付けを完了しております。防犯フェンス等につきましては、全園で設置しております。通常は門扉を閉じ、不審者が進入しにくい体制を取っております。また、大部分の保育園で防犯ベル、各部屋には防犯ブザーを取り付け、散歩等で園外に出るときも必ず保育士が防犯ブザーを携行するなどの対策を講じております。今後も安心して園行事ができるよう防犯対策に取り組んでまいります。



次に、内部障害者への対応、障害という字の表示関係につきましてお答えいたします。身体障害者には肢体不自由障害や体幹機能障害、内部障害等様々な障害がございます。ご提案がありました内部障害者、特にペースメーカーを装置されておられる方への対応につきましては、どのような時どのような不安、どのような対策が必要かなどを身体障害者協議会やそれぞれ障害者の方々のご意見をお聞きしながら検討してまいりたいというふうに思っております。また障害という漢字を優しく「しょうがい」とひらがなで表示するというご提案につきましては、現在漢字の「障害」で一般的に統一しておりますので、身体障害者協議会等のご意見を聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。また、ハートマークについてのご提案も、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） おはようございます。外村議員のご質問にお答えいたします。

幼・小・中学校の防犯対策についてということでお答えしたいと思います。学校及び幼稚園内の防犯対策につきましては、平成13年の大阪池田小学校乱入事件以来、各学校独自の危機管理マニュアルを作成し、安全管理に努めているところでございます。現在学校等で行っています対策といたしましては、児童生徒の安全教育、避難訓練、学校と警察の緊急連絡体制の整備、各教室非常ベル等の設置、それから学校の死角の原因になる樹木等、いろいろな建物等ですが、の障害物の除去、来校者名簿を作成し、来校者を確認する対策、教師による学校内外の巡視体制及び不審者侵入対策訓練など、安全管理への取り組みが行われています。

次に、登下校及び地域の取り組みにつきましては、各学校の通学路のエリアに子ども連絡所を設置し、緊急避難場所として地域の方々にご協力をいただいているところでございます。また、子どもたちの下校時に合わせて各学校区の保護者による巡回防犯パトロールが実施されています。全地区実施されているところでございます。合併に伴い、小学校14校、中学校5校、幼稚園2園が教育委員会の管理・運営となりました。不審者侵入防止の門扉が未設置で、車止め等にて対応している学校が3校あります。門扉がない3校ありますけれども、車止め等で門を守っているという形でございます。また防犯ブザーの携帯につきましては、全児童生徒が所持している学校、低学年のみ所持の学校、それから女子生徒のみ所持の学校、希望者のみ所持している学校等、各学校で異なった所持の状況であります。犯罪防止のためには、防犯装置・管理体制がこれで十分ということはありませんけれども、子ど

もたちの安全については学校、地域、保護者、警察等の関係機関と連携を図り、子どもたちが安全で楽しい学校生活を送れるよう教育環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 先ほどチャイルドシート関係のご質問がございまして、ちょっと漏れておりましたので失礼いたしました。チャイルドシートにつきましては、県下14市中1市が購入金額の半額補助をしております。1万5,000円が上限となっております。貸し出しを実施しているのは2市でございます。また、菊池郡内では3町において5,000円から1万円の上限で、概ね半額の補助を行っている状況でございます。購入補助につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。なお、菊池警察署管内の交通安全協会が会員に限り3ヵ月の無料貸し出しを実施しております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[ 登壇 ]

（外村國敏君） 小児対策についてであります。小児医療についての今部長の答弁がございました。まず、医師会と十分協議させていただき、菊池市の医療体制の整備を進めていくとのことであります。また、県が本年6月1日より開始した熊本地域医療センターでの午後7時より11時までの電話による子どもの急な病気に関する対応や応急処置についての助言等は、子育て真っ最中の若い夫婦に安心を与え、勇気づけてくれるものであると思います。市民の皆様にも早急に周知徹底されるということではありますが、どのような方法でされるのか、お聞かせ願いたいと思います。また、市長もこの施政方針の中で医療体制の強化は特におっしゃっております。強化充実につきましては、休日及び夜間の地域住民の救急医療体制を確保するため、医療機関や保健所、消防署と相互の連携を深め、在宅当番、救急医療の情報提供や病院群輪番制病院の確保等地域医療サービスの充実を推進します。特に、小児医療夜間救急医療体制を確保するため、菊池郡市医師会と連携を深め、保護者が安心できる地域医療サービスの充実を努めるとあります。今、部長のおっしゃったのと大体似ておりますが、私も苦い経験がありますが、ちょうど30年になります。保育園に通っていた子どもが夕方帰ってくるなりおなか痛いよと言うもんだから、町の病院に連れて行きました。病院に慌てていったら、これは風邪ですばい。だけん注射打るときましよう、薬やりますと言うてからですね、痛み止めを打って、その場

は治まりましたが、9時か10時ごろだと思いますが、また痛いよと泣き出しました。しかし、どうすることもできずに、そのまま夜の明けるまで子どもを抱きながら夜明けを待ちました。6時ごろ夜明けになり、病院の門をたたき起こしました。先生のおっしゃったことは、これはわからんですばいと。今から私がここに紹介状書きますので、国立病院に行ってください。しかし、国立病院は8時過ぎにならんと開きませんけんて言いなるもんだから、それを時間を待って、そして猛スピード、スピード違反で国立病院に行きました。しかし大きな病院はたらい回しですよ。まずは小児科、内科、そして最後に外科、そのとき行ったときは、もう子どもは腕の中で意識はありませんでした。最後の外科の教授が、これはもうすぐ手術せんとしゃが、こら腹膜炎を起こしとるじゃないかと言うて、その前に手術するのをのけてうちの子もしたんです。それで、助かりました。そういうことがあって、本当に私たちまだまだ、30年前ですよ、今は医療体制はある程度充実しております。どうでもいかないときには救急車があります。しかし、そのようにですね、テレホンサービス、軽いときはテレホンサービスでいい。しかし、本当に困ったときに安心して見てもらえるような医療体制を望むところであります。これは最後に市長の方から施政方針で述べておられますが、また詳しく述べていただきたいと思ひます。

次に、乳幼児医療費についてであります。一昨年4月より旧菊池市においては、先ほど部長が申したとおり、就学前までは通院、入院ともに医療費の無料化になりました。県の方針は3歳児までですので、その取り組みには感謝を申し上げるところでございますが、しかし少子化対策として各自治体がいかに取り組むかは、首長の考え方一つであろうと思ひます。どうすれば生み育てやすい環境をつくるか、それを最優先するかではないかと思ひます。一昨年の6歳まで医療費の無料化を決めたときには、11市中菊池が初めてでありました。しかし、今ではほとんどの市で実施しておりますし、ご承知のとおり中学3年まで無料化されているところも幾らもありますし、本気で少子化を思うときに最優先課題として実施しているのだと、その自治体には敬意を表するところであります。政府は経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005、骨太方針を正式に決定し、その柱の1つに子育て支援を国の政策と明記し、国を上げて子育て支援を強化する方針を打ち出したのであります。国も本気で取り組み、各自治体もさらに今までにないような取り組みをする必要があろうかと思ひますが、いかがでありますでしょうか。今、東京都でも子育て支援策の1つとして医療費無料化を義務教育終了まで、中学3年までを視野に入れ検討を始めました。本市は小学校入学前まででありますし、ご検討をよろしく願ひしたいと思ひます。合併当初であり、新しい取り組みとして考えていただきたいという

ふうに願うところであります。また、就学前までから小学1年生、2年生、3年生と1歳伸ばしたときに幾らぐらいの費用がかかるのか、お答え願いたいと思います。

次に、施政方針にもこのように述べられておりますので、子育て支援として新市の特性、実状に合った次世代育成支援行動計画を策定しました。今後地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等の目標を設定し、目標達成のための施策を実行してまいりますとあります。平成17年度の主な取り組みとして、3人目以降の子どもの出生に際し、祝い金を支給するすくすく子宝祝い金制度の創設や未就園児とその保護者が気軽に集い、交流し、育児の孤立化を防止するつどいの広場事業、先ほど言われましたつどいの広場事業、仕事と育児の両立を支援し、多様な保育ニーズに対応した総合援助活動を行うファミリーサポートセンター事業等と明記してございます。すくすく子宝祝い金制度は、3人目以降も同じ10万円だと聞いておりますが、今後旭志村は、旧旭志村は金額は4人目、5人目は確か高かったというふうに思っておりますが、そのようなお考えはないのか、お答え願いたいと思います。また、つどいの広場事業は旧4町村で地域に合った事業をやるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、学校及び園内の、教育長のご答弁にございましたが、今何があるかわからない、今子どもたちは何を考えているか、また大人もいつどのようなときに災害、事故が起こるかわからない、そのようなことでありますので、今後もご答弁にありましたような事故が起きないように徹底してやっていただきたいと思うところであります。

次に、内部障害者、今、ハートプラスマークについては今後検討するというような答弁でありました。ハートプラスマークを検討する、先ほど内部障害者のことで縷縷お話申し上げましたが、金がかかる事業でしょうか。私はプラスマークを掲示をしたらどうでしょうか。あらゆるところで機会を通じながら、そしてハートプラスマークをつくれれば、金もかからないし、内部障害者の方たちが安心してそこに行けるというようなことを申し上げたつもりであります。検討するというような何か金がかかるんじゃないかというようなご答弁のように思いますが、検討ということは金がかかるということじゃないでしょうか。金がかからないことはどんどん、その人たちが安心して暮らせるようなことをするのが行政ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。また「障害」からひらがなの「しょうがい」へも検討するというところであります。考え方の相違でありましようから、今後検討していただきたいと思います。

2 回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

まず、夜間の小児救急医療体制の問題ですけれども、県が始めたということ、広報をどのようにするかということでしたけれども、これにつきましては市の広報誌またそれぞれ小児科関係の健診等もございますので、そういった際に啓発してまいりたいというふうに考えております。

その次に、小児医療関係の年齢別と申しますか、6 歳児からの医療費はどのくらいかかるかというようなお尋ねでございました。この件につきましては、大体月6 歳児ですね、現在補助しておりますのが月60 万で年額720 万円程度助成しております。大体子どもさんは小学校上級に行くにしたがって、大体医療費は病気がですね、段々少なくなっていくということで下がっていくというふうな状況でございます。

それから次に、次世代育成支援計画というふうについてのお尋ねでございましたが、これにつきましては計画書に則りまして満足いくと申しますか、できるだけことはさせていただきたいというふうに考えております。その中でもありますが、つどいの広場につきまして、旧4 市町村、支所ごとに広げてはどうかというふうなご提案がございましたが、これにつきましても検討させていただきたいと思っております。

それからもう一つ、すくすく子宝祝い金制度の4 人目以降から増額したらどうかというご提案がございました。確かに以前は旧旭志村は4 人目以降、確か上がっております。しかしこれにつきましては合併したすぐということもございますし、分科会等で相談されておりますので、当分の間と言いますか、これにつきましては今10 万円ですけれども、続けさせていただくならというふうに思います。

それから、ハートプラスマーク関係につきましては経費は要らないんじゃないかというふうな話でした。課に持ち帰りましてですね、できるならこれもひとつ検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 1 点だけ、先ほども担当部長の方から申し上げましたけれども、夜間医療の充実、体制の充実でございますけれども、施政方針でも述べておりますように、特に小児救急医療体制の整備につきましては、医師会と早速協議をお願いいたしまして、確立に向けまして努力をさせていただきたいというふうに考

えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） ここで10分間、暫時休憩をします。

-----  
休憩 午前10時45分

開議 午前10時55分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） それでは、一般質問を申し上げます。

その前に、私の質問が私の所属する総務委員会にかかわる部分もございましたので、総務委員長にご了解を得ておることを、まず申し上げておきます。

私は、昨年1年間、病気療養で議会に出席することができませんでした。その間に合併が進められて、今日に至りました。したがって、私の質問が的を外した点があるかと思いますが、ご容赦をお願いしたいと思います。

福村市長は兼ねてから合併の賛成論者、何としても合併をしたい、こういうふうなお気持ちだったと思います。その合併が自分の意向どおりに4市町村合併が成就した。しかも、市長選挙においても圧倒的な票数で市長に当選をされた。合併後の初代の市長として就任されたわけであります。これからの4年間、まさにご安泰でございます。おめでとうございます。昭和の合併から50年を経て、平成の合併に至りました。平成の合併が、なお全国的には進められておりますが、大方一段落した時点で経済界からはどういう主張が出てきておるのか。道州制を目指す町村の合併、これがもう既にアドバランとはいえ、そういう方向がですね、示されております。世はスピード時代。昭和の合併から平成の合併までには50年余り。平成の合併から道州制までは2、30年でそういう方向が来るのではないかと。さらに道州制の成就した暁には何が待っておるのか。これは私の冗談と聞いてもらえばいいですけど、アメリカ合衆国との合併、アメリカに併合されるという方向すら今の小泉、竹中路線では心配せざるを得ない、そういう状況ではないでしょうか。そういう点から、この合併が果たして行政に、そして市民の暮らし向きにどのような影響をもたらすのか、それに対して行政として、福村市長として暮らしを守る点で、市民の利益を擁護する点でどういうふうな施策をやろうとなさっておるのか。その点について、基本的な点についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、第1番目に、今回の合併の基本的なところを押さえておかなければです

よ、合併はあたかもバラ色の社会をつくるというふうに一面的に捉えてもらうならば、間違った施策が出てくるだろうと思います。したがって、執行部として、市長として、今回の押しつけ合併、政府の主導による押しつけ合併を本質的には何とお考えになっておられるのか、その辺をまず明らかにした上で、それに対抗してどのような施策を執るのかということをお答え願いたい。私は一言で言うならば、今回の合併はまさに自治体のリストラ、これにほかならない。合併特例債というアメをぶら下げながら、自治体のリストラを進めていく。もう既に市町村長4人が1人になったでしょう。首を切ったでしょう。この次は、私たち議員を首切ると、そうでしょう。60名を28名にすると、まさらリストラ。その先に何が控えているか。職員の首切り。また、今回の合併の目標として、そのようなリストラをやらなければ、これからの行政運営はできないと、こういう事態に立ち至っておると、私はそう思うわけでありませう。したがって、今回の合併が基本的に何なのか、まずお答えを願いたい。それから、私はせっかく合併した4市町村、それぞれの旧市町村が長い歴史の中で自らの施策を実行しながらですね、それぞれ住民に暮らしを守っていくという役割を果たしてきた。それはそれぞれ違った方向でやってきた、共通の方法もあるかと思いますが、違ったやり方もたくさんある。そういう中で、これを1つにまとめていくと。私はまずですね、その施政方針の出る前に通告をしたのでちょっとごちゃごちゃしてありますが、この市長の政策、市長選の政策、これを見てもですね、まず4市町村の住民をどういうふうに意識の統一を図っていくのか。新菊池市としての一体のものとして、すべての市民が参加をして頑張っていくのか。その方向をですね、打ち出していくことがまず必要ではないか、私はそう思っておるわけでありませう。時間が45分ですから、もう先ほどのようになつたら困りますので、3回質問したいので、急ぎませう。

次、サービスは高い方に、負担は低い方にと、これは合併を前提としたこれが売り言葉だったですね。サービスは高い方にするから、負担は低い方にするから、みんな合併に賛成してくれて、県の職員だってそう言ってきたでしょう。そやんばかな話ができるかと、手品のごたごたができるかと私は思いますが、しかしそれが約束でしょう。サービスは高い方に、負担は低い方に。それで昨日来から問題になっております固定資産税、1.4か1.6か。私の予想では、菊池市を除く旧3町村は1.4です。菊池市が1.4に合意すれば全部すぐ今日にでも1.4になるじゃありませんか。その合意ができなかったというのは、一体どこにあるのか。菊池市長、当事の菊池市長として、今の福村市長、この問題に対して自らはどういう見解を持って合併協の中に臨まれたのか。1.4は困ると、1.6は高すぎるから真ん中取ろうと、こういう方向で行かれたのか。そうだからこそ、満場一致制の中で一致

ができなかったと、こういうことではなかろうかと私は思っております。その辺は明確にお答え願いたい。

それから、税金の問題で言うと、私も専門家ですから税金の問題、ちっとばかり言わんといかんと思ひまして。法人市民税だってですね、均等割、旧町村は5万円、市は6万円です。税率だって旧町村は12.3、市は14.7、これをどちらに統一されるのか。またこれも高い方に統一するとおっしゃるかもしれません。その辺のお気持ちを聞きしたいというふうに思います。したがって、今後ともですね、サービスは高く、負担は低く、この大前提を守り抜くという決意をですね、ここで福村市長として表明していただきたい、こう思うところであります。

それから、それぞれ長い歴史を持った旧市町村です。住民の皆さんもそれぞれ旧市町村ごとに自分の町、村を愛してこられた。それが1つに合併した。したがって、様々な意見があると思います。そういう点で、市民の意見をどのように尊重するか、意見を集約して、そして施策に生かしていくということが必要であります。市民の意見を聞く点では、私たち議員だった合併問題については選挙で洗礼を受けたわけではありません。市長は今回の市長選挙で洗礼を受けられた。したがって、私の考えとしては、市民に合併についての賛否を問うべきだと、七城だけは丁寧に賛否を取られました。あとの3市町村は、賛否を取られていません。住民の意向が客観的に果たしてどうだったのかという点ではですね、私は今日なお不十分さを残しておる、このように思うわけありますので、今後住民の意見、市民の意見をどのように汲み上げていくのか、尊重していくのか、その決意のほどを明確にしていきたい。

それから、最終的には職員の配置というものが今回の合併の自治体リストラの大きな目標になるかと思いますが、職員の配置について、当面じゃなくて将来的に今はこれだけ4市町村の職員が集まった、それが今後年次計画でどのように減らして、最終目標としてどこまで減らすのか、その辺をお伺いをしたいというふうに思います。

それから、市民の声としてですね、私がここに上げております。いつの間にかごみ袋が、菊池市で言うならば、旧菊池市で言うならば10円が15円になった。何も事前に連絡もなしにぼすっと上げた。考えてみたら、泗水はえらい下がったと、こういうご不満がですね、市民の中から出ております。それから、新庁舎は花房の上の方につくるげな。何であやんところにつくらすとだろろうかと。私たちが知らん間に決めてしまわした、こういう意見がですね、市民の中からたくさん出ております。したがって、先ほどから申し上げております市民の声というものをどう尊重するのかという点からも、それからごみ袋を値上げした、市民の意向を無視して



値上げした、そういう点。それに市民に何ら図ることなく市庁舎の所在地を決めたという点。お答えを願いたいと思います。

それから、もう1つ市民の声として、議員が59名、正確には60名の欠員1名と。しかもこれが来年の5月までと。当面何ヵ月間はですね、準備期間としてもやむを得ないが、もう1年何ヵ月もですね、大勢の議員である必要があるのかどうか、こういうふうなご意見もあります。考えてみますと、有権者を見ても、旧菊池市が2万1,469名、旧菊池市以外の旧3町村が2万112名。ちょうど大体パーパーですね。ところが2万1,469名、半分の有権者のおる旧菊池市の選出議員は60名中20名、残り40名が旧菊池市以外の選出。これじゃ民主主義と言えるですか。1票の格差が余りにも大きすぎはしませんか。そういう点で、議会のことは執行部はなかなか言いにくいかもしれんが、ひとつお答えを願いたい。

それから、施政方針に入りますが、今も施政方針にかかわって申し上げましたが、私はこの施政方針を見てですね、小泉総理大臣が相撲で言うたように感動したと言いたいけれども、この施政方針を見て失望した、こう言わざるを得ない。先ほども述べましたように、まず合併の大前提、住民をどう1つにまとめるかという点で不十分さがある、そういう点ですね、私は問題があるというふうに思います。それから、かけ声としてはですね、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」とこう出されておりますけれども、中身を見ると政策的にはですね、総花的、羅列的に述べられておる。私は、当面やっぱりこの菊池市をですね、どのようなまちにしていくのか。高いやっぱり理念を掲げて、そして本当に自然豊かなですね、そういうまちづくりをしていくと。自然環境を絶対に守り抜くと。その中で、観光も発展させる、農業も発展させる、そういうことが必要ではないか。そういう高い理念が欠けておるといふふうに思うわけでありませう。

それから、高齢者政策についても、福祉の観点からは述べてありますけれども、私も高齢者の一員として考えますと、高齢者の生きがいの問題。まだまだですね、私は病氣したとはいえ、まだ働ける。働き場所、高齢者の働き場所、生きがいをどのようにですね、高齢者につくり出していくのかと。そして高齢者の積極的な意欲をどのように引き出していくのか、これが求められると思います。

財政計画についても、特に合併特例債、これについては積極的に活用すると述べられております。合併特例債を積極的に活用した場合に、使うときはいいでしょう。使った後は知らんぞということではいかんわけですよ。やっぱり、合併特例債が使える金が224億円あると、これ全部使おうというふうなお気持ちなのか。これを使った場合に、30%以上の借入金が残るわけです。それには利息も絡むわけで、後世の住民負担になるわけで、それらの点についてどのような財政の計画、合

併特例債を中心にした財政計画、今後の市民、将来の市民の負担割合、こういう点についてどういうふうにお考えか、まず第1回目、お伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 甲斐議員のご質問に答弁します。

まず、今回の合併とは何かということですが、合併の目的につきましては、国の施策でありますところの地方分権及び行財政改革に対処することや、また厳しい財政状況を緩和することもその1つではありますけれども、それだけではなく、生活圏の拡大によりまして、ますます増大する市町村の区域を超えた広域的な行政需要や近年確実に訪れると予想されます少子高齢化社会等に対応しまして、広域的なまちづくりを積極的に推進するため自治体として必要なものではないかと考えているものでございます。また、合併後のまちづくりにつきましては住民の声を施策に反映させまして、きめ細やかな行政サービスや市民との協働によるまちづくりの実現ということですが、その1つとしまして旧の4市町村単位に設置してあります地域審議会がございまして、この地域審議会におきましては、本年4月1日、平成17年4月1日から向こう10年間ですけれども、地域住民の意向を的確に把握し、各地域の実状に応じた施策を展開するためのものでありまして、各地区に15名、合計60名の委員さんを委嘱したものでございます。またこのほか、公聴制度としまして、パブリックコメント手続き要項を制定し、7月1日から施行することとしております。このほかにも、市長と直接対話ができますところの仮称ですが「ふれあいトーク」や市政モニターなど、市民の意見を聞く機会を数多く設けたいと考えているものでございます。これら市民の声を各種施策に反映させまして、議会に提案させていただくことにより市民、議会、行政が一体となったまちづくりが推進できるものと考えているものでございます。

次に、合併協議会関係におきまして、サービスは高く負担は低い方に調整させることが望まれますけれども、今回の合併につきましては一部ご指摘がありましたごみ袋等の例はございますが、可能な限り負担を低い方にを原則に調整してまいったところでございます。

また、合併に対する民意につきましては、合併協議会や各市町村におきましてアンケート調査、あるいは住民説明会等の実施によりまして、広く民意を聴取してきたところとっております。協議内容につきましても、合併協議会だよりやホームページにより情報を公開しまして、合併に関する広報、公聴につきましては、ある程度の民意が聞けたものと理解したものでございます。今後も税あるいは補助金等のように未調整の項目がございまして、民意や新市の財政状況等を踏まえまし

て、議会や関係団体等と十分協議を進め、決定してまいりたいと思っているものでございます。また、ご指摘がございましたごみ袋価格に関しましては、合併協議会の中の分科会で一応調整を行ったものでございます。旧菊池市や旧七城町の可燃物のごみ袋が1枚当たり15円、旧旭志村が30円、旧泗水町が50円となっていたものを1枚当たり20円で統一することで、合併協議会で協議を行いまして確認がなされたものでございます。その理由としましては、旧菊池市におきましては出されたごみ1袋当たり処理費用が300円以上もかかっているという反面、またごみ袋の価格は県内の自治体で最も安くなっていて、価格の見直しを検討していた時期であったということもあります。また、ごみ袋の価格は少しでも上げることで、ごみの減量化の推進を図るためということでもございます。一応市民への周知につきましては、先ほども申しましたとおり、それ以外にも広報や合併協議会だよりで実施してまして、直接意見を聞く場としましては住民説明会等を実施しているところでございます。

次に、新庁舎関係ですけど、これにつきましても合併協議会で新市事務所の位置、候補地選定小委員会というものが設置なされまして、新市事務所の位置の選定や本庁及び支所のあり方について審議がなされたものでございます。その審議の中で、3年を目標に新庁舎を建設することとし、国道325号、387号を結ぶ菊池グリーンロード沿線周辺に適地を求めると新庁舎の基本方針がまとめられまして、小委員会提案を基に合併協議会で確認がなされているものでございます。合併協議会の確認事項は尊重すべきものと考えていますので、基本的に確認事項を踏まえまして、新庁舎建設を進めてまいりたいと考えているものでございます。もちろん、アンケート調査やパブリックコメント等によりまして、民意を広く聴取し、職員からなる庁内検討委員会や市民代表からなる、仮称ですけども、新庁舎及び周辺整備検討懇談会を発足させまして、議会、関係団体等とも協議をしながら進めてまいりたいと考えています。また建設経費や管理経費につきましても、なるべく市の財政に負担がかからないよう協議を進めてまいりたいと存じます。

また、議員の定数、在任特例につきましても、合併協議会におきまして議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期に関する小委員会が設置されまして、議会議員の定数及び任期について審議がなされたものでございます。その中におきまして、1市2町1村の議会議員は市町村合併特例法第7条第1項の規定を適用して、平成18年5月31日までの期間、引き続き新市の議会の議員として在任するとしてまとめられまして、小委員会提案を基に協議会で確認がなされたものでございます。

以上、簡単ですけれども、甲斐議員のご質問に答弁いたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 職員の配置等につきましては、現在地方自治体におきましては厳しい行財政環境の中、市民負担の増加を抑制しながら貴重な人材を生かすため、最小の職員で最大の効果を上げるようにすることが要求されているところがございます。このために、新市におきましても定員モデルや類似団体別職員数の状況との比較による現状分析等を行ったうえで、早急に定員適正化計画を策定し、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、民間委託等の活用、スクラップアンドビルドの徹底などを図りながら、定員適正化計画を着実に実行していかなければならないと考えております。もちろん、今後この定員適正化計画を進めていくうえでは市民の理解と協力を得ることが必要不可欠でございます。また合併の目的の1つとしても行政コスト削減のための職員定数減がありますので、早急に取り組まなければならないところがございます。現実的には、退職者の不補充や採用人員の抑制などの手法による削減となりますが、数年後の大量退職、また長期的な観点からの人事管理など、総合的に判断しながら計画的に取り組まなければならないと考えております。職員削減による地域の消費経済及び地域雇用の影響などにつきましては、多少出てくると考えておりますが、市民の行政に対する負担などを考え合わせると、これはやむを得ないと考えております。

次に、行財政計画につきましては、現在新市建設計画で示しておりますが、当初松本議員にお答えしましたように、総合計画作成の中で事業の平準化を図り、無理、無駄のない事業の実施に努めてまいります。特例債の活用につきましては、10年間で上限約224億3,000万円のうち、約212億を活用する計画となっております。今後厳しい財政状況が予想されますので、国・県などの動向を十分見ながら、補助金、助成金等の活用を図り、公債費比率等を十分に考慮しながら特例債を有効に活用していきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 施政方針の中で自然環境保全の具体策はというご質問がございました。ご承知のとおり、菊池市は阿蘇外輪山に源を発する菊池川、迫間川、合志川に育まれた豊かな自然と先人の築かれた歴史と文化遺産、恵まれた環境を享受してまいりましたが、その環境が損なわれようとしている今日、市民、事業者及び市の責務を明らかにし、住民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、豊かで快適な環境の創造及び保全に関する基本的事項を定め、資源循環型社会形成を目指した新市にふさわしい環境基本計画を策定するための組織づくりを進めてまいり

ます。さらには、市民一人一人の環境問題に対する意識の啓発及びごみの減量化、リデュース・リユース・リサイクルの3R運動を推進するため、各区より選出された生活環境推進員の組織の強化を図るなど、環境保全に努めてまいりたいと思います。

高齢者の施策は福祉の観点だけで済むのかというご質問がございました。我が国では平成26年、西暦2014年には総人口のおよそ4人に1人が65歳以上になると見込まれています。本市の状況は、平成17年3月末の住民基本台帳によりますと65歳以上の割合が25.5%と国に試算より早く高齢化が進行し、今後もその傾向が強まることが想定されます。高齢者の皆さんは元気に活動する高齢者の存在とともに、その豊かな経験と知識を活用した地域づくりの大きな可能性をもたらしています。一方で、75歳以上の後期高齢者の増加により、寝たきりや認知症など、要介護状態の高齢者が増加し、介護の長期化や介護者の高齢化など、家庭介護力をめぐる状況は厳しさを増しています。住み慣れた地域で高齢者の皆さんが尊厳をもって安心して暮らしていくためには、高齢者の生きがいづくり、保健、福祉及び医療の充実が必要であります。議員ご指摘のとおり、福祉だけの観点で済まされるものではありません。本年度策定予定の菊池市老人保健福祉計画では、高齢者の福祉サービスのみならず、高齢者が自らの経験と知識を地域のまちづくりに生かせるよう老人クラブ活動の充実や社会参加を推進し、交流拡大を図るとともに、高齢者の知識や経験を大いに発揮していただくため、シルバー人材センターの支援と就業機会の提供を推進してまいります。また高齢者の社会参加、生きがいづくり事業として、高齢者の生涯学習機会の充実、健康づくりによる疾病予防の推進のための各関係課との連携を強化し、高齢者を支援する方策を検討していきたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） 時間がですね、あと12分と。せっかく市長もおいでだから、市長にもしゃべってもらわにやいかんから、簡単に再質問いたします。

ごみ袋は、これは私はですね、1つの例として申し上げたわけで、ごみ袋を長々とおっしゃったってですな、大したことはない。だから、合併協議会で決まったから何でもよろしいと。私が言いたいのはですね、私たち議員も合併についての有権者の洗礼を受けてないわけですよ。じゃ、皆さん合併で、合併した方がいい、悪いということで前の選挙で戦われましたか。その当時の市長だって、市町村長だって、合併問題については住民の、有権者の洗礼を受けていないと。したがって、合併協で議論したとしても、本当に住民の意向をですね、やっぱり大事にするという

構えがなければですね、いかんということを私は申し上げておるわけでありまして。そういう点で、今後にそれを生かしていただきたいというふうに思います。

それから、今度ですね、職員の将来的なですね、リストラについて。この今、現員が職員何名あって、まだ最終的に計画は固まってないけども、将来的な構想として何割ぐらい減らそうと思っているかの。また減らす方法についてはどういう方法で、生首を切るのか、あるいは自然減を待つのか、どういう方法なのか、それらについてひとつお答えをいただきたいと思います。

あとはまた、3回目に質問します。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） まず、ご指摘がございました住民の意向を大切にしてほしいというご指摘でございますけれども、十分このご意見を尊重しながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、職員の将来的な定数の考え方であろうかと思っておりますけれども、現在、精査しておりますので、最終的な数字は出しておりませんが、最終的には先ほど申しました定員適正化計画の中で数値をはっきりと示したいというふうに考えております。基本的には、やり方といたしましては先ほども申しましたように、年度別の退職者を計算いたしまして、その不補充やそれに合わせまして採用人員を抑制するという手法を取らざるを得ないかなというふうに考えております。ただ、急速に定数を抑えますと、先ほども申しましたように人事管理の面から、長期的に見た人事管理の面から偏りが生じますので、その辺は定員適正化計画の中で十分検証させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 先ほどは甲斐議員の方から私の選挙の当選に対しまして、心からなるご祝辞をいただきまして、誠にありがとうございました。なかなか病後で大丈夫かなと心配しておったんですが、気炎を吐いておられまして何よりでございます。

いろいろとお尋ねがありまして、私へのお尋ねがちょっと絞れなかったんですが、この新しいまちができた、合併というものについての思いというものが、合併前、そして合併後、こもごもにあったんじゃないかなというふうに思います。ご案内のとおり、非常経済が緩やかな回復傾向にはなっておりますものの、大変厳しい状況下の中で三位一体の改革が進められていると。そのことについては、ちょうど

一昨日にですね、熊日紙の方に書いてございましたけれども、6月25日号であったんですが、国と地方、借金1,000兆円を突破かということでありました。国が781兆円、国債と借金、今月、今年の3月末で国民1人当たり612万円にも及ぶということを書いてありまして、地方の借金額は200兆円ということでありますから、2005年の国債の発行残高538兆円というものを加えてみますと、大体1,000兆円を超えるんじゃないかといった、そういった記事が書かれておりました。このような状況の中で、地方交付税がどんどんと減少されておりまして、税源移譲という名の下ではありますけれども、その税源移譲が確たるものになっていないということで、これを何とかしなきゃならないというのは、当然この地方自治体の首長も、あるいは議会の皆さん方も同じ思いであったろうと思います。そういった中で、先ほど部長が答弁しておりましたように、この地域がだんだん交通の利便性もありまして、行政の、住民の移動、あるいは行政のサービスを受取る方々というものが広がってきていると。そういったものによりまして、町村を超えた行政需要というのが高まってきていると。それは皆様方ご案内のとおり、これまで広域連合、あるいは広域行政組合というものを組織しながらし尿であったり、あるいは火葬場の運営であったり、あるいは老人保健福祉センターであったり、老人ホームですね、施設であったり、あるいは介護の認定、消防の合併ということになりましたけれども、そういった諸々の業務が広域的に事務処理をしていって、実体的に各市町村がその一部事務組合と言いながらも、どんどんとその合併、統合していく道筋が開けてきてたということもありまして、これをやはり合併を進めていくべきだという思いで私は先ほどお話ありましたように、積極的に推進してきた立場であります。そのことによって、メリットというのは果たして何なのかと言った場合に、市民の皆さん方がサービスを効率的に受けることができると。

[ 登壇 ]

( 甲斐健彦君 ) 市長、3回目の質問が。

[ 登壇 ]

市長( 福村三男君 ) まだ、あるんですか。まだ、あります。そんなことを思いながらありました。それで、施政方針そのものに非常に大きな期待を評価をしたかったんですけども、というお話でございました。私自身も満足度合いというのは極めて低うございまして、4つの市町村のそれぞれの持っている施策、いわゆる花を4つ合わせて挿し花というかな、盛り花をつくったということでありまして、菊池が菊の花ですから、菊の花、それぞれの町村の方がコスモス、そういったものを盛り合わせたような形になっておるために、施策に何かが見えないと、見えにくいというものは当然と言っていいくらいだと思いますが、それぞれの市町村の皆さん方の

思いがそこにあるということでお考えいただきたいと思います。それで、合併の有無、そして新市建設計画の云々ということにつきましては、できればこれは議会の皆様方が新たなる洗礼を受けてないということではありますけれども、今現状にあるものとしたしましては住民の意思というものを反映すべき立場にある議会の議決によって、新市建設計画が策定されていると。また住民代表もそれに参加されているということからいたしまして、行政の長としてはそれを中心に据えながら施策をつくっていかねばならないということについては、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） この施政方針をよく見ますとね、積極的に推進するという言葉が2カ所出てるんですね。まず1ページ、一番最後、生活基盤の整備、これらについては上下水道の整備、一般廃棄物ごみ、リサイクル、国道325線云々ということで、積極的に進めてまいります。その次に出ておるのは4ページ、合併特例債の活用。合併特例債の活用につきましては、合併自治体によって有利な制度であり、効率的、効果的なまちづくりを推進するため、新市建設計画に基づき積極的に活用すると。積極的にというのは、ここ2カ所ですよ。市長のお考えは、合併特例債を大いに活用して、多いに土木事業をやろうじゃないかと。結論はそうじゃないですか。それに対してお答えをお願いします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 土木事業が何か無駄な事業かのようなですね、表現のように聞こえたんですが、これはすなわち議場におられますそれぞれの議員の皆様方、そして住民の方々が長年の懸案であったり、あるいはまたこの新しいまちになることによって基幹的な道路をはじめとする連絡道路の整備であったり、あるいはまた今ご指摘の環境の整備というもので不均一な部分が、不公平な部分があるということで、上下水道がないといったところもあります。だからそういったことについて、公共事業というものについて、それぞれの町村からやはりメニューが上がってきたものが調整されたものであるということでございまして、手前の方で勝手につくったものではなく、それぞれの議会において承認をされたものが集大成されたものであるということでございます。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩をします。午後の会議は、午後1時から開きます。



休憩 午前 11時40分

開議 午後 1時00分

-----  
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[ 登壇 ]

（坂井正次君） こんにちは。七城の坂井といいます。今日は私のためにですね、こっち見て下さい、国旗を置いてあります。大変喜んでいる次第でございます。

さて、合併から3ヵ月が過ぎました。新執行部におかれましては、大変ご苦労があったことと思います。大変お疲れでございました。3ヵ月が過ぎましたけれども、合併は目的にあらず、手段であると思います。今後10年間のうちに約230億円の合併特例債を新菊池市の活性化の手段として用い、償還のピークに入る10年後までに、いろんな議員が質問をされましたけれども、優良企業の誘致、道路網の整備、社会資本の整備ですね、また私に言わせますと分譲地等の若者の定住増を図り等々により税収増とし、また行政コストを下げ市の財政を健全経営に持っていくことが、また菊池市民から合併してよかったと言われることが大事であり、目的であると思います。そういう観点からしまして、4年間新菊池市の命運を握っておられる初代福村市長の頑張りに大変期待しているところでございます。

通告に従い、質問事項、市の活性化について質問します。経済委員会の所轄でもございますけれども、一応委員長には了解を得ております。

菊池市の活性化について。まず、日本の現状でございますけれども、平成不景気からようやく脱却しようとしておりますけれども、税収不足等により国の財政は非常に厳しい状態で、交付金等減少傾向にあります。また、税源移譲、地方分権なども叫ばれ、地方の責任は大変重くなりつつあります。また、最近政府が言っておりますけれども、地方の合併がまた推進されているところであります。小泉首相は郵政民営化等、やれるものは民営化、企業化すべきだというふうになっていると思います。小さく菊池市の現状をといいますと、大変言いづらいところもございましてけれども、私に言わせますと将来展望が非常に見えにくい、また優良企業の進出が今のところないと。大動脈である4車線等、将来のための道路網の整備がまだ不備である。人口増、若者定住を促す大きな団地、分譲住宅地がない。その結果、少子高齢化が進んでいる。また、隈府などの町並みが衰退している。財政が大変厳しいと、こういった現状をどうにかして打開していかなければならないと思います。私たちは七城の議員でアメリカに研修に行きました。そんな中、アメリカの地方分権社会を見てまいりました。アメリカカリフォルニア州プレゼントヒルという、旧菊

池市と似たような3万5,000人程度の地方都市でございましたけれども、そのプレゼントヒル市は、ちょうど隈府のような町並みだと思いますけれども、衰退した町並みを市が40億円等をかけて、市中銀行から金を借りて、全区画買い上げ、区画整理をやり、住宅分譲地には分譲で売り、商業ゾーンにはテナント料をもらい、またレジャーゾーンなどにもテナント料を徴収して銀行に返済していくというようなことをやっておりました。地方分権社会のアメリカの一端を見たような気がいたしました。これがまた実に繁盛し、賑わっておりました。非常にうまくいっているのではないかというような市民の声でございました。こういった成功例を見てきたわけでございますけれども、この菊池市もときにはこういった大鉈を振るう局面も考えなければならぬと私は思います。

次に、日産自動車のゴーン社長の弟子の方がですね、学校のコストを下げるコンサルタントをやっておられまして、ちょっとテレビで見ましたけれども、例えば給食費などは業者の方が一括して納入されます。その方は、新聞紙上で相場を見られ、野菜相場といろいろ見られ、野菜も安いものを買う、そういった努力をされて給食費を抑える。その結果、1つの学校で年間200万、子ども1人当たり4,000円の給食費を安くすることができたそうです。また、これは七城町のことでございますけれども、いいか悪いかははっきりわかりませんが、庁舎の掃除は5時から職員の方が掃除をされます。清掃代が500万円ほどは年間で浮いたと思います。これが経営的企業のコストダウンの一端だと私は思っております。また株式会社というようなことも書いておりましたけれども、株式会社の社長は市長であり、社員は職員さんであり、会社は市であり、市民は一つの株主ですね、というようなことが言えると思います。取締役は議会と私は思っておりますけれども、社長なり社員の方が力を合わせて業績を上げ、そしてコストダウン、いろんなところで業績を上げ、会社が素晴らしい会社になり、利益を出して株主が潤う。市長と市職員さんが心を一つにして業績を上げ、そしてまた行政コストを下げながら財政をよくし、市が健全財政に持っていく。そしてまた、負担金とか税金が安くなる。まさしく株式会社会的な要素が多分に私はあると思います。前日、前々日と1回目、2回目に泗水の若い議員さんが言っておられましたけれども、有能な人材を大事な場所に登用する。またその結果を見て、昇格、昇級をやる。今日、甲斐さんも言われましたけれども、たまにはリストラ、人員削減をやる。無駄な投資はしない。徹底した行政コストの削減をやり、また大変難しゅうはございますけれども、優良企業の誘致、住宅団地の増設をし税収を増やす。将来的には収入を増やし、できるだけ支出を抑えるということは安く行うことは大変難しゅうございますけれども、株式会式的、企業的経営感覚での市運営はどうお考えですか。質問いたします。

続きまして、国道325号線の4車線化、主要道路の整備は急務と思うがということ質問いたします。国道325号線の4車線化は、菊池から七城へとまだ未開通でございます。まちづくりは私に言わせれば、まず道づくりからだと思います。4車線は人間で言うと大動脈であります。鉄道がない菊池にとって、道こそが生命線であります。4車線が開通しているところは、大変発展しております。大きくは東バイパス、清水バイパス、大津、菊陽のバイパス、益城のバイパス、西合志のバイパスもしっかりでございます。しかしながら、菊池にはどれが中心的、主幹の道路か、私に言わせればわからない状態であります。ここで質問でございます。なぜ菊池七城方面に325号線の4車線化ができなかったのか。原因は何だったのか、質問いたします。

次に、分譲住宅地等、若者の定住増施策はということで質問いたします。前にも述べましたが、菊池市は少子高齢化、大変高齢化率も高く、今後の将来の菊池市のことを考えると大変不安に感じているところであります。市営住宅建設も合併協議会事項に計画はされております。しかし、市営住宅では若者の定住増には私はつながらないと思います。また、人口増にも決してつながらないと思います。ここに市町村別1人当たりの所得ランキングが熊日に掲載されておりました。熊本の平均が244万円です。この一応4市町村言います。菊池市が224万円、七城町が県の平均と一緒、244万円、旭志村が246万円、泗水町が241万円で、これが菊池市のデータでございます。海沿いの地域が大体平均しまして180万円程度です。山沿いの地域が190万円程度だと思えます。一方、熊本市は279万円。私が思いますに、熊本市近郊の西合志が263万円、合志町が267万円、菊陽町が250万円、大津町は、本田技研が景気がよかったですでしょうけれども406万円で、熊本県で第1位となっております。つまり、熊本市周辺、また優良企業が来ているところが、つまり新興住宅地域の市町村の所得が断然高いわけでございます。また、菊池市から本田技研、ソニーなど、IC関連企業などにたくさんの方が勤められております。しかしながら、この菊池市に定住する、また購入する分譲地などがなければ、近隣の光の森、楠団地、すずかけ台等の菊池市外に移り住んでしまう可能性もございます。それゆえ一刻も早く分譲住宅地をつくり、若者の定住増を図らなければならないと思えますけれども、市長の考えをお伺いいたします。

次に、第3セクターの取り扱いについて質問いたします。なぜ私が第3セクターの件で質問をするかといいますと、第3セクター関係者の役員さん、また職員さん、出荷者の方、いずれの方も合併はしたが新市になったら第3セクターはどうなるのだろうと、急に今までのやり方が変われば、どう対処すればいいのかというような不安の声がたくさんあがっていますので、質問することにしました。第3セク

ターにつきましては、第8回菊池郡北部4市町村合併協議会、平成16年6月24日、旭志村で提出された、旭志村でこれは提出されました。そして、第13回合併協議会、10月21日において確認をされております。確認事項23、第3セクター等の取り扱い。第3セクター等の取り扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。1、第3セクターについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、地域の第3セクターとして存続することとし、合併後5年を目標に新市において調整する。なお、きくち観光物産館、七城町特産品センター、七城町銘柄米センター、旭志村ふれあいセンター、これは有朋の里ですかね、泗水について言えば、出荷体制等の運営制度を維持するとし、合併後新市において調整するという確認されております。と確認してありますけれども、この件につきまして、この確認事項を信じてやってよろしいのでしょうか。再度、確認をいたします。

最後に、市民一体となった心ふれあうイベントの開催はということでございますけれども、その前に旧市町村にはそれなりの、例えばホテルまつり、ホテルフェスタとか、コスモス祭り、夏祭り、米祭り等、各地域においていろんなイベントが開催されております。それはそれで地域の皆さんの楽しみの場であり、心ふれあう癒しの場でもあります。しかし、予算も必要となりますので、合併した今日、いつまでそういったイベントができるのか皆さん心配をされております。市としてはどのようにお考えか、質問いたします。

これで、1回目の質問を終わりたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 本市の行財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあり、初日の施政方針でもありましたように、菊池市行政改革推進本部を設置し、市民の意見を聴き、新たな行政改革大綱を策定し、大綱に基づき具体的な取り組みを集中的に実施するための集中改革プランの策定を進めてまいるところでございます。その中で、行政は住民が本当に求めているサービスは何か、ということを常に考えなくてはならないと思っております。行政と民間企業の立場は違いますが、企業のお客様は行政では市民と考えられますし、できるだけ多く、高品質のサービスを最小限のコストで提供することを使命としていることを考えれば、その手法は異なりますが共通する部分があると考えております。行政は過去のしがらみや体験を判断材料にすることが多いと言われますが、時代の変化に取り残されないためにも、企業の得意とする変化への対応能力を備え、市民にとって何が新しい価値なのかを把握し、求められるニーズにできる限り応えていきたいと思っております。また、企業は利益や実績によって成果がはっきりと見えてきますが、行政にとっての

成果は菊池市民でよかった、という住民の満足であります。形としてはわかりにくいかもしれませんが、新たな価値を創り出していくために、私たち職員が積極的に行動していかなければなりません。その1つとして、行政評価制度がございます。この制度は、効率的、効果的な事業の推進と行政の説明責任の確保を目的として実施するもので、旧菊池市では平成15年度から試行的に実施しておりました。新市においてもこれを引き継ぎ、平成17年度は職員へ向けた行政評価研修会などを開催するなど、本市における行政評価システムの早期確立を目指して、行政改善につなげてまいります。さらに、職員一人一人の意識改革を徹底し、現在取り組んでおりますISO推進の徹底やコスト削減につながることを今まで以上に推進していかなければなりません。企業的感觉の見習うべき部分は積極的に取り入れ、サービスの受け手である市民のサイドに立った政策を実践し、一方的な押しつけではなく、住民参画型の行政サービスを目指してまいります。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 325号線の4車線化についてお答えをいたします。325号線の4車線化につきましては、菊池市の産業、経済、その活性化、生活基盤の充実、それらを図る上で早期整備は不可欠であり、より一層の促進を図っていく必要があります。近年国家・地方財政の制約が厳しい状況において、325号線の整備の遅れが懸念されていることから、関係機関への促進要望とともに、用地買収などに対する支援を強化していくことが必要であると考えております。このために、山鹿市及び大津町との連携のもと、機動力のある要望、支援体制組織を確立すべく、現在関係機関との調整を図っているところでございます。現在の整備状況は、旭志工区4.2kmのうち、旭志伊坂から大津町杉水の間3.5kmが今年度中に完成し、延伸された森北から旭志伊坂間0.7kmについては、今年度から用地買収及び一部工事に着手されることとなりました。また、台工区0.7kmについては用地買収が完了し、平成18年度の完成を目途に今年度は改良、舗装工事の予定となっております。なお、七城町台から森北間につきましては、平成16年3月に国道325号検討委員会より国道325号道路計画に関する提言が県に提出されておりますが、中心市街地へのアクセス性を高めるルートでの積極的な整備の推進が望まれるとされているところでございます。本市といたしましては、将来のまちづくり、市街地の活性化に寄与する新たな区間の早期事業着手に向けて県との密接な連携を図りながら、市街地内区間のルートなど、諸課題の合意形成に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。議員ご指摘の、なぜ菊池市と七城町間の4車

線化が実現されていないのかということですが、道路整備の優先順位は交通量が多く、交通渋滞や混雑が著しい区間、災害、事故時の代替路線がない区間、費用対効果などが総合的に評価されて事業採択されております。325号の市街地内区間であります野間口から大琳寺にかけては、主要地方道植木インター菊池線のバイパスが整備されまして、現道とバイパスに交通量が分散され、現在事業中であります旭志や鹿本地区の日交通量約2万台に対して、その区間は約1万台という現況でございます。このような理由により、旭志大津地区や鹿本地区が先に整備されているものと理解しております。ご意見のように、まちづくりは道づくりからということで、社会資本の整備は重要なものでございますので、今後4車線化の早期実現に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 分譲住宅と若者の定住増施策についてでございますけども、新市建設計画におきまして、公営住宅団地等の整備や企業誘致等による雇用の場の確保、後継者対策等を掲げているものでございます。また新たに作成します新市の総合計画におきましても、新市建設計画を引き継ぎまして、若者の定住に向けた施策を展開してまいりたいと考えているものでございます。また、ご質問の住宅団地の整備関係、あるいは大規模住宅団地の整備等につきましては、今後土地区画整理事業にあたるものと思っておりますが、新市建設計画においては、その構想、計画等は掲載してません。今後新市の位置的条件やまた人口増加策、若者の定住策など、将来の展望を見据えるとともに、少子高齢化や核家族化の進展、あるいは住宅需要の動向、市の財政状況等を十分に考慮し、判断してまいりたいと考えております。

また、旧4市町村で開催されておりました各種イベント、祭りにつきましては、合併協議会におきまして地域の歴史や伝統及び文化を尊重し、現行のまま新市に引き継ぐ、ただし統合できるものについては新市の一体性を図るために新市において調整するということで確認がなされております。したがって、現在各地域で行われていますイベント、祭り関係等につきましては、今後継続して開催してまいりたいと思っておりますけれども、今後新市の一体性を図るため、催し物等につきましては庁内関係部署や市内の関係機関と協議を進めながら、新市の一体性を推進するための新たなイベント等の開催を検討してまいりたいと考えています。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） こんにちは。坂井議員さんのご質問にお答えを申し上げた

いと思います。一部、先日お答えしました隈部議員と重複する部分があると思えますけれども、ご容赦願いたいと思います。

第3セクターの取り扱いにつきましては、合併協議会において地域の第3セクターとして存続し、各出荷協議会の運営制度を維持しながら、合併後5年を目標に調整することになっております。今後合併協議会の意向を踏まえ、各出荷協議会と協議検討を重ねながら、よりよい推進体制の確立を図りたいと考えております。とりわけ物産館の位置づけにつきましては、平成17年度策定が予定されております新市総合計画の基本構想、基本計画をベースとして、活力ある地域づくりのため、積極的な事業展開を図るとともに、市民ぐるみの第3セクターとして愛着と誇りを持たせ、地域を上げて協力と支援が伴うよう推進する必要があると考えております。また出荷協議会の組織につきましても、地域全体の住民意識の高まりや緊密な協力体制があつてこそ、よりよい成果が生まれてくるものと思います。組織内の各部会が果たすべき役割を認識し、自らが意識改革を図り、積極的に創意工夫など、お互いに協力しあいながら助け合うことが重要であると考えております。特産品は売れること、地域づくり事業は成功させることで、それぞれ関わった人たちのチャレンジ意欲がかき立てられるものであると信じます。そのことがよりよい第3セクター運営につながるものと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[ 登壇 ]

（坂井正次君） ありがとうございます。小泉首相も民営化できるものは民営化と、郵政民有化と言っておられますし、国鉄は莫大なる赤字に苦しんでおりましたが、民営化したJR東日本、またJR西日本の経営などはなかなかいいようであります。以上の観点からしまして、第3セクターの理想の運営は地域の方々が地域にあった地域の方々の創意工夫、また自助努力によって運営されるのが一番望ましいと私は思います。

続きまして、分譲住宅のことをございますけれども、今後においてですね、新庁舎建設もありますけれども、将来の菊池市を考えても土地区画整理等で考えて行く気はないのか。またこの分譲住宅のことにしまして、今後どのような前向きな姿勢でやっていくのか、質問をいたします。

それと、4車線のことをございますけれども、かなり進んだ答弁をいただきましたが、例えば玉名バイパスなどは、今は2車線ですけども、既に4車線の用地を買収してございます。菊池市も、これは私の考えでございますけれども、スーパーユ-のところから野間口の325号線のところまで、4車線で買っていれればと思った

りもいたしますけれども、行き当たりばったりの考えではこの4車線は実現できないと私は思います。もっと先を見据えて、じっくりと路線を考えて近いうちにつくっていただきたいと思っておりますけれども、早期開通のためにどのようなお考えをお持ちか、再度質問いたします。

最後に、JA菊池が菊池郡市、1市7町村で合併をいたしました。合併はしましたものの、今ひとつ親近感に乏しく、一体感が感じられない。例えば機関紙「いぶき」など地元の人が出て入れば見るが、ほかは見ないといった人がほとんどであると思っております。それというのも、JA菊池は一同に会した催し物はなく、心の結びつきに欠けていると私は思います。4市町村、合併し3ヵ月余り、今こそですね、せっかく合併したのでございますから、新菊池市が誕生したのでございますから、例えば4市町村から郷土芸能を出し合う、また各市町村ごと出し物を出し合う、また各市町村に物産館などがありますので、物産品を持ち寄りバザーを出す等、いろいろなイベントができると思っております。市長も施政方針の中に市民一体となったイベントの開催ということで書いておられますけれども、心を一つにするイベントの開催は考えておられるのか、質問いたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 土地区画整理関係等で分譲住宅等を考えていく必要があるのかどうかというご質問ですけれども、一応先ほどもご答弁申しましたとおり、今後は都市計画、あるいは土地区画整理事業関係等を考えまして、住宅事情の動向、あるいは市の財政状況等を十分考慮して、今後判断していただきたいと考えているものでございます。また市民が一体となった心ふれあうイベントの開催関係ですけども、確かに新市になりまして広範囲になりました市の区域、市域については、市民の皆様が心を一つにしたまちづくりを進めるためには、非常に重要なことであると考えているものでございます。このことにつきましては、議員おっしゃるとおり、市長の公約にもあります市民の融和、協調を推進することであると思っております。しかしながら、各種施策を通して新市の一体性を推進することは一朝一夕にできるものではございません。今後1つの方法としましては、市民の心を一体とするスポーツイベント等は今後また検討していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 国道4車線化の整備の今後の進め方でございますが、正直申し上げまして、森北から七城までの間につきましては、正式なルートは決定され



ておりません。平成16年3月に国道325号検討委員会から国道325号の道路計画に関する提言書というのものが出されております。それにつきましては、2通りの考え方が示されております。市街地ルートにつきましては、旧菊池市議会におきましては現道の拡幅と、電鉄のバスターミナルがございまして、あそこを通ったところの現道拡幅というようなお話も伺っております。しかし、このことがまだ県の方にどちらのルートを使うか決定されておられません。そういうことも今協議中ではございまして、早急にこのルートの確保を決定することが先決だと思っております。基本は、現道を拡幅するというを基本に置きながら、今、県と協議中ではございます。早急に議会とも協議を重ねながらルートの決定を進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[ 登壇 ]

（坂井正次君） 最後となりますけれども、やはり今までなぜできなかったのかというのは、市がはっきりとした、はっきりとした答えを出さないからできなかったんじゃないんですか。どっちがいい、どっちがいいと迷っていても、とてもできないものと思います。そういう観点からいたしまして、また私、分譲住宅も大変大事だと思っております。若者が定住して、たくさん子どもを産んでもらって、人口がなるべく増えてもらう。この2点は市の活性化にとって、工場誘致も大事ですけども、大変大事なことだと思います。この2点に関しまして時間もございませんけれども、簡単でよろしゅうございますから、市長、思いなり、心をぜひ一言お願いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 坂井議員のご質問、325号線の路線決定について、市の方が躊躇をして決まっていなんでしょうかというお話でもあります。決定してないのは、ただいま部長答弁にありましたように決定してない。決定はどこがするかといったら、それは県がするということでもあります。そこで、いわば市民の皆さん方、住民の声というものを表に出していくための結局、道路の路線を決定するための委員会が開かれまして、そこの中での答申がなされていると。と同時に、議会の方といたしましては先ほど答弁ありましたように、現在の325号線の4車化ということで、現道を通すと、拡幅するんだということとなっております。国の道路施策というのもご案内のとおり、高規格道路をはじめとする1つの方針というのがなかなかこの定まってない部分もありまして、この高架による1つの交差点であったり、

平面交差であったり、どちらになるかというのが非常に揺れ動いた時期があったわけでもあります。それで、その今の現状としまして、これは少なくともこれから恐らくどんなに早くても10年以上の時間を必要としているということもあります。そこで、今の現在の路線をなるべく早く決定している700mの延伸工事などについて工事を進めていただくということがまず大前提であって、その後その路線決定というものがなされてくるものであらうと、このように思っております。

それから、分譲住宅、大規模開発によります分譲住宅によって、若者の定住をとということではありますが、非常にこの人口の推計というものを見ました場合に、今大型な住宅団地というものをこの菊池の新市の中でつくって、果たしてこの住宅団地がその他と比較した中で最優良な団地として若者に魅力を感じるような住宅団地になるのかといった、非常にこの、今私がお話を聞く限りにおいては、非常に厳しいリスクを背負った形になるのではないかなといった感じを抱いているところであります。この点につきましては部長答弁もありましたように、今後さらに調査をいたしまして、果たしてそのようなことが可能であるかどうかというものについては検討を要する必要があると思っております。これまでの社会環境の中におきましては、住宅をつくれれば誰でも入ってくれるという状況にありました。市町村営住宅についてもそうでありましたけれども、結果的には人口が少なくなり、所帯数もどんどん少なくなってきて、空いている家がたくさんこう増えてまいっております。それで、所得が先ほど発表されましたように、それぞれの所得そのものも低くなってきているということで、いわば安くて、便利でというようなことでの公営、公共住宅に対する入居者が非常に増えてきているということでもありますけれども、国の方としてはその公共住宅というものは充足しているという観点におきまして、新規の着手というものは認められないということで、リニューアル、もしくは改築ということしかないということでありまして、そこら辺には地方自治体の財政というものも考えながら判断していかなければならないということをお話を聞きながら判断をしたところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 次に、坂本昭信君。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） 旭志の坂本でございます。一般質問もですね、後半戦になりました。山田議員、外村議員、重複する質問もでございますけれども、よろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、1点目として、旭志川辺地区における県の工業団地誘致の現状についてお

尋ねいたします。熊本県が整備した工業団地につきましては、テクノポリス関係では熊本テクノリサーチパーク、セミコンテクノパークがありますが、またこのほか熊本中核工業団地、鳥子内陸工業団地なども県が積極的に工業誘致を行ったと聞いております。私が聞いたところでは、これら団地はほぼ完売という状況で、いわゆる優良企業が立地していることは皆様ご承知のとおりです。企業誘致は雇用の場の確保や安定した財源の確保をはじめとして、日常生活における他産業への波及効果も期待できます。一方、市では既存の工業団地で今後企業誘致を積極的に推進しなければならない団地が、旧七城町と旧泗水町に2団地あり、昨今の経済財政状況から見て、市単独の新たな工業団地の整備につきましては非常に厳しい状況かと思われれます。今回県が進めます工業団地は、市としてのリスクは少なく、地域活性化を図る上では大きなメリットがありますので、ぜひ積極的に誘致する必要があると思っております。福村市長は、今回の施政方針の中で工業用地の確保については、熊本県が半導体関連企業の誘致のため、工業団地建設の適地を旧テクノポリス圏内に求めており、旧旭志村においては以前から計画がありました川辺地区を候補地として、県に情報を提供し、地元と連携して工業団地の誘致を推進していくという説明をされました。県に情報提供があった候補地としては、10数カ所の要望があったと聞いております。その候補地の中から、県はさらに適地調査を進めて、最終的には1つに決定するものと思いますが、今後の経過と、今までの経過と現在どのような状況かお尋ねいたします。

次に、1点目ですが、少子化問題についてお尋ねいたします。著しい少子化現象は、我が国の地域経済や社会全体に大きな影響を与えかねない国民的課題となっています。労働省が6月1日公表した2004年の出生率は1.288と4年連続で、その過去最低更新となりまして、このような状況の観点から、政府は財政運営の基本方針、骨太の方針第5弾でも少子化対策は柱の1つになると訴えられています。本市も住民の方々が一番近い地方自治体として、現状の出生率低下に何らかの施策を講じ、歯止めを掛けなければ地域の活力は失われ、社会経済に大きな停滞を招く要因となります。市長は施政方針の中で、17年度の主な取り組みとして3人目以降の子どもへの出生に対し祝い金を支給する、いわゆるすくすく子宝祝い金制度、10万円を創設するとおっしゃっておられますが、旧旭志村でも祝い金制度は行っておりました。その対象者には大変喜ばれましたけれども、余り効果は見られないような感じがいたしました。私は思いますに、小出しに予算を配分するよりも思い切った手厚い予算の配分をした方が活動の場が広がるのではないかと思います。子どもは地域の宝であり、社会全体の財産でもあります。このような観点から、少子化問題に対する基本的な政策を伺います。

次に、次世代支援行動計画について質問いたします。急速な少子化の進行は、地域社会全体に深刻な影響を与えることから、地方公共団体及び企業における10年間の集中的、計画的な取り組みを促進するため、次世代育成支援対策推進法が平成15年7月16日に公布され、これに基づき次世代育成支援対策の実施に関する計画、市町村行動計画を策定することとされています。計画期間は平成17年から21年までの5年間で1期、前期として平成21年度に前期計画を見直し、平成22年度から26年度までが後期計画となっています。ニーズ調査等に基づき策定され、素晴らしい行動計画ができあがっていますが、しかし仕事と子育てを考えると、自治体だけでは解決は困難でありまして、一般事業主の理解と協力が必要と考えられますが、その点について質問いたします。事業には財政が本当につきものでございますけれども、行動計画では目標事業量は設定してありますけれども、財政的予算の見通しは全然触れてありません。財政の計画も必要であろうと思いますが、どういう考えか伺います。また、日本世論調査会の調べによりますと、育児や教育に多額なお金はかかるが全体の64%を占めております。全国的には経済的支援を求める声が非常に強くなっていますが、我が新菊池市においては思い切った施策、例えば事業の量を減らしてでも将来の活性化のために3人目の子どもから義務教育期間中の学校給食の全額を助成するような考えはないか。実際、この前28日の晩でございましたが、NHKで長野県の下條村ですか、あそこの取り組みについて放映されていましたが、なかなか素晴らしい考えだと思います。あそこはやっぱり若者がそのことによって住民の方々定住してきますし、その子どもも大分増えてですね、活気が満ちてきたとおっしゃってございました。ちなみに菊池市の給食のですね、1カ月の平均値はですね、小学校が3,664円です。中学校が4,495円となっております。

最後に、行政の電話について伺います。役所は代表電話で対応されておりますが、なかなか通話中ですね、かかりにくいことが多いと聞いておりますがどうなっているのでしょうか。合併により本所までの距離も遠くなりまして、少々要件は電話で済ませたいという住民の声を聞くわけですが、そのシステムについて伺います。

これで、1回目の質問を終わります。答弁につきましては、的確に、大きな声でお願いいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 工場団地誘致関係等の現在までの経過でございますが、熊本県が半導体関連の大規模工場の誘致を目的に新たな工場団地の造成に本年、平成

17年から乗り出すということが本年2月に新聞報道されたとおりでございます。去る4月8日は、熊本県企業立地課より旧テクノポリス圏域である市町村に対しまして、情報提供依頼がございました。市としましては、旧旭志村が平成13年に計画しました川辺地区を候補地として情報提供したものでございます。その工業団地の条件としましては、20ha以上のまとまった土地を購入できること。また半導体関連の工場に必要な日量数千トンの水を確保できること。空港や高速道路インターチェンジから近距離にあることなどがございます。また、県への情報提供と並行しまして、地元役員への説明会、また地元役員さんによる地権者集会が実施されまして、市におきましてもその情報提供、協力依頼を実施してきたところでございます。また、去る5月31日には地元役員さんなど代表の9名の方が来庁されまして、川辺地区地権者51人全員の同意書を添付した工業団地誘致の要望書が市長あてに提出されてきたところでございます。本市としましても、候補地の絞り込み作業を県が進めている中、6月2日の日に熊本県への要望書提出など要望活動を実施したところでございます。また市長ほか議会、地元にもご同行願いまして、一体となって要望活動をしているところでございます。以上のような経緯で本日まで推移しているところですが、県の方の絞り込みも慎重に慎重を重ね検討されているようで、決定までにはもう少し時間を要するような状況でございますが、引き続き川辺地区への誘致に向け強く要望してまいりたいと考えているものでございます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 少子化問題につきまして、お答えいたします。少子化の現象は議員のご意見のとおり、社会全体、日本経済に大きな影響を与えておりますけれども、そこで国でも少子化問題に対していろいろな施策を行い、今後もさらに少子化に歯止めをかけるような施策を検討しているところでございます。本市でも次世代育成支援行動計画に基づき、少子化対策を行ってまいります。菊池市の過去5年間の出生数は平成11年度461人、平成12年度422人、13年度440人、14年度389人と、変動はありますけれども少しずつ減少しているのが現状でございます。平成16年度に合併を前提に策定いたしました次世代行動支援計画を実のあるものにするため、平成17年度に保育園、幼稚園、学校、PTAと、子どもに関わりの深い方を中心に子育て協議会の立ち上げを予定しております。主な取り組みといたしましては、3人目以降の子どもの出生に際し祝い金を支給する、先ほどありましたすくすく子宝祝い金制度の創設をはじめ、つどいの広場事業、ファミリーサポートセンター事業、放課後児童育成クラブ等、子育ての親が持つ子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、さらに地域の子

育て支援機能の充実を図ってまいります。また、保育料につきましても保護者負担の軽減を実施したところをごさいます、さらに延長保育の実施や多子世帯の保育料の軽減、子育て支援センターの充実等の施策を引き続き実施してまいりたいというふうに思っております。行動計画につきましては、平成21年度までを10年計画で行います。前期5年、後期5年ということで計画しております。地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等、幅広い分野におきまして目標を設定し、目標達成のための施策を平成17年度より逐次実行してまいりたいというふうに考えております。財政問題につきましては、次世代育成行動計画に係る様々な施策は国が提示しております特定事業をはじめとしまして、事業実施によるポイント制ということによって交付金が決定される仕組みとなっております。事業実施する上で財政的裏付けは必要でございますけれども、様々な事業を取捨選択しながら、新しい事業も含め、より効果の高い事業を今後も実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 役所の電話につきましては、現在市役所1階に電話交換室を設けております。職員2名により電話受付交換業務を行っており、市役所への電話はこの電話交換室ですべて対応しております、各部、課、局、室へつないでおる状況でございます。交換業務につきましては、合併に伴い本庁舎、第2庁舎のほか第3庁舎と、施設数も多くなり、部、課、係も増えまして、同時に交換業務の範囲も拡大し、受ける電話数も当然増加している現状でございます。対応する職員も相手が必要としている部、課、係への確に案内できるよう努めておりますが、相手用件や内容等の確認は、時には各総合支所にも行き、案内した課から他の課へのたらい回しにならないよう行っているところでございます。しかし現状といたしまして、多いときには同時に10本以上の着信があり、どうしても待たせ、ご迷惑をおかけすることがあるのも事実でございます。今後さらに市民へのわかりやすい業務内容、業務課、係、問い合わせ等の周知に努めるとともに、状況を見ながら他の方法等も検討をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

ます。

最初の工業団地誘致についてでございますけれども、工業団地を誘致するうえでは地元の協力は不可欠であり、川辺地区の地権者においては集会を開催され、雇用の場の確保による後継者、若者の定住促進と税収の増につながる菊池市の新市の地域活性化につなげようという意見で、地権者全員の協力の同意書を添付し、新工業団地誘致の要望書を市に提出してありますが、地元の協力体制と熱意に対しまして、市長のお考えをお尋ねいたします。また地元からですね、非常に執行部としてはその取り組みアピールするのが生ぬるいんじゃないかという意見も聞くわけでございます。そういうわけございまして、その点はいかななものございましょうか。お尋ねいたします。

それとですね、次に少子化問題について質問いたします。少子化の流れを反転させるにはですね、国や自治体だけではなく、さっきも申しましたように企業や地域社会も加わり抜本的な対策を打ち出す必要があるかと思えます。それとですね、企業側もある程度計画を進めていると思えますけど、わかっているらっしゃったら企業側のその計画はどのようになっているか、お尋ねいたします。本市自体もですね、いろいろ少子化問題については調査し、かつ解決しなければならないことがあるかと思えますが、少子化対策室や行政と市民の方々、地元企業による少子化対策プロジェクトチームなどを結成するような考えはないか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） まず、少子化プロジェクトチーム、あるいは少子化対策チームをつくる考えはないかということでしたけれども、これらにつきましては現在ただいま申し上げましたように、次世代支援行動計画をつくっております。今後の検討材料といいますか、それにさせていただくならというふう考えております。それから、企業での対応について状況を把握するならというふうなことでございましたけれども、企業に勤めておられますお母さん方、あるいはお父さん方の子育ての支援というふうなことについての調査ということではございましたが、申し訳ありませんけれども、これについては私まだ調査しておりません。いずれにいたしましても、今後子育てについては大事なことでございますので、よりできるように努力してまいりたいというふう考えております。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 坂本議員の工業団地の誘致についてという質問に対しましてお

答えたいと思います。ただいま企画部長の方から経過の説明を申し上げましたけれども、私といたしましても川辺地区の地権者の皆様の協力の同意というのは、大変力強く、ありがたく存じておるところでございます。県の工業団地決定にあたりましては、この地元住民、そして地元の皆さん方のご熱意というのが大きな1つのアピールになるのではないかと考えております。先刻経過についてはそれぞれ答弁の中で説明を申し上げましたけれども、私は4月の26日に実務的に市長就任をいたしましたけれども、よく27日に県の企業立地課の方とお会いする機会をつくりました。早速アクションを起こしたわけでありましたが、その後、ただいまご紹介申し上げましたように、県の方の企業立地課、あるいはまた県の幹部の方々に2度ほど議会を代表する議長さんをはじめ、また地元の議員さん、あるいはまた地権者を代表する方、地元区の区長さん方々と同行いたしましたし、また別にも私でまいて関係の幹部の方々にお願いを繰り返してきたところでもあります。そこで申し上げたのは、いわば旧テクノ圏域の中にこの工業団地をつくるというお話でございまして、見回してみますと今のやはり国・県が進めてまいりました市町村の合併というものについて、菊池市は本当に模範的に合併を成し遂げたということでもあります。そのことについて非常に厳しい税財政の状況の中で、合併の選択をやってきたと。そのことを考えますときに、周囲の市町村のテクノ圏域の中においても大変優位な存在として県の方として捉えていただくべきではないかということ強く幹部の方にも申し上げたところでもあります。それと同時に、旧菊池市におきましても工業団地のひとつの建設、土地の取得造成というものを考えてまいったわけでありまして、私は旧菊池市の市長選挙におきましては企業の誘致のための工業団地ということ公約の1つには入れておりました。しかしご案内のとおり、産業廃棄物問題によりまして、優良農地を確保していることを解除できないということで、農用地の除外というものを認めない状況で今日に至ってまいりました。そのような過程からいたしまして、その菊池市の工業団地ができなかったのは産廃問題との絡みがあると。その産廃問題の中で、特に県の方のいろんな意味で関わり合いが一番深かったのは、何をあいてもこのBSEの問題でありますし、肉骨粉ということで熊本県畜産が大変な打撃を受けて出荷ができない状況になりました。畜産流通センターが止まってしまう、タンパクミールが止まってしまう。そういった危険部位を含めて放置されざるを得ない状況になっているということで、鹿児島県においても同じ状況の中で、熊本県側からも鹿児島県側からも当菊池市の許可というものが一つの印鑑がないためにそれが処理ができないということで、非常に厳しい選択を迫られたことは旧菊池市議会の皆さん方にご承知のとおりであります。そういった中で、この合併の中にあります旭志村の村長さん、当時が畜産振興の協議会の会長でありま



した。あるいはまた、お隣七城町の方は、その産廃処理をしなければならない肉骨粉というものをそこで保管している状況にあったということもありまして、そういった関わり合いもありまして、菊池市における、産廃処分場における肉骨粉の処理というものが苦渋の選択という表現をその当時したことを覚えておりますが、13年だったでしょうか、12月28日、御用納めのときに知事室においてその決断をさせていただいたことをご承知でありますでしょうかということその当時の農政部長さん、現副知事でありますけれども、そのようなお話を申し上げながら、そういった多面的なもので菊池市というものが非常にこの企業というものについて恵まれてなかったということを再度ご認識をいただきながら、ぜひひとつ今回の工業団地の建設については合併の優等生である菊池市に墨を、点を下ろしてほしいということをお願いを申し上げたところであります。もちろん、県の方の判断というものと同時に、半導体企業というものが求めておられる、先ほども申し上げておりましたように、水の問題かれこれを含めながら、立地的に果たしてどうなのかといったものは企業の判断がまた約2分の1程度はあろうかなと思いますときに、ぜひひとつ県の方はその辺についてご理解をいただきながら進めてほしいということをお願いを申し上げて、売り込みを続けているところであります。特に川辺地区の皆様方議会の地元の方々を含めて、非常に大変なご熱意であると。しかも同席いただいております地権者の代表の方、51名の皆さん方が同意を既に取っているということについて、強くまたこの点についてはご認識をしていただきたいということを訴えて今日に至っております。今、この場に立っておりますときに喋々述べておりますけれども、もう気持ち方は県の方の企業立地課に1日でも早く行きたいと。まだ明日も一般質問があるのかと、あと残された6月中に絞り込むという声があったことはご記憶のとおりであります。あとわずかに数える日しかないということからして、非常にこの時間に制約されながら県の方に行きたい、行きたいという思いでいっぱいあります。今後とも残された時間はわずかではありますが、積極的に取り組んでいきまして、誘致ができますように頑張っていきたいと思っております。このことについては、ぜひひとつまた坂本議員はじめ議員の皆様方のご協力を心からお願いを申し上げながら、私の答弁とさせていただきたいと思っております。大変お世話になります。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） 再々質問をさせていただきます。さっきですね、私の前でしたか、外村議員がですね、少子化問題について質問されました。部長は検討します、検討しますと、さっきからその検討します、どのくらいの検討、どのようにされるのか、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 失礼しました。保育事業につきましてはですね、現在小学校関係では放課後児童育成クラブ事業、あるいは働く方のための子育てとして、トワイライト保育事業といったような夜間までするような事業もございしますが、いずれにいたしましても検討しますといたしますのは、多分9月がその次の議会でございますので、できるだけ早急に、早く結論を出したいというふうに、そしてその際にお答えいたしたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

[ 登壇 ]

（坂本昭信君） よろしくお願いいたします。質問を終わります。

[ 自席 ]

（甲斐健彦君） 議長、今の市長のね、答弁では、議会軽視をね、ほのめかすような言葉があったです。これはけしからんと思うとです。議長から直接注意して下さい。

議長（北田 彰君） ここで10分間、休憩します。

-----  
休憩 午後2時15分

開議 午後2時25分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[ 登壇 ]

（樋口正博君） こんにちは。旧菊池市選出議席番号3番の樋口と申します。よろしくお願い致します。2番から3番まで、ちょっと議席番号2番から3番まで急に年が飛びまして、若干フレッシュさに欠けますが、ご了承よろしくお願致します。また、この一般質問に関しまして、所属の総務委員会に係る案件がありますが、ちょっと委員長ご不在みたいですが、副委員長のご了承を得て質問をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、通告に従いまして、市長施政方針について質問させていただきます。様々な施策が示されましたが、3つの事柄について絞って行わせていただきます。最初に、市長公約2つ目、きめ細やかな福祉、新市計画8、障害者福祉の施策、いずれに関しましても障害者に対する、障害者の雇用に対する事項がありませんが、今後の方向性をどうお考えかをお答え下さい。また旧菊池市においては、障害者雇

用促進法、いわゆる雇業者56名以上の民間事業主は、その1.8%を雇用しなければならないと身体知的障害者をです。その基準値をクリアしておりましたが、合併後、その数値は1.8%を切っていると思われるんですが、一方では職員数の適正化計画に基づき人員削減もしなければならないと。そういう中で、この障害者雇用も適正化をやる気があるかどうか、またやるのであれば何年程度を目途に調整をされるかをお聞かせ下さい。

2点目、商業地の活性化について。空き店舗の利活用、イベント支援等が上げられておりますが、平成17年度の予算には空き店舗対策の予算は計上されておられません。今後の取り組み、タイムスケジュールを明らかにしていただきたい。またわかりましたら、予算規模もお答え下さい。

3点目です。地域通貨について。住民同士の共同体意識の推進に努めるというふううたって、その地域通貨のことを書いておられますが、その具体的な仕組み、手法がちょっと全くわからないものですから、それについてお聞かせを下さい。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） お答えいたします。

障害者の福祉施策関係についてのお尋ねでございますが、雇用支援につきましては自立に向けて必要な訓練をしながら、障害者の社会参加促進を目的として、小規模作業所がございます。かもんゆ〜す、ひまわりの会、ふくとく・きぼうの家などございまして、自動車部品の組み立てなどの作業をしておられます。市も自立支援のため援助をしているところでございます。自立の根源には、やはり就労の場の確保が必要になります。現在、除草作業や部分的でございますが、選挙の際の看板設営、撤去等の作業もお願いしております。また、菊池夢美術館内の喫茶店での雇用もっております。今後の雇用につきましても、市の委託事業の中で障害者の方に適した仕事があれば積極的に関係機関、あるいは事業所等と連絡しながら、雇用の場が拡大するよう、障害者の方々の自立支援を行ってまいりたいというふうにご考えております。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 障害者の雇用につきましては、地方公共団体は障害者の雇用の促進等に関する法律において、民間事業主に対して率先して模範を示すよう、民間事業主の障害者雇用率1.8%に対し、より高い雇用率2.1%が定められているところであります。平成16年度における旧各自治体の状況といたしましては、

菊池市、泗水町におきましては、この障害者雇用率を達成しておりましたが、七城町、旭志村におきましては未達成という状況でございました。合併をしましてこの障害者雇用率におきましては幾らかの不足が予想されますが、今後達成のため計画的に取り組みながら、引き続き障害者の方の雇用の場として模範を示すことができるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 樋口議員のご質問にお答えをしたいと思います。

商業地の活性化、特に空き店舗の利活用につきましては、旧菊池市議会におきまして早急に対策を講ずる旨の答弁がなされております。その後、商工会、商店街連合会等の関係団体の協力をいただきながら検討を重ねてまいりましたが、今日までこれといった方策が策定されていない状況にあります。旧菊池市の中心市街地における空き店舗の状況を見ても、平成13年度に商店数205、空き店舗数が24戸、空き店舗率が11.7%でございました。平成16年度におきましては商店数が191、空き店舗数が36、率にしまして18.8%となっております。商店街の空き地、空き店舗化がさらに進んできております。このような中、一部の空き店舗につきましては子育て支援センターや知的障害者サポート施設などによる活用がなされているところがございますが、こと商業施設につきましては出店希望はあるものの、店舗件住宅という家屋の構造上の問題や貸し手と借り手の考え方の相違などから話がまとまらず、出店まで至っていない状況にあります。本市としましては、所有者の意向調査や空き店舗の実態を精査したうえで、空き店舗への出店に対する家賃、改装費用等の補助制度の確立など、同時に、新規開業に取り組みやすい環境づくりにも努めながら商店街の活性化を図っていきたいと考えております。

予算規模ということでもございましたけれども、商店街活性化に関する支援ということで今年度約2,300万円を計上いたしております。中小企業活動支援としまして約3,000万円を計上しているところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 3点目ですけれども、地域通貨関係ですが、この地域通貨につきましては全国で300程度の事例があるように聞いているものでございます。主に地域住民が主体となった取り組みがなされております。地域の人々がお互いに持つ知恵、あるいは時間、才能、物などを持ち寄りまして、地域通貨と呼ばれる地

域独自の紙幣や通帳などを媒介としてサービスを交換し、助け、助けられるという地域での支え合いを実現するための道具とされているものでございます。また、地域通貨には大きく分けますと2つの手法があるそうでございます。まず第1点目は、地域活動の活性化を目的としたもので、例えばある人がケーキの作り方を教えるという作業に対し地域通貨を受け取り、その受け取った通貨を使ってほかのひとから庭の除草作業をしてもらうなどといった、人が行ったボランティア的行為の対価を通貨で表すもので、相互扶助的な側面があるものでございます。2つ目は、地域経済の活性化を目的としたもので、一定地域で利用できる地域通貨を発行し、購入した住民や来訪者がその地域通貨を利用することで、地域の潜在需要の呼び起こしや地産地消の促進などを通じて商店街の活性化を促進するというものでございます。こうした地域通貨の取り組みは、行政や市場から得られるサービスや財だけで地域の豊かさが形成されるものではないという思いが込められているとともに、地域で眠っている人や物といった資源を掘り起こし有効に活用することで、地域の活性化を図ろうとするものでございます。本市で導入を考えています仕組みにつきましては、ただいま説明しました2つ目の地域経済の活性化を目的としたもので、市内の道の駅や物産館、あるいは地元商店などで使える地域通貨を発行し、その通貨を使えば普通に現金で購入するよりも少しお得に買い物ができることや、おまけの商品がついてくるなど、付加価値を設けることなどを想定しているものでございます。例えば、今まで近隣の大型店舗等で買い物をしていた人が地元商店で地域通貨を使って買い物をする。あるいは旧七城町の方が旧泗水町の商店で同じように買い物をすることで、経済活動が生まれ、新たな人と人とのつながりが芽生えることで、お互いの顔が見え、住民同士が親近感、連帯感を抱くことができます。元々歴史的、文化的、あるいは経済的にも結びつきの深い4市町村でありましたので、この地域通貨の導入によりまして、これまで以上に住民同士の地域間交流が活発化し、ますます共同体意識が推進されることを期待するものでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[ 登壇 ]

（樋口正博君） ありがとうございます。なんとなくわかったような、わからないような、ちょっと難しいご答弁だったんですが、まず、一番最初の、総務部長申し訳ないんですが、調整を今後、今後調整されるということなんですが、大体何年ぐらい目途かわかればお教え下さい。

それと障害者の雇用についてですが、毎年度福祉予算、かなり広がっていると。そういう中で、私は何もその予算をどんどん投入しろという話じゃなくて、先ほど

話をしたとおり自立に関する支援をしていくということです。自立とは何かと。平たく言えば、働いて、収入を得て生活をすると。その支援を行うという部分ですね。補助制度たくさんありますけど、1億、2億かけても結局は障害者の所得向上にはなかなかつながらない。ハード部分には使えるけど、その部分のところをどうかご理解をいただきたいと思います。話の中に出てまいりました小規模作業所、共同作業所等の平均賃金が、旧菊池市議会で申し上げましたが、平均賃金が月1万円なんです。その1万円で自立をしろという方がやっぱり無理でして、障害者を持った親御さんたちは、どうしてもその共同作業所等をデイに使って、デイサービスに使って一生懸命働いて、子どもよりも1日でも長生きをしなければならないという精神的に非常なプレッシャーの中でやられているところを考えれば、地方自治体を中心になってその自立を支援するということを十分わかっていただきたいと思います。手法としてはですね、先日父の日で県酪連と連携をして牛乳を庁内上げて買いましたよね。今、パンづくり等は止めているらしてんですが、例えばそういう機会に障害者の方の、年に1回でいいですよ、昼食は全庁を上げて今日はパン食べるんだと、パンの日とでも称して県酪連と連携を取りながらパンと牛乳で1日過ごすというぐらいのことはアイデア1つで幾らでもできることですから、どうかまずはそこら辺をやる気を、やる気というか、そこら辺をどう考えていくかという部分ですから、機転を効かせていろいろやっていただきたいと思います。また委託事業に関しましても、シルバー人材センターと同様に共同作業所、小規模作業所等とは個人との契約ではなくて会社との契約ということでできますので、そこら辺も市民部だけではなくて、すべての皆さんで、各部長さん、局長さん、支所長さんが連携を取りながらやっていただきたいと思います。この点について、市長のお考えをちょっとお教え下さい。

次に、空き店舗対策についてですが、答弁にもありましたように、これは平成14年のですね、3月議会で甲斐議員に対して関係団体と協議のうえ、条例制定等を含めまして具体的な策を14年度中にお示ししますという議事録が残っています。また市長自身も私の一般質問において、店舗改装等を含めた他にない独自の空き店舗対策を講じるという発言をされております。確かにその後、合併の話が非常に加速度を帯びて簡単にできないという、そういう理由はあったとは思いますが、できましたら今回こそは指定地区、または予算規模等を十分に検討され、実施されることを望みます。先日、確か川口議員の質問の際に市長がプラン・ドゥー・チェック・アクションという言葉を持ち出されましたが、私はこのPDCAというのは一過性、つまり直線的な動きではなくて、常にリンクして同じところに留まらないというのが定義と考えています。言い換えますれば、早い話が様々なハードルがあるに

せよ、いち早い予算化によって実践主義的に施行していくことが制度確立のポイントであると考えますが、そこら辺のところをどのようにお考えでしょうか。市長、これもご答弁をいただきたいと思います。

また、3番目の地域通貨につきましては、いろんなバリエーションあると思うんですよ、部長おっしゃったように。ボランティアポイント制度であればそういうのもあるでしょうし、私が知っている事例でいうと宮崎県の高千穂町という観光に非常に力を入れた町なんです、そちらではですね、旅行会社と企画を組んで、宿泊施設では泊食分離、要するに泊まることと食べることを別に分けるわけですよ。それで企画を組みまして、よそから来られたお客様に商工会または観光協会加盟の100数十店舗の店と契約をされて、宿泊施設ですね、夕食分の3,000円分ぐらいの地域通貨、これは曲玉なんです、それをお渡しして、外に食事に行ってくださいと。また、買い物もその地域通貨でやっていただくというシステムを取っておられます。また、これに関してはですね、非常に作り方にも工夫をこらされて、その曲玉の色をですね、中国の風水になぞって、白とか金色とか、黄色とかいっぱいあるんですけどね、その中で黄色は特に金運を招くということで、その地域通貨自体をおみやげにして帰られるお客さんも多々おられるということです。そういう中では、特にこの制度においては地域通貨を使ってですね、観光業種のお金の流れをつかむとともに、その波及効果を町民に多く知ってもらうことで、自然に観光に一番重要な点であるそこに住む人々すべての方が観光客を温かく出迎えるという、そのソフト面のメリットも出たということでもあります。そういう部分では、まさに市長提唱である住民同士の協働意識の推進に近いものがあると思われませんが、まずは先ほど述べられました執行部でお考えの制度をどのようにお考えか、中身までちょっと理解しにくかったんですが、それを成功されることがまず第1段階の不可欠と思われませんが、できれば実施までタイムスケジュール、これも17年度の予算書には載っておりませんので、予算等どのようにお考えかをお聞かせ下さい。

以上、2回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 障害者、職員の雇用につきまして、いつまでにどのような質問だったかと思えますけれども、現時点で言えることは、やはり率先して障害者の雇用率2.1%が早く達成できるよう努力するとしか言えないわけでございます。なぜならば、雇用の門戸は開いておりますけれども、採用申込者にその該当者がおられるのか、該当者の方が市役所の採用要件を満たされて合格されるのか、また採用予定者数がどれくらいになるのか、いろいろな要件がございます。ただ言え

ることは、門戸を開いておりますので、率先してまたこちらの方に採用されるように努力していただきたいということでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 貴重なご意見、大変感謝しています。実施までのタイムスケジュールということですが、大体事務方としましては9月の定例会までは何らかの形をお示ししたいというような考えで進んでおります。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） それでは、樋口議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

商業地の活性化についてということで、以前にも確か13年だったでしょうか、ご質問をいただいたことがございました。それがそのままになっているということでございますけれども、空き店舗対策の地域を設定するなどして、何とかこの補助制度というのを早くつくりたいということで申し上げてまいったんですか、今ご指摘のとおり合併になってきたということもございまして、足踏み状態になってまいりました。そこで17年度、今年度中に再度、再度といいますが、調査を行って、18年度中には制度を設定し動き出したいと、このように考えます。

また、施政方針についてのお尋ねでございましたが、特に障害者、きめ細やかな福祉ということについてということでございます。ただいま総務部長の方から障害者雇用につきまして行政としての考え方といいますが、述べましたけれども、行政は当然のことながら、その縛りを受けてやっていかなければなりませんし、ご指摘のように障害者の方々が地域で自立していくというのは非常に環境的に不整備の部分があることを確認をいたしております。生活の基盤となります就労の場というのを確保しなければならぬわけではありますが、そのためには障害者の雇用に関しまして市民の方々や、また広く事業を成しておられます事業主の方々のご理解をいただかなければなりません。また障害者雇用促進協会とか、あるいは公共職業安定所ハローワークなどとも連携を保ちながら、あるいはその制度というものを活用しながら、障害者の方々に適した仕事、職場があればと。それを積極的にひとつ進めていかなければならないと改めて認識を深めた次第であります。今後そのような意味からいたしまして、障害者をサポートしていただきます、先ほどありました諸々の施設等につきまして、多分今後さらにそういった施設が各地域に根ざしてくるであろうと思えますときに、この障害者支援をしていただきます施設の方々、あるいは



施設に対しまして、理解と協力と、あるいは支援というものをさらにやっていかなければならないと思います。また、そのような事業主に対しましてその障害者支援をする施設以外のいろんな雇用状況をつくっていけるような事業所につきましても、また雇用ができますように、障害者雇用が促進できますような環境整備というものをお願いしていきたく、このように思います。

それから、地域通貨についてということでございましたけれども、これは3月の22日に菊池市となって以来、自治体組織としては一体化したわけでありませけれども、住民にとっては未だ市の感が拭いきれないと思っております。それぞれの市民の皆さん方が自治体が1つになったんだという意識、自覚というものが芽生えなければならぬわけですが、そこで本当に菊池市民として一体感を醸成していくためにはどうしたらいいのかということの中で、一番手早く進められるというのは、やっぱり今までもそうでありましたように、それぞれのこの4市町村の中で同じような行事をサークルとしてされたり、あるいはまた組織団体として老人クラブの皆様方であったりとか、あるいは女性会の皆さんであったりとかといったことでやっておられた、そういったもののイベントというもの、そういうことをこの合併新市において取り組むことは非常に手早いことではないかなと。そこで、祭りの開催など様々な手法というのはいろいろございますけれども、1つとしてこの地域通貨の導入というものは、この低迷したこの地域につきまして経済的な活性化にもなりますし、また新市民としての共通の話題と、それから経済活動を通じた連携、融和というものが図られるんではないかということを考えております。今年度は地域経済の活性化をこの通貨をもって導入することによって、早急に関係機関と協議を進めていくことから始めなければならぬと思っております。また協議の結果、本年度実施が可能な場合につきましては、また議会の方をお願いをいたしまして事業費の補正ということを予算で対応させていただきたいと、このように思っております。また、このような事務事業というものが進められている過程において、うまく載ればこの9月にはぜひひとつ補正予算をお願いしたいと思っております。いろいろと説明でも申し上げましたように、地域通貨の実施を1つの大きなきっかけにいたしまして、地域活動の活性化というものを目的とした地域通貨で、ボランティア的な行為の対価を通貨で表す総合扶助的なものも含めているということで先ほど申し上げたところでありますが、ぜひひとつ地域の活性化につながるように、この地域通貨というものを活用していきたく、このように思っております。行政としてできるだけ早めに効果を現し、市民が連携融和を1日でも早くできるようにという意味におきまして、スピードアップしながらこのことを進めていきたく、このように思っております。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[ 登壇 ]

（樋口正博君） 再々質問をさせていただきます。

雇用に関してということで、障害者雇用に関してということで市長からお話ありましたが、市民部長申し訳ありません、できればこれ答弁書要らないと思いますので、前向きにやるならやると壇上で一言いただければありがたいと思います。

あと、2番目の空き店舗についてなんですが、元々商業予算そのものは農林水産業の予算と違い、どちらかというと国・県とのその連動予算というよりは、単費での予算が多い部分があると思うんですが、この商業者の方々は単費予算でのその商業施策というのを非常に期待をされております。できればその点を踏まえて早急に対処をお願いしたいと思うんですが、その空き店舗対策について、概ね何年度までに実行できるんだというものがあれば、市長、お答えを下さい。

それと、3点目の地域通貨については、どうせやるならですね、市の職員さん、議員さんの給与、報償等もですね、その、ほんと、30%程度はその地域通貨で発行するぐらいのことをやらないと、絶対に僕はやっぱり成功しないと思うんですよ。どうせやるんだったらそこまで徹底して、地域の中で流通するように、市執行部、議会等が先頭に立ってやれるような仕組みをつくって下さい。

それとですね、今回私を含めた59名の議員さんたちがほとんど旧市町村との施策がどう違うということはかなり確認をされておられます。先ほどの甲斐議員のお話じゃありませんが、今後道州制が導入されるまで、今回新菊池市の第1回の定例会です。私はこの定例会議事録というものは、例え地方議会であろうと絶対的に尊重をしていく部分だと思っておりますので、そこら辺のところをお約束いただいて、ご回答をよろしく願います。

以上、終わります。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） まず、障害者の雇用でございますけれども、先ほども部長の方から答弁がありましたように、市の委託事業等の中で障害者の方々に適した仕事があれば積極的にやらせていただきたいというふうに考えております。それから、地域通貨の件でございますけれども、既に検討をはじめておりますが、ただいまご指摘のように議員さんの報酬、職員の給料、その範囲に考えております。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 空き店舗対策のことでございます。空き店舗につきましては、

もう先ほど申し上げますように3月に樋口議員がご質問いただき、確か6月ごろだったでしょうか、甲斐議員の方からもご質問をいただきまして、取り組むということをお願いしてきたことを忘れてはおりません。新しい新市体制になりましたので、また新しい1つのこの旧菊池市を対象とした空き店舗対策という構想の中でのお話でもあって、またお答えでもあったわけではありますが、広く七城、旭志、泗水、この4市町村、旧4市町村全域を眺めた中での空き店舗対策ということになりますときに、少々時間が調査のために必要なといった思いをいたしておりますので、なるべく早くやらなければ、空き店舗をふさぐために、さらに次の空き店舗ができてしまうといった非常に悪い状況になっていることも自覚をいたしておりますので、しばらく時間を貸していただきたいと最後お願い申し上げたいと思います。

議長（北田 彰君） 次に、三池健治君。

[ 登壇 ]

（三池健治君） 議長より質問の許可が出ましたので、先刻通知をしておきました地域活性化事業について、随時質問させていただきます。昼過ぎで一番眠気が差すところでございますけども、皆さんの子守歌にならないように質問していきたいと思っております。

一口に活性化事業と言っても範囲が広く、林業から商工業の活性化、また観光産業の振興、それに企業誘致等もこの中に入ると思われます。既に何人かの議員さんが質問されています。それほど活性化事業は、皆さんの関心のほどが高い事業であると認識しているところであります。それでは、2つほど質問させていただきます。

その1つとしまして、巡回バス事業についてお尋ねします。この事業は、住民の皆さん、特に高齢者の方の行動範囲に絶対不可欠な事業ではないかと思っております。地域活性化に欠かせないのが皆様の足の確保が最も重要と思われ、人も最初に弱るのは足からと聞きます。地域の衰退も足からではないでしょうか。若い人というより、車の運転できる人は好きな時間に好きなところに行きます。だが車の運転ができない人はそう簡単には出て歩きません。自由が全く利かないのであります。人の往来がないと、その町は寂れてゆくばかりではないでしょうか。旧泗水町では、地域活性化及び高齢者の外出支援として、泗水町の商店街を起点として、A、B、Cのコースを設け巡回バスの試行運転を約1ヵ月間行っています。県では赤字路線のバスの補助を打ちきりにしますと6月16日の熊日に大きく載せてありました。内容はと言いますと、1日平均の利用者が3人未満と運賃収入が起点から終点までの1人分の運賃に満たない路線、まだほかにもありますが、不採算路線の補助金打ち切りを軸にした赤字バス路線に対する単独補助制度を2006年10月まで

に抜本的に見直す方針を決めたとあり、単独補助金うち切り対象路線は約40%に上るとあります。中山間地域の多い菊池市では、補助金打ち切りの対象路線はかなり多いと思われます。県としてはただうち切るだけでなく、各市町村の事情を考慮したよりよい代替手段で地域の足を確保すべきだと言っています。補助金打ち切りを予測していたわけではないと思いますが、旧菊池市では菊池市近郊には便利カーを配備し、市街地を中心に毎日1時間の間隔で便利カーを巡回しています。住民の皆さんの足をしっかりと確保し、地域の活性化に貢献しているようです。また中山間地域のバスが通っていないところには、事前予約による乗り合いタクシー制を導入しており、重宝がられているようです。導入前のこの地域の方は足がなく、でかける機会が少なかったことでしょうか。まさに陸の孤島だったと思います。この不便さを解消した乗り合いタクシーの制度は、まさに住民への気配り、住民へのサービスを考慮したシステムと思われる。そこで市長にお尋ねします。合併協議の中で、バス対策事業は新市に引き継ぎ調整するとあります。旧泗水町のバス対策事業は新市に引き継ぎ検討されるのか。その検討時期はいつごろになるか。また旧泗水町ではなく、ほかの町村のバス対策事業はあるのか。正確なお答えをお願いします。

2つ目としまして、業者登録制を設けないかについてであります。この制度は、市が発注する小規模工事や修繕工事などの契約に業者登録制を導入し、菊池市内の零細事業者の方を対象に工事受注の機会を増やし、事業者の安定を図り、地域の活性化につなげないかということです。公共工事が多いとは思いますが、民間の設備投資も現状では足踏み状態のようです。ある個人事業者は、仕事があつたりなかつたりで、必至に耐えていらっしゃる。ほんの少しでもいいから仕事があればと願っています。入札参加資格を持つには、それなりの書類提出がいると聞きます。自分では書類作成もままならず、行政書士に依頼し、初めて指名願が提出でき、入札の参加資格者となるそうです。入札参加資格を持たず市に登録していれば、見積もり提出で仕事ができる可能性が大であり、零細事業者の方も大いに夢が持てるのではないのでしょうか。まさに住んでいてよかったと言えるまちとなると確信しています。そこで市長にお尋ねします。業者登録制を設ける考えはないか。また市が発注する小規模工事及び修繕等の登録制の設定価格をいかほどにするのか、お聞かせ下さい。

これで、私の1回目の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） バス対策事業等の取り扱いにつきましては、菊池北部4市

町村合併協議会におきまして、三池議員おっしゃるとおり、バス対策事業及び乗り合いタクシー、循環バス事業については新市に引き継ぎ調整する。予約制乗り合いタクシー、循環バス事業の調整の具体的内容として、生活の利便性の向上を目的に、交通体系を考慮のうえ検討するということで確認がなされております。地域の交通コミュニティにつきましては、少子高齢化が進展する中で生活交通手段の充実確保は不可欠のものでありまして、重要な課題であると認識しているところでございます。交通コミュニティ対策につきましては、先般、廃止代替バス事業に対する県の補助金見直しの方針が示されたところで、またＪＲ九州バス株式会社の路線廃止の問題もありまして、財政的な面も踏まえながら新市全体の交通体系をどうするかといった観点から検討を行う必要がございます。このため、市民及び各種団体、交通事業者、行政で構成する、仮称ですすけれども、交通コミュニティ検討委員会を発足させまして、早急に検討作業に着手したいと考えています。また昨年、平成16年10月に試行されました旧泗水町の巡回バスにつきましては、利用者からは大変好評であったという報告もなされているところで、試行の結果を参考にしながら、循環バス、あるいは乗り合いタクシーなど、こういった輸送手段が妥当かも含めて、今後総合的な検討を行ってまいりたいと考えているものでございます。

以上、簡単ですけれどもご答弁に代えさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 市が発注いたします工事の契約につきましては、地方自治法第234条で定められており、本市におきましても競争入札と随意契約の2つの方法で現在契約を締結しております。またこの随意契約ができる金額につきましても、施行令の167条の2の規定に基づきまして、予定価格を設け実施しているところでございます。質問にあります小規模工事等の登録制度につきましては、県下でも数市が現在要綱等を設けまして実施しており、入札参加資格申請を行わない小規模の事業主の方の仕事を確保し、地域の活性化を図る目的で数種類の業種について実施されているものでございます。本市でも合併によりまして大小多くの事業主の方を抱えることになりましたが、すべての事業主の方について公平な利益供与の機会を与えることは当然のことでございます。今回ご質問の小規模事業者登録制につきましては、こういった方法が一番本市に適しているのか、実施した場合のメリット、デメリット、また何の業種がこういった制度に適しているのか、その設定金額は幾らが妥当なのか、など多くの角度から、また多くの視点から検討が必要だと認識をしております。いずれにいたしましても、今後合併による不利益、不均衡が業者間に出てくることになりましたら、関係各課と十分協議をしながら、こういっ

た制度の導入も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

[ 登壇 ]

（三池健治君） 先ほども、検討、検討と言われたんですけども、6月の初めごろ議員の方も研修に行きました。そのときに、野村先生という方をお迎えして勉強会をしたんですけども、その中に検討するということは、執行部はこれはやらないという答えに似ていると、全然やらないとは言わないですよ、その大体今まで野村先生というのはあっちこっちの行政に行かれて、いろんな質問を聞かれて、ある程度経験を積んだ方だと思いますけれども、それで私も泗水町のときには一般質問しまて、検討しますというお答えをもらっておりました。そして、検討するというもんですから、私は検討しているもんとばかり思っただけでずっと待っておりました。2年待っても、全然その答えが返ってこないわけですよ。私も民間業者の出ですから、検討をすると言うならすぐ検討する、でないと、2年間も検討しないでそのままずっと続けよったら、その会社はつぶれてしまいます。まして、その職員さんは、もう恐らく首になると思います。それで検討しますと言って検討しないのも、これもまたかなり罪なものでございまして、約束違反になると思います。それですね、乗り合いバスのことなんですけど、早急に検討すると言われたんですけども、大体いつごろまでなのか、期限きつとかんとですね、またその時期になったらまた質問せにゃいかんもんですから、正確な時期と検討内容どういうものか、ちょっとお聞かせもraitたいと思います。

それと、2番目のあれですね、登録制制度なんですけれども、これも検討するということだったんですけども、これも大体いつごろまでに、どういう検討をするのか、お答え下さい。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 現在の乗り合いバス関係等につきましては、担当の方で4市町村の状況とバス停、そういったことを現在調査中でございます。したがって先ほども申しましたとおり、交通コミュニティ体系をつくりますには検討するといつまでとおっしゃられても、ちょっと今の段階で何月までということではできませんけれども、現在4市町村のその状況等を調査中であるということをお知らせしておきます。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 結論から申しますと、小規模事業者登録制、合併しまして初めて上がってきたわけでございますけれども、旧菊池市におきましては、例えば修繕工事等につきましては指名業者以外の業者、いわゆる入札参加資格申請を行わない業者さんにつきましてやっておりました。だから、これはできないことではないとは考えておりますけれども、ただ検討しないとやれるのか、やらないのかわかりませんので、そういう言葉を使わせていただきましたけれども、前向きに努力したいと思います。

議長（北田 彰君） 三池健治君。

[ 登壇 ]

（三池健治君） 前向きということで信じまして、今度の一般質問のときにまた聞かせていただきたいと思います。企画部長もよろしくお願いいたします。

質問を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、山瀬義也君。

[ 登壇 ]

（山瀬義也君） 大変こうお疲れの中だと思いますけれども、今日の最後と思います。通告をしておきました市長選挙と公職選挙法について、これは福村、今の市長の前の菊池市の市長のときのことでございます。

まず1番に、前市長交際費について。2番目に、前市長給与の値上げについて。3番目に、公務員と選挙について。4番目に、準公務員と選挙について。5番目に、違法文書について質問いたしますが、質問の前に冒頭で議長にお願いしておきます。選挙は市民にとって、また市行政にとっても特に重大な問題であります。なぜならば、公職選挙法によれば、この法律は選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期すとしてあります。なかんずく、市長選挙に有権者が投票により重大な責務を負い、たった1人の市長を選出し、そのたった1人の市長に全市民が向こう4年間の市政を付託するからであります。しかし福村市長は、先般の選挙で善良な市民、選挙民に対し虚偽の事項を公表し、有権者を欺き当選しました。しかし、未だに有権者及び相手候補に対し訂正どころか、一言の謝りもない市長の姿勢であります。この問題は、市長に直接かかわる問題であります。市民の納得のいく答弁がない限り、質問時間などを制限すべきではないと思いますが、一般質問のルールですので、これに従います。しかし、納得のいく答弁が得られない場合は、後日特別委員会を設置して公開でその真相を明らかにするようお取り計らいをお願いするものであります。なお、これには議員各位の協力もお願いし、市長の選挙行為を正すものであり

ますから、当然ながら市長におかれましても積極的に協力されるものと理解し、あわせてお願いしておきます。

質問に移ります。市長は、4月24日執行の菊池市長選挙に立候補され、当選されました。ご承知のとおり、本来選挙は各候補がその政策を有権者に訴えて、1票でも多くの支援を得て当選が決定されるものですが、今回の選挙はどうしてもそうは思えないのであります。なぜならば、福村市長はクリーンなイメージが強い有力な相手候補の牧さんを、元市長は市民に我慢をしてもらい、財政健全化の途中にもかかわらず、自ら市長交際費を3倍に上げましたなど、事実を曲げた全くうその宣伝をし、牧さんを著しく汚れた人物に仕立て上げたからであります。実際には元市長の牧さんは前任者の市長時代の市長交際費を5%減額しても一銭の引き上げをした事実はないのであります。この嘘により、牧さんは回復不可能なまでにその名誉を傷つけられ、多くの牧支援者が牧候補から離れてしまったのは疑いようありません。まずは、幾人もの市民の方から牧さんは市長交際費をこそっと3倍も上げたということは本当ですかとお尋ねが私たちにもありました。牧候補の選挙事務所に詰めていた人たちが、このリーフレットの内容について多数の電話による問い合わせや非難を受けています。福村市長ご自身写真入りリーフレットなどに、元市長の市長交際費について、事実を曲げて堂々と述べてあるからであります。当然のことながら、一般市民の方は、その内容を信じて問わないで、疑わないでしょう。誰も嘘とは思わないのが普通であります。しかしこのリーフレットなどが意図的に作成された事実関係があります。牧後援会の会長と顧問の2人がこのリーフレットが頒布されていることを知り、福村市長の後援会長宅を訪ね、市長交際費の内容が事実と異なることを伝え、調査を申し入れました。翌日再度訪ねた折に、リーフレットの土台となった交際費執行状況調べなる書類を渡され、その際に福村市長の後援会長は、この書類は昨年12月に福村市長本人が作成したものであると2人に対して言いました。福村市長の後援会長は、市内においては立派な社会的地位にあり、しかも市民の尊敬を集める医師でありますから、まさか嘘をおっしゃることはないでしょう。市長、あなたの後援会長の言葉にありますように、私も当然、市長ご自身がこの資料を作成されたものと理解し、市長及び執行部に質問をいたします。

最初に総務部長にお尋ねいたします。まず、平成2年度から平成16年度に至る予算調整者氏名と市長交際費予算額及び執行額を1,000円単位で明らかにして下さい。

次に、特別職等報酬決定の手続きを説明して下さい。

次に、平成2年度から平成16年度にかけての市長職報酬の増額した額、減額した額、及び特別職報酬等審議会議における市長職報酬の、特にその増減、及び減額



に係る審議内容を述べて下さい。

次に、市長にお尋ねします。市長、あなたはあなたの後援会長が言ったこの書類は12月に市長本人が作成したものであるということを認めますか。

次に、市長あなたは事実を曲げてこの資料を作成しているが、どのような意図があったのか、お尋ねをします。

3番目に、公務員と選挙についてであります。本来公務員は選挙運動はできないと思っていましたが、選挙戦途中で市民の方の話によると、推薦か選挙に協力するならば仕事をしてやると話があったと聞きますが、選挙にどこまで公務員がタッチできるのか、選挙管理委員会にお尋ねをいたします。

4番目に、準公務員と選挙についてであります。市長選挙の告示の前に福村選挙事務所に多くの区長に動員がかかり、赤いリーフレットと、ご存じですか市長交際費、元市長は市民に我慢してもらい、財政健全化の最中にもかかわらず、自らの市長交際費を3倍に上げました。また、市長報酬も5回上げました等のチラシを渡され、区民に配付するようにと話があったと聞いております。正しいリーフレットなら許されると思いますが、区長さん方は嘘のリーフレットと知らず、年行事や区民に配られております。選挙管理委員会にお尋ねをいたします。違法文書について、菊池市の指名に入っている入札業者がファックスで選挙協力と名簿の提出を、ない方においては今後の発注状況に影響する場合があります。注意して下さい。取引業者や下請け業者に流してあります。福村三男遊説案内で、校区長並びに区長、推薦しております。福村候補の遊説が来ますので、激励して下さい。新菊池市長福村三男誕生のために、区民の皆さんで頑張りましょうというチラシが区民の家に配られていると聞きました。区長さんは、牧さんが出馬されたので推薦の取りやめの電話を福村さん本人にしたと聞きました。校区長の名前が扱っております。区長の名前が使っております。両人とも承諾はなかったと聞いております。そしてまた、チラシが各戸に配られたという話があるので、他の校区においても同じようなことがあっていると聞いております。このようなチラシの配布について、選挙委員会の考えをお聞かせ下さい。このたびの選挙は、菊池市の建築業者、土木業者、水道業者、おおよそ全部の業者の推薦、選挙運動の動員がなされていたと聞いております。今後の入札などに対して大変こう疑問を持つわけであり、心配しております。また、4月14日に選挙管理委員会の職員の方に牧後援会の方がビラの配布批判と、市長交際費の嘘のリーフレットの話があったと聞いております。選挙管理委員会により、菊池警察署の署員の方に文書を渡されたと聞いておりますが、選挙委員会のその後の対応はどうかされたのか。

以上、第1回の質問といたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） お答えをいたします。

まず、これにかかわった調整者というような言葉だったかと思えますけれども、一応予算につきましては所管課におきまして予算額を計算いたしまして、財政課長が査定をいたします。その後に、内容によって総務部長が査定し、内容次第では一緒に総務部長、収入役、助役含めまして市長査定という段取りになります。そこで、旧菊池市における市長交際費の推移について申し上げますが、各年度の決算額を基に平成2年度から16年度まで申し上げます。年度、予算額、執行額、執行率の順番に申し上げます。まず、平成2年度500万円、492万5,000円、98.5%。平成3年度500万円、500万円、100%。平成4年度500万円、500万円、100%。平成5年度500万、499万8,000円、99.9%。平成6年度475万円、474万8,000円、99.9%。平成7年度475万円、474万8,000円、99.9%。平成8年度475万円、474万8,000円、99.9%。平成9年度475万円、474万5,000円、99.9%。平成10年度475万、466万7,000円、98.3%。平成11年度475万円、466万1,000円、98.1%。平成12年度475万円、434万3,000円、91.4%。平成13年度275万円、234万8,000円、85.4%。平成14年度300万円、126万5,000円、42.2%。15年度220万円、128万7,000円、58.5%。最後に、平成16年度150万円、129万2,000円、86.1%。以上となっております。

次に、特別職等報酬決定の手続きでございますが、市長は菊池市特別職報酬等審議会条例に基づきまして、市内の公共的団体の代表者など住民7名から組織される審議会に対し議会議員の報酬額及び市三役の給料額について諮問をいたします。審議会では市長の諮問を受け、その年度の人事院勧告による一般職職員の給料の増減幅、県内各市及び郡内自治体との比較、民間の景気動向などを参考に額を決定され、市長に対し答申をされます。市長はその答申額についてあらゆる方向から検討し、改正が妥当なものと判断した場合は議会議員の報酬条例及び市三役の給与条例の改正案を議会に提出いたします。そして、議員の皆様にご審議、ご議決をいただくという流れで額が決定をされております。

次に、旧菊池市の市長給与について申し上げます。平成2年度からのデータで申し上げます。これも適用年月日、給与月額、引き上げ額、引き上げ率の順に申し上げます。平成2年4月、63万1,000円、平成3年4月、66万4,000円、3万3,000円、5.23%。平成4年4月から72万4,000円、6万円、9.

04%。平成6年1月から79万円、6万6,000円。9.12%。平成7年4月から80万円、1万円、1.27%。平成8年4月から81万2,000円、1万2,000円、1.50%。平成9年4月から82万6,000円、1万4,000円、1.72%。平成12年4月から84万円、1万4,000円、1.69%。平成16年4月から83万円、マイナス1万円、マイナス1.19%と推移をいたしております。また、増額及び減額にかかわる審議内容ですが、先ほど申し上げましたように、平成3年、平成4年、平成6年、平成7年、平成8年、平成9年、平成12年に改定増がなされておりますが、これは近隣類似市との不均衡是正、市職員においては人事院勧告に基づき、毎年給与改定が行われている。また激動する社会経済の下、地方行政を取り巻く環境も大きく変化し、住民からの行政に対する要望も複雑、多様化するにつれ、行政の果たすべき使命もますます増大しており、特別職の職責も増大の一途であり、誠実な職務遂行に対する適切な報酬等の確保は必要であるとの認識から増額の答申をいただいております。

次に、平成16年には減額がなされておりますが、これは現在の地域経済の状況や市民生活の実態を考慮し、また人事院勧告では2年連続で引き下げの勧告がなされ、民間企業では定期昇給の停止やボーナス削減、賃金カットのところも多いことなどを勘案し、特別職報酬等についても引き下げるべきとの答申をいただいております。

以上、お答えします。

[自席]

(山瀬義也君) 高本部長、15年までは一緒ですね、給与は。13、14、15は84万円。

[登壇]

総務部長(高本信男君) 12、13、14、そういうことです。

[自席]

(山瀬義也君) その後の12年から13、14、15。

[登壇]

総務部長(高本信男君) 一緒です。

議長(北田 彰君) 選挙管理委員会委員長、中野數馬君。

[登壇]

選挙管理委員会委員長(中野數馬君) 選挙管理委員会委員長の中野でございます。

選挙管理委員会に対してのご質問をいただきましたので、私の方から答弁をさせていただきます。

まず、公務員と選挙についてですが、公職選挙法第136条、特定公務員の選挙

運等の禁止の条文で、選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員は、在職中選挙運動をすることができないと規定されています。また公職選挙法第136条の2、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止の条文第1項で、国もしくは地方公共団体の公務員、また特定独立行政法人、特定地方独立行政法人、もしくは日本郵政公社の役員もしくは職員はその地位を利用して選挙運動をすることができないと規定されております。また準公務員と選挙についてということですが、区長さん等の非常勤の特別職公務員についても選挙関係実例、判例集によりますと、公職選挙法第136条の2が適用されることになっておりまして、その地位を利用しての選挙運動は規制されております。

次に、チラシの配布の件ですが、選挙管理委員会では本年4月6日に市長選挙の立候補予定者説明会を開催しています。その説明会の際に立候補届等のしおりを3候補者の代表の方に配付しております。立候補届等のしおりの第5、選挙運動についての中の公職選挙法第142条、文書図画の頒布のところ、頒布できるのは通常八ガキ8,000枚までに限ると規定されています。また、公職選挙法第146条、文書図画の頒布または掲示につき禁止を免れる行為の制限で、何人も選挙運動期間中はいかなる名義を持ってするを問わず、公職選挙法第142条、文書図画の頒布、公職選挙法第143条、文書図画の掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名、もしくはシンボルマーク、政党その他政治団体の名称等を表示したものを頒布、または掲示してはならないと説明しております。また頒布される文書等については、選挙管理委員会には指導を行う権限はありませんので、事務局に持参されましたリーフレットのコピーにつきましては菊池警察署の方に渡しただけで、その後の対応は選管としては行っておりません。また、警察のその後の対応はどうなっているかについては、お答えする立場にございません。

議長（北田 彰君） 質問、答弁とも市の行政事務に限られますので、その範囲で質問答弁を行うように申しそえます。

山瀬義也君。

[ 登壇 ]

（山瀬義也君） ただいま選挙管理委員会の委員長の方からご説明いただきました。公務員と選挙について、まずこちらの方からいきたいと思いますが、この問題についてはすべて禁止であるということでございます。私も職員はやっぱり生活の場が役所でございますから、このことについては追及いたしません。ただ、市サイドとして、やっぱり市内にそのことを徹底してもらいたいと、そのことを要望しておきます。また、準公務員の方も、チラシの配布等々はやっぱりできないんだというこ

とでございますが、このこともですね、やっぱり行政を預かる市として、正しい文書だったらですね、私たちも言いませんけれども、やっぱり確認をしてできる範囲でやってくれというようなことをやってもらわんとですね、この問題もできないと。ほかの問題、違法文書についてでも、やっぱり禁止事項でございますので、あとは選管の方では指導できないということでございますから、それ以上は追及しません。よくわかりました。

また、総務部長の方の答弁の中で、はっきりこう数字が出てまいりました。平成3年、4年、5年、6年、7年、それぞれに今、市長の交際費を述べられました。何でこんな嘘をつくっているんだろうかなと思います。皆さん方もご存じでしょう。このような形でですね、本来500万からずっと推移しているんですね。それを150万からいきなり500万に上げてあるわけなんですね、意図的に。ですから、これを皆さん方もよく知っておいて下さいよ。皆さん方もこれを配った人がおるかもわからんとですよ。ですから、過ちは過ちですから、はっきりそこはしとって下さい。そうすると、市長の、前市長の給与についても一緒なんですね。特別報酬審議会があって、その答申を踏まえながら議会の承認を得ると。勝手に市長が上げるということはできないわけなんですね。このこともはっきりしてまいりました。ここにですね、市長報酬も5回上げましたて、はっきり書いてあります。ですから、これは誰がつくったかはっきりわからんばってんですね、大変こう私はこのような文書が出たことについて、市民がみんな騙されているんですよ。ですから、この問題は議会も含めて、行政も真剣に考えてほしいと思います。

再質問をいたします。総務部長答弁に対する再質問でございます。ただいまの総務部長答弁により、市長報酬は市長自身が決めるのではなく、決められた手順を経て決定されるのが明確になりました。議員各位も、皆さんがこれで確認ができたでしょう。つまり、福村候補陣営が頒布したビラの中の市長報酬は上げた、下げたという文言は間違いであります。あることはわかったわけなんです。これもまた、事実を曲げることにより、牧元市長の人格に悪いイメージを植え付ける。福村市長にはよいイメージを植え付ける。そぎゃんしましたね。事実、ビラの中では比べてみて下さい、市長としての姿勢を、違いを、と述べてあります。実に巧妙、本当にこうきまわりない騙しであります。ちなみに、手元の資料によれば、福村市長は平成13年4月に市長に就任して依頼、平成16年に至るまで前市長と同額の報酬を受けております。同じく総務部長答弁によるリーフレットの内容と実際の数字が全く異なっているのがわかります。市長交際費の数字が歪曲されていることを議員の皆さん方もおわかりになったと思います。議員の皆さんが仮に牧さんと同じ立場に立ったなら、どう思われますか。福村候補陣営が実際と異なる内容のリーフレットを

頒布したことについて、選挙管理委員会にお尋ねしたいと思いますが、選挙管理委員会の方から権限がないということでございます。あれば、何か述べて下さい。

議長（北田 彰君） 山瀬議員、行政事務のですね、範囲内で質問をお願いしたいと思います。

[ 登壇 ]

（山瀬義也君） また、先ほど市長の方からですね、私が質問しました後援会会長の12月に福村市長が作成したということについては、答弁がございませんでした。これはどうしますか。再質問の中で。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 山瀬議員の方から選挙に関するご質問でございまして、ただいま2度ほど議長の方から注意がありましたように、行政事務に関することについては市長としての答弁をしなければなりません。私的な選挙のことですので、本来は答弁をするべきではないと思いますが、誤解を招かないように一言だけ申し上げておきたいと思っております。お尋ねの中で2点あるわけですが、この書類は昨年12月に市長本人が作成したものであるという言葉を確認するかということですが、私がこの作成したものではありません。またこの書類というものはどれを指しておられるのかなと思っております。今、ご質問の中に虚偽の事項を公表して有権者を欺いたというお言葉であったりしてはありますが、虚偽の部分がどこなのか、意図的にリーフレットを作成したということですが、意図をしてたというところの事実関係が意図してたという事実がどこにあるのか。また、今申し上げますように私がつくったと決めつけてありますけれども、それは私がつくったものではありません。

また、2つ目の質問の中で、これはもう決めつけた話なんですか、あなたは事実を曲げてこの資料を作成しているが、どのような意図があったのかということですが、事実を曲げてつくったということでもなければ、私がつくったものでも全面的にありません。そのことは申し上げたいと思っております。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[ 登壇 ]

（山瀬義也君） 今、福村市長の方から私はそのようなことは知らないということでございます。また、意図的にまげてやったということも知らないというお話でございましたけれども、あくまでも私は宮本さんの話を信用してですね、想定して言っている質問でございます。ですから福村市長もご存じでしょう。この福村市長、こ

のあなたが出したこのパンフレットのやつ、これに500万のやつをですね、150万からいきなり上げているわけなんですね、市長交際費を。これは後で市長にまた帰りにやります。

再質問の中でやりたいと思いますけれども、認めていないということでございますから、市内で立派な地位にある、また市民の尊敬を集める医師であるあなたの後援会長に対して、あなたは会長は嘘つきだというレッテルを張るような形になるわけなんですね。それを認めますかと聞いたときに、認めませんということでございますからですね、恐らくはですね、私が思うに、認めないと言うのであればですよ、牧後援会の会長さんがですね、当事者が恐らくあなたの後援会長の宮本会長の宅を訪れて、会長に言ったことが正しいんですかと、多分問いただすと思いますよ。これも付け加えておきます。またあなたは誰が作成したか知らんということでございますが、あなたの後援会長はあなたが昨年12月に作成したと言っております。これはあなたが逃れることのできない言葉なんですよ。ですから、結論であなたの会長は嘘つきだということになります。

議長（北田 彰君） 山瀬議員、行政事務の範囲内に限るということでありますけど、今の質問はちょっと範囲内を超しておりますので、中止をせにゃいかんわけですから、質問を変えてやって下さい。

[ 登壇 ]

（山瀬義也君） それではですね、市長交際費の予算額、予算執行額を知ったり、かつそれをわざわざ作成できる立場の人は、執行部の中ではですね、市長である福村さん、ほかに当時の助役、収入役、総務部長、財政課長なんです。私はそう思います。私は前助役さん、収入役さん、既に退職されております。ですから、私は確認を電話でいたしました。両人とも作成には関与していない、はっきり言われました。それでは、当時の総務部長さん、財政課長さん、あなたたちのうち誰かがこれを作成したことはないですか。お尋ねします。

以上、再質問いたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） お答えいたしますけれども、市長の交際費につきましては、先ほど私が平成2年度から16年度まで申し上げました。これが決算額での予算額でございますので、これには間違いございません。作成、変えた立場にある方は、作成に関連した方は、当時の市長、助役、収入役、当時は総務企画部長ですかね、それから財政課長ということでございますけども、どれを作成したのか、ちょっと私には理解がでけんとしてですけども、私はそれを見ていませんので全くわかりま

せんけれども、予算書の作成は担当者から市長まで誰でもできます。

以上です。

議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[ 登壇 ]

（山瀬義也君） わかりました。確かにこう、総務部長、また財政課長方は、一切タッチをしていないと思います。また、選管の方からも先ほどのことは議長の方からそれ以上のことは言うなということでした。

それでは、再々質問をしたいと思います。市長の方からは私は知らんということですから、あなたの答弁で謝罪の言葉はありませんでしたが、あなたはこのことについて心の痛みを感じませんか。感じなければ、これは私の方から言うわけですからですね、あなたは他人の不幸や傷みも感じない、人としての倫理感に欠ける人ですよ。そのような人物が果たして市の心を捉えて、市政の運営ができるものかなと私は不満に思います。私は、本当に宮本先生の話信じて、あなたの謝罪があり、申し開きが相手候補者にもあるものだと、有権者にもあるものだと思っておりました。大変こう残念であります。有権者ばかりでなく、市長自身の後援会や支援者も、これは誰がしたのかわかりませんが、欺いて当選した福村市長だと、私はこう思っておりますが、これから4年間果たしてこう市民の信頼に応えうる市政を進めることができるのかなと思います。改めまして疑問であります。市民を欺いて当選したのですから、市民を欺いて市政ができるかと、そう思うのは私だけではありません。他の人もそう思うと思います。質問の終わりにあたり、今回の市長選挙において福村市長が公にした選挙の、もしもですよ、そうなるときですが、選挙の文書の内容、これは公職選挙法ですね、第235条の2項、当選を得るさせない目的をもって公職の候補者または公職の候補者になろうとする者に関し、虚偽の事項がこうにしてですね、公にして、虚偽の事項をですね、公にして、またはこう事実を歪めて公にしたものは4年以下の懲役もしくは禁錮刑、または100万円以下の罰金に処するとなっております。虚偽事項の公表罪に当たると。または同じく公職選挙法第251条の当選人がその選挙に関し、この章に掲げる罪を犯した場合刑に課せられるとあります。そしてまた、当選人の当選は、そのときは無効だと。当選人の選挙犯罪による当選無効ということもございますから、私は大変心配するわけでございます。

以上をもって、質問を終わります。答えがあるならば、言って下さい。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） お答えいたします。



市長選にかかわりまして、いろいろとご質問がございましたけども、はっきりと答弁をしなくてはならないということは十分わかっておりますけれども、行政事務から離れた問題も多々あったようでございましたので答弁は差し控えさせていただきますけども、いずれにいたしましても施政方針で申し上げております事項等につきまして、全力を挙げて市民福祉の向上のために頑張ったいと考えております。

以上です。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 個人の名誉のために付け加えさせていただきます。後援会長のお名前が出ましたけれども、後援会長の方には今日私も確認をしてまいりました。私が12月にそういった資料をつくったということを第三者、相手候補者の後援会長、また顧問と言われておりましたけども、お二方にお会いした事実は事実でありました。そこでその資料を私がつくったということをそこでお述べになったかということについては、一切そのことは言ってもいませんということで確認をされております。山瀬議員が私どもの方の会長に直接聞かれたのではなくて、牧候補者の後援会長、そして顧問にお聞きになったものをその私の方の後援会長が言ったというふうに言われているように聞こえておりますが、事実ではなかったということをご認識いただきたいと思います。なおまた、この資料等については、私が記憶によれば私の見解として述べさせていただきます。そういうことで、資料についても約1年ほど前にその資料を私が秘書課の方に命じて資料をもらったものであります。そしてその内容等については、1年間の中でどういった大体接待交際費というのが使われているのかといったものを見ながら、そして交際費の縮減を図っていこうという意図によって調査をしまして、そしてその内容資料についても取り寄せたわけでありまして、その中において、十分と考えさせるものがありました。その中に本当にこのような交際費の支出でいいのかと、非常に不当な支出があったことも事実でありまして、そういったものを確認しながら、次の交際費の算定に果たして予算をどうするかということをするために取った、取り寄せた資料であるということをし添えてたいと思います。

議長（北田 彰君） 明日も一般質問となっておりますので、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

---

散会 午後3時39分

第 5 号

6 月 28 日

# 平成17年第1回菊池市議会定例会

## 議事日程 第5号

平成17年6月28日(火曜日)午前10時開議

### 第1 一般質問

-----  
本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問  
-----

出席議員(58名)

1番	山田健二君
2番	倉本義雄君
3番	樋口正博君
4番	二ノ文伸元君
5番	川口良郎君
6番	中山繁雄君
7番	水上博司君
8番	岩根孝明君
9番	三池健治君
10番	清水昭栄君
11番	怒留湯健蓉さん
12番	坂本昭信君
13番	安武俊右君
14番	森誠雄君
15番	隈部忠宗君
16番	工藤春雄君
17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
19番	河島秀逸君
20番	木下雄二君

2 1 番	福 川 幸 子 さん
2 2 番	坂 井 正 次 君
2 3 番	森 隆 博 君
2 4 番	山 瀬 義 也 君
2 5 番	本 田 憲 一 君
2 6 番	栗 原 康 敏 君
2 7 番	渡 邊 康 雄 君
2 8 番	栃 原 茂 樹 君
2 9 番	青 木 積 君
3 0 番	坂 田 公 弘 君
3 1 番	野 口 和 夫 君
3 2 番	牧 野 洋 一 君
3 3 番	松 本 登 君
3 4 番	森 俊 二 君
3 5 番	中 原 泉 君
3 6 番	松 本 隆 幸 君
3 7 番	坂 本 正 弘 君
3 8 番	石 本 利 治 君
3 9 番	上 田 巖 君
4 0 番	水 元 征 雄 君
4 1 番	東 政 孝 君
4 2 番	中 山 和 幸 君
4 3 番	工 藤 恭 一 君
4 4 番	木 村 末 弘 君
4 5 番	岩 下 満州子 さん
4 6 番	笠 愛一郎 君
4 7 番	中 原 繁 君
4 8 番	出 口 サチコ さん
5 0 番	境 和 則 君
5 1 番	森 田 精 一 君
5 2 番	福 島 利 徳 君
5 3 番	工 藤 道 昭 君
5 4 番	甲 斐 健 彦 君
5 5 番	北 田 彰 君

56番 外村國敏君  
57番 久川知一君  
58番 徳永隆義君  
59番 横田輝雄君

-----  
欠席議員（1名）

49番 荒木建令君  
-----

事務局職員出席者

事務局 長 樋口昭彦君  
議事課 長 春木義臣君  
議事係 長 城主一君  
議事係 参事 吉野幸子さん

-----  
説明のため出席した者

市長 福村三男君  
収入役職務代理者 川口齋子さん  
総務部長 高本信男君  
企画部長 村山隆君  
市民部長 木下儀郎君  
経済部長 岡崎俊裕君  
建設部長 石原公久君  
菊池総合支所長 城直輝君  
七城総合支所長 平野國臣君  
旭志総合支所長 稲葉公博君  
泗水総合支所長 井手政寛君  
建設部総括審議員 松岡隆君  
企画部主席審議員 友田豊和君  
財政課長 川上憲誠君  
職員課長 松永完一君  
教育長 木下昭二郎君  
総務課長兼選挙  
管理委員会事務局長 中村鉄男君  
農業委員会事務局長 五島千秋君

水道局長  
監査委員会事務局長

後藤 定君  
山口 正司君

午前10時00分 開議

-----  
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。  
-----

#### 日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、二ノ文伸元君。

[ 登壇 ]

（二ノ文伸元君） 皆さんおはようございます。蒼々たるメンバーで、何か圧倒されそうです。

昨日は、市長におかれましては、集中砲火を浴びて、大変お疲れのことと思えますけども、しっかりとご答弁のほどをよろしくお願いします。お体を大事に。肩でも凝られたときにはどうぞ言ってください、肩でも揉みにいきますので。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず、指定管理者制度について質問いたします。この制度は、国が地方自治体のスリム化を目的に、2003年9月に地方自治法244条が改正され、管理委託制度が廃止になり、指定管理者制度が制定されたと同っておりますが、具体的に指定管理者制度とはどのような制度なのかお伺いいたします。

さらに、当てはまる公共施設と管理者、それとメリット・デメリット、そして本市の方向性についてもあわせてお伺いいたします。

次に2点目に、新市における市役所内の人事について質問いたします。

最近、役所を訪れると感ずることがあります。それは旧菊池市のときより新菊池市になって若い職員さんがずいぶん増えたような感じがしております。このことは、合併効果で大変いいことだとは思いますが、その反面、職員の方の年齢が40歳前後の方から50歳前後の方に向け、何かしら覇気がないと言いますか、元気がない職員さんが随分多く見受けられるように感じます。このことは、私だけでなく先に一般質問されました東政孝議員さんの方からもおっしゃられておりました。

どうということかと申しますと、職員さんの年齢が、下の方が管理職で上の方が管理職でない、逆転現象が非常に多くなっていると感じております。これではやる気



のあった職員さんもやる気がなくなるのは当然のことかと思われま

そこで質問ですが、今回の合併による新市の人事異動は、いつ、だれが、どのような基準でやられたのか。また、今後の職員の昇格の選定基準をお示し願います。

以上、2点について質問いたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） おはようございます。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としており、公の施設の管理に指定管理者制度を導入した地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月に公布され、同年9月から施行されたことを受け、地方自治体の公の施設に従来の管理委託制度に替わって、指定管理者制度を適用させるものでございます。従来の管理委託制度と指定管理者制度には、相違点があり、管理運営主体に民間事業者を含む法人、その他の団体も指定することができるようになります。また、管理委託は契約を締結するものですが、指定管理者は指定という行政処分であり、指定された管理者は地方公共団体から管理に関する権限を委任され、施設の使用許可なども行うことができます。

指定管理者制度に当てはまる公共施設とは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設であり、地方公共団体が設ける施設でなければなりません。例として、体育施設や教育文化施設、社会福祉施設などが考えられます。ただし、個別法に公の施設の管理について定められている場合は、そちらが優先されます。例えば学校は学校教育法において、管理は設置者が行うことと規定してあるため該当いたしません。管理者となられるのは、法人、その他の団体となっており、その対象は民間事業者など、幅広く含まれます。また、個人ではできませんが、営利企業のほか、社会福祉法人などの公益法人、特定非営利活動法人、NPO法人、及び法人格を持たない団体に対しても広く門戸が広がることとなります。このことにより、地域住民の方々が、施設の管理運営に主体的に参画できるようになると考えております。

指定管理者制度を導入するにあたっては、条例の制定、改正はもちろんですが、指定管理者を決定する際に、議会の議決が必要となっております。この制度の目的であります、住民サービスのさらなる向上と経費の削減に向けて、迅速かつ慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度による住民にとってのメリットとして、公の施設に運営管理に民間のノウハウが活かされ、より効率的で利便性のよいサービスが受けられる

ことが考えられます。さらにこれまで同様、法人格を持たない団体も管理者になることができるため、地域住民の積極的な参加も期待でき、地域のニーズに合った管理運営となると思われます。また、行政にとりましては今まで以上に施設の効果的な活用を行うことが住民サービスの向上につながると思われますし、財政面でも経費の削減が見込まれます。ただ、コストの削減や利益主義を優先しすぎると本来の目的である住民サービスのさらなる向上からかけ離れていくことが懸念されますが、業務条件などの管理基準を明確に表示し、事業計画書の提出を求めた上で、審査選定を慎重に行うことと、管理者の指定をするには議会の議決が必要であることなどを考慮しますと、サービスの低下にならないような判断ができ、制度のよりよい活用ができると思われます。

また、管理者は毎年度終了後、事業報告書の提出が義務付けられておりますし、地方公共団体自身が設置者としての責任を負うべき利用条件の設定は、管理の基準として条例で定め、必要に応じて指示を行ってまいります。

今後の本市の方向性といたしましては、現在、管理を委託している公の施設について、平成18年9月1日までに管理方式を指定管理者か直営のいずれかに決定し、その管理方式に沿った管理条例の改正を行う必要がありますので、早急に該当する施設を調査し、管理運営のあり方を十分検討し、管理方式を決定したいと考えております。その中で、指定管理者を選択した場合には、先ほど申しあげました制度のメリットを十分活かせるよう考慮をし、導入していきたいと考えております。

限られた短期間ではありますが、いずれの管理方式を選択したとしても、住民の求めるニーズにできるだけ応じられるような施設の管理運営ができるように努めてまいります。

次に、人事についてでございます。職員の人事は、首長の裁量権であります。そのようなことから、今回の人事配置に際しましては、合併協議会における4市町村の首長、議長合同会議で組織機構が検討され、協議確認を経て、それに基づき、合併前の4市町村長の協議及び合意により配置されたものであります。

なお、人事の基準は適材適所を原則に、加えて今回は市町村合併という特殊状況下での配置であることから、合併前の各市町村におけるそれぞれの職員の経験や資質等を考慮し、総合的に勘案された上での人事案の作成が行われたものであると理解をしております。

今回の職員配置は、通常の人事異動と違い、旧4市町村の強い思いやいろいろな制約、本庁、総合支所という関係、さらには限られた時間の中での配置であり、無理を生じている部分の調整などにつきましては、慎重なる精査の上、今後の人事管理の中で検討していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[ 登壇 ]

（二ノ文伸元君） はい、それでは再質問をいたします。

まず、指定管理者制度での1点目ですが、まず1点目にある程度、施設の充実がなければ、参入してくる団体、民間会社とかは恐らくないものと思われれます。例えばですね、市営プールがありますよね、体育施設ということで、市営プールを例に挙げさせていただくわけなんですけども、今の菊池市営プールはですね、50メートルのですね、これは公認プールなんですよ。しかしですね、ここ2年ぐらいの間に、水泳協会としましてですね、私、水泳協会の協会員でもありますので、公認申請を市当局の方をお願いをしていたんですけども、なかなかそれが受け入れられていないというのが今現状です。50メートルは今、公認されておりません。それで、その弊害としましてですね、今年、県レベルの中学生を、中学の大会ですけども、誘致をしていたわけですよ、8月後半ぐらいにですね。それが公認されていないということで、他の場所に移されたわけですよ。このことは市長がスポーツを誘致して観光、宿泊につなげるということにちょっとそぐわないんじゃないかな、そういう小さいところをですね、そんなに公認申請が20万も30万もかかるわけはありません。これは恐らく4、5万だろうと思います。これをやらないばかりに、大会はよそに行くわ、それをやはり県南のですね、学生さんたちや保護者の方は宿泊をですね、なされるわけですよ。8月の後半というのはやはり観光地である温泉街にとってもですね、これは少し打撃を受けるんじゃないかなと、私は思うわけですよ。そういう観点からもですね、施設の充実というのはですね、指定管理者制度にとっては大事ではないかと思えます。

それともう1つですね、例を挙げておきますとですね、文化会館の件なんですけども、これも文化を目的に指定管理者が可能であると、今お答えになったと思います。で、本来、文化会館というものは市民のよりどころだろうと私は思うわけですよ。そういう中で、市が合併しまして、市庁舎が、職員さんが菊池の旧市役所に集中し、駐車場がちょっと足りないということで、文化会館のですね、横の庭園を駐車場にしてあるわけですよ。芝をつぶして、砂利を入れて。そこを市の職員さんの駐車場にしていらっしゃる。元々あそこは、文化会館というのは市民のものであって、職員さんのものではないと私は思うわけですよ。あそこはやはり保育園のお散歩コースになったりとか、老人の人たちの朝の散歩コースであったりとか、やはりですね、いろいろな人から声がですね、上がっているんですよ。これはいつ元に戻してもらおうとだろうか。そういうですね、施設の充実というものを図ってもらわ

なくては、やはり参入してくる管理者も、私はいないと思うんですが、その辺です  
すね、ご見解をどなたがしてくださいませ、ちょっとわかりませんが、明確  
にですね、お答えを願いたいと思います。

次に、指定管理者の2点目なんですが、現在、管理委託を行っている施設の管理  
を、そのまま現在の団体などに管理させる場合は、そこに従事している方々の身分  
はあんまり問題にはならないと思いますが、別の団体が管理するようになった場合  
の従業員や職員さんの身分はどうなるのかをお伺いいたします。

3点目に、同一の施設に複数の希望があった場合はどうなるのか、その選定基準  
とか、選定委員会などは作られるものと思いますが、どのように考えておられるの  
か、お伺いいたします。

次に、人事についてですが、旧4市町村の人事というか、階級がそのままスライ  
ドしたものであると私は思っております。全く別々の自治体の中で築かれた人間関  
係を、新自治体の中でつくろうとしても、相当無理があるのではないかと私は思っ  
ております。旧4市町村のときは、職員同士の長いつきあいの歴史の中で、あの課  
長は私より仕事はできないが、年齢が私より上だから仕方がない。また逆に、あの  
課長は私より年齢は若いができるから仕方がない。といったようにですね、  
職員同士ですね、長い歴史の中で互譲の精神というのが働いて、今まで成り立っ  
てきたと私は思っております。

合併してですね、いきなりこのような形で組織図ができ、さあこれでみんな仲良  
くやりなさい、と言われても、やる気が起こらないのも、やはり私は当然ではない  
かと思っております。あとですね、2、3年で退職なされる方はですよ、我慢はで  
きて、それ以上、5年も6年もまだこの役所に残っていられる方は、私はちょっ  
と辛抱できないんじゃないかというふうですね、思っているところでもあります。  
何も年功序列がいいと言っているわけでもないです。

そこでですね、人事についてお尋ねですが、まず1点目に、このような状況をど  
う思われているのか、市当局執行部の方がですね。2点目に、このような状況の解  
消策を今後、策定されるのか、されないのか。

以上、2点、管理者制度と人事のことについて、以上、質問いたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） まず、管理者制度でございますけども、議員ご承知と思  
いますけども、ただいま法の改正に触れられましたけども、これは総務省が平成17  
年の3月に新自治法、行政指針による地方行革の推進の中で、前段の質問の中でお  
答えいたしましたけども、行政改革大綱と集中改革プランを策定するようになって

おります。特にこの集中改革プランは、市民に平成17年度中に公表するという  
ことでお答えをしたところでございますけれども、その中に、5、6点ございませ  
ども、その中の一つといたしまして、民間委託等の推進が挙げられております。その  
中の項目の中に、指定管理者制度の活用を図りなさいというようなことが総務省の  
通達でございます。これにとって、今回、この制度に取り組むべきか、これまでど  
おりにやっていくのかというのを検討するというところでございますけれども、この指  
定管理者制度云々の前に、やはり先ほど申し上げました、施設の充実というのは、  
これをやる、やらんにしても当然必要なことございまして、計画的に施設の充実  
を図っていくということでございます。

まず、例といたしまして、市営プールの公認申請の問題に触れられましたけど  
も、これにつきましては教育委員会の方でお答えがあると思いますので、私の方か  
らは控えますが、文化会館の件につきまして、今、触れられました。たしかに文化  
会館は駐車場も含めまして、文化会館の施設でございますが、ご承知のように、合  
併によりまして、現市役所庁舎内の駐車場でもどうしても対応が当分できないとい  
うことで、いろいろ財政課の方で検討したわけでございますけれども、ご承知のと  
おり、民間の敷地を借り上げて対応いたしております。その中で一つ出てきたのが、  
文化会館の現在使用している駐車場でございます。議員さんご承知のとおり、文化  
会館につきましては、相当な使用料を払いまして、年間支払いまして、使用して  
おりますものですから、一時的なものとして職員の駐車場に活用することはやむを  
得ないという判断に基づきまして、駐車場として利用しておるところございま  
す。ただ、その後、市民の皆様から要望が何回も市長の方に上がっておりますの  
で、今、内部で検討しておりますので、このことには今しばらくお待ちしていただ  
きたいと思っております。そういう見解でございます。

それから、団体がそのままになったとき、また別の団体が云々ということにお触  
れになりましたけれども、先ほども申しましたように、これをやるにつきましては条  
例を制定しなくてはなりません。その条例の中で選定基準というものを設けまし  
て、事業計画書の提出を求めます。その中で、やはり住民の平等な利用活用する  
ことができ、また施設の効果の最大の発揮をするとともに、経費の削減、ほかいろ  
いございませども、そういうことを踏まえまして選定をしていきたというふうに考  
えております。

いずれにいたしましても、この指定管理者制度につきましては、先ほども申し上  
げましたように、現在の施設につきまして、管理方式をどちらにするのか、指定管  
理者制度にするのか直営にするのか、今後、今やっているのを調査してから決定し  
たいということでございまして、その中で十分、現施設の老朽化したもの、また本

当にこれが指定管理者制度を採用できる公の施設であるか、検討しながら選択をさせていただきたいというふうに考えます。

次に、人事についてでございますけども、このことにつきましても何人かの議員さんにお答えいたしまして、現状をどう考えるか、解消をどう図っていくかというふうなお尋ねであったかと思っておりますけども、人事担当者としても張り付けはいたしましたものの、大変厳しく、心苦しい面も現実として受け止めております。しかし、地方分権の推進によりまして、自己決定、自己責任の範囲が拡大していくという、新たな段階を迎えておることはもうご承知のとおりでございます。そのことで、求められる職員像や能力につきましても、大きく変わっていかなくてはなりませんし、より一層の資質の向上が求められ、望まれてきます。そのような状況の中におきまして、現在、公務員の人事管理における、人事評価システムの導入が必要とされております。これ、検討をしておりますけども、その人事制度の見直しの中で、大きな流れとなっているのが、先ほどお触れになりましたけど、年功からやはり能力、実力主義の人事制度への転換でございます。これは担当としては避けて通れないところではないかというふうに、強く受け止めております。

そういうことで、より効率的な、かつ効果的な行政運営を目指していくためには、これからの本市を担う人材を育成していきながら、個々の能力を最大限に引き出していく。このことが大変重要なことであるということでございます。

このような現状を踏まえるとともに、今後の人事管理の中で、新市としての新たな仕組みの構築を検討し、市民福祉サービスのために頑張っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） お答えします。

菊池の市営プールにつきましてはですね、私自身は公認されたプールであるというふうに把握しておりました。しかし、今の議員ご指摘の、公認がされていないということで申請があったということがあればですね、私まで実は上がってきていないんです。だから、早速調べましてですね、そしてお答えすることにしたいと思います。

議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[ 登壇 ]

（二ノ文伸元君） はい、教育長、よろしく願いしておきます。あれはですね、たしか3年か4年周期にですね、公認申請を出さなくては公認は持続しないわけです

よ。そのことはよろしく願いしておきます。

それではですね、再々質問をいたします。

まず、指定管理者制度ですが、何か問題点も多いように感じております。特にその選定基準やですね、選定委員会、恐らく選定委員会なるものも立ち上げられると思いますけども、そういう設置についてはですね、十分な人員の選定と言いますか、そういうのもやっていただきたいと思います。

それからですね、選定委員会とか言いましたけどもですね、このような制度をですね、利用してですね、悪徳業者とですね、組んでですね、腹黒い政治家がいなくても限りませんので、その辺もよろしく願いしておきます。

また、この指定管理者制度をですね、損得勘定だけでやるのもいかなものかと思えます。十分に問題点をですね、分析し、そして精査して実行するように、このことはお願いをいたしておきます。

次に、人事の件なんですけど、なかなかですね、このような逆転現象とかを解消する策はあまりないかなと思えます、この解決策はですね。そこでですね、私がですね、私なりに考えたことをですね、一つ提案したいと思えます。

聞いていただきたいと思えます。まずはですね、ここにですね、勸奨退職者というですね、これみなさん方も恐らく50歳以上の勤続年数が10年以上の方は、恐らくもらっていらっしゃると思えます。それでですね、この議場にいらっしゃる幹部の方たちもですね、対象者になるだろうと思えます。そこでですね、やはり下の方に模範を見せていただくためにですよ、全員ですね、これに応じていただいて、空いたポストをですよ、今年の、私が16年の3月にですね、一般質問をしたと思えます。課長を選ぶ選挙制度の導入ということで。それで、今回はですね、これに対象する方は部長さんもいらっしゃるわけですよ。そこでちょっと広げまして、課長と部長を選挙で選ぶ導入のやり方とかですね、いろいろなことは16年3月の一般質問でやったことが議事録に残っておると思えますので、3町村の方はちょっと見てみてください。そして、その空いたポストをですね、今ご不満の恐らく職員さんがいらっしゃると思うわけですよ。その方たちにですね、立候補してもらう。そうすると恐らく解消につながるのではないかなと私は考えております。ちなみにですね、6月17日までにこれの結果をですね、ご報告なされなければならないと私は聞いているんですが、よかったらその勸奨退職ですか、これに応じられた方が今年は何名いらっしゃるのか、教えていただければと思えます。

それとですね、2つ目の提案ですね。もう一つは、管理者委託制度ですね、指定管理者制度を使ってですね、恐らく市役所の全部の委託管理はできないというふうに思っておるんですが、今、特区というものがあると思えます。それでですね、こ

の特区を活用してですね、民間に市役所を委託するわけですよ。名付けてですね、仮称市役所いきいき特区、こういうのも一つの方法じゃないかなと思います。民間の方はですね、やはり仕事のできる方から上にばんばん上げていく年功序列ではないという、これもご不満の方に一つの解決策になるのではないかなと思いますので、その辺のところもちょっとお考えになってみてはいかがでしょうか。

以上、2つの提案について、どのように考えておられるのか、市長のですね、ご意見をですね、お伺いしたいと思います。特にですよ、特に選挙制度についてはですね、これは滝沢村ですか、岩手県の滝沢村、ここでは恐らく実施されていることだろうと思います。16年の3月のですね、一般質問の折に、総務部長の方からですね、しっかり勉強してそういうのを考えてみたいということですね、おっしゃられております。総務部長がですね、あと現職というですかね、この職員でおられるのがですね、あと1年もないわけですよ。その間にですね、やはりしっかり勉強をしていただいて、その滝沢村に研修に行ってくださいですよ、実際やられておるとしますので、それをやっていただいた上でですね、導入するという形をとっていただいて、そして市長はあと4年まではないんですが、4年近くあるんですから、最後の1年ぐらいにはですね、これは可能かもしれませんので、やっぱそのくらいやらないとですね、今、職員の方は自信もなくして、やる気もなくして、何かうつ病になっている方がいらっしゃるとも限りませんので、その辺をよろしくお願いをしておきます。やはり、職員がやる気がなければですね、やはり市の運営は成っていかないと思います。市長のですね、手となり足となり頭となってやطيعられる方々ばかりですから、じゃないと市長の公約された政策やそういうものは全て素晴らしい施政方針演説の中でですね、まるで菊池市が未来はバラ色かのように謳ってありますが、やはり職員の方がしっかりすることによって、それは実現が可能になると思いますので、その辺含めて、ご見解をよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 大変前向きなご提案をいただきまして、全てに満足いくような見解はないと思いますが、あとで市長の方からもあると思いますので、私の方からの部門を答えさせていただきます。

まず、先ほどありました制度についての取扱いでございますけども、考え方といったしましては、やはりこういう時代になってやっていかななくてはならないというふうに受け止めております。その前に、旧菊池市におきましては、例えば公の施設、体育施設が主でございますけども、そういう施設の管理を法人あたりをつくってで



すね、やろうかという検討をしております。これが来たときに、この延長かなと受け止めておりますので、市長の方からも最終的に指示があるのではないかというふうに受け止めております。

それと、特区の活用で、市役所いきいき特区あたりの検討ということでございますけども、これにつきましてもうちの市長、特区大好きでございますので、後でまた指示が出るかなというふうに考えておるところでございます。

それと、勸奨退職の件でございますけども、これにつきましては文書で、新菊池市としてはもちろん初めてでございますけども、旧菊池市といたしましては、文書では出しておりませんでした。しかし、今度合併いたしまして、旧菊池市も退職手当組合に加入いたしました。この手続上、どうしてもこれが必要でございますので、対象者にこの文書を流したということでございます。対象者として上がっておりますけども、最終的にまだ市長の決済をいただいておりますので、ここに何名ということは差し控えさせていただきたいと思っております。

それから最後に、滝沢村の件でございますけども、これも大変素晴らしい提案をいただいております。人事、職員課の方では勉強しておりますけども、私の最終的な期間とは別にですね、十分勉強させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 二ノ文議員の方から、私の方の見解をということでございます。

人事のことと、指定管理者制度ということで、2面についてお尋ねをいただいております。指定管理者制度につきましては、ただいま部長の方から答弁いたしましたように、ぜひ一つ検討をして、できるものからというようなことでありますけれども、ご指摘のように、施設あつての管理でありますから、施設が不整備であると、あるいは何かしら要件を欠いているような古いものであるとかいったものについては、十分整備をしてから管理者を指定しなければ、それを応募する人もいないんじゃないかといったご指摘であったわけですが、まさにその通りだと思います。ただやはり、どれからやっていくのかといったものを含めながら、十分内部の方で検討をやりまして、そしてできるものからやはりやらせていただきたいと思います。これは、施設そのものを本当はつくる時点において、この施設はどう管理していくのかというのは、前段にあるわけでもありまして、ご案内のとおり、P F Iによってやれば全て製造からあるいは建設から全てP F Iの方が、引き受け

会社の方が引き受けて、管理運営までやってくれるということになります。既存の施設について行う場合には、この指定管理者制度というのが有効になってくるのかなど、このようにも思っているところであります。

それから、人事評価の問題であります。職員がやる気が非常にないのではないかとということでございますけども、滝沢村に見習えということでもあります。これはやはり、合併という大きな一つの歴史的事業が成し遂げられて、そしてそれぞれのご指摘がありましたように、村には村の人事管理制度がありましたでしょうし、またやはりこの職員数等におきましても、市町村、それぞれに定数が違うと。そこでみんな自分達の親戚縁者みたいな村もあれば、全く会うけれども職員が多いために、何年経っても新しく入ってくる人たちが覚えられないといったものもありますし、私自体も今現在、職員の方々の顔がまだまだわからないというのが現状であります。

そういった中で、仮に評価制度をつくりましても、非常に上意下達的な評価というのは極めて末端と言いましょか、広々く、全ての職員の把握可能な人は少ないとみていいんじゃないかと。そういった中で、えこひいきというものが起こりうるのではないかということの懸念も、当然この日本の社会風習の中にあるわけでありますから、そこを過日、ご答弁いたしましたように、部下が上司を評価をすると、あるいはまた市民の皆さん方が、きょうも傍聴にもお見えでありますけども、市民の方々が役所の方を市民としてご覧になっている、それで市民の声として職員は非常にしっかり頑張っているよとか、この人は眠り続けているんじゃないかとかいったことも市民参加の中でのその評価の度合いは違いますけれども、参加いただくということも考えてもいいんじゃないかなと思う次第であります。

それで、これは二ノ文議員、結婚されて恐らく四半世紀になられると思いますが、非常に仲むつまじいおしどり夫婦だと私は思っております。しかし、それを考えますときに、やっぱり四半世紀に及ぶ人間関係というのが基礎になってあるわけでありますから、今、合併した直下において、仲良くみんなが不平不満なく頑張ろうというようなことは、非常に難しいと、ご指摘になったとおりだと私は思っております。

それで、それぞれの市町村の抱えていた役制と言いますか、役付、そういったものが降格人事にならないように配慮しなければならないということで、先ほど部長の方から答弁いたしましたように、市町村長、そして議長会、一緒になって検討してどういったポジションをつくるかということで、組織機構については検討させていただき、ご了承いただいた上で、そのポジションにそれぞれの人たちが座っていたということでございます。

特区大好きということで先ほど部長が言いましたけど、大好きであります。それで、それはどんなに首長が好きであっても、やる気が首長が一人ありましても、このことについてはやっぱり内部にある職員の方々が常々の行政執行上においての経験、その中でまた非常に国に対して規制緩和を促す、あるいは規制の撤廃を促す、そういうことを求めてやるわけありますから、職員の方々が日常の業務の中で得たものをぜひ一つ特区として申請してくださいということを促すのが私の立場でありまして、それにちゃんと答えてくれて、特区の町、旧菊池市と言われるくらいにあったのではないかなと思いますが、今後もぜひ一つそういった外部に向かっての提案、改革といったものについても、職員の方々に機会を捉えながら、ぜひ積極的に参加していただきたいと。そしてまた菊池市の情報発信を広めていただきたいということにつきましてもやっていきたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、木下昭二郎君。

[ 登壇 ]

教育長（木下昭二郎君） 市営プールの件でお答えいたします。

全く私の監督不行届としか言えませんが、15年5月に公認切れになっておったということでございます。その後、すぐ公認しなければならないものをですね、今日まで延びておったということで、実は5年間の公認の期間で5万円が要るということでございます。早急に関係機関とですね、相談しまして、善処をするということをお約束しまして、ご答弁に代えさせていただきたいと思っております。

実は以前、中体連大会もやっておりまして、私は菊池市営プールは非常に素晴らしいプールだということで公認されているということで、それがそのままになっているというふうに思っておりましたが、今後また、指導も、私にきちっとあげるということもまたやっていきたいと思っておりますが、大変申し訳ないというふうに思っております。

以上です。

議長（北田 彰君） ここで、10分間、暫時休憩します。

-----  
休憩 午前10時42分

開議 午前10時54分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に進みます。

奈田臣也君。

(奈田臣也君) おはようございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

もう何か、降壇したような気持ちでございますので、どうか時間内に降壇できますように、執行部のご協力もお願いしておきます。

それでは、早速質問をいたしますが、まずはじめに財政の安定対策と、新庁舎の建設問題について質問をいたします。

福村市長は、前回の市長選でこのまま牧市政が続くならば菊池市は潰れると、牧市政を痛烈に批判されまして当選をされました。

そこでまず、福村市政が公約どおり、菊池市を活性化させたかどうか、財政的な面で検証してみたいと思います。

まず、財政調整基金の総額で見ますと、牧市政での就任時は基金の総額は10億4,500万、退任時は31億3,800万と、13億4,300万も上積みされ、財政の健全化を果たされました。これが福村市政になりますと、16年末には22億7,000万円と、4カ年足らずで9億1,500万も取り崩されました。なおまた、起債の残高も牧市政では65億円で安定していたものが、福村市政では平成17年の3月末現在では74億8,000万と、9億8,000万も大幅に増加悪化しております。福村市政の実態は、牧市政で財政調整基金等が13億4,000万も上積みされたものが、逆に福村市政では基金が9億2,000万取り崩され、借金も9億7,000万も上積みされ、合わせて18億9,500万円も悪化したのが実態であります。

私は議員が議会で最も大事な仕事は、財政の安定に一定の責任を持つことであると考えております。この点から考えますと、現在の市政は、現在はありません、旧ですね、市政は危機管理能力にあまりにも無頓着ではなかったかと今は反省をしております。

そこで、このような財政の悪化をした原因は何であるか、端的にお願いをしたいと思います。

次に、新庁舎ですが、福村市長は新市長当選の新聞インタビューで、新庁舎の建設は優先して進めたいと発表されておりますが、私は新庁舎の建設につきましては、多くの問題が山積をしておると考えております。

まず、財政的な問題といたしましては、新市の現在の基金の額は59億6,000万円ありますが、10年後には13億7,000万まで落ち込みます。13億7,000万ですよ。2つ目ですが、旧市町村の投資的経費である普通事業費は、近年3カ年の平均事業は51億3,000万でありましたものが、新市での旧市町村の既存事業費は29億5,000万と、合併前の実に57.5%まで落ち込みます。さ

らに新庁舎の建設に伴う自己負担は、パンフレットによりますと7割ぐらいが返ってくる、70%が財政措置になると思いますけれども、新庁舎の総事業費は45億円でございます。道路の整備もあります。その45億円から算定いたしますと、自己負担は27億8,000万。負担率の62%、これは私の計算ですから、間違っておったならば訂正をしていただきたいと思います。これで本当に市民が期待しているところのサービスの維持向上ができるのか。大変心配しております。

それからまた、新庁舎の建設方式の違いが、地域経済への影響の問題ですが、私は本庁方式と総合支所方式では、天地の差ほどの影響があると考えております。本庁方式でするならば、総合支所は支所となり、市町村の現在の財政上の厳しい状況を考えますと、市当局が活性化のためにいろいろ申し上げましても、衰退していくことは容易に推測をされます。

これらのことを考えますと、まだいっぱいありますけれども、早急な建設は、将来に大きな禍根を残す結果とも成りかねないことが十分に予測されると思っております。

そこで私は、ここしばらくは総合方式を堅持しながらいくのが最善の方策ではないかと考えております。特に、合併特例債におきましては、基金の造成も可能でございます。このような制度を利用されまして、十分な基金の積み立て等をしながら、財政が安定した折に、庁舎を建てる。これが基本的には最も大事であると思っております。もし期限を定めるならば、いろんな事情を考えますならば、10年先ぐらいにですね、新庁舎の本格的な花房台地に建てる計画は見直した方がいいんじゃないかなど、そのように思っております。

次に、産廃問題について質問をいたします。福村市長は新市の市長選挙において、多くの団体から推薦を受けられております。その中の一つ、旧菊池市の土地改良区からの推薦ももらわれましたが、その推薦理由は、今まで誰も解決できなかった産業廃棄物問題を解決されたので、その功績について推薦をするというのが根拠であったものと記憶をいたしております。

そこで、福村市政が解決したというような産廃処分場の早期撤退の実態を要約してみますと、埋立期間は5年間短縮すること、増設・拡張については一部嵩上げについては既に10m<sup>3</sup>許可がなされております。リニューアル方式によるところの30万m<sup>3</sup>に及ぶ増設計画につきましては、現在、県で審査審議中であります。参考であります。今申しました40万m<sup>3</sup>の量がどれくらいか、それをお知らせしますと、県の体育館のパークドームが50万m<sup>3</sup>と言われております。あの大きさまではいきませんけれども、あれくらいの量を埋め立てるわけでございます。

それから、操業短縮期間の5年分と営業所の2年間、7年分の補償を県と市が負

担するとなっております。この補償金額につきましては、現在、450万円の予算化をし、コンサルタントに委託してもうできあがっております。

4番目に、未解決の課題として、会社の拡張を予定し、多分私は環境アセスメントをしますと6.3haですが、県の公共関与予定地の有力候補として残っております。なおまた、かの地には環境アセスメント調査も終了しております。なおまた、会社の土地利用目的が明確になれば、かの地は農振除外の手続きを行うと、市は発言をしております。これが菊池市における産廃解決問題の実態であります。

このような、私が申し上げれば、でたらめな解決策は本当に解決されたと言えるのでしょうか。市民にとって本当に安心して賛同を得れる解決策なのでしょうか。私は全く逆で、産廃問題は益々多くの問題を抱え、悪化しているものと心配をしております。本当にこのような解決の仕方でのよいのか、市当局の見解を伺います。

続きまして、私たちは産廃反対市民同盟を、平成元年に結成以来、環境を守り、私たちの大事な地下水を守るため、産廃処分場の増設拡張運動を一生懸命展開をしてまいりました。その反対同盟の中核である区長会が、県・市・会社の三者協議の中に取り込まれてしまいました。私は反対同盟の中核である区長会が4者協議の中での発言を考えますと、産廃反対同盟、詳しく時間がありますならば、一つ一つ取り上げて説明いたしますけれども、省略いたしますが、産廃反対市民同盟は事実上、彼らの区長会さんの発言を考慮いたしますと、したものではないかと大変心配をしております。

そこで市長に質問ですが、市長は今までの産廃反対同盟の活動をどのように評価されておりますか、お答えをいただきたいと思っております。

以上で、最初の質問を終わります。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 少し、当初の聞き取りと違ったようでございますけれども、議員の方から、財政悪化は端的にどういうことかと、まとめたの質問でございましたので、基金と公債比率につきまして、まとめてお答えさせていただきたいと思っております。

いろいろ厳しい財政状況を見ても、要因はいっぱいございますけれども、その中の大きな一つにやはり、交付税の縮減が考えられると思っております。対前年比で見ると、平成13年度で約2億7,000万、14年度で約2億6,000万、15年度で2億4,000万、16年度で約3億3,000万、合計で約11億の減額となっております。このように、減額になってきておりますけれども、やはり住民福祉のために、住民のニーズに応えていくためには、お金がないからしないという

わけにもいきませんので、持っております基金を有効に活用してきたところでございます。しかし、基金の活用はしてまいりましたけども、公債比率で見ますと、大体13.6%を維持しておるということでございまして、公債比率につきましても、特段下がってはならないというふうに判断をしております。特に、県下におきましては15年度で見ますと13.6%は県下で1番という値を占めておりますので、よそと比べましても、特段悪くなっておるという認識は持っておりません。厳しいのは現実でございますけども、そういう判断でございます。

また、基金の状況を見ますと、平成15年から、17年は年度途中でございまして、平成15年で約18億4,000万ありまして、半ばで30億あった時代もございまして。しかし、平成17年度末現在でも、約22億7,000万は基金を持って準備しておりますので、そういう面からは特段、悪化しておるという判断は持っておりませんが、それでもやはり先ほど申しました交付税の減額がまだまだこれからも続きますし、不透明な部分が大変多くございまして、予断を許さず、財政運営に当たっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 新庁舎の建設時期関係ですけれども、この件につきましては、何回も申しますけれども、合併協議におきまして、合併後3年を目標に建設するという確認がなされているものでございます。なお、現在の本庁でございまして、菊池市庁舎につきましては、昭和43年に建設されまして、現在既に38年が経過している現状でございます。また、新庁舎建設後は現在の総合支所方式から本庁方式へ移行し、総合支所を支所とすることで確認がなされているものでございます。新庁舎の建設にあたりましては、建設場所の確定、あるいは新庁舎の規模、庁舎の周辺整備等におきまして、関連する基盤整備、商業関係、あるいは住環境関係事業に配慮した総合的な構想計画が必要であると考えているものでございます。早急に構想計画に係る検討組織を立ち上げまして、市議会、また関係団体とも密接な連絡を取りながら、検討してまいりたいと考えているものでございます。

また、検討組織としましては、庁内に仮称ではございますけれども、新庁舎建設等検討委員会を発足させるとともに、また広く市民の意見、提案等を反映させるために、仮称ではございますけれども新庁舎及び周辺整備検討懇談会を設置したいと考えているものでございます。本庁、支所の機能、役割につきましては、当該地域の盛衰に大きな影響を及ぼすものと想定がなされますので、アンケート調査の実施等住民サービスの維持向上、合併による効率化等を考慮して、民意を反映した構想、計

画等を策定していきたいと考えておるものでございます。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 新庁舎建設が財政に及ぼす影響でございますけども、先ほども申し上げましたように、大変厳しい財政状況でございますけども、この問題につきましては、合併時に合意された案件でございますので、議会の意見を十分踏まえながら、財政としても建設に向けて努力をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 産廃問題は、市の最重要課題の一つと考えまして、平成14年7月から地元住民や区長会、市議会などに対して問題解決のため、会社と協議をすることにご理解を求めてまいりました。その結果、平成15年12月の定例市議会や区長会でご了承いただきましたので、平成16年1月から市や県と区長会代表者との勉強会や協議を行い、市、県、会社の3者に、区長会代表者を含めた4者協議や、環境保全協議会で産廃問題解決に向けて協議を行っているところでございます。

平成10年11月17日付、県を立会人として市と会社で締結した環境保全協定書第13条では、会社の最終処分場の操業期間は協定書締結後20年間、平成30年までとなっておりますけれども、平成16年6月11日の環境保全協議会で協議を行い、最終処分場の操業期間に係る問題解決に向け、今後の協議事項を確認したところであり、現在の協議の状況は最終処分場の操業期間を5年程度短縮することや、会社の増設拡張計画をいかに縮小するかなどで協議を行っており、損失補償金につきましては、会社から早めに提示してほしい要望がございましたけれども、県や市からの補償額の提示は行っておりません。しかしながら、今後の補償問題の協議につく上で、補償金算定の資料の一つとして、専門的な機関に依頼したいと考えておまして、昨年9月の定例市議会において、業務委託について補正予算をお願いしたところでございます。

今後は、業務の受託業者からの成果品報告書を基に、県や弁護士等と相談を行いながら、問題解決のめどができた時点で交渉したいというふうに考えております。

なお、会社の増設拡張につきましては、既に10万 $m^3$ の嵩上げは終了しておりますけれども、リニューアルによる34万 $m^3$ の増設計画や、田崎牧場跡地に約80万 $m^3$ の拡張計画があります。許可権者は県にあり、市には何も権限はありませんけれども、環境保全上の見地から、県に対して・・・



(奈田臣也君) もうよかけん、わかったけん、それは。わかりました、そういうことは私は質問しておりません、俺が言うたかそぎゃんとは。

議長(北田 彰君) 答弁を続けなさい。

市民部長(木下儀郎君) 市の考えは、5年程度短縮で埋立処分が本市からなくなるのであれば、それまでの容量確保はやむを得ないというふうに思います。あくまでも市民のご意見を尊重したいというふうに考えております。

それから、会社と問題解決に向けての具体的な協議は行っていませんでしたが、議会及び区長会のご理解とご協力により、埋立期間を5年間程度短縮するというところで協議を進めており、問題解決に向けて一定の評価をしておるものだというふうに考えております。

次に、区長会が協議参加をお願いしたのは、市民の意見を最優先に考えて協議を進めていくためでございます。市民同盟は産業廃棄物処理場の増設拡張に反対するためにできた組織であると認識しておりますので、会社の増設拡張に反対されるのは当然のことだと思います。しかし、反対ばかりでは産廃問題が解決しないのも事実であります。たしかに増設拡張に反対する市民同盟の活動と、4者協議に参加して産廃問題の解決に向けて協議を行うことは矛盾するかもしれませんが、立場上仕方がないかと考えています。

次に、市民同盟の評価に関しましては、産廃問題に関する市民の意識の高揚や、市や県に対しての貴重なご意見等があり、一定の評価ができるものというふうに認識しております。

議長(北田 彰君) はい、奈田臣也君。

(奈田臣也君) あのですね、自分達の考えばかり言ってから、私の質問に何も答えていない。現状認識をですね、自分達が行っていることをはっきりと正確に認識していただきたいと思います。

続けていきます。

再質問いたしますが、市当局は、市長は北中学校の建設につきましては、地場産業の育成、林業の振興を図るということで、20億円で事業計画がなされていたものを、30億近くに予算をされました。そしてその財源としては、11億7,000万円の市債発行と、財政調整基金の6億4,400万円を取り崩されております。なおまた、あまりにも豪華な日本一の校舎を建設したため、国からの補助率も3分の1の補助率が21から22%に落ち込んでおります。この21か22につきましては、私の計算でございますので間違いがあったら訂正をしていただきたいと思いますが、特に財政調整基金の取り崩し処分につきましては、地方財政法に基づき、規制がかけられており、処分ができる項目は5項目に限られております。しか

しながら、どの処分項目を調べましても、地場産業の育成や地域林業の振興のために基金の取り崩しが認められている項目はありません。私はこの4年間の財政の悪化の原因は、市当局、特に市長が有権者に対し迎合した政策、そのような法を無視、恣意的な予算の執行に原因しているものと私は思います。

ということから考えますと、なおまた財政比率は過去の公債比率はまだ現在には比率は加わっていないわけですよ。北中の建設が公債比率に影響するのは、2年か3年後なんですよ。そういうのを抜きにして、財政が安定している、そのような認識を部長が持っておっては困りますよ。

次に、新庁舎の建設につきましては、今回、議会においても新庁舎建設特別委員会が設置されることになりました。しかし、この件につきましては既に位置候補地選定小委員会で検討され、事務所の位置、建設の事、庁舎の建設方式等についても一応の合意がなされ、議員間でも確認をされております。

そこでお尋ねですが、今回建設される、建設特別委員会の審議、検討内容は、位置候補選定小委員会で検討されました以上の項目についても、答弁、審議されるものと思いますが、検討委員会で合併前の確認と違う結果に至った場合、合併前の確認事項の変更はあるのか。行政の立場からお答えいただきたいと思います。

それから、私は会社が申請をしております、40万 $m^3$ の拡張増設の許可はされるものと思っております。そこで私は、40万 $m^3$ という増設拡張の規模の決定根拠について、私の推測をお話し、見解をいただきたいと思いますが、私の調査では、会社の1年間の処分量は5万 $m^3$ でございます。これから算出いたしますと、40万 $m^3$ の増設拡張計画は、8年分の操業期間になります。この8年間と、現在市が計画しております短縮期間5年間を足しますと、13年間であります。これに今までの会社の操業期間7年を足しますと、ちょうど20年間になります。この20年間の操業は、環境保全協定で施設の使用許可と定めている20年間にちょうど合致をいたします。

そこで、市当局にお伺いしますが、拡張増設の量、40万 $m^3$ の根拠は市当局が環境保全協定の中で定められている20年間の使用期間に合致させるために、逆算して決められた規模ではないかと私は考えておりますが、私の考えが間違いならば、ご指摘いただきたい。なおかつ、40万 $m^3$ の根拠を教えてくださいたいと思います。

それから、環境保全協定書には、会社の増設拡張については別に設置する環境保全協議会で協議することになっております。しかしながら、今回の拡張増設の量、40万 $m^3$ の決定は、間接的ではありますが、間接的ですよ、菊池市の前川県議、県の副知事を窓口として、県と市が協議して決定された政治的な産物である

と私は確信をしております。このことは、今は亡き福島知事が立ち会いの下で締結された環境保全協定書を無視して解決された産物であります。こんな政治的な解決の方法で真の解決ができるのかと考えております。

次に、産廃処分場の早期撤退の真の目標は環境の保全と公害を未然に防止し、私たちが健康で豊かな生活をする上で、最も大事な地下水を守ることにあります。人の健康は金では買えませんが、しかしながら産廃の早期撤退により、私たちの大事な健康が守られるならば、補償金を出すことは血税ですので、簡単には出せませんが、必要であると私は思っております。しかしながら、今、部長がいろいろ申し上げましたけれども、その中で欠落しておることは、何で5カ年間の短縮か、その辺がご理解いただいていない。一方で、5カ年間の短縮のために、数十億の市民の血税を払いながら、片方ではまた新たな環境の下、地下水汚染の素となる40万m<sup>3</sup>に及び処分場の拡張増設が計画され、市はそれに賛同しております。こういう矛盾した対応で本当に環境や地下水が守られるのか、市民の賛同が得られるのか、再度伺います。

以上で、再質問を終わります。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） まず、私が先ほど申し上げましたことが認識不足というようなご指摘であったらと思いますけれども、私は財政の一つの見方といたしまして、基金の状況と公債比率を申し上げまして、これから見てみまして、他市と比べてその状況は特段悪い状況ではないというふうに判断しておることを申し上げたところでございます。

次に、北中建設につきましては、通告にございませんでしたけれども、手持ちがある部分につきまして、質問にお答えいたします。

まず、平成14年度に公共施設整備基金から3,619万円、北中建設校舎改築事業に充当いたしております。また平成15年度におきまして、公共施設整備基金から1億円、北中学校校舎建築事業に充当しております。この財政調整基金の運用につきましては、当然、議会にご提案を申し上げましてご承認をいただいたものであり、この運用、取り崩しにつきましては何ら問題はないと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 執行部の答弁も通知事項の範囲内で行ってください。

はい、企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 新庁舎建設特別委員会が設置される予定ということで、協

議によっては変更があるのか否か、行政の立場からの答弁をとということでございました。ご承知のとおり、合併協議会におきましては、平成15年8月1日に任意協議会が設立されまして、法定協へ移行したものでございます。その合併協議会の中の小委員会で審議がなされ、その報告が合併協議会で確認されたものでございます。行政としましては、この件を真摯に受け止めたいと考えております。

なお、特別委員会の設置につきましては、今後、その案件等について協議がなされるものではないかと思っているものでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[ 登壇 ]

市民部長（木下儀郎君） 20年間の操業等について、いろいろございましたけれども、この件につきましては、県と協議しながら、県の方が許可を持っておりますので、県と協議しながら計算等をやっておるということで聞いております。

それから、通告の最後の方にちょっとありましたけれども、補償関係の問題ですけれども、補償関係につきましては、先ほど申し上げましたように専門のコンサルタントに委託いたしまして、補償価格の一定の調査はいたしております。しかしながら、まだ先ほど申し上げましたとおり、弁護士等々の相談をしながら、問題解決のめどができた時点で、慎重に交渉してまいりたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[ 登壇 ]

（奈田臣也君） 今、私は中で重大なですね、問題発言なのか、これはあくまでも私は、議長はそのようなお考えでしょうけれども、私はあくまでも質問をした範囲の中で言っておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

それから、いろいろ部長申されましたが、菊池市の財政の悪化の要因ですけれども、福村市長は他の新聞発表で、悪化の原因は税収の落ち込みの中でも交付税が大幅に減少したこと、下水道、介護保険の繰出金が増えたこと、特に何かをしたから目減りをしたわけではない。このようなことを申されておりますけれども、先ほど部長の答弁にもありましたように、地方交付税はたしかに減っておりますけれども、臨時財政対策債では合わせますと従来の交付金と同額でございます。まして多分、この臨時財政対策につきましては100%の財政措置がなされると私は思っております。また、下水道とか介護保険の繰出金の増加は、こういうのをわからずにですね、事業をなさったのか。こういう予測もできずにですね、事業をなさったけんしょうがなかと言われるのか。そういうですね、無責任な発言、考え方はですね、私は許すことはできません。

総括いたしますと、予算をかえりみず、豪華な建物はつくる、身内からきた陳情には予算をどんどん付ける、そういう使うことには積極的でありますけれども、倉本議員さん、山田議員さんたちが質問ありましたように、今は国も地方も借金漬けになっております。このようなことが認識をされず、時代が最も要求しておりますところの財政改革、行財政改革をですね、何もなさらなかったのが財政悪化の主な原因であると思っておりますけれども、菊池市は行政改革を第3次までつくっております。今までどのような行政改革をなされてきたのか、考えをお聞きしたいと思います。

それから、産廃問題ですが、私が菊池市の産廃問題はこんな形で多くの問題を残しながら決着することは、誠に残念で悲しいことであります。産廃問題が市民にとって、このような不利益で不安定な形になった原因は、私はひとえに産廃反対市民同盟に対する評価を誤ったこと、それから環境保全協定の内容を無視したこと、これが現在の曖昧な形の解決になっておる。私はそのような確信を持っております。私は産廃問題のような法の力では無力で、法の力に対抗できず、それによって広く市民の権利や市民の生活が脅かされるような問題につきましても、市民の結集を力として戦い、その戦いの中から市民の安全、幸福を勝ち取っていくのが他にないわけでございます。菊池市にとって不利益な方を守る、こういう戦ってこそ、本当に住んでみてよかった、菊池市に住んでよかったと、そう言うことが出てくるわけでございます。市長は、市民反対同盟の力を借りて環境保全協定の約束事を盾に、断固戦うべきであったところを、戦いを放棄したのがきょうの結果を招いた原因と私は信じております。

特に環境保全協定、13条の2項の中には、使用期間は書いてありますけれども、この使用期間を菊池市が補償する、そのよなことは一切書いてございません。なおかつ、産廃同盟の拡張増設につきましても別途協議する。そのようになっておりますが、菊池市が5月19日、区長会代表に挨拶された中で、協定を結んだ当事者である市が、操業期間を短縮してもらうのでありますから、市が補償すべきであると思っております。何で市がですね、補償せにやんとですか。環境保全協定の13条に対しての認識をですね、知恵をですね、みなさん方が無くしておるからこのような結果になるわけでございます。

答弁をお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） まず、臨時対策債にお触れになりましたけども、ご承知のとおり、臨時対策債も起債でございますので、地方債には間違いございません。し

たがいまして、地方債は計画的に進めていかななくてはならないということでございます。前段でご説明いたしましたように、公債費比率が現在13.6%前後で推移しておりますけれども、これらが地方債発行の適正な判断する指標となってまいりますので、この辺を十分見極めながら、地方債の活用は進めてまいりたいと思います。

それから、公共下水道特別事業、また介護保健事業の繰り出しにお触れになりましたけど、他にもございますけども、この2つにつきまして、どちらも市民にとっては大切なものがございます。多額のお金を一般会計から繰り出しておりますけども、健全運営には努めてまいりますものの、厳しい状況でございますので、議会のご理解をいただきながら進めさせていただきたくと考えております。

いずれにいたしましても、限られた予算でございますので、予算の中で効率的、効果的な予算の運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 時間がありませんので、一言だけ申し上げておきます。

北中学校が大変豪華で無駄遣いであったということでございますが、予算は奈田議員が議決の中にご賛同いただいて成立しておりまして、何ら質問もその場にはあっておりません。予算がどんどん無駄遣いで、基金崩したと言いますけども、やっぱり時代が少子高齢化の中で、ご案内のとおり、扶助費が増え、医療費が増え、そしてご案内のとおり、私の任期中、平成13年度に介護保険法が適用されるなど、財政需要が大変多くなってきたということもご理解いただきたいと思います。

産廃問題については、奈田議員、8年間ぐらい反対運動をされておりますけども、それでは反対運動の延長線上で解決の策はあるんですかと、何度私は申し上げたことでしょうか。提案をしていただきたいと思いますということを皆さんに申し上げながら、この会議を進めてきたところであります。

議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から開会します。

-----  
休憩 午前11時40分

開議 午後 1時00分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[ 登壇 ]

(木下雄二君) 皆さんこんにちは。

今回、合併後の初めての議会で、市民の代弁者として一般質問させていただきます。新菊池市として前向きな一般質問をしたいと思いますので、福村市長をはじめ、執行部の方々にはよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告をしておきました順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、合併後の市としての企業誘致に対する考えについては、渡邊議員、山田議員、坂本議員の質問に対する答弁によりまして理解をさせていただきました。今後は、企業誘致の担当係を設け、県に対しても積極的に推進をし、現在は特に県が半導体関連企業の受け皿としての整備の計画に、川辺地区を候補地として手を挙げているということであり、また地元地権者の努力にも敬意を表するところであります。この件につきましては、福村市長におかれましては、就任早々地元県議と供に、県に対してトップセールスをしていただいておりますので、今後ともさらなる努力をお願いしておきます。

次に、地場企業、既存誘致企業の現状と対応についてでございますが、この件は旧菊池市議会のときに何回か質問させていただきましたが、今回は特に合併によりまして、地場企業、既存誘致企業がそれぞれの旧町村にありますので、現状を把握し、新菊池市の企業として再認識する必要があると思われれます。市として今後、地場企業、既存誘致企業に対する対応はどのようにされるのか、お尋ねいたします。

また、雇用対策、税収面からはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、竜門ダムの今後の対策について質問させていただきます。竜門ダムは、皆様もご存知のように、菊池川沿線の度重なる洪水による被害を防止、軽減するとともに、熊本県北部地方唯一の水瓶として、渇水時の水不足を解消し、この地域一帯で必要とする水資源を確保するために、昭和43年に計画発表され、地元の協力によって他の類を見ない速さで事業が完了した多目的ダムであります。その計画発表から完了まで、竜門ダムの建設の対策についての調査審議、ダム事業の円滑な推進を図るために、昭和46年10月に水資源対策協議会に代わって設置されたのがダム対策協議会であります。ダムの建設に伴い、尊い犠牲を強いられた水没者の生活対策を第一に協議されてきましたが、平成14年3月のダム竣工により、廃止されることになっておりましたので、平成13年度のダム対策協議会において、廃止後はダムの自然環境に与える影響等も考慮し、ぜひ水質保全対策等を目的とした協議会の設置を申し入れ、私も議会におきまして、平成13年9月の定例会で一般質問をさせていただき、ダム建設のための協議会からダム完成後の水環境対策等につい

ての調査審議機関として存続をさせる、との答弁によって、平成15年5月に菊池市ダム流域対策協議会設立総会の運びとなったものであります。その後、平成16年度は第1回ダム流域対策協議会が6月に開催され、国、県に対しての要望書を提出している状況であります。

本年度は、合併により、旧七城町が流域として加わることとなりますので、組織の再編が必要となると思われませんが、ダム流域対策協議会について、現在、どのように取り組んでおられるか、お尋ねいたします。

次に、地域に開かれたダムとしての整備の状況と、今後の取り組みについてお尋ねいたします。竜門ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、灌漑、工業用水を目的として建設されておりますが、県や市の総合計画におけるダムの位置づけを基本として、交通至便の郷ダムであることと、水面が利用しやすいダムであることなど、竜門ダムの特徴を生かしたユニークな整備が行われています。ゲートゾーン、賑わいと交流ゾーン、自然発見ゾーン、サイレントスポーツゾーン等の整備が進み、菊池市交流促進センター龍龍館の建設、熊本国体ボート競技大会、全国高校総体、市民レガッタ等、先日は全日本ジュニアボート選手権が開催され、連日、熱戦が繰り広げられました。現状としては、整備等はほとんど終了していると思われませんが、竜門ダム、班蛇口湖等を今後どのように活用されるのか、市の考えをお示しく下さい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 木下議員のご質問にお答えを申し上げます。

地場企業、既存誘致企業の現状につきましては、世界経済の回復により輸出が増え、穏やかな回復の兆しがありますが、中小企業においては大企業と比べ、景気回復に遅れが見られ、引き続き厳しい状況にあると思われまます。本市においてもデジタル家電の供給過剰懸念や、素材価格の高騰の影響などもあり、生産活動は調整局面を迎え、操業度が幾分下がっている状況でございます。それは、雇用及び生産量、景気調査においても、顕著に現れてきているようでございます。現在の工業統計調査結果では、旧菊池市においては平成12年の製造品出荷額が356億92万円であったものが、平成15年には266億6,564万円と、25.1%の減となっております。旧七城町、旭志村、泗水町の合計で見ますと、平成12年の製造品出荷額が1,494億613万円であったものが、平成15年には1,186億1,082万円と、20.6%の減となっております。このような中、これまで旧菊池市では、工業連絡協議会が旧七城町、泗水町では企業連絡協議会が設立され、他企



業への視察研修やスポーツレクリエーション、または行政との懇談会などを実施し、企業間及び行政との連携、各種情報交換等を図りながら、地域産業の発展に寄与する取り組みがなされてきたところでございます。しかし、ただいま申し上げましたとおり、協議会等につきましては合併前の組織がそのまま存続しているような状況にありますので、今後は各協議会の意向等をお伺いしながら、新菊池市としてさらに企業間の連携を図れるよう、組織づくりの調整に努めてまいりたいと考えております。

次に、雇用対策につきましては、企業各社に対し、機会あるごとに地元雇用を最優先にさせていただきたいと申し入れをしているところでございます。このことを、工業統計調査結果から見ますと、旧菊池市においては平成12年の従業員数が2,336人であったものが、平成15年には2,308人と、1.2%の減となっております。一方、旧七城町、旭志村、泗水町の合計で見ますと、平成12年の従業員数が4,571人であったものが、平成15年には5,227人と、14.4%の増となっており、全体的に見れば雇用拡大が図られている状況にあると言えます。本市としましては、今後ともハローワークや熊本労働局、県労働雇用課等の関係機関と連携を図りながら、若年労働力の確保、中高年齢者の就業促進に努め、さらなる雇用拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、既存企業の発展をサポートすることは、企業の増収益、雇用拡大にもつながりますので、本市の税収面の増大も図られると考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） まず、ダム流域対策協議会の取り組み状況につきましてお答えさせていただきます。

この度の市町村合併に伴いまして、竜門ダム流域は旧七城町の迫間川流域まで拡大することになりました。このことから、旧七城町の迫間川流域の関係者を含めた組織再編を行い、新市としてのダム流域対策協議会の活性化を図ることは、重要なことであると考えております。

しかし、ダムが完成するまでの地元のご苦労や活動団体設立の目的、そして最も忘れてはならない、竜門ダム建設の目的など、これまでの経緯を十分に踏まえて、その対応について総合的に検討していかなければならないと考えております。現時点では、旧菊池市ダム流域対策協議会条例は、市町村合併と同時に失効いたしておりますので、この条例の取扱いをはじめ、協議会の今後のあり方などにつきましても、旧ダム流域対策協議会関係者の皆様方と十分協議をさせていただきまして、そ

のご意向を踏まえた上で、考えていきたいというふうに思っております。

また、平成16年度において策定されました竜門ダム、水源地域ビジョンを参考に、今後の対策等を併せて考えていきたいと思っております。

次に、地域に開かれたダムとしての整備の状況と、今後の取り組みはということについてでございますが、竜門ダムの地域に開かれたダム整備は、議員さんお話の中にありましたように、エントランス広場や青空ギャラリーのゲートゾーン、いきいき運動広場をはじめ、月、風、花、鳥などの広場がある賑わいと交流ゾーン、流入河川エリア、自然の森エリアなどの自然発見ゾーン、ボートエリアのサイレントスポーツゾーンに分かれております。この関連施設の整備状況につきましては、漕艇場を核としたレイクスportsのメッカとして、ダムの完成とともに、ハード面の整備においては概ね達成できたものと受け止めております。特に、班蛇口湖ボート場は、平成11年、くまもと未来国体開催を契機に建設された西日本唯一の公認2,000m常設コースであります。国体以降は市民のボートに対する関心も高まり、市主催の班蛇口湖ふれあいレガッタも今年で5回目を迎え、年々参加クルーも増えております。現在では、県内外の主なボート大会も開催されておまして、来年度は国体九州ブロック夏季大会のボートカヌー競技、それから平成20年に大分県で開催されます第63回国民体育大会のボート競技が予定されているところでございます。今後は、このような各種大会や高校、大学などの合宿を通して、若者が集うボートのまちづくりを積極的に推進することとなっております。

このほかの取り組みといたしましては、今年2月に竜門倶楽部及び水源地域ビジョン推進実行委員会の主催により、水源の森づくり植樹祭を開催していただきましたが、引き続き、今年度も実施される予定となっております。あわせて、国におきましては、今年度、ダム湖周辺管理用道路をダム堰堤から班蛇口湖大橋を周遊するサイクリングロードとして一般開放するための整備が行われることとなっております。

このような取り組みを生かして、今後、なお一層、竜門ダムを地域に開かれたダムとするために竜門ダム水源地域ビジョンに基づいた自主的、持続的な取り組みを行い、竜門ダムの積極的な利活用を図っていきたいと考えております。

以上、竜門ダムに関する答弁とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[ 登壇 ]

（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。

答弁によりますと、地場企業、既存誘致企業につきましては、製造品出荷額については旧菊池市、七城町、旭志村、泗水町においても厳しい状況であるようであり

ます。雇用面から見ますと、旧菊池市は減ですが、旧七城町、旭志村、泗水町は増であり、全体では雇用拡大が図られており、少しは安心をいたしました。しかしながら、旧菊池市は製造品出荷額、雇用の面、税収の面から見ても大変厳しく、今後は、先ほど触れられました、旧市町村にそれぞれ工業連絡協議会があるようですので、合併を機に、お互いに企業間の情報交換等によってメリットがあるように、早急に一本化する必要があると思われませんが、現在の取り組みをお示してください。

次に、ダム流域対策協議会については、旧七城町の流域を含め、再編をするとのことですが、なぜか合併と同時に失効しているということですので、早急に条例を制定していただかなければなりません。ダム流域対策協議会の国、県に対する要望書の内容としましては、1、清流迫間川を取り戻すための水質保全、及び水辺環境保全の継続的かつ強化対策の促進。2、ダムサイト下流より、迫間めがね橋に至る間の直轄管理区間への早期編入。3、ダム下流域の管理用道路として既存道路の早期改良整備。4、川とふれあう親水空間等の整備推進。5、迫間川堰群の早期整備。6、迫間川護岸の草刈り等、維持管理に係る地元負担の軽減であります。今後も、国、県に対して継続的に強く要望していかなければならない事柄であります。本来であれば、合併後にスムーズに条例が制定されるべきであったと思いますが、現在は失効しているとのことですので。条例制定はいつ頃になるのか、お答えをいただきたいと思えます。

次に、地域に開かれたダムとしての整備の状況と今後の取り組みについては、答弁によりますと竜門クラブ及び水源地域ビジョン推進実行委員会等で、下流域の水利用団体等に呼びかけ、私も参加させてもらいましたが、水源の森づくり植樹祭が開催されているようであります。今後も竜門ダムを中心として、地域に開かれたダムとして、市民はもとより、水利用地域の住民の方々にダムの必要性を認識してもらうためのイベント等をさらに計画していただき、活性化に結びつけていただきたいと思えます。

今回、ダムに対する質問をさせていただきましたが、ダム事業は旧菊池市においては総務企画部政策推進課で所管をしておりましたが、合併後には建設部に移行しているようであります。私としては、ダムについては事業の幅が広く、いろいろな分野に関連しておりますので、総務企画部が所管の機構として相応しいと思われませんが、執行部の考えをお示してください。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 木下議員の再質問にお答えを申し上げます。

各協議会組織につきましては、旧体制のままでございます。旧菊池市は、工業連絡協議会、旧七城町、泗水町は企業連絡協議会が設置されております。旧旭志村につきましては、設置をされておられません。現状といたしましては、旧菊池市は誘致しました製造業部門の協議会であります。旧七城町、泗水町は製造業以外の企業を含めた協議会であります。まだ統一された連絡協議会とはなっておりません。先般、5月の18日でしたけれども、旧菊池市の工業連絡協議会の定期総会が開催されました。合併後の協議会はどのようにしていくのかというご質問がありまして、その際も、新市の企業間の連携が緊密に図られるよう、組織づくりに努めてまいりますと、お答えを申し上げたところでございます。その中の要望で、新市協議会設立の際、ぜひ製造業は製造業で集まれる組織がほしいということでもございました。その方がお互いの連携も、情報の共有もより緻密に図られるからというご意見でもございました。

先ほどご答弁申し上げましたけれども、この企業間の連絡協議会の組織づくりににつきましては、今後、十分調整、協議をいたしまして進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[ 登壇 ]

建設部長（石原公久君） 議員さんご指摘いただきましたように、ダム流域対策協議会の役割は、非常に大きなものがございます。6項目あげていただきましたが、非常にそのような事業を抱えておまして、早急な整備が必要であると思っております。ご指摘のように、合併後、スムーズな事務調整を図り、条例を制定すべきところでもございましたけれども、諸般の事情によりまして、現在のところ、条例が存在いたしておりません。なるべく早くその組織を立ち上げて、早くスタートしたいというふうに考えております。早急に関係機関との調整を図り、できれば来る9月の市の定例議会に提案させていただくところで、前向きに検討をしてまいりたいと思っております。

議員さん方におかれましても、ご指導、ご協力を賜りますように、節をお願いを申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） ダムに関する所管のお尋ねでございますので、私の方でお答えをさせていただきます。

先ほど部長の方からございましたように、ダムのハード面につきましては、ほぼ完成でございます、これからダムに関する個別の事業等には取り組んでまいりますけども、個別の事業につきましては、その主管にあたるところでやらせていただきたいというふうに考えております。

それから、以前よりダムに関することは企画または総務企画、そして総務部というようなことで、その時々組織によって変わってまいったわけでございますけども、お尋ねの菊池ダム流域対策協議会につきましては、ただいま建設部長がお答えしましたように、9月、条例制定ということで、事務方の方では素案をたたき台にしながら、検討を重ねておりますけども、その所掌事務につきましては、議員ご指摘がございましたように、ほとんどが県、国とも国土交通省に係る部分がございますので、この条例に関することにつきましては、建設部の方で対応したいというふうに考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[ 登壇 ]

（木下雄二君） ありがとうございます。

合併後の協議会については、よく協議をしていただいて、新市の企業間のさらなる連携が取れるように努力されることを期待しておきます。

私は、地場企業、既存誘致企業について今回質問をさせていただきましたが、私自身、まだ勉強不足で、旧町村にどのような企業等があるか把握できておりません。もちろん、新しい市民の方々もご存知ないと思われまふ。私たちも含め、行政と市民の皆様と、今後取り組まなければいけないことは、企業版地産地消だと思います。それぞれの地場企業が何を生産し、販売しているかを十分把握し、市民が消費活動をし、行政としても地場製品リストを作成し、それを公共工事等で採用する必要があると思います。今回の旧菊池北中学校の建設にも、地元産材がふんだんに使われており、その工事も地場企業による受注によって、大きな経済波及効果を生んでおります。旧菊池市にイノアックという企業がありますが、約30年前に菊池に誘致された会社です。今回の北中学校の体育館のランニングロード部分にイノアックの環境舗装材が使われており、このように再確認をすれば、地場企業、既存誘致企業で採用できるものがたくさんあると思います。もちろん、新たに企業誘致することも大事ですが、市内の企業を大切に守っていくことが一番だと思います。今後は新たに行政としても、市の広報等を通じて、市民の皆様それぞれの旧市町村の既存の企業の紹介等も含め、理解していただき、地産地消に取り組んでいかなければいけないと思います。

次に、市ダム流域対策協議会の条例については、建設部長は前向きにということでございましたし、総務部長は9月に制定するということで確認をしておきたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

それと、所管についての問題につきましては、所管が土木の方に変わるということでございますけれども、いろんな形できちんとした対応をしていただければ結構だと思いますので、その点は十分よろしく願いしておきたいと思います。

竜門ダムは今年は長引く少雨のために、今日現在、61.3%まで貯水率が低下しています。今日は今、ちょっと雨が降り出しましたけれども、6月13日から迫間導水路より菊池川へ、毎秒1トンの放流が行われ、ダムのおかげでまだ深刻な被害は出ていませんが、このまま少雨が続けば大変心配であります。市としても、状況次第では地下水をくみ上げるポンプのレンタル代などを補助する事業も検討中ということで新聞に載っておりましたので、この件は竜門ダムに関連ということで要望をしておきます。よろしく願い申し上げます。

最後になりましたけれども、竜門ダムにつきましては、建設に伴い、尊い犠牲を強いられた水没者の方々の協力によって現在があると思います。市長も昨日、県に対しての今回の企業誘致のPRとして、合併の模範として評価をしていただきたいと言われていましたが、旧菊池市には国、県に対して最も協力をし、他の類を見ない速さで事業が完了し、現在、下流域の水利用者に対して恩恵を与えている竜門ダムがございます。このことから、県に対しては強く要望ができる材料があると思いますので、県に対してのトップセールスをさらにお願いをいたしておきたいと思えます。

本日は質問を終わりますけれども、今日は一般質問も私ともう一人で終わりますので、終わった後は県に向かってPRに行っていたきたいと思います。

最後に、市長の方から一言だけご意見をいただければと思います。よろしく願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 竜門ダムにつきましては、今、議員ご指摘のように、本当に貴重な先祖の土地、田畑、あるいはまた家屋など、水没されて、移転を余儀なくされた方々の尊い思いがあるわけでありまして、昭和43年に計画発表いたしまして以来、34年間という長きを要したわけでありまして、今ご指摘のとおり、本当に今、ダム問題というものはそれぞれの地域において住民のみなさん方の論議的になっております。今、61%台まで落ち込んだというのを関係者の方から報告を受けたところでありまして、早速対策会議を開かなければならないということでござ

います。この恩恵というものを本当に私たちはありがたく考えておるわけでありませんが、やはりこのダムを直に利活用している方々のみがその恩恵を感じていて、その他の県民サイドにおいては、果たしてその認識がどうなのかと、非常にそこまでお考えになっていないんじゃないかなという思いはいたします。今、ご指摘のとおり、県等につきましても、この竜門ダムの問題を含めながら、菊池市が抱えている地域の課題というものを常々そのようなことを訴えてまいっておりますし、今後もぜひ菊池市がいかに公共的なものに、国策に沿ってきたのかといったものを含めながら、いろんな意味でまた支援をお願いしていきたいと、このように思います。

(木下雄二君) ありがとうございます。

議長(北田 彰君) 次に、本田憲一君。

[ 登壇 ]

(本田憲一君) 一般質問も私の最後の質問で、今回の定例会の一般質問も終わります。45分の時間をいただいておりますので、もう少しの間、ご静聴のほどよろしくをお願いします。

それでは、通告に従いまして質問してまいりたいと思います。

まず、新庁舎建設計画について、それから畜産環境対策について、質問いたします。

合併協議会で新市の庁舎を国道387号線と広域農道、通称グリーンロードの交差する花房台地に、3年をめどに建設するという決定をしていますが、変更の考えはありませんか。合併協議会便りなどで市民にも報告はされましたが、市民の方々はまだまだ庁舎が移転するということを知らない方が多いようで、私もびっくりしております。ただいまの市民の願いは、庁舎が菊池市の中心部に移転するのだったらしてもらいたいというのが市民の願いだと私も認識しております。市長は、協議会の委員でもあり、また旧菊池市の市民の一人として、庁舎の移転をどのように受け止められているか、市長の率直な答弁をお聞きいたします。

次に、畜産環境対策について質問いたします。昨年11月に施行されました、畜産環境対策法で設置義務付けられました管内の農家は、17年度で100%達成すると先の答弁で聞いております。地下水の汚染が進む中で、大変望ましいことで、関係者の方々の努力に敬意を表したいと思います。

同僚議員の答弁にもありましたように、設置が進む中、生産された堆肥の処理が懸案のようにお聞きしました。その中で、農家次第では堆肥が不足している農家もあると聞いております。そういう農家は素晴らしい製品を生産して、すなわち完熟した良質の堆肥ができていますからです。良質な堆肥を生産すれば、農家ばかりじゃなく、家庭菜園や花作りなど、用途も広がると思うが、行政の対応をお聞きいたし

ます。

また、農家の耕畜連携についてお尋ねします。同僚議員の質問に重複するかもしれませんが、旧市町村の耕畜連携の現状を説明願います。

1 回目の質問ですから、まず市長の方から率直な答弁をお聞きしたいと思います。よろしく願います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） それでは、本田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問につきましては、先ほど部長の方からご答弁いただきましたように、新庁舎の建設については、合併協議会におきまして、新しい事務所の位置候補選定小委員会と、そちらの方からの提案がありまして、合併後、いつの時期にするのかという中で、合併後3年を目標に、新庁舎を建設すると。しかも、場所につきましては国道325、通称菊池グリーンロード沿いの沿線で適地を求めると、このように小委員会の提案がありまして、そして確認が合併協においてされたところでございます。そのことに対してどう思うかということではありますが、このことにつきましては、どちらの市町村も合併前の考え方としては、自分達が住んでいる町に本庁舎をおいてほしいというのは、それぞれの思いがあったと思います。旧菊池市民としてと言われましたけども、旧菊池市民としては当然のことながら、自分の住んでいる町にあったらいいなという思いは強くあったわけでありまして、合併という対等な4者の話し合いの中において、この位置というのが小委員会の方で提案をされて、それが合併協議会におきまして確認をされたということでございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 本田議員のご質問にお答えを申し上げます。

耕種農家などが堆肥に対して求めているものは、安定した品質であるかと思えます。それぞれの畜産農家で生産される堆肥の品質は一定でなく、耕種農家にとっては使いづらい面がございます。幸い、JA菊池が二次処理するための北部堆肥センターを建設する予定でございますけれども、均一した品質の堆肥が生産できるようなことになるのではないかと、期待をしております。

このJA堆肥センターを拠点としまして、管内外や多用途利用への堆肥流通を促進してまいりたいと考えております。

耕畜連携につきましては、畜産農家が生産する堆肥が耕種農家のほ場に還元することにより、地力の向上を図るとともに、畜産農家にとっては安全な国産粗飼料の確保、堆肥の利用先の確保など、双方にとってメリットがあります。旧市町村の耕



畜連携の状況につきましては、耕種農家と畜産農家が連携して、補助事業等に取り組むことを推進し、堆肥舎や収穫用機械を導入いたしました。今後とも、各種農業団体や県と連携をとりながら、管内外、耕種農家への堆肥流通促進を図りたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[ 登壇 ]

（本田憲一君） 市長は、協議会で決定しておる項目は真摯に受け止めていかれるということです。花房台地に移転するということでありましょう。

それでは、庁舎を花房台地に移転した場合のメリット、そしてデメリットを具体的にお聞かせいただきたい。仮に花房台地に予定した場合は、建設予定地は優良農地で、既に区画整備補助事業等の計画もあります。果たして、変更が可能かどうか、お聞きいたします。また、新庁舎を建設する事業費ですが、概算とは聞きますが、庁舎建設に30億円、用地買収に10億円とお聞きしました。事業費は、合併特例債で賄われるものと思いますが、28億円は特例債の適用になると思いますが、残りの12億円、これはどういう財源を充てられますか、お聞きいたします。

市長は先の選挙で公約に商工業の活性化と観光産業の振興により、所得の増加を図るということを公約になされております。庁舎を花房台地に移転されましたら、市の中心部は目に見えて寂れていくと思われれます。その対応策はどのように考えておられますか、お聞かせください。

次に、堆肥の問題でございますが、私、福岡の友人から聞いたことがございます。熊本は九州で一番ゴルフ場が多いと。そこで、ゴルフ場に堆肥を販売に行っているそうです。ゴルファーの健康上のうえからも、化学肥料が使われることなく、完熟した良質の堆肥をゴルフ場に販売していると聞きました。フェアウェイの芝用の肥料、グリーン上の芝用の肥料と、何種類も分けて作っているそうです。完熟した良質な堆肥を生産すれば、この堆肥センターも供給が不足するそうです。菊池市内は、市内の畜産農家は西日本でも有数の規模を誇っております。生産される堆肥の量も莫大なものがありますけど、またこの莫大な量が強い味方にもなると思われれます。

良質の製品を生産するには、自治体と関係機関の後押しがぜひとも必要と思われれますが、見解をお聞きします。

耕畜連携についてお尋ねします。中国で発生しました口蹄疫で、輸入のワラがストップしております。ワラが確保できず、肥育農家は稲ワラ不足で心配と聞きます。菊池牛の一層のブランド化を高めるためにも、トレーサビリティ事業を構築し

て、安全、安心な生産体制を確立するためにも、管内の稲ワラの受給率を高めるのが早急な課題と思います。

稲作農家に対して、助成措置をとる必要があると思いますが、市長の考えをお聞きいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[ 登壇 ]

企画部長（村山 隆君） 庁舎を移転した場合のメリット、デメリット関係ですが、まずメリットにつきましては、旧4市町村の庁舎から均等な位置に新庁舎を建設することによりまして、市民にとって、最も利便性の高い庁舎となること。及び、合併によりますところの庁舎機能の分散化の解消ができることが上げられます。また、合併後の新市で一体性の調整を図るためにも必要なことであると考えているものでございます。仮に反対に、庁舎移転によりますデメリットにつきましては、当然のことながら旧4市町村の中心市街地の衰退等が懸念されるところでございます。しかしながら、このことにつきましては新市建設計画におきまして、周辺整備や中心市街地の均衡ある発展や、商業地の活性化についての施策が盛り込まれておりまして、その実現に向けて、市として取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[ 登壇 ]

総務部長（高本信男君） 新庁舎建設の中で、財源についてのお尋ねでございますけれども、合併債の後部分につきましては、一般財源、いわゆる普通建設事業費を充てる予定でございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[ 登壇 ]

経済部長（岡崎俊裕君） 本田議員の再質問にお答えを申し上げます。

ゴルフ場に畜産農家が生産した良質堆肥の使用については、ということでございますけれども、実際にゴルフ場が望む堆肥がどのようなものかわかりませんので、調査をいたしたいと思っておりますし、畜産農家が生産することができるかどうか、関係機関と検討したいと考えております。

次に、耕畜連携につきましては、5月下旬に中国で口蹄疫が発生したことによりまして、中国産稲ワラの輸入が禁止されております。このような状況においては、国産粗飼料の確保が安心安全な畜産物生産に欠かすことのできない要件です。安全

な粗飼料確保に向け、農業関係団体と連携を密にいたしまして、取り組んでまいりたいと考えております。

稲作農家への助成措置については、ということでございますけれども、現在のところ考えておりません。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 新庁舎の建設についてのお尋ねでございますが、これは渡邊議員の方に答弁をしてありますので、一部重複するところがあるかと思えます。

まず第1に、本田議員の方が市民も含めて私自身がビックリしているということで、庁舎の建設そして位置の問題をご指摘されましたけども、これこそ合併協議の中で、みなさん方が参加をいただきまして、そしてその位置決定がなされたということで、あんまりビックリしてほしくないと思うところであります。

それで、菊台の受益地域であるということで、これは除外は可能かというお話もありました。このことだけではなくて、このことも含めて、農振の除外であったり、あるいはまた文化財の調査発掘であったり、あるいはもちろん受益農家であります、あるいは地権者であります農家の方々が、地域のみなさん方のご理解とご協力というものも進めていかなければ、わからない問題がたくさんあります。そういったことを含めて、3年を一つの目標として進めていくということが、お互いに合意に至って、確認をされているということでございます。

新庁舎が移転することによって、旧菊池市が衰退するのではないかといったご質問でございましたけども、予想されるということですが、これは旧菊池市のみならず、やっぱり合併によりまして本庁舎ができればやはり総合支所についてはどうなのかといったご質問も過日あっておりましたように、本庁舎方式そのものにもちょっと疑義をはさまれるようなご意見もあっておりましたけども、本庁舎でいくということに決定を見ていると、それを進めれば総合支所というものはさらに人が少なくなると、職員が少なくなってくるという懸念がございましたように、そういうことを一つこれから、どのような影響になってくるかというのは、やはり今後の新庁舎建設と合わせて検討していかなければならないと、このように思います。

庁舎市役所が、役所が移転すれば、当然、市職員のみなさん方が勤めが違うわけですから、通勤で人の流れが変わってくるということにおいては、当然そういった衰退というのが予測されると。その新庁舎が商店街の衰退に大きくつながることを大変懸念していただいておりますが、それは商店街の皆様方一人一人にも非常にご心配になっているということ承知いたしております。

現在の中心市街地の現状を見ても、その活性化につきましては、当然、各種施策を展開していかなければならないものであると考えているところであります。それで、過日、質問がありました、例えば老人福祉センターの建設等につきましても、今、郊外にありますけれども、やっぱり町の中心地に近いところに公共施設をなるべく導入したいという思いでこの老人福祉センターの位置を商店街に求めているというのは、そこにあるわけでありまして。

具体的な市街地の基盤整備につきましては、平成15年度より着手しておりますまちづくり総合支援事業ということで、旧菊池市のことでありますが、これを継続して実施いたしまして、景観、利便性の向上に努めるとともに、商店街の活性化につきましては商工会との連携を図り、あるいはまた空き店舗の利活用につきましてもご意見を賜りましたけれども、このようなことを図りながら、各種イベントの開催あるいはまた町興しなどの事業につきましても、支援を努めていきたいと、このように思っております。

また、歴史や温泉、景勝地などの観光資源を有効に活用した観光産業を推進することで、観光客などの来訪による商店街の活性化も、今後もまた引き続き積極的に進めていきたいと、このように思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[ 登壇 ]

（本田憲一君） 最後の質問になりますが、きのうの同僚の甲斐議員の方から、庁舎問題について質問がありましたが、そのとき企画部長は、合併協議会で決定したのを真摯に進めてまいりたいということをおっしゃいました。その後、総務部長はいろいろな新庁舎建設協議会を立ち上げて、市民の意見を聞き、それを参考に考えたいと言われましたので、私はまだ決定する位置の再考があるんじゃないかと思いましたが、その中で、私が思った、私なりの案でございますが、お聞きしてもらいたいと思いますが、40億近くで花房台地に建設すると言われました。そのうち10億が用地買収の事業費と聞いておりますが、用地買収の面積が5haとお聞きしております。将来は20haということも耳に挟んでおります。私が思うには、やっぱり庁舎は旧菊池市の中心部に建設するのが一番、菊池市の市民の人たちの願いではないかなと思っております。

そこで、私なりに庁舎の建設位置は適当なところはないかなと思ひまして、探してみました。その中で出てきたのが、中央グラウンドですね、昔の。あそこの勤労青少年センター、中央グラウンド、勤労青少年ホーム、市民広場、あそこの面積が3万6,200㎡あるそうです。花房台地で10億も買掛けて建設するより、一

番身近な建設予定地があるんじゃないかと思っております。

既存の施設も勤労者体育センターが建築後27年、勤労青少年ホームが25年、そして物産館が13年と経過しているそうです。施設も老朽化しており、建築するかまたはほかの施設に統合するかということになってくるのではなかろうかと思えます。その中で、勤労者体育センターは、上に国体のときに作られました素晴らしい総合体育館があります。そして歴史と文化のある、私は最高の場所だと思います。物産館も他の場所に移転し、例えば国道325号、それから国道387号線の交差点あたりに用地が確保できるなら、素晴らしい物産館ができると私は信じております。

市内の農産物はもちろん、地元の特産品の販売の拠点とするなら、菊池市の発展に貢献していくものだと思います。一番市民が望んでいるのは、中心部の活性化ではないかと私は信じております。

この点につきまして、執行部の見解をお聞きし、私の3回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） それでは、質問にお答えいたしたいと思えます。

市民広場という具体的な位置が提案をされましたが、59名の議員さん方の中に、位置決定の小委員会に所属され、あるいはまた委員長であったりされた方ももちろんおられるわけでありまして、いわば59名の皆さん方は、それぞれの市町村旧議会におきまして、この位置決定につきましても関わってこられ、それを承認されていると。ですから、それを執行部としてやはり行政長としては守って、なるべくその皆さん方の提案されたものについて、執行していかねばならないというのは、当然のことでありまして、朝令暮改と申しますけれども、まさしくまだ2カ月しか経っていない中で、そのような新市建設計画の根幹となります、庁舎の位置をそれではということで、そちらの方はいいとか悪いとかという立場にもないとも思っております。中心市街地の活性化につきまして、ご心配いただくことは大変ありがたい限りでございます。いろいろなこれまでの、今回の初議会の一般質問を通じながら、この新市建設計画で確認されてきました、議会の承認を得ましたこの内容等について、ご意見の中ではありますけれども、この決定事項と違ったご意見をお持ちになっておられる議員のみなさん方もおられるということを感じたわけでありまして、それはまた議会の内部的な一つのことをぜひ一度新市建設計画というものをご確認をいただきながら、進めさせていただければと思っております。この点につきましては、市民広場についての具体的な答弁というのには

至らないということでお許しをいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、7月7日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日は、これもちまして散会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れ様でございました。

-----  
散会 午後1時59分

第 6 号

7 月 7 日

# 平成17年第1回菊池市議会定例会

## 議事日程 第6号

平成17年7月7日(木曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 第3 新庁舎建設検討特別委員会の設置について
- 第4 政治倫理条例策定特別委員会の設置について
- 第5 意見書案第1号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 意見書案第2号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

-----

### 追加議事日程(第6号の追加1)

- 第1 議案第65号 助役の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 議案第66号 収入役の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 議案第67号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第68号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第69号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第70号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第71号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第72号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第73号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第74号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第75号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第76号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて



まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第6 議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第80号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第7 意見書案第3号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

第8 意見書案第4号 「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

-----  
本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

日程第2 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第3 新庁舎建設検討特別委員会の設置について

日程第4 政治倫理条例策定特別委員会の設置について

日程第5 意見書案第1号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 意見書案第2号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

日程第8 議案第65号 助役の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 議案第66号 収入役の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 1 0 議案第 6 7 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 6 8 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 1 1 議案第 6 9 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 7 0 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 7 1 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 7 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 7 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 1 2 議案第 7 4 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 7 5 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 7 6 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 1 3 議案第 7 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 7 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 7 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 8 0 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 8 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 1 4 意見書案第 3 号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求める」意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 1 5 意見書案第 4 号 「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

-----  
出席議員（56名）

1 番 山 田 健 二 君

2 番 倉 本 義 雄 君

3番	樋口	正博	君
4番	二ノ文	伸元	君
5番	川口	良郎	君
6番	中山	繁雄	君
7番	水上	博司	君
8番	岩根	孝明	君
9番	三池	健治	君
10番	清水	昭栄	君
11番	怒留湯	健蓉	さん
12番	坂本	昭信	君
13番	安武	俊右	君
14番	森	誠雄	君
15番	隈部	忠宗	君
16番	工藤	春雄	君
17番	奈田	臣也	君
18番	葛原	勇次郎	君
20番	木下	雄二	君
21番	福川	幸子	さん
22番	坂井	正次	君
23番	森	隆博	君
24番	山瀬	義也	君
25番	本田	憲一	君
26番	栗原	康敏	君
27番	渡邊	康雄	君
28番	栃原	茂樹	君
29番	青木	積	君
30番	坂田	公弘	君
31番	野口	和夫	君
32番	牧野	洋一	君
33番	松本	登	君
34番	森	俊二	君
35番	中原	泉	君
36番	松本	隆幸	君
37番	坂本	正弘	君

38番 石本利治君  
 39番 上田巖君  
 40番 水元征雄君  
 41番 東政孝君  
 42番 中山和幸君  
 43番 工藤恭一君  
 45番 岩下満州子さん  
 46番 笠愛一郎君  
 47番 中原繁君  
 49番 荒木建令君  
 50番 境和則君  
 51番 森田精一君  
 52番 福島利徳君  
 53番 工藤道昭君  
 54番 甲斐健彦君  
 55番 北田彰君  
 56番 外村國敏君  
 57番 久川知一君  
 58番 徳永隆義君  
 59番 横田輝雄君

-----

欠席議員（3名）

19番 河島秀逸君  
 44番 木村末弘君  
 48番 出口サチコさん

-----

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事 課 長	春木 義臣 君
議事 係 長	城 主 一 君
議事 係 参 事	吉野 幸子 さん

-----

説明のため出席した者

市 長 福村 三男 君

収入役職務代理者	川 口 齋 子 さん
総 務 部 長	高 本 信 男 君
企 画 部 長	村 山 隆 君
市 民 部 長	木 下 儀 郎 君
経 済 部 長	岡 崎 俊 裕 君
建 設 部 長	石 原 公 久 君
菊池総合支所長	城 直 輝 君
七城総合支所長	平 野 國 臣 君
旭志総合支所長	稲 葉 公 博 君
泗水総合支所長	井 手 政 寛 君
建設部総括審議員	松 岡 隆 君
企画部主席審議員	友 田 豊 和 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
職 員 課 長	松 永 完 一 君
教 育 長	木 下 昭二郎 君
教 育 次 長	梁 池 精 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
水 道 局 長	後 藤 定 君
監査委員会事務局長	山 口 正 司 君

午前10時05分 開会

-----  
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。  
-----

午前10時05分 開議

議長（北田 彰君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
-----

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 日程にしたがいまして、日程第1、去る6月23日の会議において、審査を付託しました、議案第41号から議案第62号まで、並びに請願第1号から陳情第1号までの25案件について、各常任委員長から審査の結果の報告がっておりますので、これを一括して議題としたいと思います。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、中原繁君。

総務常任委員長（中原 繁君） ご報告いたします。

今定例会で、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、慎重に審議しましたので、その審査の経過と結果についてご報告いたしますが、委員会冒頭、新聞報道にもありましたように、固定資産税の納税通知書を本来、送付してはならない方に送付したということで、税務課長の報告を受けました。委員から、特別な場合、上司の決裁を受ける、整理簿を活用するなど、チェック体制を再確認し、再発防止策を講じるよう指摘したところであります。

当委員会に付託されました案件は、議案第41号、菊池市総合計画策定審議会条例の制定について。議案第42号、菊池市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について。議案第45号、菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。議案第50号、平成17年度菊池市一般会計予算の分割付託分、及び請願第2号、人権侵害救済に関する法律の制定に関する請願。

以上の案件であります。

まず、議案第41号であります。菊池市総合計画の策定に関する重要な事項について、調査、審議、答申を行うため、制定するものであります。

次に、議案第42号であります。インターネットを活用して、オンラインによる申請、届出等を可能にするために制定するもので、県内全ての自治体が取り組んでいるところであります。委員より、特にセキュリティ、中でも内部からの個人情報の流出、盗難などに対する質問があり、パスワード等で使用を厳格に限定するなど努めるということでありました。

議案第45号は、地方税法の一部改正により、市条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第50号、平成17年度菊池市一般会計予算の分割付託分であります。合併後、初めての本格予算、また総額233億円もの大型予算の審議であり、現地調査も行い、慎重に審査いたしました。全体的な委員の皆さんの意見では、合併前の旧4市町村の当初予算の合計と比較して、2.6%マイナスの予算であるとのことでしたが、まだまだ見直す点がある。具体的には公用車も、合併して相当数になります。あまり使われていないような車もあるようで、車検など、維持費も相当額にのぼる。また、庁舎の清掃など、職員である程度対応できる部分もあるのではないかという意見。さらには、臨時嘱託職員の採用につきましても、職員の適正な配置で、ある程度対応できるのではないかという意見等々出されました。要約すると、経費削減など、合併効果を得るためには、もう少し事務事業の見直しをするべきということですが、執行部からは平準化すべきものは見直していくとのことでした。

一方、市民の安全と安心を確保するという観点から、防犯灯設置補助金は2分の1補助の予算が計上されております。合併前の旧菊池市と泗水町は2分の1補助、旧七城町と旭志村は全額補助ということであり、旧七城町、旭志村に合わせた全額補助で要綱等の整備をするよう、委員会として要望いたしました。

その他、歳出の主なものでは、款2総務費、項1総務管理費、目17小川記念館建設費9億5,771万円ですが、旧泗水町の基金条例、ご遺族から市長に対する手紙も見せてもらいながら、慎重に審議いたしました。基本的にはすでに継続費として議決されている予算であります。ご遺族との話し合いを十分解決した上で、予算執行されるよう、要望いたしました。

さらに、一般質問でも取り上げられました。市長交際費につきましては、資料提出を求め、慎重に審査をいたしました。市政の発展のために、効果的な支出は当然支出すべきですが、過去に選挙の当選祝い、あるいは各種結婚祝い、市職員の家族の葬儀に対する香典など、不適切ではないかと思われる支出が見受けられ、執行部に対し、専門家と十分相談をして、不適切な支出であるならば、ただちに返還請求を行うような強い意見も出されましたが、執行部より、今後十分精査して執行する

とのことでした。

歳入の主なものでは、市税のうち、法人市民税の法人税割と均等割が旧菊池市と3町村では差があること、また固定資産税についても不均一課税であることについて質疑があり、執行部からは、合併協議会で決定した協議項目に基づき、事務を進めるとのことでしたが、委員から、市民に対する十分な説明がなされるよう、意見が出されました。

また、入湯税についても、特殊浴場から一般公衆浴場に変更され、課税免除されたところがあり、約2,100万円の減ということになっておりますが、当初の建設時の目的は、老人福祉の施設であったものが、観光が主になっていること、宿泊や休憩することもできて、民業圧迫という観点からも、再検討するように要望がなされました。

第三セクターについても、予算の分割付託のために、使用料と委託料を同じ次元で審査できない部分もあるが、適正な予算措置であるのか等含めて検討する余地がかなりあるという意見がありました。

さらには、住宅使用料についても、市営住宅を倉庫代わりに使ったり、又貸しをしたり、本来の使用目的とズレがあり、精査するよう要望がありました。

以上、慎重に審査いたしました結果、議案第41号、議案第42号、及び議案第45号につきましては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号につきましては、細かい部分で市民の負担と、市民へのサービスという点から、反対意見が出され、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号、人権侵害救済に関する法律の制定に関する請願でありますが見解の相違があり、挙手採決の結果、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申しあげて、総務委員長の報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、野口和夫君。

文教厚生常任委員長（野口和夫君） 文教厚生常任委員会に付託されました議案につきまして、審議の経過並びに結果をご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第43号、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘財政調整基金条例の制定について。議案第44号、菊池市学校規模適正化審議会条例の制定について。議案第46号、菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第48号、菊池市七城運動公園条例



の一部を改正する条例の制定について。議案第49号、菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定について。議案第50号、平成17年度菊池市一般会計予算の付託分。議案第51号、平成17年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算。議案第52号、平成17年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算。議案第53号、平成17年度菊池市介護保険事業特別会計予算。議案第59号、平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算。及び陳情第1号、扶桑社の中学校歴史・公民の教科書を採択しないということを求める陳情。

以上の案件でありました。

はじめに、議案第43号であります。菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘の健全かつ円滑な財政運営を図るために制定されたものであります。

次に、議案第44号であります。現在の少子化に伴い、菊池市立小中学校の学校規模及び通学区域の適正化に関し、調査・審議及び答申を行うために制定するものですが、委員より、将来、学校の統廃合等も検討する審議会と思うが、大切な問題であるので、委員構成には慎重に委嘱を行ってほしいという意見がなされました。

次に、議案第46号、印鑑登録事務の電子情報処理組織を利用した申請を可能にするため、本条例の一部を改正するものです。認証システムや、個人情報の取り扱いについては、厳正に努めるとの説明でございました。

次に、議案第48号は、菊池市七城運動公園内に新たにクラブハウスを設置したため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第49号は、菊池市七城芝生交流広場に新たに照明施設を設置したため、条例の一部を改正するものです。

議案第48号、議案第49号については、現地調査を行い、市民がさらに有効利用できるよう、期待するものであります。

次に、議案第50号、平成17年度菊池市一般会計予算の付託分であります。福祉から教育まで、多様にわたるため執行部により詳細な資料を求め、綿密に審査をいたしました。

まず、款3、民生費について、主な意見は、母子福祉費については、母子家庭の申請については周知がなされていると思われるが、父子家庭に対しての制度の周知を図る必要があるとの意見がありました。

また、老人福祉センター建設検討委員会の報償費関連により、現施設、また候補地の現地調査を行い、早期着工の必要性を再認識したところであります。

また、付帯意見としまして、候補地については市民に広く意見を求めるという意見がありました。

次に、款 4、衛生費について、主な意見は、「豊かな水と緑」が新市の基本理念であるため、ごみリサイクル処理機械購入の補助金や、シルバー人材活用による不法投棄巡回パトロールなど、自然環境の保護を積極的に行い、市民に共通の意識を理解が得られるようにとの意見が出ました。

九州産廃施設から、河川に汚泥が流出した件については、現地調査を行い、施設の改善状況を確認し、会社に対して今後、市民の不安解消に努めるよう、強く申し入れたところであります。

次に、款 9、教育費について、主な意見は、新市になり、奨学金制度の確定要件等が改善されているので、子どもの将来を考え、利用しやすい制度の充実を図るよう、指摘をいたしました。また、全国的に問題となっている未成年犯罪、不登校、引きこもりも未然に防ぐため、県が「心の居場所づくり」というカウンセリング事業を行っているが、それに伴い、市内の小中学校も生徒が気軽に相談できる施設等の整備を図る必要があるとの意見がありました。

次に、学校建設費、工事請負費 7,700 万円は、北中学校のグラウンド整備、部室の建設費であります。北中学校については、現地調査も行い、校長先生より現在の進捗状況等の説明を受けましたが、委員より、改築後の設備の改善等の意見も出されました。いずれにしましても、生徒にとって素晴らしい環境であることが望まれるので、執行部へ改善策を求めたところであります。

次に、体育施設について、勤労青少年ホームは、雇用促進事業団より市が買い受けているので、市民が利用しやすいよう、開館時間や休館日等の条例改正を行う必要があるとの意見が出されました。

次に、文化施設費、土地建設借地料についてですが、菊池市文化会館は 60 年契約、年間 1,027 万円で現在 26 年間の借地ということであるが、地権者との協議を含め、再検討の必要があると委員より多くの意見がありました。早急に改善されるよう、指摘したところであります。

議案第 51 号、平成 17 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。今年度の国民健康保険税が均等割、平等割、所得割がそれぞれ不均一となっておりますが、平成 18 年度から平準化が図られるとのことでした。

次に、議案第 52 号、平成 17 年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算についてですが、老人医療予算は、医療技術の向上や高齢社会の到来で、対前年比 102% の伸びとなっており、歳出の概ね 100% は医療費で、その 90% が国・県費であります。このように、高騰する医療費の抑制は、国民的な課題で抜本的な制度改正の議論が進んでいるが、「高齢者の元気で長生き」の実現には、医療、保険、福祉の横断的な取り組みが望まれるところであります。今後は、国保、介護、老人保

健事業の連帯を図り、医療費の抑制に努めるとのことでした。

次に、議案第53号、平成17年度菊池市介護保険事業特別会計予算については、認定者並びに給付者も年々増加しており、要介護状態等の軽減や、悪化防止に効果的な予防給付も今後検討してほしいとの意見が出されました。

次に、議案第59号、平成17年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算については、改築の予定がありますので、現地調査を行いました。ホテルコストの負担等が考えられるので、利用者に対して、十分な説明を行い、負担軽減に努めるようにとの意見が出されました。

以上、議案第43号から議案第59号については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号、「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しないことを求める陳情であります。扶桑社と現在採択されている教科書を実際に閲覧し、近隣市の状況も調査し、審議の結果、教科書採択は教育委員会の権限であり、地方議会の陳情にはなじまないと、全会一致で不採択と決定しました。

審議の過程において、委員より多くの意見、要望が出されました。執行部におかれましては、今後十分認識され、対応されるよう要望をいたします。

また、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願いを申し上げます。委員長報告を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、森隆博君。

経済常任委員長（森 隆博君） 平成17年度第1回菊池市議会定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました案件は3件でございます。

議案第50号、議案第62号、請願第1号でありまして、付託議案に対しまして、その審査の経緯と結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第50号、平成17年度菊池市一般会計予算の第1条第1表の歳入歳出予算。歳出、款5農林水産業費、一般会計予算書の149ページからでございます。項1農業費、目1農業委員会費であります。2,234万8,000円の予算につきましては、合併に伴いまして、57名分の報酬等であります。節19農地利用集積補助金300万の内訳につきましては、貸し手が5,000円、借り手1万円ということで、300名分を上げてあるものであります。目2農業総務費4億9,676万1,000円の予算につきましても、主に主管課長会経費、農業普及事業、営業者養成協議会等であります。

節28繰出金、農業集落排水処理事業特別会計繰出金は、旧泗水町、七城町の下水道課へ繰り出し分でございます。目3、農業振興費5億4,276万1,000円の予算につきまして、節8で報償費964万円は、新規就農奨励金と認定継続交付

分等で780万、家族経営協定農業報奨金80万、結婚祝い金等40万であります。節13委託料で設計委託料は、七城町農業整備事業山崎地区の300万であります。新規農作物導入事業委託料は、主に旧菊池市のヤーコン、高原野菜、有色米等への委託であります。委託先につきましては、今後、当経済常任委員会におきまして、協議会を開催して目的等への認識を深め、検討すべきということで認めたものであります。節15工事請負費1,000万は、旧七城町山崎地区農村総合整備事業費190m分であります。節17、公有財産費336万円もこの工事に伴います746㎡を、㎡あたり4,500円で土地購入するものであります。節の19負担金補助金及び交付金で、中山間地域等の直接支払い交付金は、新たに5年間、集落協定で菊池市、旭志の事業実施する交付金でありまして、菊池市が1億8,431万4,000円、72集落でございます。旭志が3,658万円、15集落の事業実施予定に伴う交付金であります。経営構造対策事業費補助金2億4,469万5,000円は、旧七城町のメロンドームが事業主体でありますハウスリース事業で、受益戸数が24戸、ハウス60棟、3万8,651㎡分であります。この分に対しまして、国が2分の1、市が4分の1の補助金で、ハウス事業へ取り組むものであります。負担金補助金及び交付金につきましては、4市町村の合併により、持ち寄り分であり、当経済常任委員会の協議の中で、執行部が事業の活性化に向けて、今後十分な検討を重ねていくことで認めたものでもあります。目4農業振興施設費5,879万9,000円の予算につきまして、節13委託料で実施計画委託料130万、設計管理委託料56万は、農村女性の家のリニューアル事業のための委託料であります。節15工事費請負費の中に、工事費として2,340万、節17の公有財産購入費の1,080万も農村女性の家のリニューアル事業へ取り組む費用であります。構造改革特区の中に、地域再生計画の指定を受けて、農村女性を対象とした施設を地域活性化に向け、農業後継者育成、新規就農者支援、さらには遊休農地活用の推進施設として、リニューアル事業を行うための費用であります。目5畜産業費1億687万4,000円の予算につきましては、節負担金補助及び交付金、畜産排泄物利活用施設整備補助金としまして7,873万9,000円、補助事業により畜産排泄物を原料として用いて、発酵処理等を行うことにより、堆肥を製造する施設及び装置の整備であります。この施設としまして、菊池農業協同組合、計画施設として、総事業費7,665万7,000円、そのうち国が3,832万7,000円、県が564万、市が564万です。もう1件、蘇崎堆肥生産組合、総事業費3,637万7,000円。これに対しまして国が1,818万8,000円、県が306万4,000円、市が604万8,000円を事業補助として畜産堆肥へのリサイクル化へ推進事業であります。簡易低コスト堆肥舎補助事業は、旧

泗水町において国・県・市の事業を行っていない畜産農家が個人または営農集団で、簡易堆肥舎を設置する場合、事業費の4分の1以内で100万円を上限にして補助してきたものであります。いずれの補助金も、今回の合併により持ち寄りであります。畜産排泄物処理に対しましては、リサイクル化、バイオ化への取り組みが大きな課題であります。世界一の畜産の菊池市でありますので、畜産農家、JA、行政で協議を重ねながら、1日も早く環境型施設の事業に向けた取り組みを、当委員会としても強くお願いをいたします。目農地費の、9億6,528万円の予算につきまして、節13委託料1億1,540万円、測量設計等委託料8,747万3,000円、中山間地域測量費302万9,000円、花房中央1,964万6,000円、花房北部399万8,000円、ふるさと農道380万など、主に基盤整備を行うものでありまして、基盤整備に伴います市町村の持ち寄りでもあります。継続への委託であります。節工事請負費の2,400万は、旭志のふるさと農道改良工事2,000万、七城町農道改良工事300万、菊池市中央地区農免道改修100万であります。節負担金補助及び交付金6億907万1,000円、これは国営菊池台地土地改良事業負担金、さらには負担について基盤整備事業に対するものであります。補助金等につきましても、各市町村の土地改良管理組合への補助金であります。項2林業費、目1林業総務費4,599万円につきまして、節7賃金につきましては、新山線の清掃管理14キロの臨時雇いの賃金として269万3,000円、節13委託料は広域基幹林道竜門線の登記料300万、有害鳥等駆除委託料として202万8,000円であります。節15の工事請負費につきましては、広域基幹林道八方岳線の舗装工事3ヶ所、700㎡分の210万円であります。節の19負担金補助及び交付金で主なものは、大規模林道受益者組合補助交付金の幹線道路菊池人吉線で、旧菊池市が320万2,000円、旧旭志が111万3,000円、これは単独の交付金であります。目2林業振興費6,973万5,000円の予算につきまして、節13測量設計委託料、新山林道の設計費で、離合箇所150mを設けるためのものであります。節15工事請負費1,850万の内訳としまして、林道新山線の離合箇所150m1,050万、新山線の林道維持のため100万円、林道椎場1号線の法面800㎡分の700万でございます。工事費を計上し、事業を行うものであります。節19林道整備地域活動支援交付金につきましては、森林整備を地域において推進するための措置として、活動支援金を交付するものであります。1haあたり1万円ということで、交付面積は菊池市が2,700haということで2,700万、旭志が300haということで300万の、計3,000万の支援交付金であります。項3水産業費、節1で水産振興費は、菊池川漁協補償負担金154万と、住吉工業団地処理水の合志川放流に伴います補償金とし

て30万、合計の184万であります。

款6商工費、目1商工総務費1億1,592万2,000円の予算であります。節7で四季の里の隣接道路沿いにオーナー制で600本の桜の木を植えてありますが、その管理を臨時雇いとして8万9,000円計上されてあります。節13で菊人形まつり、毎年11月、1カ月間ほど開催されます。さらには菊池秋祭り、菊池一族ふるさとまつりと、泗水ふるさとまつり、8月14日に行われますけど、その実施に対しまして、イベント等への委託料であります。節19 1,729万円の予算は、主に各市町村のイベントへの補助であります。目2商工振興費の5,935万2,000円、節8で賞賜金は商工業新規就農者への奨励金として1人30万の5名分で150万であります。節19負担金及び交付金につきましては、各商工会へ毎年同額の補助金負担金を計上したものであります。節21九州労働金庫融資資金、中小企業経営安定基金融資信託金、小規模事業振興資金融資信託金へ貸付を行い、中小企業に融資制度の緩和目的のために、貸付金として2,750万を上げてあるものであります。目3商工施設費2,621万1,000円、節13で主なものが菊池夢美術館運営、市民広場の管理、浄化槽維持管理、警備保障業務等の委託料で1,982万6,000円でございます。目4観光費2億2,955万5,000円の予算につきまして、節11で主なものは孔子まつりのパンフレット、チラシ、ポスター等の印刷製本費40万円・孔子まつり等の楽器、孔子公園、四季の里等の修繕料で159万5,000円です。節13リバーサイドの七城の管理分が1億4,200万、温泉ドームに1億1,500万、リバーサイドパークに2,700万円の委託料であります。節19負担金補助及び交付金につきましても、各市町村の前年度並みの予算計上に対する負担金、補助金等であります。委託料に対しまして、施設管理、イベント等の業務管理をそのまま持ち寄った現状であり、当経済常任委員会としまして、在任期間の来年5月までは、協議会を開催し、所管事業の経緯、状況の説明を受けながら、協議を重ね、検討して、改善すべきものに対しては見直していくということでもとめたものであります。

議案第62号、市と町の境界変更について。菊池市と大津町にまたがって区画整理が施行された結果、市と町の境界を変更する必要が生じたものであります。所管の課長より、境界変更に対して、移動面積が3,175㎡、お互い同面積の交換であるという説明を受け、境界につきましても、畑の真ん中ではなく、道路の、もしくは道路の法面を境界としたという、境界変更であります。

次に、請願第1号、「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」請願であります。全員異議なく可決したものであります。

以上、付託されました3議案につきましては、主管課長の説明を受け、慎重審議

を行い、現地調査を踏まえまして、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれまして、慎重審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申しあげまして、経済常任委員長の報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、栃原茂樹君。

建設常任委員長（栃原茂樹君） おはようございます。建設経済常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会で建設常任委員会に付託されました議案は、議案第47号、第61号、第50号の分割付託分、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第60号の9議案であります。

以上の議案について、審査の経過と結果について報告をいたします。

4日間の委員会審議日程でありまして、円滑なる委員会審議を行うため、工事予定地現場も承知しておく必要があり、主な事業箇所である菊池市の巨甲森線の今橋、菊池川水辺公園、旭志の新明地区ふれあい交流広場、住宅団地広場、泗水町の特定環境保全公共下水道処理場、田島住宅団地、それから七城町のウォーキングトレイル事業の斜張橋、高田・小野崎線改良工事現場の以上6箇所の現地調査を1日入れて審議を行いました。

まず、議案第47号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、田島団地1棟18戸が完成したためであり、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号、菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、龍門簡易水道を市の水道事業に含めるためであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、平成17年度菊池市一般会計予算の歳出の付託部分についての主な質疑等は、小動物等死骸収集運搬委託料は、今後においては国道、県道含めて市の維持課で行うのかと、これに対しまして執行部からは、市道については市の維持課で、国道、県道については県の維持課で行う。また、ダムの上水ステージ移動はどのような方法で行うのか。これに対しましては、クレーンで吊ってトラックで搬出したい。なお、傷みが激しく、再利用できないと考えているが、ふるさと振興会等で要望があれば残したい。また、県民文化祭で使用し、その後は利用が全然ないので、廃棄の方向で考えているということでございました。

それから、ウォーキングトレイル事業で、護岸及び取り付け道路の予算はいつの予算か、また今後の工事費は幾らくらいかという質疑に対しまして、これに対しましては平成17年度でお願いしたい。護岸を来年3月まで竣工しなければならないので、9月議会に8,800万円の補正予算を計上したいと思っている。財源とし

ては、55%を国庫補助で、補助残につきましては合併特例債を適用したい。また、県との協議が済んでいないので、極力補助をもらえるよう、努力したいということをございました。新明地区の住宅の事業計画または構造などはどのようになっているか。これに対しましては、平成16年度から20年の5カ年計画で、木造2階建ての床面積80㎡で、総事業費10億円となっている。

以上のような質疑等がなされ、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号、平成17年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算について。主なものは、旭志西部第2地区水道施設工事の1億8,330万4,000円であり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計予算について。これも主なものは、事業費、公債費、前年度繰上充用金であり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、平成17年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、使用料については均一化が望ましいという意見がありました。なお、下水道区域外についても、今後は早期に下水道区域として整備をすべきであるとの要望等があり、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、菊池市農業集落排水事業特別会計予算について。これも主なものは工事請負費、公債費であり、また汲み取り料等について、節の区分でまちまちに計上されているが、これは統一すべきである旨の指摘をし、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号、平成17年度菊池市水道事業会計予算について。主なものは固定資産購入費、工事請負費、企業債償還金でありまして、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しましたが、固定資産購入費の大琳寺配水池用地購入費として2,800万円の計上がなされているが、購入予定地は、地目田で現況も田であり、購入予定地までは進入道路がなく、道路用地分も含めた予算計上となっており、価格面においても高いという意見もあり、今後の土地購入にあたっては、場所の選定、取得価格等の再検討をし、建設委員会とも十分協議をする旨の付帯決議を全員一致で決しております。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご賛同いただきますようお願い申しあげまして、建設委員長報告といたします。

議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告を終わります。



ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

中原繁君。

(中原 繁君) それでは、早速建設委員長にお尋ねをしたいと思います。まずこの継続費となっておりますウォーキングトレイル事業、私はなかなかこの横文字がわかりませんので、大体このウォーキングトレイルというのはどぎゃんした意味なのか、まず教えていただきたい。

それから、あの場所にですね、あの場所になぜ歩道が必要なのか。その必要性についてですね、まず具体的に詳しくお示し願いたいと思います。

次にですね、あの橋を1人しか歩かれない橋をですね、年間大体どの程度の利用者数を見込んであるのか。さらにはこの橋はいろいろ巷で聞きますとですね、4億とも5億とも聞くわけですが、総事業費で総額大体幾らなのか。またその財源の内訳についてもお示し願いたいと思います。

それから、旧七城町の議会でもこの橋についてはいろいろ問題があったようでございまして、何回か否決もされたとちょっと聞きますが、途中、設計変更を何度かされております。その主な設計変更せにゃならんという主な理由は何なのか。

また、それに対する工事費の増額はそれ幾らなのか、それをお示し願いたいと思います。

次にですね、この入札状況についてもお尋ねをしたいと思いますが、まず指名業者、誰と誰と誰、何社指名されたのか。住所、氏名、お願いいたします。さらにはそのうちの落札をされたいわゆる業者さんは誰なのか。それと契約金額。

それから、この橋の完成はいつなのか。さらにはさっきちょっと報告の中で触れられました、取り付け道路について、今後の計画はどのようになっておるか。私もがこの間車の窓から見ましたけれども、全くただ堤防と堤防の間に橋がぱっとできよる。その状況で、道路がなからにゃ人間歩かれんわけですから、その辺について今後の計画はどうなっておるか。

それから、最後になりますけどもですね、この設計をした業者、設計業者は誰なのか。その辺をお示し願いたい。

それから、最後にちょっと触れられましたが、来年の3月までにどぎゃんかせにゃいかんけん、今年の9月議会に8,800万補正をする。これは護岸工事ですね。これはこの橋を建設するにあたっては当初からこれはわかっておったはずなんですけれども、何で今頃またこの8,800万も追加補正とらにゃならんのか。これは当然、川というのは国土交通省が全て管理しておるわけですから、川に橋をかける場合は、必ずこれは国土交通省の事前交渉が必要だと思う。事前交渉をするな

らば、当然、護岸工事から何から事前にわかるはずなんです。それを何であえて今頃少しずつ少しずつ追加補正せにゃいかんのか、その辺の理由についてお示し願いたいと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） 建設常任委員長、栃原茂樹君。

建設常任委員長（栃原茂樹君） お答えをいたします。私の知っている範囲内で。

いろいろ大分質問がなされましたので、執行部が答えるべきな点も多分にあったようでございまして、七城町から続いてずっと来たことについて、我々といたしましても、聞いてはおりますけれども、所管委員ではなかったということで、いろいろなところが細部については分からない点もございます。ただ、ウォーキングトレイル事業というのは、自転車道とか歩道とか、七城町ではコスモスとかいろいろひまわり等も河川に植えておりますので、それが鹿本町の水辺プラザの方もそういうルートを、事業をやっておりますので、堤防を使って健康とかふれあうための散歩道というようなことで、トレイル事業という内容と聞いております。それで、斜張橋について、高島橋の下流に議員おっしゃったように、今、建設中でございますが、当委員会に付託されました案件といたしましては、継続費でございまして、現在の上部工でございます。これはたしか昨年の12月に七城町の議会で議決をしたものでございます。それから工事が行われ、上部工についてはどうしても16年度中にはできないということで、17年度に継続費として上がった分でございます。これについては4月の1日の専決処分でございますか、そして本定例会の17日の日に、当初に専決処分として継続費で上がっておりますので、全会一致のもとで承認されたものと記憶をいたしておりますので、当委員会でいろいろ審議をいたしましたけれども、やむを得ず、議員おっしゃるようないろいろな工法についてはですね、我々も不可解な点もございますけれども、現在、下部工が建って現場を見れば、今、斜張橋の左岸側の方が上部工の工事が実施されておりました。そういうことで、17年度の一般会計の予算では可決すべきものと当委員会では決定したわけでございます。

それと、いろいろな中身をおっしゃいましたけども、その点については私も記憶に定かでないと思いますので、執行部の方にお尋ねすべき件ではないかと思えます。

私からの答弁は以上でございます。

議長（北田 彰君） 中原繁君。

（中原 繁君） せっかく丁寧にご説明をいただきましたけども、さっぱりわかりませんでした。全然私がお尋ねしたのは何も、ウォーキングトレイル事業はそのようなこととちょっとわかっただけで、年間利用者はどの程度、私はこの継続費が云々

じゃなくて、この工事自体をどのような内容でしてあるのかというのが知りたかったわけですよ。今度継続費で上がったからこそ、初めて知ったことであって、この事業内容については全くわからん。その辺はお宅の委員会で多少は審議されたいと思いますものだから、ちょっとお尋ねしたんですけど、再度お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 建設常任委員長、栃原茂樹君。

建設常任委員長（栃原茂樹君） 中原議員さんにお答えをいたします。先ほど申しましたとおり、お宅の質問された事項については、非常に前のことからの経緯がございますので、何人通るのか、利用が。それと利用価値があるのか。当建設委員会では、審議にあたっては特にその必要性があるのか、費用対効果があるのかということについて、それを踏まえて審議をしております。しかし、継続審議であり、そこまで各委員さんからは質問、質疑なりがなかったわけでございます。だから、そういうところについては全く執行部からも聞いておりません。ということは、これはずっと沿革があって、ただ、申しますならば、いろいろな問題がございます、おっしゃるように。しかし、私がここで言うべき問題ではございませんので、以上でお答えを終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 中原繁君。

（中原 繁君） あのう、これじゃですね、全然議論がかみ合わんわけですよ、議長。これはやっぱり私がお尋ねしたのはですね、これは当然当たり前のものであって、一切お答えにならない。これは議長、何とか指導してもらわんと、これは議論がかみ合いませんが、このままでは。

議長（北田 彰君） 委員長の報告のとおりでございます。

（中原 繁君） いやいや、全然答えてないわけですよ、私がお尋ねしたことについては。

議長（北田 彰君） 再度委員長さんに答えてもらいます。

（中原 繁君） いや、委員長さんから自分がしておらんならな、執行部にまわしてもらおうと、執行部はできるでしょう。これじゃ話にならんでしょう。

議長（北田 彰君） 委員長報告に対する質疑ですから、委員長さんをお願いする。  
栃原茂樹委員長。

建設常任委員長（栃原茂樹君） お答えをいたしますが、何度おっしゃっても私の答えは同じでございます。そういうことがお聞きになりたかったのであれば、一番の当初の執行部の予算説明のときの本会議での質疑で十分お尋ねになっておれば、そういう事業内容については執行部がお答えをするべきものでございますので、執行部が説明をしておるとお思いますので、どうぞそういうことでご理解をよろしくお願いたします。

(中原 繁君) 議長、全然委員会ではこれは審議も一切しておらんということですよ。

議長(北田 彰君) 質疑については3回までですから、終わりました。

はい、次ありませんか。

はい、甲斐健彦君。

(甲斐健彦君) 質疑を行います、文教厚生常任委員長にお伺いをいたします。

一般会計の106ページに計上してあります、高齢者福祉費の問題であります。実は、高齢者福祉費の中で老人福祉センターの建設、移設を巡って、旧菊池市で合併前には用地の指定をして、特定の企業の用地を買収すると、そしてそこに建設をしますという全協でのご報告があっただけですけども、今度の予算書を見ると、どこかに消えてしもうとるわけですね。もうお造りにならんのだろうか、お止めになったのだろうか。ところが、ようですよ、眺めてみよったら、あぶり出してみたらですね、何か建設検討委員会をつくとか何とかということになっておりますね。もう既に下町の特定の企業の場所を購入すると。予算のこれくらいいるということまで議会にご報告はあったけど、それが消えてしもうておると。何で消えたのか。あるいは福村市長の選挙のためのアドバルーンだったのかと。こういうふうなことでですね、ちょっと不信に思うものですから、文教厚生委員会としてはどういうふうなご議論をなさって、この老人福祉センターの建設を巡っては、将来的にどういう構想で考えていらっしゃるのか、審査の模様をお伺いをするわけであります。

それから同じくですね、議案第51号、国民健康保険事業特別会計ですけども、保険税が16億8,671万4,000円ありますが、これは旧市町村別に不均一課税ですね、ですから不均一課税の現状をですね、ご報告をしていただきたい。そして、18年からは統一をすることですけども、どういう方向でどういう手順を経て統一を図っていかれるのか、その辺のご議論があったならば、ご報告をお願いしたい。

同じく、議案第53号の介護保険についても、今申し上げましたような問題が存在すると思います。1号被保険者保険料が5億3,395万3,000円計上してありますが、これらについても健康保険特別会計と同様な問題があると思いますので、あわせてご報告、ご教示をお願いいたします。

議長(北田 彰君) 文教厚生常任委員長、野口和夫君。

文教厚生常任委員長(野口和夫君) 甲斐議員の質問で、1番目の社会福祉施設の跡地はどうなったかというような説明でございましたけども、私は、委員長報告のときも17年度では着工するという計画であるという報告はしましたけれども、まだ

用地が定まっていない。そういうことで、さっき説明をしましたように、文厚委員会としてはですね、用地あたりはどういうところかというようなことで、現地調査を行いました。用地の決定については、やっぱり菊池市のことですので、菊池市の方で決定をしていただきたいと、そういうような話をしておると、そういう経過でございます。

また、検討委員会につきましては、甲斐議員さんご存知だと思いますけれども、12名ですね、区長会長さんですか、区長代表とか各種団体の長の12名で構成して、どういう施設をつくるか、どういうふうにするかというような検討がなされているというような説明を受けております。

以上でございます。

それと、国民健康保険、介護保険につきましてはですね、どうなっているのかという意見がございましたけれども、私も予算の内容とかそういうことについては、甲斐議員の納得のいくような説明というものは持っておりません。後で執行部、どなたかの詳しい説明を聞いて報告したいと、そのように思います。

以上です。

議長（北田 彰君） はい、甲斐議員。

（甲斐健彦君） 申し訳ないけれども、委員長の個人的見解を聞いておるわけではありません。委員会の審査の様態、どういう審査が行われて、どういう決定をしたのかと。審査をしていなければ審査不十分ということで、これらはもう一遍やり直してもらわなきゃいかん。こういうことになるのかと思うんですよ。それで、老人福祉センターのですね、建設については、菊池市民のお年寄りがですね、待ち望んでいるわけですよ。そして、既にもう合併以前にここに造りますと、用地費はこのくらいですと、そこまで発表があった。それがいつの間にか消えた。じゃあどういう形で場所選定して、どこにどういう形で造るのか、いつまで造るのかというのがですね、市民の関心事なんですよ。で、なぜせっかく決めた場所をですね、消えてしまったのかということが問われるわけですけども、審査してあればですね、答弁してください。審議してなければ審議してないということで、ご答弁をお願いします。

それから、議案の51号、53号の歳入ですけども、これはね、やっぱり文教厚生常任委員会として蒼々たるメンバーがお揃いになっておるのに、歳入についてね、審査をしたかどうかわからんような状態では、これは困ると思うんですよ。大事なですね、市民から徴収する、市民からいただく、市民の懐から召し上げると、こういうふうな問題についてはですね、やっぱり厳しい審査をしてですね、そしてなるべく軽減できるような、市民の利益を図るような、そういう立場で審査をしていただきたいと思いますが、そういう議論がしてなければしてないということで、

ご回答願います。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、野口和夫君。

文教厚生常任委員長（野口和夫君） 今、候補地が消えた、1番の福祉センター跡地ですね、消えたのじゃないかというような意見でございましたけれども、私は前に、候補地がどこにあったかということも存じないわけございまして、まず、一応この前に執行部から提案のありました跡地という場所はですね、みんなで現地調査を行いまして、はっきりそのときに、今度の本当に事業としてのですね、提出というのは、この後に臨時の委員会を開いていただいて、執行部から詳しい説明をし、どのように計画で取り組んでいくと、そういうような方向でございまして、今度の場合は、ただ、検討委員会の審議費というようなことで上がっておりますので、場所とかについてはまだ踏み込んだ審議はしていないということでございます。

それと、誠に申し訳ありませんけれども、国保、介護については、休憩をいただいてまた説明したいと思います。よろしく願います。

議長（北田 彰君） はい、甲斐議員。

（甲斐健彦君） 合併後の最初の議会ですからね、いろいろな難しい問題はあると思いますけれども、これは旧町村の問題であろうと市町村の問題であろうとですね、継続しているわけですよ。旧市町村で継続して、今、部分的な問題が審査をされていると。じゃあ、我々はその部分的な問題だけしか責任を負わないかといったら、さかのぼってその工事の全体についてやっぱり責任をおわにゃいかんわけですよ。そういう点ではですね、先ほどのウォーキングトレイルの問題にしてもですね、きちんとやっぱり当初からの説明があって然るべき。今回の老人福祉センターの建設についてもですね、菊池市出身の執行部がですね、こういう経過でございましたと、当然に報告すべきじゃないですか。そういう報告がないから委員会ではですね、十分な審査ができないと、こういうことになっておる。合併してですね、全然行政の仕事が中断したわけじゃないでしょう。全てが合併した4市町村の問題が新しい菊池市に引き継がれたわけでしょう。そうするならばですね、当然にその問題についても責任を持って審査をする。執行部も責任をもって説明する。そのことが問われると思うんです。

以上で質問を終わります。

議長（北田 彰君） ここで10分間、暫時休憩します。

-----  
休憩 午前11時20分

開議 午前11時30分

-----  
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生常任委員長、野口和夫君。

文教厚生常任委員長（野口和夫君） 甲斐議員さんの、国民健康保険と介護保険の率の問題でございますが、審議してないかというようなことでございますが、審議はいたしまして、さっき、委員長報告で申し上げましたように、18年度から均一化すると、そういうことございました。現在はですね、所得割が9.7%、均等割2万6,000円と、平等割が3万1,000円。今のは菊池市でございますが、次に七城は、所得割8.9%、均等割2万7,000円、平等割3万3,000円。旭志は所得割9.7%、均等割2万7,400円、平等割3万3,200円。旧泗水町につきましては、所得割8.9%、均等割が2万7,000円、平等割が3万2,600円となっております。

以上が、不均一課税の現在の状況でございます。

続きまして、介護保険の基準について、合併協議により、17年までに不均一課税とし、平成18年度から統一することになっている。このことについても、審議、いろいろ議論は出たわけでございます。

以上が、簡単でございますけれども、国民健康保険、介護保険の説明とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 坂本正弘君。

（坂本正弘君） 議案第50号、平成17年度菊池市一般会計予算の中で、文教厚生委員長にお尋ねいたします。

款の教育費のですね、項の小学費のところでございますが、これも実は、予算説明のときに聞けばよかったと思いますが、これも旧4市町村が一緒になっての予算措置ということで、何か特別な事情があるのだろうかと思ってちょうど聞きませんでしたけれども、節のですね、委託料、ページ数は225ページです。その中でですね、先ほども質疑の中でありましたが、ある特定の企業をうたって委託料を上げてある。これはどういうことであるか、私もずっと委託料で、3期も務めさせていただいておりますが、委託料の中で特定の企業の名前を挙げてあるのは今度が初めてでございましたので、そういった関係で、何か事情があったのか。また、これは地方自治法では節あるいは目に対しての議決権はないと聞いておりますが、目、節の積み上げで款、項ができておると思いますし、款、項は議決権だと思っておりますので、それについてお答えをお願いします。

それからまた次に入りますので。

特定の企業と言いますとですね、上からですね8、225ページです。読みます

か、バス通学生電鉄バス利用委託料。

議長（北田 彰君） 坂本議員さん、発言を求めてから話をしてください。

（坂本正弘君） はい、わかりました。わからないということでございましたので、それをお尋ねします。

文教厚生常任委員長（野口和夫君） 今の坂本議員さんの、特定業者の名前が出ておるじゃないかという質問でございますけれども、この件につきましてはですね、審議のときはやっぱり議題としてじゃありませんけれども、委員の中からの質疑もなかったし、見落としだったと、そういうことでございます。

議長（北田 彰君） 坂本議員。

（坂本正弘君） 審議はなかったということでございますけれども、これはこの予算措置でいいですかね。普通は委託料には特定企業は、あるいは会社名とか、普通は上がらないのが議員さんご存知と思いますが、実はこの中でもバス通学生利用委託料と書いておけば別に支障はなかったと思いますが、今、菊池市の中でも委託料が議案書の中に上がってきております。しかしその中で、1つの業者しかおられない方もあると思いますが、名前は挙げておりません。こうすることで、これはまだご存知のとおり、予算ですから、予算の中で特定の企業を上げて委託するのはどうかと思いますが。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、野口和夫君。

文教厚生常任委員長（野口和夫君） さっき説明をしましたようにですね、やっぱり固有名詞については私たちも気づきませんでした。はっきり申し上げますが。今後、執行部の方に訂正というようなことで要望したいと思います。

議長（北田 彰君） 坂本議員。

（坂本正弘君） 3べんですから、これで答えが出ないならそれでいいですが、実はですね、先ほども申し上げましたとおり、そういうことでございますしですね、せっかくの合併した中でですね。各委員会におかれまして先ほど申し上げましたとおりですね、各市町村の予算の持ち込みということの中で、いろいろ文言の間違いがあったかと思いますが、一つの企業を上げて、委託料を上げるのはどうかと思います。

またですね、これも同じ委託料の関係ですが、質疑とこれは関連にあたりますがですね、次のスクールバス運転業務委託料にしましてもですね、もう合併して予算の方も2.6%減ということですが、せっかく合併したのだからですね、この運転業務委託、運転を運行に替えればですね、ただ一字替えればですね、スクールバスもですね、運行するには見るとわかるように、運転労務委託が1,000万とか、修理賃が1,100万とか、燃料代が500万とか、保険、自動車税、相当な金で



す。これを運行委託にすれば、何も要りません。そしてその中でですね、ある議員さんが一般質問にありましたようにですね、もうバスもみんな売却して、その金は基金に積んでおくとよかです。するとある議員さんがおっしゃった、基金が減っておるといことが、溜まってまいります。そして、運行委託にしてですね、もちろんこれは菊池市の条例まではいきませんか、条例か、規則か、要綱の変更が生じると思いますが、今度はスクールバスの前に貸し切りバス運行とすればですね、スクールバスは朝8時までしか使いません。

議長（北田 彰君） 坂本議員、委員長の報告に対して質疑を行ってください。

（坂本正弘君） ちょっと関連は言いました、すぐ終わります。これがですね、私がなぜ言うかということ、ちょっと関連ですが、隣の阿蘇市がそういう旨をやっておりましたので、そういうことでありましたので、せっかく一般質問のごつなりよりますけども、はい、わかりました。そういうことで、執行部はそういうことを考えて、せっかく合併したのでありますから、考えてくださいという旨を申し上げたところでございますので、以上で委託料の方から入ってまいりましたけれども、そういうことありますので、関連が一つ一つ、一般質問になりましたけれども、せっかく合併してですね、そして・・・

議長（北田 彰君） ちょっと待ってください、あのですね、委員長に対しての質疑をやってください。こっちの執行部に対しての質疑じゃありませんから。委員長がですね、経過報告についてと、審議の経過報告についての質問をやってください。

（坂本正弘君） はい、わかりました。すみません、これで終わりますけれども、そういうことでよろしく願いをしておきます。

せっかく59名の議員さんがおられるもので、しっかりお願いしたいと思えます。終わります、すみませんでした。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、野口和夫君。

文教厚生常任委員長（野口和夫君） さっきの固有名詞の件でございますが、電鉄バスというのはですね、旭志の川辺南というところが路線バス、電鉄バスの路線バスが通っておるわけでございます。それをやっぱりスクールバスをわざわざ廻すのも大変ということで、今まで利用しておったと。そういうことで固有名詞が出たものと思えますが、路線バスの利用でございます。

（中原 繁君） 議長。

議長（北田 彰君） 中原繁君。

（中原 繁君） 動議を提出いたします。

議長（北田 彰君） 中原繁君。

（中原 繁君） 私はこの際ですね、先ほどの私が建設委員長に質疑をする中で、建

設委員長が問題があるから言えないとの趣旨の発言をなさった。もし問題があるとするならば、当然議会としてこれは黙って見逃すわけにはいきません。よって、調査特別委員会の設置案を提出します。

議長（北田 彰君） はい、ただいま中原繁君から動議が出ました。建設常任委員長の報告に対してのですね、調査特別委員会の動議が出ました。

お諮りします。

それに賛同の方、挙手を願います。

[ 賛同者 挙手 ]

議長（北田 彰君） 動議は成立しました。

ここで暫時休憩します。

-----  
休憩 午前 11時45分

開議 午後 1時04分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中原繁君。

（中原 繁君） 恥を忍びながら、一言申し上げたいと思います。

先ほど議運が開かれまして、私の先ほどの動議についていろいろ協議がなされました。そこで、断腸の思いではありましたが、そう言われるならということで、まず条件として、建設常任委員会にこのウォーキングトレイル事業については、特に詳しく継続して調査をしていただく。そして9月議会にその報告をしていただいて、それがもし不十分だとしたならば、そこで百条委員会をつくるというような条件でありましたので、あえて恥を忍んで撤回いたします。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

議長（北田 彰君） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、請願、陳情を含め、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、甲斐議員。

（甲斐健彦君） 討論をいたします。

私は、議案第50号、平成17年度一般会計予算、並びに請願第2号人権侵害救済に関する法律の制定に関する請願、以上2案について、反対の討論を行います。

まず、一般会計予算ですけども、よう皆さん、審査をなさいましたねと思いま

す。ようわからんところが本当じゃないですか。4市町村の今までのやつを寄せ集めて計算機でプラスしてお出しになった。中にはいろいろ工作してあるところもある。ようわからんというのが率直な私の見解であります。感想であります。

本論に入りますけれども、まず市長は、施政方針において高々と7項目について提案をなさいました。この7項目の施政方針の提案事項が予算にどう反映されておるのか。私にはさっぱり見えてきません。施政方針で述べたからには、これらを実現するためのその裏付けの予算であります。それが見えないということはどういうことかというふうに思うわけであります。そういう中で、委員長報告でもありましたように、例えば防犯灯設置補助金については、七城等については全額補助を2分の1に切り下げると。太陽光発電についても、これまで旧菊池市で15万であったのが6万に切り下げると、いわば合併の大前提である負担は低い方に、サービスは高い方に合わせると、こういう大原則をですね、踏みにじてこういうことが行われておる。その一方では、それならば平等にどれもこれも補助金その他については削るかという、部落解放同盟に対する団体補助金、助成金、菊池市が342万円、泗水が270万円、旭志が364万円、前年どおりずっと継続してこれは支出をなさっていらっしゃる。一般質問で同和問題について質疑がありました。教育長の答弁はどうでした。まだ差別事象は今日存在しますと、平然とおっしゃる。同和問題は1969年以降、長年にわたって同和事業、同和教育が行われてきた。にも関わらず、まだ未解決の問題があるとすれば、教育の責任者である教育長が私たちの事業が不十分で、そして心ならずもまだ差別が残っていると、反省的に述べるのが当然じゃないでしょうか。それをあたかも差別があるのが当然みたいな答弁をなさるとするのは、私はけしからん話だと思うんです。これではいつまで経っても同和差別はなくならない。こういうふうに思います。

次に、小川基金の会館建設問題ですが、これは贈与者の小川水宝さんの遺族から、嚴重なる警告の文書が来ている。このまま会館建設を進めるならば、訴訟も返還訴訟を行うと、こういうことも出されております。皆さん、泗水の小川基金条例、これを見るとですね、基金の運用益の処理は教育の振興、福祉の向上、産業の振興、これらがメインの基金運用処理になっております。これを見る限りにおいて、小川基金というものは子どもたちの教育のために、子どもたちのそういう発展のために使うということが基本的に決まっておった。それを昨年11月、にわかに取り崩しの運用規定を決め、取り崩しの処分規定を追加提案をして、そして取り崩しができるようにして会館建設になると。これはまさに駆け込み事業じゃないでしょうか。委員会でもそのことを執行部もお認めになりました。私は、小川さんの遺族とのトラブルがあるので、この問題は引っ込めて、そして小川さんとの話し合

いを十分に行って、解決をした後、いずれかの方法に提起すべきだと、私の意見としては、元に戻して、小川基金として運用すべきだというふうに意見を持つものがあります。

以上の理由から、私は一般会計に反対を表明するものであります。

次に、「人権侵害救済に関する法律」の制定に関する請願について、反対をいたします。この請願はまず第1に、長年の努力取り組みによって結婚、就職、地域的差別などの解決、解消が大きく前進を見てきております。そういう中で、この請願内容は部落差別や同和問題を過大に強調しているものであります。国においては、一昨年3月に特別法体制が失効し、全国の自治体でも同和問題の終結が基本的な流れになっています。こうした中、本請願の文脈は、人権の名目によって同和対策の拡大を求め、部落解放同盟の行動を正当化する役割を果たすことになっております。

2つ目に、2003年、国民の大きな批判と反対によって廃案となった人権擁護法案との関連。同法案は、一番肝心の国家、行政、大企業などによる人権侵害は除外する一方で、いくらでも拡大解釈ができる不当な差別行動というそのものを処罰しようという内容になっております。言論出版の自由や、心の持ち方まで行政が介入しようというものであります。今、本請願を採択し、意見書を送ることは、政府の法案成立を後押しすることになり、人権の名による人権を侵害する法律の制定を後押しをする、そういうことを進めることに成りかねません。

以上の理由から、私はこの請願には反対をするものであります。

以上、私の討論を終わります。

議長（北田 彰君） ほかに討論はありませんか。

はい、坂本正弘議員。

（坂本正弘君） 反対討論をいたしますけれども、議会は市民の付託に応えておるといことで、議会は議決権、執行者は執行権といことで、先ほど、委託料の関係でございますが、特定の企業があったといことで、私は反対します。

簡単明瞭ですけれども、知っている方は知っておられると思いますので、簡単明瞭に反対といことで討論させていただきます。

議長（北田 彰君） 議案の何号に対してですか。

（坂本正弘君） 失礼しました。あまり議長と話して上がっておりましたので、議案50号です、一般会計の当初予算のことでございます。

終わります。

議長（北田 彰君） ほかに討論はありませんか。

はい、怒留湯健蓉さん。

(怒留湯健蓉さん) 私は、請願2号の「人権侵害救済に関する法律」の制定に関する請願について、賛成の立場で討論をいたします。言葉を返すようで大変申し訳ございませんけれども、日常の暮らしの中で、いまだに女性差別、部落差別、障害者の差別、それからマイノリティに対する差別が現存することを自分の直接に見聞するものとして、この請願に賛成する見解を表明いたします。

わが国の人権に関わる法体系を見たときに、人権の啓発及び推進については、国際条約を批准してきた歴史に従い、国内法も不十分とはいえ、徐々に整備されつつあるところです。しかし積年の願いにも関わらず、依然としてわが国には人権侵害救済法、及び国内人権機関が存在しません。このことは国際機関から指摘されるまでもなく、大変憂慮される事態です。差別や人権侵害による被害者の多くが、現行の法律や制度によっては救済されず、泣き寝入りを強いられている現状に、私たちは謙虚に思いをいたさなければならないと思います。そしてその深刻な状況に照らし顧みるならば、迅速で簡易に救済を求められる実効性のある救済法と国内人権機関の設置が早急に必要であるということは論を待ちません。これまで政府が用意し、廃案となってきた、今ご指摘の人権擁護法案は、新たな人権機関の設置を目的とするというものではありませんでしたが、政府案のいう人権委員会は法務省の外局とされ、法務大臣が所管する上、中央にわずかな人権委員をおくというものでした。また、女性差別や退職強要、いじめ等の人権侵害については、厚生労働省の紛争解決機関に委ねてしまい、特別人権調査の権限は、厚生労働大臣にあるとしていることなど。あるいはまた独立性の保障されていない人権委員会がメディアに対して調査を行い、取材行為の中止等を勧告する権限を有していること。さらには在日外国人についても、規定が存在しませんでした。これではただいまご指摘のように、過去に人権侵害を繰り返してきた国家権力による新たな人権侵害を生む危険性があるし、また新たな差別とあるいは民主主義社会の基本である国民の知る権利を奪う危険性をはらんでいるという厳しい指摘があり、これらの理由で、政府案に対しては政府与党内にも根強い反対がありました。こういう状況で廃案となってきたわけですが、問題とされてきた独立性の担保やメディア規制条項、国籍条項といった政府案の本質的な欠陥については、部分的な見直しや一部手直しではなく、真に国内における人権侵害の克服に実効性のある法の制定、当該請願が言うように、国内人権機関の地位に関する原則、パリ原則を踏まえた新たな人権救済法の制定が今我が国には緊急不可欠であると考えられます。既に国際的には多くの国で実効性のある国内人権機関が次々に設置され、国際的な人権基準を国内レベルで実施することにおいても、大きな役割を果たしています。そのような潮流の中で、私たちはこれまでに1993年国連総会が採択したパリ原則の内容や、国際機関による

人権勧告等について学習し、また国際高等弁務官事務所やアジア太平洋国内人権機関フォーラムにおいて、あるいは韓国、タイ、ニュージーランド、ネパール、フィリピンといったアジア太平洋地域内国内人権機関の活動からも多くを学んできたところではあります。

そのような中、日本政府は1998年11月、国際人権規約委員会から警察や入国管理局職員による虐待を調査し、救済のため活動できる法務省から独立した機関を遅滞なく設置するよう勧告を受けています。

その経験からも、反差別国際運動日本委員会、世界人権宣言日本連絡会、部落解放同盟、全日本自治労等の皆さんが、政府案を抜本的に解体され、新たに構築してこられたパリ原則が規定する新たな人権侵害救済法の制定を求める当該請願は、誠に妥当であると言わなければなりません。

以上の理由によって、私は賛成の見解を明らかにいたします。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

福川幸子さん。討論は簡潔にお願いします。

（福川幸子君） はい、わかりました。意に添わぬかもしれませんが。

文教厚生常任委員長報告の陳情第1号、「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しないことを求める陳情書について、議会陳情になじまないということで不採択になったことに、反対討論をいたします。

国際社会は第2次世界大戦という悲惨な歴史的経験の中から、いかなる大義も持たない侵略戦争は不肖不義の犯罪的な戦争だったという共通の世界的な認識を持っているといわれております。1931年の満州事変から始まり、日本の生存権ということで、インド、オーストラリア、ニュージーランドを含む大東亜を支配することを目指して行われたこの戦争は、際立った無法さと人間を人間として扱わない野蛮さが日本の一般兵士、士官にも及んだということです。また、韓国、朝鮮の人々の併合の35年間も、人々の民族的な誇りを武力で踏みにじる残酷な歴史の連続であったのでしょうか。悪い面ばかりではない、よい面もあったと言われるかもしれませんが、支配された民族の心の痛みは計り知れないと思います。知人が亡くなる数年前から、先の戦争で私は罪なことをしてきた。自分の落とし子がどこかに生きているかもしれない。現地の女性を兵隊で廻した、嫌と思ってもやらねば、自分が隊の中で浮いてしまう。本当に戦争というものは人を変えてしまう。あんな戦争は二度としてはいけない。この平和を守ってほしいと話されました。このように、戦争について正しく伝えることが、私たち大人の役目だと思います。一般質問で紹介したように、各教科書、いろいろ記述に違いがありますが、生きる力、自分で考え、判断する力を育成するためにも、子どもたちに史実を伝える教科書を公正

かつ民主的に選ばれることは大切だと思います。

よって、陳情第1号に賛成の立場から委員長報告に反対をいたします。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

はい、奈田臣也君。

（奈田臣也君） 私はですね、「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しないことを求める陳情書ですね、不採択に賛成する討論を行います。

第1にですね、陳情書の中には、日本は侵略戦争を正当化し、歴史を歪曲していると書いてありますが、私はこのような考え方には賛成できておりません。私は戦争そのものが国籍を問わず、侵略戦争を伴っておることにつきましてはですね、さしたる理由は申しませんし、その意味では侵略戦争にもなるかと思えますけれども、しかしながら、現在の日本政府がですね、少しでも戦争、特に第2次大戦をですね、正当化しているということは一切ございません。それよりですね、日本政府は戦争を深く反省し、二度と戦争は絶対しないとくり返しくり返し、公式に表明しております。戦争をしないことを公言するという事は、侵略戦争を正当化せずに、歴史を正しく評価している結果というふうに私は考えております。

第2に、陳情書の中に教科書選定は公正かつ民主的に選ばなければならない。また、扶桑社の採択率は0.039%にとどまったとありますが、このことはいかにも教科書の選定がゆがんだ形の中で選ばれるというようなニュアンスがありますが、私に言わせれば、逆にこのような陳情書等ですね、提案こそがですね、公正かつ民主的ですね、そのようなことを書いた行為でありですね、特に新日本婦人会の皆さんや共産党などのですね、ある種のイデオロギーの研究をした人々がこのようなことをすること事態がですね、公平、公正さをですね、ゆがめているのではないかというふうには考えております。特に扶桑社の採択率が0.039%と低いものになっておりますのも、こういう方々の公正さを欠いた圧力の結果がですね、このような結果を招いていると、そのように私は考えております。

第3にですね、扶桑社の教科内容が不当であると批判することはですね、批は結構でございますけれども、今回の陳情書のようにですね、教科書がゆがんでいるとか、間違っているとか、あるいは自分の思想に反するからということで、このように陳情すること、また今申し上げましたように、教科書選定に圧力をかけることはですね、言論の自由、出版の自由を侵すものでですね、特に私は許し難い行為であると考えております。

第4点に、国の独立の基礎は平等を守り、主権を守り、国民を守ることにあります。特に国家の主権とはですね、他国の一種の影響を受けず、自国の考えで物事を決定していくこととあります。中国、韓国からの日本に対する現在の教科書批判は

ですね、いろんな情報を検討してみますと、日本を悪者にしてそれによって自国の愛国精神を植え付けていこうというような、政治姿勢がですね、十分に私は見受けられます。

私は現在の日本の行きすぎたですね、このような行き過ぎた教科書問題は、中国、韓国にりえする結果を招き、なおかつわが国ですね、主権を自らが及ぼすこととなり、国益からいたしまして、いかがなものかと心配をいたしております。

以上のような理由により、私は不採択に大賛成であります。

以上であります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで、討論を終わります。

まず、議案について、ただいま討論がありました、議案第50号を除き、一括採決します。

お諮りします。

議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号。

以上の22案件について、各常任委員長の報告は、可決であります。

討論のあった議案第50号を除き、一括採決します。

議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号について、各常任委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、以上の案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第50号については、異議がありますので、起立によって採決します。

議案第50号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者 起立〕

議長（北田 彰君） 起立多数です。



したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
次に、請願について採決します。  
請願第1号、請願第2号は、各常任委員長の報告は、採択であります。  
請願第1号は経済常任委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、経済常任委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

次に、請願第2号は、異議がありますので、起立によって採決します。

請願第2号は、総務常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、請願第2号は、委員長の報告のとおり、採択されました。

次に、陳情第1号、「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しないことを求める陳情については、文教厚生常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。

陳情第1号は、採択することに賛成の方は、起立を願います。

失礼しました。やり直します。

したがって、原案について採決します。

採決は起立によって行います。

陳情第1号は、採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立少数です。

したがって陳情第1号は、不採択になりました。

ここで、全員協議会開催のため、20分間、暫時休憩します。

-----  
休憩 午後1時37分

開議 午後2時55分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----  
日程第2 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議長（北田 彰君） 日程第2、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、中村昭君、緒方正俊君、中野數馬君、開田元二郎君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、中村昭君、緒方正俊君、中野數馬君、開田元二郎君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員について、茨木幸子君、野田恵君、坂本修一君、工藤公男君を指名します。

訂正します。順番どおりいきます。1番が茨木幸子君、2番、野田恵君、3番が工藤公男君、4番に坂本修一君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名した方を、選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、茨木幸子君、野田恵君、工藤公男君、坂本修一君、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充員の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま指名しました順序にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順位は、ただいま指名した順位に決定しました。

-----  
日程第3 新庁舎建設検討特別委員会の設置について

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、新庁舎建設検討特別委員会の設置についてを議題とします。

新市の庁舎建設については、新市体制整備検討委員会で、一日も早い着工のため、検討内容を新市に引き継ぐ要望となっております。

このことにより、新たに本委員会を設置するものであります。

お諮りします。

新庁舎建設検討特別委員会委員の設置について、12人の委員で構成する特別委員会を設置し、これを付託し、調査することに決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

新庁舎建設検討特別委員会の設置について、12人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託し、調査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、新庁舎建設検討特別委員会委員の選任については、菊池市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります特別委員の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12人の委員で構成する新庁舎建設検討特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、新庁舎建設検討特別委員会を開催し、正副委員長を互選のため、暫時休

憩します。

-----  
休憩 午後 3 時 0 0 分

開議 午後 3 時 0 1 分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、新庁舎建設検討特別委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

委員長に境和則議員、副委員長に水元征雄議員。

以上です。

-----  
日程第 4 政治倫理条例策定特別委員会の設置について

議長（北田 彰君） 次に、日程第 4、政治倫理条例策定特別委員会の設置についてを議題とします。

菊池市政を担う市議会議員等が厳粛な信託を受けた特別の地位にあることにかんがみ、その職務の遂行において、廉潔、公正、公平を保持するために必要な倫理及びこれを確保するための手続を定めることにより、市民の信頼に値する政治倫理の向上を図り、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とし、新たに本委員会を設置するものです。

お諮りします。

政治倫理条例策定特別委員会の設置については、12人の委員で構成する特別委員会を設置し、これを付託し、調査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

政治倫理条例策定特別委員会の設置について、12人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託し、調査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました政治倫理条例策定特別委員会の委員の選任については、菊池市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付してあります特別委員名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12人の委員で構成する、政治倫理条例策定特別委員会委員に選任することに決定しました。

〔「名簿が違う」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） それでは、政治倫理特別委員会の委員の名簿を発表します。

二ノ文伸元君、岩根孝明君、怒留湯健蓉さん、安武俊右君、隈部忠宗君、山瀬義也君、森俊二君、岩下満州子さん、出口サチコさん、工藤道昭君、久川知一君、三池健治君、以上です。

よかですか。

お諮りします。

ただいま設置されました政治倫理条例策定特別委員会の委員の選任については、菊池市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります特別委員名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12人の委員で構成する、政治倫理条例策定特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、政治倫理条例策定特別委員会を開催し、正副委員長を互選するため、暫時休憩します。

-----  
休憩 午後3時05分

開議 午後3時06分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定により、政治倫理条例策定特別委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

委員長に工藤道昭議員、副委員長に出口サチコ議員。

以上です。

-----  
日程第5 意見書案第1号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第5、意見書案第1号「地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議員、中山和幸君。

[ 登壇 ]

( 中山和幸君 ) 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出についての提案理由を説明いたします。

地方六団体は、基本方針 2 0 0 4 に基づく政府からの要請により、昨年 8 月に地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。しかしながら、昨年 1 1 月の三位一体の改革についての政府、与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成 1 6 年度分を含め、概ね 3 兆円とし、その約 8 割を明示したものの、残りの約 2 割については平成 1 7 年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。よって、政府においては平成 5 年の衆参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった、国民の意思を改めて確認し、真の三位一体改革の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

#### 記

- 1 地方六団体の改革案を踏まえた概ね 3 兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- 2 生活保護費負担金及び義務費教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取扱いは、国と地方の協議の場において協議、決定するとともに、国庫負担率の引き下げは、絶対認められないこと。
- 3 政府の改革案は地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
- 4 地方六団体の改革案で示した、平成 1 9 年度から 2 1 年度までの第 2 期改革案について、政府の方針を早期に明示すること。
- 5 地方交付税制度については、基本方針 2 0 0 4 及び政府、与党合意に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み、地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保償機能、財源調整機能を十分に強化すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

以上のようなことで、提出をお願いいたします。

ちょっと済みません、言い忘れました、大変失礼をいたしました。提出先につきましては、衆議院議長から参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、郵政民営化

・経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣までをお願いします。

議長（北田 彰君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、意見書案第1号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

意見書案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----  
日程第6 意見書案第2号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第6、意見書案第2号「地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議員、中山和幸君。

〔登壇〕

(中山和幸君) 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について、意見書を朗読しながら説明をいたします。

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治に係る地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は近時大きく変化してきている。また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は、一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能のさらなる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。こうした課題は、現行の地方自治法制度後60年経過し、「議会と首長との関係」等に関わる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度は実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自立性を発揮して初めて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応して議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、議長に議会招集権を付与すること。委員会に議案提出権を認めること。議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改革が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年7月7日、熊本県菊池市議会議長、北田彰。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

以上、提出をお願いします。

議長(北田 彰君) 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。



これで質疑を終わります。

次に、意見書案第2号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

意見書案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----  
日程第7 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

議長（北田 彰君） 次に、日程第7、「委員会の閉会中の継続審査並びに調査について」を議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 小川会館建設特別委員会
- 1 小川会館建設に関すること
- 新庁舎建設検討特別委員会
- 1 新庁舎建設に関すること
- 政治倫理条例策定特別委員会
- 1 政治倫理条例の策定に関すること

議会運営委員長及びに各常任委員長並びに各特別委員長から、所管事務調査事項について、議席に配布の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----  
追加日程第1 議案第65号 助役の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、議案第65号、助役の選任につき同意を  
求めることについて、議題とします。

本案について、地方自治法第117条の規定に係る議員は、除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 議案第65号、助役の選任につき同意を求めることについて、  
ご説明申し上げます。

このたびの市町村合併により、不在となっておりました助役につきまして、地方自治法第162条の規定に基づき、選任いたしたく、議会の同意をお願いするもの

です。

ご承知のとおり、合併により新菊池市が誕生いたしました。本市を取り巻く内外の情勢は極めて厳しいものがあります。これらに対応するためには、市長を補佐する助役の職務は大変重要であります。このような中に、地方自治全般に精通され、人格、識見共に優れ、その職務に最も相応しい適任者の人選を進めてまいりました。その結果、永年、熊本県職員として勤務され、本年3月、菊池地域振興局長をもって退職されております、菊池郡菊陽町大字久保田2752番地3、村上建二氏、昭和19年9月19日生まれを選任いたしたく、提案申し上げます。

議員各位の満場一致のご同意をお願いするものでございます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

採決は、起立によって行います。

議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

-----  
追加日程第2 議案第66号 収入役の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 追加日程第2、議案第66号、収入役の選任につき同意を求めることについて、議題とします。

本案について、地方自治法第117条の規定に係る議員は、除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 議案第66号、収入役の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。市町村合併により、新市発足時より、収入役職務代理者をおき、事務の執行を行ってまいりましたが、今回、地方自治法第168条第7項の規定に基づき、収入役を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

ご承知のとおり、出納事務を司る収入役の職務は、その特殊性と重要性に鑑み、真に信頼され、事務処理にも優れた高潔な人格が要求されます。このような要件を備え、かつ市政全般に精通し、その職務に最も相応しい適任者の人選を進めました結果、菊池市隈府946番地18、高本信男氏、昭和20年9月1日生まれを選任いたしたく、ご提案申し上げます。

議員各位の満場一致のご同意をお願いするものでございます。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありあませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。

採決は、起立によって行います。

議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[ 賛成者 起立 ]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

-----  
追加日程第3 議案第67号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第68号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 追加日程第3、議案第67号、議案第68号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、以上2議案を一括議題としたいと思います。

2議案について、地方自治法第117条の規定に係る議員は、除斥する必要があります。関係する議員の退席を求めます。

[関係議員の退席]

議長（北田 彰君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 議案第67号並びに議案第68号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

市町村合併により、新市発足時より、不在となっておりました監査委員につきまして、今回、地方自治法第196条の規定に基づき、選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関し、優れた識見を有する者とされており、識見を有する委員に、議案第67号、菊池市森北1568番地、宮川貞雄氏、昭和28年1月16日生まれを、議員の内から選任する委員に議案第68号、菊池市野間口262番地、横田輝雄氏、昭和15年2月5日生まれの両氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、起立によって行います。

議案第 67号を採決します。

議案第 67号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[ 賛成者 起立 ]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第 67号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 68号を採決します。

議案第 68号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[ 賛成者 起立 ]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第 68号は、原案のとおり可決されました。

ここで、横田輝雄君の除斥を解きます。

-----

追加日程第 4 議案第 69号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第 70号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第 71号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第 72号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第 73号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 追加日程第 4、議案第 69号から議案第 73号、「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、以上 5 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 議案第 69号から議案第 73号、教育委員会委員の任命につき

同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

市町村合併により、新市発足時より、暫定教育委員会として5名の委員を選任し、教育委員会の事務を執行してまいりました。今回、その任期が本日で終了するため、新たに5名の委員さんを任命する必要があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員は、人格が高潔で、教育、学術、及び文化に関し識見を有する者とされており、十分に検討いたしました結果、議案番号順に、菊池市片角329番地2、昭和19年5月2日生まれ、田中忠彦氏、菊池市野間口487番地3、昭和11年5月20日生まれ、茅嶋祐一氏、菊池市旭志弁利972番地、昭和23年3月31日生まれ、水上玲子さん、菊池市七城町加恵287番地1、昭和28年9月22日生まれ、荒木孝子さん、菊池市泗水町亀尾3045番地、昭和25年9月19日生まれ、久川寛實氏、以上の5名の方を任命いたしたく、ご同意をお願いするものです。

よろしくお願い申し上げます。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定により、市町村の設置後、最初に任命される委員の任期は2人が4年、残り3人が各3年、2年、1年の任期となっております。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、起立によって行います。

議案第69号を採決します。

議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号を採決します。

議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号を採決します。

議案第71号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号を採決します。

議案第72号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号を採決します。

議案第73号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

-----  
追加日程第5 議案第74号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第75号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第76号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決



議長（北田 彰君） 議案第74号から議案第76号、「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、以上3議案を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[ 登壇 ]

市長（福村三男君） 議案第74号から議案第75号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

市町村合併により、新市発足時より、不在となっておりました公平委員会委員につきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

公平委員会は、3人の委員をもって組織されており、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者とされております。十分検討いたしました結果、議案順に、菊池市泗水町吉富2484番地3、昭和16年10月23日生まれ、白井幹郎氏、菊池市隈府930番地、昭和15年5月9日生まれ、針鐵男氏、菊池市旭志新明2274番地1、昭和16年12月17日生まれ、山田武人氏の3名の方を選任いたしたく、ご同意をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、起立によって行います。

議案第74号を採決します。

議案第74号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号を採決します。

議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号を採決します。

議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

-----  
追加日程第6 議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

議案第80号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 追加日程第6、議案第77号から議案第81号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、以上5議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 議案第77号から議案第81号、固定資産評価審査委員会委員

の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会につきましては、新市発足時より、暫定の審査委員会を設立し、対応してまいりましたが、今回、条例定数を5人と定め、選任をいたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

固定資産評価審査委員は、地方税法の規定により、固定資産の評価について学識経験を有する者とされており、十分検討いたしました結果、議案番号順に、菊池市泗水町豊水621番地、昭和30年10月30日生まれ、大島弘美さん、菊池市七城町小野崎259番地、昭和10年11月25日生まれ、加藤浩介氏、菊池市隈府166番地、昭和31年3月2日生まれ、富田和子さん、菊池市西寺2012番地、昭和11年2月23日生まれ、中田一幸氏、菊池市旭志伊坂258番地、昭和10年1月25日生まれ、山田三男氏、以上の5名の方を選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、起立によって行います。

議案第77号を採決します。

お諮りします。

議案第77号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号を採決します。

議案第78号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号を採決します。

議案第79号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号を採決します。

議案第80号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号を採決します。

議案第81号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

-----  
追加日程第7 意見書案第3号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSE  
の万全な対策を求める」意見書の提出について  
上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第7、意見書案第3号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議員、森隆博君。

（森 隆博君） 意見書第3号、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書。

国内でBSE（牛海綿状脳症）感染牛が確認されて以来、政府は、と畜されてる全ての牛の検査及び特別危険部位の除去、飼料規制の徹底等を行い、牛肉に対する信頼回復に務めてきました。また、2003年に米国でBSEの発生が確認されてからは、米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止してきました。

ところが、政府は、20ヶ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外することを決め、さらにいま、米国産牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めています。

しかし、国内でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が発生するなど、依然としてBSEに対する国民の不安が続いています。BSEはその発生原因も科学的に十分解明されておらず、そうした中での全頭検査の見直しや米国産牛肉等の輸入再開は、消費者の不安を増大させるものです。

しかも、米国産牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べて不十分な対策のままとなっており、日本が求めている汚染状況等の情報開示にも非協力的です。

よって、政府に対し、下記の事項を重点課題として、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対するとともに、引き続き、BSE問題への万全な対策を求めます。

## 記

### 1．米国産牛肉の輸入再開問題について

米国産の牛肉等に対するBSE対策については、下記のような問題点があることから、拙速な輸入再開を行わないよう求めます。

米国ではと畜される牛で、BSE検査を行っているのは全体の1%以下にしかすぎないこと。

生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確に出来ず、現在、検討されている目視による骨化や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じさせること。

特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は30ヶ月齢以上の牛に限られていること。

米国では除去された特定危険部位を処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、使用時に誤って牛に与える危険性があること。

### 2．国内のBSE対策について

国内では、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛をと畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含め対策強化がこれから実施される予定であり、全頭検査の見直しはこれらの一連の対策の実効性が確認された後に検討されるべき

です。

さらに、検査緩和をおこなうと、若齢牛での検査ができずに、検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくることが予想されます。そのため、上記の対策を万全に実施するとともに、各自治体で行う全頭検査に対して、財政措置を継続するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。平成17年7月7日。熊本県菊池市議会議長、北田彰。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、食品安全担当大臣、以上4名の大臣に提出を行います。

議長（北田 彰君） 以上で趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

次に、意見書案第3号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

意見書案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 8 意見書案第 4 号 「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求め  
る意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第 8、意見書案第 4 号「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議員、中原繁君。

（中原 繁君） 意見書案第 4 号「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求める意見書。

政府は、平成 13 年の「人権擁護推進審議会答申」並びに人権問題に対する国際的潮流に鑑み、閣議決定された「人権擁護法（案）」を国会に提出、4 回にわたってこの審議が行われましたが、残念ながら平成 15 年 10 月の衆議院解散によって廃案となり、「人権侵害の救済に関しては、法的措置を講じること」と明記した人権擁護審議会の答申が実現を見ないままです。

そのような現状の中、熊本県においては、元ハンセン病患者に対する宿泊拒否や同和地区を特定し誹謗するインターネットによる人権侵害等が発生し、菊池市においても差別文書が市役所へ投函されるなど、部落差別をはじめ様々な人権侵害が未だ払拭されない現状にあります。

したがって、その根本的解決のためには、何としても人権救済に関する法律の制定は急務であります。

21 世紀を真の人権の世紀としていくため、また本市が、平成 17 年 3 月に、すべての市民の人権が尊重される社会を実現していくために策定した「菊池市部落差別等撤廃人権擁護に関する条例」の具体化の為にも、「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求めます。

なお、法制定に当たっては、その実効性を高めるため、下記事項についても配慮いただきますよう要望します。

#### 記

1 1998 年に国連で採択された「パリ原則」を踏まえ、新たに設置される人権委員会は、その独立性を確保するため、内閣府の外局とし、国家行政組織法 3 条委員会とすること。

2 人権侵害救済が、迅速かつ効果的に実施されるため、少なくとも都道府県ごとに地方人権委員会を設置されること。

3 国や都道府県ごとに設置される人権委員会の構成は、人権問題・同和問題に精通した委員を選任すること。

4 人権委員会は、マスメディアの取材や報道に対する規制、各種人権団体の自主的活動に対して不当な干渉を行うことなく、十分な連携を図られながら活動されること。

5 人権擁護委員会制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と連携を図りながら活動できるようにされること。

以上であります。提出先は、内閣総理大臣、小泉純一郎君、内閣官房長官、細田博之君、総務大臣、麻生太郎君、法務大臣、南野知恵子さん。

以上を予定いたしております。

議長（北田 彰君） 以上で趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

次に、意見書案第4号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

甲斐健彦君。

（甲斐健彦君） 本意見書の提出については、先の請願第2号、人権侵害救済に関する法律の制定に関する請願について、その討論で私が述べました反対の理由、それに基づいて提出することに反対を表明します。

議長（北田 彰君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

異議がありますので、起立によって採決します。



意見書案第4号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立をお願いします。

[賛成者 起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成17年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

-----  
閉会 午後3時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 樋 口 正 博

菊池市議会議員 二ノ文 伸 元

# 付 録

平成 17 年第 1 回定例会付議事件一覧および審議結果表  
( 6 月 17 日・7 月 7 日議決 )

議案番号	件名	審議結果
議員提出 議案第 5 号	専決処分事項の指定について	原案可決
議案第 23 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市一般会計暫定補正予算)	原案承認
議案第 24 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市国民健康保険事業特別会計暫定補正予算)	原案承認
議案第 25 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市介護保険事業特別会計暫定補正予算)	原案承認
議案第 26 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市簡易水道事業等特別会計暫定補正予算)	原案承認
議案第 27 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算)	原案承認
議案第 28 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計暫定補正予算)	原案承認
議案第 29 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 17 年度菊池市一般会計暫定予算)	原案承認
議案第 30 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 17 年度菊池市国民健康保険事業特別会計暫定予算)	原案承認
議案第 31 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 17 年度菊池市老人保健医療事業特別会計暫定予算)	原案承認

議案第 3 2 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 1 7 年度菊池市介護保険事業特別会計暫定予算)	原案承認
議案第 3 3 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 1 7 年度菊池市簡易水道事業等特別会計暫定予算)	原案承認
議案第 3 4 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 1 7 年度菊池市公共下水道事業特別会計暫定予算)	原案承認
議案第 3 5 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 1 7 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算)	原案承認
議案第 3 6 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 1 7 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計暫定予算)	原案承認
議案第 3 7 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 1 7 年度菊池市農業集落排水事業特別会計暫定予算)	原案承認
議案第 3 8 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 1 7 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計暫定予算)	原案承認
議案第 3 9 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 1 7 年度菊池市水道事業会計暫定予算)	原案承認
議案第 4 0 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 1 7 年度菊池市公共下水道事業特別会計暫定補正予算)	原案承認
議案第 4 1 号	菊池市総合計画策定審議会条例の制定について	原案可決
議案第 4 2 号	菊池市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	原案可決
議案第 4 3 号	菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘財政調整基金条例の制定について	原案可決

議案第 4 4 号	菊池市学校規模適正化審議会条例の制定について	原案可決
議案第 4 5 号	菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 6 号	菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 7 号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 8 号	菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 9 号	菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 0 号	平成 1 7 年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第 5 1 号	平成 1 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第 5 2 号	平成 1 7 年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算	原案可決
議案第 5 3 号	平成 1 7 年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第 5 4 号	平成 1 7 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算	原案可決
議案第 5 5 号	平成 1 7 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第 5 6 号	平成 1 7 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第 5 7 号	平成 1 7 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算	原案可決
議案第 5 8 号	平成 1 7 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第 5 9 号	平成 1 7 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算	原案可決
議案第 6 0 号	平成 1 7 年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第 6 1 号	菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案第 6 2 号	市町の境界変更について	原案可決
議案第 6 3 号	菊池広域連合規約の一部変更について	原案可決
議案第 6 4 号	菊池南部清掃組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について	原案可決
議案第 6 5 号	助役の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 6 6 号	収入役の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 6 7 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 6 8 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 6 9 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 7 0 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 7 1 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 7 2 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 7 3 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 7 4 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 7 5 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 7 6 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 7 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意

議案第 78号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 79号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 80号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第 81号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
報 告		
報告第 1号	継続費繰越の報告について	原案報告
報告第 2号	繰越明許費繰越の報告について	原案報告
報告第 3号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第 4号	七城町土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第 5号	泗水町土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第 6号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第 7号	有限会社ファーム菊池経営状況報告について	原案報告
報告第 8号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第 9号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第 10号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告
報告第 11号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第 12号	株式会社四季の里・旭志経営状況報告について	原案報告
報告第 13号	有限会社有朋の里泗水経営状況報告について	原案報告



議 事		
議事第 1 1 号	選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	委員 4 人当選 補充員 4 人当選
議事第 1 2 号	新庁舎建設検討特別委員会の設置について	原案可決
議事第 1 3 号	政治倫理条例策定特別委員会の設置について	原案可決
意見書案		
意見書案第 1 号	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について	原案可決
意見書案第 2 号	地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について	原案可決
意見書案第 3 号	「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSE の万全な対策を求める」意見書の提出について	原案可決
意見書案第 4 号	「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出について	原案可決
請 願		
請願第 1 号	「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSE の万全な対策を求める」請願書	採 択
請願第 2 号	「人権侵害救済に関する法律」の制定に関する請願	採 択
陳 情		
陳情第 1 号	「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しないことを求める陳情書	不 採 択

## 新庁舎建設検討特別委員会

### 新庁舎建設検討特別委員会名簿

川口良郎	森 誠雄	木下雄二	森 隆博
野口和夫	石本利治	上田 巖	水元征雄
中山和幸	荒木建令	境 和則	福島利徳

## 政治倫理条例策定特別委員会

### 政治倫理条例策定特別委員会名簿

二ノ文伸元	岩根孝明	三池健治	怒留湯健蓉
安武俊右	隈部忠宗	山瀬義也	森 俊二
岩下満州子	出口サチコ	工藤道昭	久川知一

菊池市議会会議録

平成17年第1回3月臨時会  
平成17年第1回6月定例会

平成17年8月発行

発行人 菊池市議会議長 北田 彰

編集人 菊池市議会事務局長 樋口 昭彦

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010



菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市大字隈府888  
電話 (0968)25-2325